

噂とフェイクニュース(誤情報)の歴史

第25回日韓・韓日歴史家会議
2025年11月14日～11月16日 ソウル

主催 日韓歴史家会議組織委員会
国際歴史学委員会日本国内委員会

共催 公益財団法人 日韓文化交流基金

目次

目次	i
日韓歴史家会議の趣旨	ii
第25回日韓歴史家会議 行事日程	v
第25回日韓歴史家会議 参加者名簿および報告者・討論者略歴	vii

日韓国交正常化60周年記念講演 — 日韓関係研究を開拓した先駆者の回顧
司会：洪宗郁（ソウル大学校）

私の日本留学記 金鉉球（キム・ヒョング 高麗大学校名誉教授、日本古代史）	13
朝鮮史研究の意味を求めつつけて 宮嶋博史（東京大学・成均館大学校名誉教授、朝鮮史）	24

第1セッション 東アジアにおける「誤情報」をめぐる歴史 司会：都珍淳（昌原大学校）

17世紀初頭における「琉球王子濟州殺害説」という噂の国際的契機 — 濟州島に対する「出陸禁止令」と関連して— 曹永憲（チョ・ヨンホン、高麗大学校、中国近世史）	53
生成AIと歴史学の仕組みからフェイクニュースの影響について考える 大知聖子（名城大学、中国史）	90
[討論] 岡本弘道（県立広島大学、東洋史、琉球史、近世海域アジア史など）	97
[討論] 趙元熙（チョ・ウォンヒ、延世大学校、中国中世史、モンゴル帝国史）	101

第2セッション 伝達過程における歴史的事実の再構成と変容 司会：曹永憲（高麗大学校）

『黄嗣永帛書』、そして歴史的記憶の再構成 蘇真瑩（ソ・ジニョン、ソウル大学校、朝鮮後期政治思想）	103
うわさを記述するときの試論 保科俊（東洋大学、社会学、社会心理学、社会情報学）	124
[討論] 米谷均（早稲田大学、中近世対外関係史）	132
[討論] 李炯俐（イ・アリ、東北アジア歴史財団、韓国近代史）	140

第3セッション 危機状況における情報伝達と虚偽情報 司会：林炳徹（韓国教員大学校）

虚偽と扇動：黒死病の流行とユダヤ人虐殺（pogrom）、1348-51年 李相東（イ・サンドン 成均館大学校、イギリス中世史）	143
感情と情報リテラシーが交差するところ—第二次世界大戦末期ドイツにおける噂、 ニュース、エゴ・ドキュメント 小野寺拓也（東京外国語大学、ドイツ現代史）	155
[討論] 佐々木博光（大阪公立大学、ヨーロッパ史、アメリカ史、ドイツ中近世史）	166
[討論] 崔成哲（チェ・ソン Chol 弘益大学校、西洋史学史、西洋知性史）	171

第4セッション 司会：鄭恵仲（梨花女子大学校）

総合討論	175
------	-----

「日韓歴史家会議」の趣旨

「日韓歴史家会議」は、平成12(2000)年5月に「日韓歴史研究促進に関する共同委員会」より日韓両国政府に提出された最終報告・提言のフォローアップとして、日韓両国の歴史研究者間の相互理解を深め、交流と協力の輪を広げる両国歴史研究者間の「交流の場」とすることを目的に設置されたものである。

日韓両国間における歴史の共同研究の必要性についてはことあるたびに強調されていたが、実際には歴史研究に関する両国の知的交流は決して十分ではなく、相手国の歴史家について、歴史研究の流れについて、互いに知るところが少ないというのが実状であった。そこで、日本史・韓国史の研究者に限らず、東洋史、西洋史分野を含めた幅広い研究者が参加し、両国国内の研究の状況、趨勢に関する自由な意見・情報の交換を行う場として、国際歴史学委員会の日韓両国国内委員会が中心となって本会議を設置することが合意され、平成13(2001)年11月にソウルで第1回目の会議を開催、その後毎年1回、東京とソウルで交互に会議が開催されている。

第1回 主題 「1945年以後の日韓両国における歴史研究の動向」

日時 平成13年11月22日(金)～24日(日)

会場 プラザホテル(ソウル)

第2回 主題 「世界史の中の近代化・現代化」

日時 平成14年10月18日(金)～20日(日)

会場 ホテルオークラ(東京)

第3回 主題 「『ナショナリズム』過去と現在」

日時 平成15年10月24日(金)～26日(日)

会場 ルネッサンスホテル(ソウル)

第4回 主題 「歴史研究における新たな潮流:伝統的知識の役割をめぐって」

日時 平成16年10月29日(金)～31日(日)

会場 ホテルはあといん乃木坂(東京)

第5回 主題 「歴史における宗教と信仰」

日時 平成17年10月28日(金)～30日(日)

会場 世宗ホテル(ソウル)

第6回 主題 「歴史家はいま、何をいかに語るべきか」

日時 平成18年10月27日(金)～29日(日)

会場 ホテルはあといん乃木坂(東京)

第7回 主題 「反乱か? 革命か?」

日時 平成19年11月16日(金)～18日(日)

会場 ロッテホテル(ソウル)

第8回 主題 「グローバル・ヒストリーの諸相と展望」

日時 平成20年10月31日(金)～11月2日(日)

会場 ホテルはあといん乃木坂(東京)

第9回 主題 「文化:受容と発展」

日時 平成21年10月30日(金)～11月1日(日)

会場 SHINE VILLE RESORT (済州)

- 第10回 主題 「『歴史を裁く』ことの意味」
日時 平成22年10月29日(金)～10月31日(日)
会場 ホテルはあといん乃木坂(東京)
- 第11回 主題 「社会最下層に対する比較史的考察」
日時 平成23年10月28日(金)～10月30日(日)
会場 世宗ホテル(ソウル)
- 第12回 主題 「世界史における中国」
日時 平成24年10月26日(金)～10月28日(日)
会場 ホテルアジア会館(東京)
- 第13回 主題 「世界史の中のイスラーム」
日時 平成25年10月25日(金)～10月27日(日)
会場 東北亜歴史財団会議室(ソウル)
- 第14回 主題 「世界史認識における‘アメリカ’の問題」
日時 平成26年11月7日(金)～11月9日(日)
会場 TKP カンファレンスセンター会議室(東京)
- 第15回 主題 「植民主義と脱植民主義:世界史的視野から」
日時 平成27年11月6日(金)～11月8日(日)
会場 ソウル大学校中央図書館ヤン・ドゥソクホール(ソウル)
- 第16回 主題 「現代社会と歴史学」
日時 平成28年11月4日(金)～11月6日(日)
会場 都市センターホテル会議室(東京)
- 第17回 主題 「東アジアの平和思想とその実践—歴史的考察」
日時 平成29年11月17日(金)～11月19日(日)
会場 東北亜歴史財団会議室(ソウル)
- 第18回 主題 「国際関係—その歴史的考察」
日時 平成30年11月16日(金)～11月18日(日)
会場 ホテルサンルート有明会議室(東京)
- 第19回 主題 「海洋／海域と歴史」
日時 令和元年11月8日(金)～11月10日(日)
会場 西江大学校 KIM Daegon Hall 会議室(ソウル)
- 第20回 主題 「越境をめぐる歴史」
日時 令和2年12月11日(金)～12月12日(土)
【オンライン開催】メイン会場は「ホテルマイステイズ御茶ノ水」 会議室 (東京)
- 第21回 主題 「伝染病と歴史」
日時 令和3年11月12日(金)～11月13日(土)
【オンライン開催】メイン会場は東北亜歴史財団 大会議室 (ソウル)
- 第22回 主題 「歴史研究の三分法をめぐって—過去・現在・未来」
日時 令和4年11月19日(土)～11月20日(日)
【ハイブリッド開催】会場「ホテルマイステイズ御茶ノ水」 会議室 (東京)

第23回 主題「歴史における戦争と文明」

日時 令和5年11月17日(金)～11月19日(日)

会場 ソウル大学校湖巖教授会館本館リリーホール・信陽人文学術情報館3階国際会議室

第24回 主題「描かれた歴史ー表象の歴史学をめぐって」

日時 令和6年11月16日(土)～11月17日(日)

【ハイブリッド開催】会場「ホテルマイステイズ御茶ノ水」会議室（東京）

第25回 主題「噂とフェイクニュース(誤情報)の歴史」

日時 令和7年11月14日(金)～11月16日(日)

【ハイブリッド開催】会場 大韓民国歴史博物館 講義室（ソウル）

また、平成14(2002)年の第2回会議からは、会議の開催を記念して、両国の歴史学界を代表する研究者が自身の歴史家としての歩みを語る講演会(「歴史家の誕生」)をあわせて開催している。

2002年	板垣雄三(東京大学名誉教授) 安丸良夫(一橋大学名誉教授)	高柄翊(元ソウル大学総長)
2003年	中塚明(奈良女子大学名誉教授)	李基白(韓国学術院会員)
2004年	佐々木隆爾(日本大学教授)	車河淳(西江大学名誉教授)
2005年	西川正雄(東京大学名誉教授)	李元淳(ソウル大学名誉教授)
2006年	樺山紘一(東京大学名誉教授)	柳永益(延世大学校碩座教授)
2007年	和田春樹(東京大学名誉教授)	金容燮(韓国学術院会員)
2008年	辛島昇(東京大学名誉教授)	安輝濬(明知大学校碩座教授)
2009年	角山榮(和歌山大学名誉教授)	李成茂(韓国学術院会会員)
2010年	深谷克己(早稲田大学名誉教授)	崔文衡(漢陽大学校名誉教授)
2011年	小谷汪之(東京都立大学名誉教授)	尹炳奭(仁荷大学校名誉教授)
2012年	荒井信一(茨城大学名誉教授)	韓永愚(ソウル大学校名誉教授)
2013年	濱下武志(東京大学名誉教授)	閔賢九(高麗大学校名誉教授)
2014年	古田元夫(東京大学大学院総合文化研究科教授)	劉仁善(前ソウル大学校教授)
2015年	石井寛治(東京大学名誉教授)	金泰永(慶熙大学校名誉教授)
2016年	田代和生(慶應義塾大学名誉教授)	金泳鎬(韓国学中央研究院碩座教授)
2017年	石上英一(東京大学名誉教授)	李泰鎮(ソウル大学校名誉教授)
2018年	木畑洋一(東京大学・成城大学名誉教授)	金容徳(ソウル大学校名誉教授)
2019年	油井大三郎(一橋大学・東京大学名誉教授)	朱明哲(韓国教員大学校名誉教授)
2020年	大門正克(早稲田大学特任教授)	盧明鎬(ソウル大学校名誉教授)
2021年	斎藤修(一橋大学名誉教授)	曹秉漢(西江大学校名誉教授)
2022年	久保亨(信州大学特任教授)	金旻賢(高麗大学校名誉教授)
2023年	永原陽子(京都大学名誉教授)	盧泰敦(ソウル大学校名誉教授)
2024年	脇村孝平(大阪経済法科大学客員教授)	尹炳男(西江大学校名誉教授)
2025年	宮嶋博史(東京大学・成均館大学校名誉教授)	金鉉球(高麗大学校名誉教授)

(注)

「日韓歴史研究促進に関する共同委員会」

平成8(1996)年6月の日韓首脳会談において、民間識者による歴史研究会の構成に合意したことにより、平成9(1997)年7月に発足したもの。同委員会は、2回の「日韓歴史フォーラム」と5回の運営委員による会議の開催等を実施し、これらの活動結果を総合しつつ、平成12(2000)年5月31日に「最終報告・提言」を政府に提出し、活動を終了した。

右「最終報告・提言」は、歴史研究及び教育を促進するための今後の課題として、「歴史関連の基礎情報及び資料に対するアプローチ方法の改善」、「歴史研究関連の人材育成のための奨学制度の拡充」、「歴史研究促進のための交流の場の拡充」、「歴史教材の開発協力等を通じた民間レベルの交流拡大」、「日韓間の文化財の交換展示」等を提案している。

第25回日韓歴史家会議 行事日程

「噂とフェイクニュース（誤情報）の歴史」

期 間：2025年11月14日（金）～11月16日（日）

会 場：大韓民国歴史博物館講義室（大韓民国ソウル特別市鍾路区世宗大路198）

11月14日（金）

■講演会「歴史家の誕生：日韓国交正常化60周年記念講演―日韓関係研究を開拓した先駆者の回顧」（16:00～18:00）

＜司会＞洪宗郁（ソウル大学校）

講演（韓国側）：私の日本留学記

金鉉球（キム・ヒョング 高麗大学校名誉教授、日本古代史）

講演（日本側）：朝鮮史研究の意味を求めつつけて

宮嶋博史（東京大学・成均館大学校名誉教授、朝鮮史）

■夕食会（18:00～20:00）

11月15日（土）

■開会式（9:30～10:00）

開会挨拶

両国参加者紹介

■【第1セッション 東アジアにおける「誤情報」をめぐる歴史】（10:00～12:00）

発表各40分、討論各20分（すべて同時通訳を予定）

＜司会＞都珍淳（昌原大学校）

[発表] 17世紀初頭における『琉球王子濟州殺害説』という噂の国際的契機

―濟州島に対する「出陸禁止令」と関連して―

曹永憲（チョ・ヨンホン、高麗大学校、中国近世史）

[討論] 岡本弘道（県立広島大学、東洋史、琉球史、近世海域アジア史など）

[発表] 生成AIと歴史学の仕組みからフェイクニュースの影響について考える

大知聖子（名城大学理工学部、中国史）

[討論] 趙元熙（チョ・ウォンヒ、延世大学校、中国中世史、モンゴル帝国史）

全体討論

■ 昼食（12:00～13:00）

■【第2セッション 伝達過程における歴史的事実の再構成と変容】（13:00～15:00）

発表40分、討論各20分（すべて同時通訳を予定）

＜司会＞曹永憲（高麗大学校）

[発表] 『黄嗣永帛書』、そして歴史的記憶の再構成

蘇真瑩（ソ・ジニョン、ソウル大学奎章閣韓国学研究院、朝鮮後期政治思想）

[討論] 米谷均（早稲田大学、中近世対外関係史）

[発表] うわさを記述するときの試論

保科俊（東洋大学井上円了哲学センター、社会学、社会心理学、社会情報学）

[討論] 李姍俐（イ・アリ、東北アジア歴史財団、韓国近代史）

全体討論

■ 15:00 -15:30 休憩

■ 【第3セッション 危機状況における情報伝達と虚偽情報】（15:30～17:30）

発表各40分、討論各20分（すべて同時通訳を予定）

<司会> 林炳徹（韓国教員大学校）

[発表] 虚偽と扇動：黒死病の流行とユダヤ人虐殺（pogrom）、1348-51年

李相東（イ・サンドン、成均館大学校、イギリス中世史）

[討論] 佐々木博光（大阪公立大学、ヨーロッパ史、アメリカ史、ドイツ中近世史）

[発表] 感情と情報リテラシーが交差するところ—第二次世界大戦末期ドイツにおける噂、

ニュース、エゴ・ドキュメント

小野寺拓也（東京外国語大学、ドイツ現代史）

[討論] 崔成哲（チェ・ソン Chol 弘益大学校、西洋史学史、西洋知性史）

全体討論

■ 大韓民国歴史博物館見学（17:30～18:00）

■ 夕食会（18:00～20:00）

11月16日（日）

■ 【第4セッション 総合討論】（9:30～12:00）

<司会> 鄭恵仲（梨花女子大学校）

総合討論

■ 閉会式（12:00～12:15）

参加者名簿（日本側）

（五十音順）

飯島 渉	IJIMA, Wataru	長崎大学	医療社会史
伊藤 俊介	ITO, Shunsuke	福島大学	朝鮮近代史、近代日朝関係史
大知 聖子	OCHI, Seiko	名城大学	中国史
岡本 弘道	OKAMOTO, Hiromichi	県立広島大学	東洋史、琉球史、近世海城アジア史、近世東ユーラシア国際関係史
小田中 直樹	ODANAKA, Naoki	東北大学	フランス社会経済史、歴史関連諸科学
小野寺 拓也	ONODERA, Takuya	東京外国語大学	ドイツ現代史
木畑 洋一	KIBATA, Yoichi	東京大学/成城大学	国際関係史
佐々木 博光	SASAKI, Hiromitsu	大阪公立大学	ヨーロッパ史、アメリカ史、ドイツ中近世史
長谷川 亮一	HASEGAWA, Ryouichi	立教大学	日本近現代史
濱下 武志	HAMASHITA, Takeshi	静岡県立大学	アジア近代史
保科 俊	HOSHINA, Shun	東洋大学	社会学、社会心理学、社会情報学
宮嶋 博史	MIYAJIMA, Hiroshi	東京大学 成均館大学校	朝鮮史
米谷 均	YONETANI, Hitoshi	早稲田大学	中近世対外関係史（日朝関係・日中関係・キリシタン関係史）

参加者名簿（韓国側）

（カナダラ順）

金旻	KIM, Min	ソウル大学校	日本近代史
金鉉球	KIM, Hyun Gu	高麗大学校	日本古代史
都珍淳	DOH, Jin Soon	昌原大学校	韓国近現代史
蘇真瑩	SOH, Jean Hyoung	ソウル大学校	朝鮮後期政治思想
李婀俐	LEE, Ari	東北アジア歴史財団	韓国近代史
李相東	LEE, Sang Dong	成均館大学校	イギリス中世史
李泰鎮	YI, Tae Jin	ソウル大学校	韓国近世近代史
林炳徹	LIM, Byung Chul	韓国教員大学校	西洋近代史
鄭恵仲	CHUNG, Hye Jung	梨花女子大学校	中国近代史
曹永憲	CHO, Young Hun	高麗大学校	中国近世史
趙元熙	CHO, Won Hee	延世大学校	中国中世史、 モンゴル帝国史
崔成哲	CHOI, Seong Cheol	弘益大学校	西洋史学史、西洋知性史
洪宗郁	HONG, Jong Wook	ソウル大学校	韓国近現代史

報告者・討論者略歴

【歴史家の誕生】

宮嶋博史 (MIYAJIMA, Hiroshi) 東京大学・成均館大学校名誉教授

専門:朝鮮史

京都大学文学部卒、同大学院博士課程修了。東京都立大学助教授、東京大学東洋文化研究所教授、成均館大学校東アジア学院教授などを歴任。

主要著書:

『朝鮮土地調査事業史の研究』(東京大学東洋文化研究所、1991年)、『両班:李朝社会の特権階層』(中公新書、1995年)、『明清と李朝の時代』(世界の歴史 12、共著、中央公論社、1998年)など。

金鉉球 (KIM, Hyun Gu) 高麗大学校名誉教授

専門:日本古代史、韓日関係史

高麗大学校史学科卒、早稲田大学大学院博士課程修了。文学博士。高麗大学校歴史教育科教授、東北アジア歴史財団理事、韓日歴史共同研究委員会委員などを歴任。

主要著書:

『임나일본부설은 허구인가』(창비, 2010年)、『임나 일본부 연구』(일조각, 1993年)、『大和政権の對外關係研究』(吉川弘文館, 1985年)など。

【第1セッション報告】

大知聖子 (OCHI, Seiko) 名城大学理工学部准教授

専門:中国史

岡山大学大学院文化科学研究科。博士(文学)。大東文化大学文学部非常勤講師、名城大学理工学部助教等を経て、現職。

主要著書:

『計量的分析を用いた北魏史研究』(汲古書院、2025年)、「歴史学と生成AI」(『文明動態学』4巻、2025年)、「探索的データ分析の歴史学研究への応用と実践」(『西洋史学』277号、2024年)など。

曹永憲 (CHO, Young Hun) 高麗大学校歴史教育科教授

専門:中国近世史

ソウル大学校大学院東洋史学科博士。弘益大学校歴史教育科教授等を経て現職。

主要著書:

『대운하 시대 1415-1784, 중국은 왜 해양 진출을 '주저'했는가』(민음사、2021年)、『대운하와 중국』

상인—회·양 지역 회주 상인 성장사, 1415~1784』, (민음사, 2011年)、『엘로우 퍼시픽—다중적 근대성과 동아시아』(共著、ソウル大学校出版文化院、2020年)など。

【第1セッション討論】

岡本弘道 (OKAMOTO, Hiromichi) 県立広島大学地域創生学部准教授

専門：東洋史、琉球史、近世海域アジア史、近世東ユーラシア国際関係史
京都大学大学院文学研究科。博士(文学)。関西大学COE-PD等を経て、現職。

主要著書：

『琉球王国海上交渉史研究』(榕樹書林、2010年)、『船の文化からみた東アジア諸国の位相：近世期の琉球を中心とした地域間比較を通じて』(編著、周縁の文化交渉学シリーズ；5、関西大学文化交渉学教育研究拠点、2012年)、『周縁と中心の概念で読み解く東アジアの「越・韓・琉」：歴史学・考古学研究からの視座』(編著、関西大学文化交渉学教育研究拠点、2012年)など。

趙元熙 (CHO, Won Hee) 延世大学校史学科副教授

専門：中国中世史、モンゴル帝国史*

ソウル大学校英語英文学科卒。ソウル大学校大学院東洋史学科修士。イエール大学大学院。歴史学博士。エルサレムヘブル大学、NYU Shanghai、韓国学中央研究院などを経て現職。

主要著書：

『관용적인 정복자 대원제국』(共著、東北アジア歴史財団、2023年)、
『몽골 평화시대 동서문명의 교류: 아비뇽에서 개경까지』(共著、梨花女子大学校出版文化院、2021年)、『캠브리지 몽골제국사』韓国語翻訳など。

【第2セッション報告】

保科俊 (HOSHINA, Shun) 東洋大学井上円了哲学センター客員研究員・非常勤講師

専門：社会学、社会心理学、社会情報学

東洋大学大学院博士前期課程修了。西武文理大学、清和大学非常勤講師などを務める。

主要著書：

「うわさや都市伝説を教育に活かす手法の提案」(『大学教育研究フォーラム発表論文集』、2023年)、「戦前期における「流言」論に関する研究」(『アジア文化研究所研究年報』、2022年)、「東日本大震災における流言の社会心理メカニズムの研究」(『東洋大学修士論文』2013年)など。

蘇真瑩 (SOH, Jean Hyoung) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院 専任研究員

専門：朝鮮後期政治思想

ソウル大学校大学院政治学博士。米国リーチ研究所ヘンリー・ルース財団博士後研究員、フランス人文社会科学財団DEA招聘研究員、Université Paris Citéフェロー、ドイツ・ヒルデスハイム

大学短期フェローなどを経て現職。

主要著書:

Remapping the World in East Asia: Toward a Global History of the "Ricci Maps." (共著、University of Hawaii Press, 2024年)、(論文)「 사라진 책들의 문헌학: 신해사옥(1791) 시기 외규장각에서 소각된 서학서와 그 특징」(2025年)、(論文) 소문과 정치: 조선 후기 유구(琉球) 왕자 살해설의 발생 및 유행에 대한 정치사적 접근(2023年)など。

【第2セッション討論】

米谷均 (YONETANI, Hitoshi) 早稲田大学商学部兼任講師

専門: 中近世対外関係史(日朝関係・日中関係・キリシタン関係史)

早稲田大学大学院文学研究科史学(日本史)専攻博士後期課程単位取得退学。修士(文学)

主要著書:

「中世日明関係における送別詩文の虚々実々」(『北大史学』55、北大史学会、2015年)、 「近世日朝関係における釜山と対馬での外交儀礼について」(『歴史学研究』1047、歴史学研究会、2024年)、 「コリヤード「懺悔録」に見える日欧相互不理解」(『民衆史研究』107、民衆史研究会、2024年)など。

李炯俐 (LEE, Ari) 東北アジア歴史財団研究委員

専門: 韓国近代史

ソウル大学校大学院国史学科博士。ソウル大学校歴史学部、同大学校歴史教育科、国民大学校情報と法研究所研究教授などを経て現職。

主要著書:

(論文)「여성의 일이 근대 직업이 될 때—일제하 ‘가사사용인(家事使用人)’ 범주를 중심으로」(『역사비평』150, 2025年.02)、(論文)「근대 가사서비스노동과 여성 이주 - 일제하 경성의 일본인 및 조선인 가사노동자를 중심으로-」(『한국민족문제연구』46, 2024年.06.)、(論文)「20세기 초 행랑살이의 확산과 쇠퇴의 맥락」(『역사민속학』65, 2023年.12.)など。

【第3セッション報告】

小野寺拓也 (ONODERA, Takuya) 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授

専門: ドイツ現代史

東京大学大学院人文社会系研究科修了。博士(文学)。昭和女子大学人間文化学部専任講師、東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授などを経て現職。

主要著書:

『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』(共著、岩波書店、2023年)、『野戦郵便から読み解く「ふつうのドイツ兵」—第二次世界大戦末期におけるイデオロギーと「主体性」』(山川出版社、2022年)、「ナチ体制と「感情政治」—第二次大戦下のクリスマス为例に」(『思想』1132号、2018年)など。

李相東 (LEE, Sang Dong) 成均館大学校史学科副教授

専門: イギリス中世史

イギリス・スターリング大学大学院歴史学博士。全南大学校歴史教育科助教授などを経て現職。

主要著書:

『중세 서유럽의 흑사병』(成均館大学校出版部、2023年)、(論文)“Recreating the Devotional space of Dunfermline Abbey Between Ca. 1124-1180,” *Comitatus* 46 (2015年)、(論文)“The Miracles and Cult of St Margaret of Scotland,” *Scottish Historical Review* 97(1) (2018年)、(論文)“Medical knowledge of medieval physician on the cause of plague during 1347/8-1351: traditional understandings to poison theory,” *Korean Journal of Medical History* 31(2) (2022年)など。

【第3セッション討論】

佐々木博光 (SASAKI, Hiromitsu) 大阪公立大学国際基幹教育機構准教授

専門: ヨーロッパ史、アメリカ史、ドイツ中近世史

京都大学大学院文学研究科博士後期課程西洋史学専攻修了。京都大学人文科学研究所西洋史部助手、大阪府立大学講師などを経て現職。

主要著書:

『マックス・ヴェーバーに構造的欠陥はあるのかー論破しがたいテーゼー』(翻訳、ミネルヴァ書房、2021年)、『中世のユダヤ人』(『岩波講座世界歴史:09』、共著、岩波書店、2022年)、「ペストの創作-17世紀ニュルンベルクの3つの歴史作品-」(『人文学論集』42巻、2024年)など。

崔成哲 (CHOI, Seong Cheol) 弘益大学校教養科副教授

専門: 西洋史学史、西洋知性史

ベルリン自由大学大学院歴史文化学部。哲学博士。西江大学校博士後課程研究院、西江大学校国際文化教育院専任講師などを経て現職。

主要著書:

『타나토스: 죽음의 서구 지성사』(도서출판 길, 2025年)、『폭력의 역사학』(西江大学校出版部, 2019年)、『역사와 우연』(도서출판 길, 2016年)、『과거의 파괴: 19세기 유럽의 반역사적 사상』(西江大学校出版部, 2012年)、『부르크하르트: 문화사의 새로운 신화를 만들다』(한길사, 2010年)など。

私の日本留学記

金鉉球(キム・ヒョング 高麗大学校名誉教授)

私は韓国人として初めて、現地に赴いて日本史の研究で博士学位を取得した。高麗大学校と早稲田大学との大学院生交換協定に基づき、1977年末から1985年初めまでの約7年半にわたり、早稲田大学で日本史を研究した。日本古代史の水野ゼミにおいて研究生1年半、修士課程2年、博士課程4年のあいだ研究を行った。その間、早稲田大学の推薦により日本の文部省奨学金を受給した。帰国後は1985年3月から2010年2月末までの25年間にわたり高麗大学校で日本史を講義した。私は、ほかの人なら留学を終えて帰国する年齢であろう33歳で留学に旅立ち、41歳で留学を終えた。

幼少期に祖父から中国史に関する話をたくさん聞いており、また高麗大学校史学科に入学してからは、中国古代史を担当しておられた鄭在覚(チョン・ジェガク)教授を尊敬していたため、中国古代史を学ぶつもりであった。1975年に大学院に進学した私は、鄭教授のもとを訪れて中国古代史を専攻したい旨を申し上げた。ところが鄭教授は「我が韓国にとって日本は中国に劣らず重要であるのに、韓国の大学において東洋史研究が中国史一辺倒になっているのはまちがったことである。金君は日本史を専攻してみたらどうか」とおっしゃり、その言葉がきっかけで日本古代史を専攻とすることになった。

しかし、いざ日本古代史を学ぼうとしてみると資料が乏しいので困惑していたその折、鄭教授の主導のもと、1976年に高麗大学校と早稲田大学との間で大学院生交換協定が締結され、私は選抜試験を経て1977年に早稲田大学へ留学することとなった。

三王朝交替説で著名な水野祐教授が私の指導教授に決まった。だが私は、研究生として在籍していた間、何を研究テーマとすべきかわからず、まずは指導教授の論文と、日本古代史における最大の争点である大化改新に関する論文を中心に読んだ。精緻で手がたい考証の論文を読むにつれ、越えるべき壁の高さと厚さを痛感した。しかし関連論文を読み進めるうち、韓国に関わる部分に隙間が見え始めてきた。

例えば、日本古代の史書である『日本書紀』(720)では、倭が369年から任那、すなわち加耶を支配し、562年にその地を新羅に奪われたとされている。そしてその頃から、親百済的な政策を主導していた蘇我氏を打倒して改新政権が成立する645年の乙巳の変に至るまで、新羅は任那地域に対する税を倭に献上していたという。ところが改新政権は、その政策を立案していた国博士の高向玄理を646年に新羅に派遣し、新羅が任那の地について献上していた税を免除する代わりに、647年には金春秋を人質として連行したとされている。日本の学界では、『日本書紀』のこのような記述を概ね歴史的事実として受け入れて、倭が4世紀中葉から6世紀中葉まで約200年間任那を直接支配し、その支配機構

として任那日本府を設置していたとする、いわゆる「任那日本府説」を唱えてきた。

だが、私は『日本書紀』に見える一連の記述を容易には認めがたかった。まず、当時の日韓間の文化の差異や交通・通信などの状況を考慮すると、倭が任那を 200 年以上も支配していたということ自体が信じ難いものであったし、また新羅が倭から任那を奪った後、その地についての税を 80 年以上も倭に献上していたということも到底受け入れられなかった。さらに、金春秋は当時の新羅における最高実力者であったのに、人質として連行されたということも信じられなかった。そこで私は、金春秋の渡日時の問題を修士論文のテーマに定めた。

さて、金春秋が 647 年に渡日するよりも前の 642 年、百済が新羅の大耶城を攻撃して金春秋の娘婿である品積を死に至らしめると、その報復のため、金春秋が軍事援助を得ようとして同年に高句麗に赴いたことがある。そして金春秋は、渡日の翌年である 648 年には唐にも入って支援要請を行っている。このように、金春秋が渡日の前後に軍事援助を求めて高句麗と唐に赴いたことから考えたとき、もしかすると彼は支援を求めするために渡日したのではないか、という考えが閃光のようによぎったのである。

そこで資料を探してみると、『旧唐書』の 648 年条には「新羅使が伝えた表によって唐と倭との関係が再び良好になった」と記されていた。『三国史記』において 648 年に新羅から唐に入った人物が誰であったかを調べてみると、それは金春秋であった。倭の表を唐に伝えた人物は金春秋だったのだ。したがって金春秋の 647 年の渡日は史実であると考えられる。もし 647 年に渡日していなかったならば、彼は唐に伝えた倭の表を手に入れることはできなかったからである。

ところで、倭が唐との和解を求める表を金春秋に託したということは、金春秋の渡日によって友好的な関係が成立したことを意味する。当時、金春秋は唐太宗との間に、唐の支援によって新羅が三国を統一した場合には大同江以南を新羅が領有し、以北を唐が領有するという約束を交わしていた。新羅と日本、日本と唐、新羅と唐の友好関係が、金春秋の努力によって形成されたといえる。すなわち、新羅・日本・唐の三国による連合体制ができあがったのである。したがって金春秋は、人質ではなく日本の支援を得るために渡日し、積極的な回答を得たのだという結論に至った。

そうであるとするならば、親百済政策を主導していた蘇我氏を打倒し、改新政権を誕生させた 645 年の乙巳の変、あるいはそのクーデタによって成立した改新政権は、むしろ親新羅的な政権であったのではないか、という考えが次に浮かんだ。

まず、改新政権は新たに「大化」という年号を採用し、天皇の居所を蘇我氏の勢力圏である飛鳥から、大阪の難波宮へと移した。まさに面目を一新したのである。

また、大化年間(645-649)の改新政権と朝鮮半島との関係を見ると、それまで頻繁であった百済との使節の交流は完全に断絶した一方で、ほとんど交流のなかった新羅とはほぼ毎年使節を交換するようになっていた。そこには改新政権の国博士である高向玄理と、新羅の実力者である金春秋の往来も含まれている。乙巳の変を契機として、倭の親百済政策が親新羅政策へと転換したことがわかる。

次に、改新政権の中核を担った人物の政治的立場について検討してみた。

まず、クーデタを計画したとされる内臣、中臣鎌足の「鎌足」という名は韓国の名前である。そして彼の出生地または別邸があった三島神社は、その約 7 割が新羅系の神を祀っていることから、鎌足は新羅系であった可能性が高い。また改新政権の左大臣としてクーデタによって皇位に即いた孝徳天皇の後継者である有間皇子の外祖父、阿部内麻呂の「阿部」氏は新羅系であるとする論文も存在する。そして右大臣の蘇我倉山田石川麻呂は、親百濟政策を主導していた蘇我氏の本宗家と対立し、その打倒の先頭に立った人物である。さらに、改新政権の政策を立案していた国博士の高向玄理と僧旻は、いずれも 608 年に派遣された遣唐留学生であり、僧旻は 632 年、高向玄理は 640 年に新羅を経由して帰国したが、その際、新羅がそれぞれに送使を付けて日本まで護送したという人物である。すなわち、改新政権の中核は多くが新羅と深い関係を有する人物たちだったのだ。

とりわけ、新政権で政策立案にあっていた二人の国博士は、唐に渡り、皇帝が官僚を通じて統治する姿を見て学んでいた。蘇我氏を頂点とする豪族連合体制を容認することはできなかつたろう。

蘇我氏は、南朝と緊密に交流していた百濟からの先進文物の導入に主導的役割を果たすことによって勢力を拡大してきた。しかし、中国の文化的中心が南朝から北朝の隋・唐へと移り、新羅が 553 年に対中国の通路である漢江河口を占領したことで、先進文物の導入という点においても、新羅と手を結ぶ方がより有利であるという事実を、二人の国博士は直接目にして帰国した。親百濟政策を主導していた蘇我氏をもはや容認することはできなかつた。そこで、国博士の高向玄理が乙巳の変の直後に新羅を訪れ、日本の事情を説明し、金春秋とともに帰国したのである。

結局、乙巳の変は、唐・新羅との関係を推進していた勢力が親百濟政策を主導していた蘇我氏を打倒したものであり、対外政策をめぐる対立から誘発されたものだといえる。大化改新は唐に対抗するために中央集権を強化するクーデタであった、とする日本の学界の通説を正面から批判したのである。私はこれを 400 字詰め原稿用紙 200 枚にまとめ、「7 世紀中葉における大和政権の対外政策」という題目として修士論文を提出した。日本の学生でも通常 3 年を要する修士論文を、2 年できちんとまとめ上げた。

望外の収穫も大きかった。任那問題は、支配の起源・経営の過程・終結という三つの部分でできている。ところが、金春秋は任那問題の終結のために人質となったという事実を否定することによって、任那日本府説の一つの柱が崩れ、残る柱である支配の起源や経営の過程についても成立が難しくなったのである。また、663 年の白村江の戦いが、大帝国である唐と朝鮮半島南部を支配していた小帝国日本との間に展開された古代の帝国主義戦争であったとする通説も、任那問題を否定することによって認め難くなった。修士論文を準備する中で、今後の研究課題が定まったことは思いがけない収穫であった。

1981 年、私は博士課程に進学した。当時の日本では、文学博士の学位を授与することもなければ、

それを取得しようとする者もほとんどなかった。その先頭に立っていたのが早稲田大学であった。教授の任用の際には学位を要求するのではなく、代表論文によって審査していた時代であった。博士の学位が必要ない以上、授与する気もなく、取得しようとする者もいなかったのである。学生たちは課程を終えると退学して就職していた時代である。早稲田大学文学部の教授でも、博士号を有する方は何名もおられなかった。退職する時にそれまでの業績を整理して博士号を取得していたのである。

しかし韓国では、大学に職を得ようとするならば博士号が必要であった。そこで私はいかにして博士号を取得するか思い悩んだ末、最初から博士論文ではなく単著を準備することにした。著名な出版社から単著を出版すれば、博士号を授与されるのではないかと考えたからである。

修士論文で任那日本府説の一角を崩したことから、博士課程 1 年目の 1981 年には、倭が任那を 200 年以上支配したというのがはたして事実であるのかどうかを明らかにすることにした。任那日本府問題は結局のところ当時の倭と朝鮮半島との関係なのだ、と考へ、そして国家間の関係というものは人的・物的な交流として現れるほかない、と考へたのだ。

そこで、『日本書紀』において任那経営が最も活発に行われたとされる 6 世紀前半のおよそ 50 年間について、『日本書紀』に見える倭と外国との人的・物的交流を比較してみることにした。中国との間では行きと戻りがいずれも 0 回であり、新羅・高句麗の間ではそれぞれ行きまたは戻りが 1 回のみ、任那の間では行きと戻りを合わせて 7 回にすぎなかった。これに対して百済との間では、倭から百済に使節を派遣したのは 14 回、百済から倭に使節を派遣したのは 23 回で、行きと戻りを合わせると 37 回にも及んでいる。他の国々とは格段の差があったことがわかった。

つまり、任那日本府説の論者たちの主張とは異なり、倭と朝鮮半島との関係は任那を中心に展開していたのではなく、百済との関係を中心に展開していたことがわかる。もちろん『日本書紀』の一つ一つの記事に問題がないわけではないだろうが、それでも交流の濃淡の差を確認する上では支障ないと考えられた。

百済との関係において、倭が百済に明示的に要求していたのは先進文物のみであり、百済が倭に明示的に要求していたのは軍事援助のみであった。実際に、百済は 9 回にわたり先進文物を提供し、倭は 9 回にわたり軍事援助を提供していたのである。したがって、倭と百済との関係は、軍事援助を提供する見返りとして先進文物を導入するという特殊な備兵関係であったと規定した。任那日本府説の基盤となる『日本書紀』を用い、単純かつ明快に結論を下したのである。

ところで、倭に先進文物を提供し軍事援助を伴って戻った百済の使節の中には、日本の豪族の子弟で百済に渡り官僚として勤務していた、いわゆる「日系百済官僚」がつねに含まれていた。言語の疎通という面からみて、これら日系百済官僚が属していた豪族は、もしかすると朝鮮半島から日本に渡った人々ではないかと私は考へ、調査を始めた。百済に渡って 46(537-583)年間も官僚を務めた九州の豪族・日羅について調べてみると、没後に彼が葬られた故郷は「クダラキ(百済来)」とされており、

百済から渡った人々が居住した地だとされていた。そして、日系百済官僚が最も多く輩出した紀臣について調べてみると、その祖先神は「カラクニカラノカミ」と称され、韓国から渡来した神であるとされていた。このようにして、日系百済官僚が輩出した豪族はすべて朝鮮半島から渡来した豪族であったという事実までも明らかにすることができた。それらすべてを400字詰め原稿用紙400枚にまとめた。

博士課程2年目の1982年には、乙巳の変によって成立した親新羅政権が、663年に百済復興軍の支援のための大軍を派遣する親百済政策へと回帰したという、修士論文の後半部分で扱った内容を取り上げ、それはなぜなのかを明らかにする作業に着手した。

学界ではすでに、乙巳の変によって成立した改新政権は親新羅政権だったのではないかと、という疑問は提起されていた。しかし、『日本書紀』によれば中大兄皇子が645年の乙巳の変を主導したとされている。そして彼は後の天智天皇であり、百済復興軍を支援するために663年の白村江の戦いに大軍を派遣している。したがって、彼が主導した乙巳の変によって成立した改新政権も、蘇我氏と同様に親百済政権であったというのが通説であった。

一方で『日本書紀』によれば、中大兄皇子は645年の乙巳の変によって、母である皇極天皇(642-645)を退位させ、外叔父の孝徳天皇(645-654)を推戴したとされている。ところが、654年に孝徳天皇が崩御すると、退位させていた母の皇極天皇を斉明天皇(655-661)として再び推戴したとされている。そして斉明天皇の崩御後、7年間の空位期を経て、彼は天智天皇(668-671)として即位する。白村江の戦いに援軍を派遣したとされているのは、その間の663年のことである。

自らが推戴した外叔父の孝徳天皇が崩御した後に母の皇極天皇を斉明天皇として再び推戴した中大兄皇子が、それにもかかわらず、その前の645年には、母の皇極天皇を退位させて外叔父の孝徳天皇を即位させるクーデタを起こしていたということが、事実として信じがたかった。私は、乙巳の変を主導した人物は中大兄皇子ではなく、クーデタによって天皇となった孝徳天皇であると考えた。そして、改新政権の一連の政策は孝徳天皇が主導したと結論づけた。したがって、中大兄皇子は改新政権内で逆転クーデタを起こし、かつて退位させられた母を斉明天皇として再び推戴したのではないかと考えたのである。

では、逆転クーデタはいつ起こったのだろうか。

649年3月、左大臣の阿部内麻呂が病没したとされている。そしてその1週間後、改新政権の右大臣であった蘇我石川麻呂が中大兄皇子を殺害しようとしているという密告により、石川麻呂の一族は自決に追い込まれている。さらには、二人の国博士も罷免された。事実上、改新政権の実力者たちは649年にすっかり排除されたことになる。さらに650年からは、乙巳の変によって成立した改新政権が用いていた「大化」という年号を、「白雉」と改めている。

そして651年には、阿部の後任として左大臣となった巨勢徳陀古が、新羅使が唐の服装でやって来たことを取り上げ、新羅征伐論を主張している。改新政権の親新羅政策を批判しているのである。

さらに 653 年には、中大兄皇子は 645 年の乙巳の変直後に都を遷していた大阪の難波宮から、再び元の飛鳥に戻ることを奏請した。孝徳天皇がこれを拒否すると、中大兄皇子は母の皇極天皇や大小の臣僚を率いて飛鳥に戻ってしまった。孝徳天皇を有名無実の存在にしたのである。恨みを抱いた孝徳天皇は、皇位を捨てたいと吐露している。そしてその翌年に崩御した。これらのことに続いて、かつてクーデタで退位していた皇極天皇が斉明天皇として再び皇位に即いたのである。

以上のように、649 年以降、改新政権の中枢勢力は排除され、天皇の居所が再び飛鳥に遷り、新しい年号が制定され、退位させられていた皇極天皇が復位したという状況の中で、新羅征伐論が登場する。状況は完全に乙巳の変以前へと回帰することとなった。したがって、中大兄皇子が 645 年の乙巳の変と改新政権の主役であろうはずがない。

斉明天皇は即位の翌年である 656 年から、飛鳥を防御する施設の構築を開始している。645 年 11 月に唐の高句麗遠征が始まったことを受け、最終的には日本列島さえも安全ではないと考えたのではないと思われる。651 年に新羅使が唐の服装をしていたことを問題として新羅征伐論が登場したのも、唐・新羅の連合を恐れたためであった。663 年の白村江の戦いで敗北した後には、対馬から飛鳥に至るまでの要所要所に、防御のための築城を行っている。666 年には、朝鮮半島では唐が倭を征伐しようとしているという噂も流れていた。

すなわち、645 年 11 月に唐の高句麗遠征が始まると、中大兄皇子は「百済が減れば日本も危うい」という安全保障の論理を掲げ、649 年に実権を掌握した後、唐に対する防衛態勢を強化して、663 年の白村江の戦いに大軍を派遣することとなった。中大兄皇子は、安全保障の論理によって改新政権を無力化し、実権を掌握したのである。これらを合わせて 400 字詰め原稿用紙 400 枚にまとめた。

博士課程 3 年目となる 1983 年の正月、私は水野教授のお宅に年始の挨拶に伺って、1984 年 3 月には文部省奨学金の給付期間が終了するので帰国せざるをえないという事情をお伝えした。あわせて、「実はその間に『大和政権の対外関係研究』という題目で、400 字詰め原稿用紙にして約 1,000 枚ほどの草稿を作りました。帰国する前にぜひ書物として出版したいと思っております」と申し上げたところ、研究成果を著書として刊行するのはよいことだと励ましてくださった。そこでそのお言葉を受けてすぐ、「今年はいままでに作った草稿を清書しようと思いますので、清書ができ次第ご覧いただき、不十分なところをご指摘いただければ幸いです」とお願いしたところ、快く承諾してくださったのである。

こうして 1983 年、私は草稿を清書するたびに水野教授に提出し、そのつど親切なご指摘をいただいた。日本史学科には 8 人の教授がいたが、古代史には水野教授のほかにも 50 代の福井俊彦教授がおられた。1983 年 10 月頃、その福井教授が文学部正門近くの居酒屋に私を連れて行き、お酒をごちそうくださりつつ、現在の研究の進捗状況を尋ねてこられた。おそらく水野教授から私のことをお聞きになっていたのだろう。おおよそ 400 字詰め原稿用紙 1,000 枚程度の草稿を作り、現在は清書して水野教授に検討していただいていると申し上げたところ、労をねぎらいながら「自分が吉川弘文館で出版

できるように取り計らってあげるから、準備を進めなさい」と言ってくれました。まさに天にも昇るような気持ちであった。

吉川弘文館は歴史関係の出版社として日本で権威ある存在であり、歴史学者にとってそこから著書を刊行することは、この上ない荣誉であり喜びだと言える。学界で認められた証しでもあるからだ。

福井教授が吉川弘文館を紹介してくださるということは、草稿の内容についてすでに水野教授から聞いてご存じだったということであり、また両教授が私の研究成果を認めてくださっているということでもあった。「著名な出版社から単著を刊行すれば、ひょっとすると学位を授与してもらえるのではないか」という考えで進めてきた私の計画が、着実に形になりつつあった。博士号を取得できるという希望も芽生えた。

福井教授にお会いして間もなく、水野教授が私を呼び、「福井教授から話を聞いたが、私が出版を準備しているその単著を博士学位論文として提出することになるかもしれないので準備しておくように」とおっしゃった。私はその言葉を耳にし、内心、「やはりそうなんだ！」と快哉を叫んだのである。

ところで、後に水野教授から伺った話であるが、私が論文を提出可能になる上では、国文学科の辻村教授のご尽力が大きく関わっていた。

当時の日本政府は、文部省奨学金によって各国から留学生を招聘していた。留学後には日本との関係において肯定的な役割を果たすことが期待されていたのである。ところが、彼らが学位も得られないまま帰国することになれば、帰国後には何らかの役割を果たすどころか、就職にさえ苦労することになった。わざわざ支給する奨学金の趣旨が台なしになってしまっていたのだ。

日本政府内でこのような問題が提起されると、外務省のアジア担当局長は主要大学を巡り、事情を説明して「所定の資格を備えた留学生には学位を授与してほしい」と要請した。当時の日本は、政府が要請したからといって大学が無条件に従うような時代ではすでになく、大学本部がこの種のことを各学部に強制できる時代でもなかった。しかし、大学の総長という役職は、要請を行ってきた政府の意向を各学部に伝達するほかないものだ。早稲田大学の総長もまた、各学部の大学院長に外務省の要請を伝えた。ちなみに日本の大学は韓国とは異なり、学部ごとに大学院長を置いていた。

ところが、早稲田大学文学部で博士号授与に先頭に立って反対したのは、他ならぬ文学研究科委員長(文学部大学院長)であった辻村教授だった。国立大学が博士号を容易に授与している状況だからこそ、早稲田大学としては権威を守らねばならないという論理であった。しかし辻村委員長も、総長からの伝達事項を文学部教授会に伝えないわけにはいかない立場にあった。

辻村委員長は「所定の資格を備えた留学生には学位を授与してほしい」という本部の意向を文学部教授会に報告した。その際、水野教授が「水野ゼミの金鉉球君は吉川弘文館から著書を刊行することになっているにもかかわらず、規定がないために学位論文を提出できないでいる」との趣旨の発言をされた。すると辻村教授が「なんと、金君は吉川弘文館から出版することになっているのですか」と問い返

し、「それでは我々も金君の博士号取得を進めていきましょう」とおっしゃったのである。こうして論文を提出できることになった。文学部で権威ある二人の教授が先頭に立ったため、誰も反対することができなかった。

早稲田大学図書館の5階書庫には、教授と大学院生が論文を準備することのできる、20坪ほどの広さの部屋があった。書庫から必要な本を取り出して閲覧している途中でも、メモを残しておけば、3日間は机の上にそのまま置いておき、次の日もそのまま利用できるという便利な部屋である。私は雨の日も雪の日も、特別な用事がなければその書庫で論文の準備をしていた。辻村教授が時折その書庫に立ち寄られた際に、ぱっと見では学生のようにも、また教授のようにも見える人がいつもいたので、周囲の人に誰なのか尋ねられたらしい。そして韓国から来た水野ゼミの学生だとわかり、私に好感を持たれたようであった。それで私の博士論文提出に積極的に賛成してくださったのだ。

文部省奨学金は、博士課程の学生に3年間支給される。私は1984年3月まで奨学金を受けることができた。しかし、こちらからお願いしたわけでもないのに、早稲田大学の尽力によって1985年3月までさらに1年間延長していただけたのである。

こうして私は、『大和政権の対外関係研究』という題目でまとめた原稿を、1984年8月に吉川弘文館に提出した。同時に博士学位論文としても提出した。

出版社に原稿を提出し、博士学位論文の提出も終えたので、1984年末からは帰国の準備を始めた。ところが、ソウル大と延世大ではすでに日本史専攻の教授を採用していた。ソウル大の金容徳教授はハーバード大学、延世大の朴英宰教授はシカゴ大学で学位を取得していた。当然、高麗大においても日本史専攻の教授を採用すべきだという声が高まっていた。ちょうどその時、日本史に強い関心を抱いておられた史学科の金俊燁先生が1982年7月に高麗大の総長に就任した。私は非常勤講師の経験もないまま、1985年3月1日付で高麗大学校師範大学歴史教育科に任用された。

同年4月には、約500ページに及ぶ『大和政権の対外関係研究』が吉川弘文館から刊行された。そして早稲田大学からは、7月12日に大隈会館で学位授与式を行うとの通知が届いた。さらに思いもよらぬことに、早稲田大学の外事課を通じて、富士ゼロックスという会社が私の著書に対して80万円の出版助成金を支給することになったとの連絡を受けたのである。高麗大から受け取った最初の月給が100万ウォンほどであったところに、韓国の貨幣にして約800万ウォンという巨額を出版助成金として受け取ったことになる。

任那日本府説、乙巳の変、大化改新、白村江の戦いなど、日本古代史の基本的枠組みを否定する研究に対して、早稲田大学は学位を授与し、吉川弘文館は書物を刊行してくれ、さらに日本の著名な企業が多額の助成金を出してくれたのである。これこそが、当時世界の注目を集めていた日本をつくり上げた底力ではなかったかと思われる。

私は7月11日に日本に到着し、12日の学位授与式に出席した。私を含めて10名が学位を授与さ

れたが、博士課程を経た者は私一人で、残りの9名はすべて現職教授で論文博士であった。こうして、早稲田大学文学部における課程博士第1号という荣誉まで手にすることができた。

学位授与式は大隈会館2階の特別室で行われた。日本伝統の金屏風をめぐらし、家族まで招待して盛大に挙行されたのである。西原春夫総長は、私のために特別に「遠くから来たる友よ、若者よ、この学び舎に道は必ずあるはず」という内容の歌をご自身の筆で書かれ、贈ってくださった。そして、学位授与式で用いた文学博士を象徴する灰色のフードまでも記念としてくださった。

式が終わった後、大隈庭園で記念撮影をし、簡単なガーデンパーティーが開かれた。在日韓国大使館からも書記官が一人来て祝ってくれた。学位を授与されるにあたり、大使館から人が出席するというのはそうそうあることではなかった。課程博士第1号として日本史に関する学位を取得したことが、それほど話題になっていたのだらうと思われる。

ところで2018年、私が東北アジア歴史財団の理事を務めていた時のことである。外務部出身の李賢主財団事務総長とソウルの光化門近くで食事をご一緒することになった。そのとき彼は、駐日大使館の書記官であった時代に、私の学位授与式に出席していたのだと打ち明けてくれた。実に嬉しかった。縁というものは実に不思議なものだと感じた。

さて、私は初めて任那日本府説に体系的に反駁し、その代案まで提示した。それを認めて、早稲田大学は私に博士号を授与した。水野教授は筆文字で書かれた学位記に「私と考えは異なるが、論理に一貫性があるので、認めて学位を授与する」と記してくださった。当時、日本で古代史を専門とする学者で任那日本府説を前提としない者は一人としていなかった。しかし、水野教授は任那日本府説を否定する私の研究成果を認めてくださったのだ。

早稲田大学であったからこそ、そして指導教授が水野教授であったからこそ、私の学位論文は認められた。私が早稲田大学に留学することができ、そこで水野教授に出会えたことは、一生に一度の幸運であった。早稲田大学と水野教授は、それほどまでに器の大きな存在だったのだ。

その後の1990年、私はUCLAで1年間研究教授として滞在した。久しぶりに自由な時間を持つことができた。博士論文において、倭が任那を支配した事実は存在しないことを明らかにした。したがって、『日本書紀』の中で倭が任那を支配していたかのように記されている記事の実体をいつかは解明しなければならないと考えていた。アメリカにいる間に、任那日本府問題について結論を出そうと考えたのだ。

『日本書紀』には、木羅斤資が日本の天皇の命を受けて369年に伽耶七国を征伐し、382年には大伽耶を救援したことによって、倭の任那支配が始まったかのように記されている。そのあとを継いで息子の木満致が任那を経営したが、幼い王の母と淫行を働いたために、日本へ召し戻されたとされている。

しかし、木氏という氏は百済にのみ見られ、日本には存在しない。そして『日本書紀』にも木羅斤資を百済の将軍と注記しており、その子木満致は『三国史記』において、475年に高句麗の長寿王の攻撃によって漢城が陥落した際、百済の文周王に従って南下し、公州で百済を再建した人物として登場

している。任那を征服し経営したとされる木羅斤資や木満致は、明らかに百済の将軍なのである。

また、5 世紀後半から 6 世紀後半までの 100 年あまりにわたり日本を実質的に支配した蘇我氏の系譜を見ると、その始祖は蘇我満智とされている。蘇我という姓は居住地の地名に由来するが、その名「満智」は、日本に呼び戻されたとされる任那経営者、木満致の「満致」と日本の発音では同じである。

そして、彼の子孫の名は大部分が韓国風である。息子の韓子をはじめ、高麗・稻目・斯麻(馬子)・善徳などは韓国風の名を有している。6 世紀末に蘇我氏の権力を盤石のものとした蘇我馬子は、9 世紀の仏教関係書『扶桑略記』によれば、祖先の冥福を祈って建立した氏寺、飛鳥寺の落成式において、一族百余名とともに百済の衣服に着替えて儀式を行ったと記されている。その孫の入鹿の正式名称は「蘇我大郎林臣鞍作」であるが、『新撰姓氏録』撰津国諸蕃条には、「林臣」は百済の木氏の後裔であると記されている。入鹿が百済木氏の後裔であるとするれば、祖先の蘇我満智は「木満智」、すなわち、任那を経営した後に再び召し戻されたとされる木満致にはかならない。

そもそも『日本書紀』は、十八氏族が提出した家記をもとに編纂されたものである。木満致が渡日した後、その子孫が倭人を装ったことによって、百済の将軍であった木羅斤資・木満致の行っていた任那経営という事実が、倭の天皇の命を受けて行った任那経営という『日本書紀』の記載へとすり替わってしまったのである。こうした内容を整理し、アメリカから帰国した後、1993 年に『任那日本府研究—韓半島南部経営論批判—』という題名で出版した。

このように、任那経営とは『日本書紀』に記載はあるものの、歴史の誤解に由来するものである。豊臣秀吉の 1592 年文禄の役や 1910 年の日韓併合は、任那日本府説を歴史的根拠としている。歴史の誤解が 1000 年後に両国間の不幸の種となったのである。

現在、人類をリードしているのは EU であると考え。歴史的に見れば、人類は理念や宗教、地理、経済などの問題で争いを繰り返してきた。しかし EU は、そうした差異を克服し、普遍的価値を基盤として一つの共同体へと向かっている。前進と後退は繰り返されるであろうが、向かうべき方向は定まっていると考えられる。その点からしても、日・中・韓を中心とする東アジア世界も、普遍的価値を基盤として一つの共同体へと進まざるをえないと考える。実際、人と物の交流という側面からすれば、すでに共同体への道を歩んでいる。日・中・韓の間では、一日に 2 万から 3 万人が往来している。交易という観点から見ても、互いに五本の指に入るパートナーである。

しかし、政治的には依然として対立を脱していない。その根底には歴史紛争が横たわっている。日韓間では任那日本府説、韓中間では東北歴史工程、日中間では南京大虐殺問題などにおいて、ナショナリズムに基づく自国中心的な歴史観から抜け出せずにいることに起因している。私は日韓歴史共同研究委員を務めた経緯から、2009 年 12 月に早稲田大学で開催された日中歴史共同研究委員会の総括シンポジウムにおいて総評を依頼された。その際、中国代表として出席していた北京大学の徐某教授が「研究は学者の役割だが、発表は政府の役割だ」と述べた言葉が印象的であった。普遍的価値

を基盤として一つの共同体を目指している東アジア世界のために、客観的かつ合理的な歴史研究が展開されることを期待したい。

朝鮮史研究の意味を求めつづけて

宮嶋博史(東京大学・成均館大学校名誉教授)

はじめに

改めて申しあげるまでもなく、今年2025年は日韓関係にとっていろいろな意味で節目となる年です。日本が朝鮮を実質的に支配する画期となった1905年のいわゆる保護条約から120年、その支配の一応の清算を果たした1965年の日韓条約から60年にあたるわけですが、この日韓歴史家会議の場合も今年が25回目ということで、第1回の会議から長年運営委員を務めました私としても、感慨深いものがあります。このような節目にあたる年にこうして皆さんにお話しする機会を与えてくださったことに深く感謝いたします。

これまで私が行ってきた研究のもっとも大きな目的は、一人の日本人として、あるいは一人の人間として、朝鮮史研究を行う意味は何であるのかを明らかにすることにあつたといえます。今日は私の研究の中でも中心的なテーマであつた「朝鮮土地調査事業」に関する研究の歩みを重点的に述べながら、その意味について話してみたいと思います。

1. 朝鮮史研究を志すまで

最初に、私が朝鮮史研究を志すようになった経緯について、簡単に述べます。朝鮮史研究に関心をもつようになったのは、大きく三つの理由によるものと考えています(文献2002参照)。私は大阪の出身ですが、ご存じの通り、大阪は在日朝鮮人、韓国人がもっとも多く住んでいる地域です。私の周囲にも在日の方がありふれた存在でしたが、このことが朝鮮史に関心をもった一つ目の理由です。

二つ目の理由は歴史、特に東洋史への興味です。私は中学3年頃から歴史に興味をもつようになりましたが、特に高校の世界史の授業で担当の先生が教科書の授業はそっちのけで、フランス革命についての授業に一学期全部を費やされました。その授業を通じて教科書では味わえない歴史の面白さに目覚め、将来、歴史研究者になれば、という希望を抱くようになりました。そして大学に進学する頃になって、歴史の中でも東洋史が面白そうだと思い、東洋研究では京都大学がもっとも進んでいると、京大文学部に入学したわけです。

しかしいざ大学に入ってみると、授業がつまらなくて、部落問題研究会というサークル活動に没頭するようになりました。いわゆる未解放部落の問題を研究するサークルで、左翼的な色彩が濃いところでしたが、子供会や青年会などの地域活動を行うとともに、部落の歴史や現状についての学習活動に熱心に参加しました。これらの活動を通して、部落差別に対する認識を深めたことが、朝鮮史に関心をも

った三つ目の理由です。

私が京大に入学したのは1967年でしたが、1968年の12月からいわゆる学園闘争が始まりました。69年の4月に文学部に進学しましたが、69年度を通じて文学部ではストライキのために授業はまったく行われませんでした。3年生になって朝鮮語の授業に出て朝鮮語を学び、4年生で卒論を書くという計画は挫折、4年生になって朝鮮語を学び、5年目に卒論を提出してようやく卒業することができました。卒論のテーマに選んだのは、1920年代の朝鮮労働運動についてということで、当時の大学の雰囲気から大きな影響を受けたと、今にして思います。1920年代の労働運動については、当時、韓国ではほとんど研究がなく、卒論の作成に当たっては、北朝鮮の研究から多くのことを学びました。

こうして無事卒論を作成して、1972年に大学院の修士課程に入学、研究者としての第一歩を歩み始めることになったわけです。

2. 修士論文の作成と内在的發展論

大学院に入学して間もなく、日本史研究会の近代史部会で卒論を発表する機会を与えられました。その席で多くの方が、植民地においては労働問題よりは農村問題が重要ではないかという助言をしてくれました。私もその通りだと思って、大学院では植民地期の農村問題を勉強しようと決意し、特に日本が1910年から実施した土地調査事業(以下、しばしば事業と省略します)の研究を長期的な目標に定めました。しかし当時は、事業に関する一次史料はまったく知られておらず、まずは植民地化直前の農村経済の実態をテーマにして修士論文を執筆することにしました。

京大文学部の人文地理研究室には『韓国戸籍成冊』と題して、1900年頃に作成された戸籍(朝鮮時代の戸籍と区別して新式戸籍とか光武戸籍と呼ばれる)が大量に所蔵されています。この戸籍に「雇傭」という欄があって、各農家で雇用されている労働者の人数が記載されているので、これを利用して当時の農村における雇用労働の普及程度を知ることができます。農村部の戸籍数十冊を調査した結果、1900年前後には雇用労働を利用した富農経営が広く見られること、そしてその富農経営が日露戦争以後の日本の植民地化政策によって大きな打撃を受ける、というのが修士論文の基本的な内容でした(修士論文の題目は「日本帝国主義による朝鮮植民地化の経済過程—1894～1910年の南部朝鮮における農業生産を中心に」です)。

今にして思えば、いろいろと不備なところの多い論文でしたが、当時、朝鮮史研究の方法として日本でも韓国でも主流的な立場になりつつあった、いわゆる内在的發展論から大きな影響を受けた内容でした。かつて日本人研究者が主張した「朝鮮社会停滞論」、つまり朝鮮には近代を生み出すような可能性は存在せず、外部の力によってのみ近代化が可能であるとして、日本による支配を合理化するような考えを批判して、朝鮮社会内部にも近代化の萌芽が存在したことを主張する立場が内在的發展論と呼ばれるものです。私が修論で主張したのも、植民地化以前の富農経営の存在に内在的近代化の可

能性を見て、それが日本によって解体されるということで、典型的な内在的発展論の立場であったといえることができます。

3. 内在的発展論に対する疑問

修論の内容は、三つの論文にして発表しましたが(文献1974, 1975, 1977a)、博士課程に進学して以後、次第に内在的発展論に対する疑問が湧いてきました。そのきっかけになったのが、農業史に関する研究でした。当時、京大東洋史の研究室では、大学院生を中心に「中国農書研究会」というものが行われていて、私も参加していました。「齊民要術」や「陳勇農書」、「王禎農書」など、中国歴代の代表的な農書を読む研究会でしたが、その中で、中国華北の乾地農法についての知識を学びました。華北のような乾燥地域では、日本のような湿潤地域の農業とはまったく原理の異なる農業が行われます。湿潤地域の農業では除草がもっとも重要な作業ですが、乾燥地域の農業では土中の水分を保存して作物に供給する「保水」の作業がもっとも重要になります。除草のためには深耕をして雑草を根こそぎなくす必要がありますが、保水のためには深耕は禁物です(深耕すれば土中の水分が蒸発してしまうからです)。

私はこの研究会に参加するのと並行して、「農事直説」(1429年に完成し、翌年に刊行された現存する朝鮮最古の農書)などの朝鮮農書も一人で読んでいましたが、「農事直説」にも乾地農法の原理が随所に見られることにはじめて気づきました。日本と比べると朝鮮の気候ははるかに乾燥していますから、これは当然のことです。また、日本に比べて梅雨が半月以上遅れる朝鮮では、田植期の水の確保が困難なため、田植を行わない直播稲作の技術が独自の発達を遂げましたが、これも乾地農法の応用技術といえることができます。農業史研究の先駆である金容燮先生の研究では、17, 18世紀における田植法の普及とそれによる省力化が富農経営発展の生産力的基礎とされ、直播稲作は遅れたものという理解でしたが、朝鮮農業独自の発展方向についての理解に問題があるのではないかと、こういう風に考えるようになったわけです。

さらに、「齊民要術」の巻頭雑説に出てくる「寧ろ少好たるべく、多悪たるべからず(寧可少好、不可多悪)」(農業経営においては広い土地を粗放に耕作するよりも狭い土地を入念に耕作するのがよい)という言葉に象徴されるように、東アジアの農業では集約化こそが一貫した発展方向ではなかったか、したがって西欧と同様に、農民層分解が起こって、農業労働者を用いた富農経営が近代化を進めるにない手であるとする内在的発展論は成立しないのではないかと、こういう考えが次第に強まってきました。

以上のような経緯を経て発表したのが一連の農業史関係の論文ですが(文献1980b, 1981, 1983a, 1987)、朝鮮の農業では、湿潤地の農業と乾燥地の農業の独特の融合が見られる、というのがその主たる主張でした。そしてこれらの論文によって、はじめて一人前の研究者として自立できたという感触を

得ることができました。

農業史の研究に専念したのも、土地調査事業に関する研究の展望が相変わらず開けないためでしたが、1980年代後半になって、状況が変わりはじめました。事業の過程で作成された一次史料が韓国で発掘されはじめ、それを用いた裴英淳氏や趙錫坤氏の研究が発表されるようになったのです。お二人の研究では、事業に関する従来の通説とは反する見解が示されており、私もこれらの史料をぜひ、直接目にしたいと思うようになりました。学部時代から朝鮮史を勉強しながらも、私は一度も韓国に行った経験がありませんでした。朝鮮近代史を研究するからには、まず日本にある史料を全部見てから韓国に行くべし、あるいは、朴正熙独裁政権の下の韓国に行くことは独裁を容認することだ、という当時日本の朝鮮史研究者に一般的な風潮に同調していたわけです。しかし事業に関する研究を行うには韓国にある史料を見なければならぬということで、韓国行を真剣に考慮するようになりました。

韓国行を決心するもう一つの原因になったのは、金容燮先生の量案に関する研究に対する批判が提起されたことでした。先ほども名前が出てきましたが、農業史研究の先駆者である金容燮先生は、朝鮮時代の土地台帳である量案の研究においても先駆的な研究をなさいました。量案という史料については後にやや詳しく紹介しますが、金先生は量案に記載されている各土地の所有者を統計的に分析されて、18世紀以降、両班以外の土地所有者が増加していること、および、その中で「経営型富農」と呼ぶ階層が成長しつつあったことを主張されました。この研究は、朝鮮時代後期における内在的近代の存在をはじめて実証的に明らかにしたものとして、韓国や日本の学界に決定的な影響をあたえました。私も大学院生の頃にその研究を夢中になって読んだもので、修士論文の内容も金先生の研究に触発されたところが大きかったわけです(少し余談を述べます。今では想像できないでしょうが、当時は日本の円よりも韓国のウォンの方がレートが高くて、1ウォン=2円くらいでした。ですから金先生の『朝鮮後期農業史研究』という著名な本を日本で購入すると2万円というとんでもない高値になるので、大学院生の立場では入手が困難でした。そこで塾のアルバイト収入で経済的に余裕のある人が本を購入して、それを皆で複写するという方式で、研究会で金先生の本を読んだものでした)。

そうした金先生の研究を批判した李栄薫という方の博士論文を紹介されて読み、その内容に衝撃を受けました。量案に記載されている土地所有者は必ずしもその土地の真の所有者とは見ることができないこと、「経営型富農」の存在の根拠とされた量案の史料解釈に問題があることの二点が、その批判の要旨でした。量案という史料は日本にはまったく所蔵されていませんので、韓国に行って直接、量案を見てみたい、これが韓国行を決心した二つ目の原因でした。

4. 量案との出会いと『朝鮮土地調査事業史の研究』の刊行

以上の経過を経て、1987年の3月から7カ月間、はじめて韓国に滞在することになりました。安秉直先生に紹介していただいたソウル大経済研究所の客員研究員という肩書での滞在でしたが、滞在中

の多くの時間、ソウル大の奎章閣図書室に通って、量案を見る作業を続けました(ご存じのように、1987年の春から韓国では民主化運動が激しく闘われました。当時、奎章閣の図書室は中央図書館の1階にありましたが、その前にある広場では毎日のように学生たちの集会が行われ、それが終わるとデモ行進、そして警察による催涙弾の発射という日々が続きました。それを横目で見ながら、私は何のために研究しているのだらうと、自問する毎日でもありました)。ここで量案という史料について、簡単に紹介しておきます。

図1は、慶尚道醴泉県(面名は不明)というところの量案で、1720年に作成されたものです。1718年から20年にかけて南部三道(忠清、全羅、慶尚の三道、三南とも呼ばれる)を対象に量田(土地調査)が実施されましたが、その結果作成されたもので、1720年の干支をとって庚子量案と呼ばれます。

真ん中あたりに「穡字」という文字が見えますが、その次の一行を飛ばして、「第一」と記されている部分から見ていきます。「第一」というのは地番(当時は「第次」と呼ばれました)で、以下五つの段に分かれて、各土地の情報が記載されています。最初に「北犯」とありますが、これは「犯向」と言われるもので、量田が行われた方向を示すものです。「北犯」とあれば量田が南から北に向けて行われたことを表します。ですから第一の土地は前の土地の北側にあるということが分かる仕組みです。次に「伍等」とありますが、これは土地の等級を示すもので、最も肥沃な一等の土地から最も瘠せた六等の土地まで、六等級に土地が分類されていました。次に「直畝」とありますが、「直」は長方形、「畝(どう)」は水田という意味です。これに対して畑は「田」と記載されます。土地の形状は「直」の外に、「方」(正方形)、「圭」(三角形)、「梯」(台形)、「句股」(直角三角形)の五種類に分類されていました。

第二段には、その土地の大きさが量田尺(量田の際に使用される尺、1尺は約1メートル)の尺長で示されていて、これにより面積を計算することができます(第一段に記載されている五つの土地形状に応じて、「直」では二辺の長さを、「方」では一辺の長さを、また「圭」では底辺の長さの高さを、「梯」では上底と下底、高さを、「句股」では直角をはさむ二辺の長さを記載するように決められていました)。

第三段に記載されているのが、朝鮮独特の土地把握単位である「結負」数です。結負がどのように算出されるかと言いますと、第一段の等級と第二段の量田尺尺長から計算される面積の二つから算出されます。第一等の土地1万平方尺を1結=100負とみなして、以下、等級が一つ下がるごとに15負づつ減じて、同じ1万平方尺の広さを二等では85負、三等では70負、四等55負、五等40負、六等25負と結負数が算出される仕組みです。つまり、結負というのは、肥沃度と面積を考慮したその土地の想定生産量というべきもので、地税はこの結負数に応じて賦課されるというわけです。

第四段は、その土地の東西南北に存在する土地に関する情報で、「四標」と呼ばれます。最後の第五段にはその土地の所有者(?)が記載されています。「起」というのは耕作が行われている土地という意味で、第九の土地に見える「陳」という耕作が行われていない土地と対照的に使われる用語です。量案の特徴の一つは「陳」の土地がきわめて沢山登録されていることです。「主」は主人の意味で、「旧」

主人と「今」の主人、二人の名前が記載されています。「旧」主人とは、以前の主人というような漠然とした意味ではなく、この地域でその前に行われた量田、慶尚道の場合ですと、1634年に実施された量田(甲戌量田)の時に作成された量案にその土地の主人として記録されている人物のことを指します。「今」は言うまでもなく、庚子量田当時の主人という意味です。

以上が各土地に対する記載事項の説明ですが、次に「稽字」についての説明です。これは「字号」と呼ばれるもので、第一の土地以下、結負数の合計が5結に達すると新しい字号に変わります。図1で、「稽字」の3行前に「已上出賦税田畝并伍結以」とありますが、その前にある第八十三の土地の結負数「7負1束」(1負=10束)のうち、「4負9束」までが「稽字」の前の字号である「稼字」に属し、残りの「2負2束」を「稽字」に編入するという手続きが行われます。「稽字」の次の行にある「餘伍等田貳負貳束起稼字来」という記載がそのことを示しています。こういう方法を「5結作字法」と言いますが、なぜこのような方法が用いられたのかについては後に申しあげます。なお、字号の順は千字文の順序に従って付けられました。

第五段に記載されている主人がその土地の真の所有者なのか否かが問題であることについては先に申しましたが、それよりも私が注目したいのは、主人としてあらゆる身分の人たちが登場していることです。「稽字」第一の土地の主人としては「私奴乙先」という人物が記載されていますし、第三の土地の主人は「良人朴命一」です。また第八の土地の主人は「幼学安重器奴金伊」とあります。安重器という人物は幼学とありますから両班ですが、このように両班が所有する土地の場合には彼の所有する奴や婢の名前で主人が登録されるのが慣例でした。このように土地の主人としてさまざまな身分の人が登場するのですが、注目すべきことは、両班といえども土地所有者としては他の身分の人と何ら変わらない、つまり両班であるからといって土地に対して何らかの特権を有していることは決してなかった、ということです。これは、江戸時代日本の検地帳と比較すると大きな違いです。日本の検地帳と量案はある意味ではひじょうによく似た帳簿様式をもっていると言えますが、検地帳に土地所有者として登録されるのは農民身分の者に限られ、武士は土地所有者になることが認められませんでした(いわゆる兵農分離)。日本の武士は土地の所有者ではなく土地の支配者、領有者であったわけです。量案におけるこのような特徴は、私にとってさまざまなことを考えさせる大きな契機となりました。

量案についての説明が長くなりましたが、奎章閣で毎日毎日量案を眺めているものの、最初のうちは無味乾燥な記述ばかりで、そもそも何をどう見ればよいのかがわからない状況でした。しかし各種の量案を見るうちに、量案ごとに微妙な違いがあることに気づきはじめました。時期により、また同じ時期でも地域により、量案ごとに個性というか、少しずつ違いがあることが見えはじめたのです。たとえば図2は全羅道南原県水旨面の庚子量案ですが、ここでは「5結作字法」が守られていませんし、主人名も一名しか記載されていません。(最近私は奎章閣所蔵の量案の中に忠清道結城県の庚子量案と思われるものを発見しました。これまで庚子量案は慶尚道と全羅道のものしか知られていませんでしたから、大

きな意味をもつ発見だと思えます。この量案では、「5結作字法」は守られていない一方、主人は「旧」と「今」の二名が記載されていて、道ごとに異なる帳簿様式の量案が作成されたことが分かります。また図3は、19世紀末から20世紀初期に作成されたずっと新しい時代の量案、光武量案と呼ばれるものですが、一見しても分かるように、庚子量案とはひじょうに異なる様式をもっています。

同じ量案でありながら、こうした帳簿様式上の違いは何を意味するのか、この疑問を考え続ける中で、土地調査事業の研究に対する展望が開けてきました。つまり、国家による土地把握方式の変化という問題を中心にして、朝鮮時代と植民地期を比較することによって、土地調査事業の歴史的意義に関する新しい捉え方を示すことができるのでないか、と考えるに至ったわけです。

量案という史料の核心的な部分は各土地の結負把握にあるということが出来ます。ところでこの結負による土地把握は、従来、地稅徴収に便利なように定められたものであるという理解が一般的でした。つまり、同じ1結の土地であれば面積に関係なく同じ量の地稅を徴収すればよいからです。しかし地稅徴収のためであれば、結負のような単位を用いなくても、等級と面積さえ分かれば地稅徴収には問題がないはずです。そこで私は、結負制というのは本来は、地稅徴収のためではなく、収租權分与のための制度ではないかと考えました。収租權分与というのは、朝鮮の土地制度史を貫きわめて重要な問題で、国家に代わって個人や機関に地稅を徴収する權利を分け与える制度です。よく知られている科田法がその典型的なもので、1391年に制定され、朝鮮時代初期のもっとも重要な土地制度であった科田法では、官僚たちにその品階に応じた収租地が与えられました。科田を分与する際にもっとも重要なのは、土地の面積ではなく、その土地から地稅をいくら徴収することができるのか、ということです。ですから結負という単位を用いれば、科田を公平に分与することができるわけです。先に言及しました「5結作字法」というのも、字号単位に科田を分与するのに便利なので採用された方法であったと思われれます。

しかし科田法の後身である職田法が16世紀中葉に廃止されて以降、個人に対する収租權の分与は行われなくなります。全羅道の庚子量案では「5結作字法」が守られていませんでしたが、それは収租權分与の消滅と関係する現象であると見ることができます。図3は京畿道広州府北方面の光武量案ですが、第三段を見ていただくと、各土地の結負数だけでなく、「積」として面積が表示されています。庚子量案では、面積を算出するための量田尺尺長は記載されましたが、面積自体は記載されず、結負数のみが記載されていました。これは庚子量案だけでなく、朝鮮時代の量案に共通する特徴です。つまり、土地の面積自体には関心がなく、そこからどれだけの地稅を徴収できるのかのみに関心が向けられていたわけです。しかし結負にもとづいて収租權分与を行う必要がなくなってくると結負制を維持する必然性はなくなるようになった、これが光武量案に各土地の面積が記載されるようになった原因ではないか、こういうふうに考えました。また、面積を量案に記載するのは光武量案において始められたものでなく、19世紀後半に作成された各種量案で既に行われていたものでした。

光武量案については、もう一つ朝鮮時代の量案と異なる大きな特徴として、各土地の形状が図示されていることをあげることができます(ちなみに、これらの図はすべて南が上にくるように描かれています。これは「天子は南面する」という中国の慣例に倣ったもので、大韓帝国の成立と高宗の皇帝即位という新たな事態が、量案に反映されたと考えることができます)。これも土地を単なる地稅徴収の対象としてだけでなく、多様な土地利用を意識するようになったことの反映ではないかと思われます。光武量案は1898年に始められた光武量田の結果作成されたものですが、この量田は日露戦争の勃発などの要因により、全国の3分の2ほどの地域の量田を終えた段階で中断されました。土地調査事業は光武量田から10年も経たない時点で始められましたが、私は事業が一面では光武量田を継承するものであったと思います。なぜなら、事業において結負制が最終的に廃棄され、日本式の町反歩制にとって代わられますが、それは朝鮮時代後期以降の結負による土地把握の形骸化と絶対面積把握の方向を受け継ぐものであったからです。

このようにして、朝鮮時代から大韓帝国期に至る各量案を調査することによって、土地調査事業に関する著書を書き上げる展望を得ることができるようになりました。そして事業自体の実施過程に関しては、これも1987年の韓国滞在中に韓国中央図書館で見付けた『課税地見取図調整経過報告』と『土地調査綱要』という本からきわめて重要な情報を得ることができましたが、これらの本は従来の研究ではまったく知られていませんでした。

朝鮮総督府が土地調査を行うにあたってもっとも困難であったと思われるのは、量案や徴税台帳に記載されている土地が実際にはどの土地に該当するのかを知るすべがなかったことでした。日本は「保護国」段階で地稅徴収過程の掌握に努め、当時利用されていた徴税台帳を確保することに成功しましたが、その台帳に記載されている土地がどの土地なのかを容易に知ることができませんでした。また、徴税台帳では朝鮮時代の量案に記載されている字号と地番(第次)を利用して土地の区別がなされていましたが、量案を確保できない状況では、量案に登録されているすべての課税地が徴税台帳に記載されているのかも把握不可能でした。こうした困難は、朝鮮時代の量案では地籍図にあたるものがまったく作成されていなかったことによるものでした。

そこでこうした困難を打開するために1911年から課税地見取図の作成事業が始められました(その経過は『課税地見取図調整経過報告』にまとめられています)。これは簡略な地籍図を作成して、それを徴税台帳と対照し、台帳の正確さや徴税漏れの土地の有無を確認することを目的としたものでした。見取図の作成は、1911年に忠清南北道で試験的に実施され、その成功的完成にもとづいて、翌12年に全国的に実施されました。そして同年中に事業が完了しましたが、ここで注目されるのは、見取図の完成がきわめて短期間で行われたこと、および大多数の見取図が朝鮮人技術者の手によって作成されたことです。この技術者の多くは、朝鮮時代以来、量田や地稅徴収の業務を担った郷吏層(行政実務者)であったと思われます。つまり、課税地見取図の作成は、朝鮮社会の内部的蓄積に依拠して

実施されたということが出来ますが、このことも土地調査事後が光武量田の成果を継承するものであったことを示しています(この時点では課税地見取図の存在はまったく知られていませんでしたが、以後いくつかの地域で見取図が発見されました。それらを見ますと、かなり正確な見取図が作成されたことが分かります)。

また大邱の財務監督局局長であった川上常郎が著した『土地調査綱要』という本は、事業の実施方法に対する川上の考えを述べたものですが、そこで主張されている内容の多くは、実際に事業でも採用されました。特にこの本で注目されるのは、朝鮮においては早くから私的土地所有が発達していて、土地の所有権を確定するのに困難はないであろうと述べられていることです。事業当局者たちもこうした認識を共有していました。土地の所有者を確定するのに、いわゆる申告主義の方法が取られたのも、個々の土地の所有者が誰であるかが明確であるからでした。申告主義によって大量の土地が農民から奪われたとする旧来の通説は、当時の農民の状況を見ない暴論であったと言わざるをえません。

以上のような、量案の調査と事業自体の実施過程に関する検討をもとに、1991年に初めての著書となる『朝鮮土地調査事業史の研究』を刊行することができました(この本の準備過程で発表したのが文献1988c, 1990a, 1990bです)。事業自体は日本の朝鮮支配のために実施されたものであったが、効率的な支配のためにも、朝鮮時代以来の国家による土地把握の方向性を受け継いだものであり、朝鮮における近代的土地所有制度、地租制度を確立したものであった、というのが私の結論でした。ところが、こうした結論に対して、意外にも韓国の学界から強い批判が寄せられました。事業によって近代的土地所有制度・地租制度が確立されたという結論部分だけを捉えて、日本の支配を美化するものだという批判でした。私の著書全体を読んだ上での批判であるとは思えず、私としては納得できないものでした。また私自身は、近代的であることが良いことであるとは考えていませんでしたので(近代的支配の方がより過酷でありえますし、朝鮮では日本の国内以上に近代的な方法が用いられる場合もありました。日本の地租改正では、農民の手により測量が行われたため、不正確な地籍図しか作られなかったのに対して、朝鮮では近代的な測量技術が用いられ、正確な地籍図が作成されました)、近代美化論という批判も受け入れることができませんでした。

土地調査事業をめぐるのは、学術的にも、また政治的にも、論争の的となってきました。日本の支配を擁護する立場からは、紊乱していた朝鮮時代の土地制度、地租制度を改革して、近代的な制度を移植したものと、きわめて肯定的な評価が与えられてきました。反対に、日本の支配を批判する立場からは、農民から土地を取り上げ、膨大な国有地や日本人所有地を確保するとともに、地租収入の大幅増加をもたらしたものと、否定的な評価が下されてきました。私の研究はこうした両方の理解ともに、実証的根拠を欠いた理解であること、朝鮮時代以来の土地制度の歴史の中で事業を把握すべきことを主張したものでした。こうした主張が現在においてどのように評価されるのか、若い研究者たちの

意見を聞いてみたいと思います。

5. 東アジア小農社会論の提起

土地調査事業に関する話が長くなってしまいましたが、事業の研究と並んでもう一つ私の研究生活において重要な意味をもった東アジア小農社会論について、述べたいと思います。

事業を研究しながら強く感じたことは、事業が短い期間で完了したことでした。近代的土地所有制度の確立には、長く、困難な過程を経ることが一般的です。たとえばヨーロッパの場合は、イギリスやフランスのように革命によって近代的土地所有制度の確立が実現されることが多くありました。また、ヨーロッパの植民地となった地域、たとえばインドの場合、近代的土地所有制度の確立には100年以上の長い年月を要しました。それらに比べると、朝鮮の事業は、短期間に、しかも徹底的に行われたという特徴をもっています。しかしこうした事業の特徴は、朝鮮に限ったことではありませんでした。

日本国内では明治維新以後、地租改正事業が実施されましたが、それも10年ほどの短い期間に完了されています。また、朝鮮よりも早く植民地とされた台湾においても、土地調査事業が実施されましたが、やはり短期間で完了しています。なぜこうしたことが可能であったのか、この問題を考える中で得られたのが「東アジア小農社会論」というアイデアでした(文献1994c)。

近代的土地所有制度を確立する際にもっとも大きな問題となるのは、前近代の特権的土地所有をいかに処理するのかであるというのが、一般的な考えでした。ヨーロッパの場合ですと、領主的土地所有をいかに処理するかが大きな争点となり、領主を所有者とするのか、農民を所有者とするのか争われたのでした。そしてイギリスの場合は領主が、フランスの場合は農民が所有者と認められたのでした。インドの場合ですと、ザミンダリーという領主的な階層の所有権をいかに処理するのかが困難な課題でした。

これらの場合と比較すると、東アジアでは前近代の支配者たちの土地に対する特権が存在しないか(中国や朝鮮の場合)、あるいはきわめて弱い(日本の場合)という特徴が存在していました。中国の士大夫や朝鮮の両班は支配層ではありましたが、土地に対する特権は何も有していませんでした(中国では宋代以後に、そして朝鮮では職田法の廃止以後、そうになりました)。日本の場合は豊臣政権以前は武士層が土地と深く結びついていましたが、太閤検地以後、個々の武士の土地領有権は否定され、大名や旗本など、ごく一部の上層武士層のみが土地に対する領有権を認められました。しかし大名層も太閤検地では自己の領地に対する検地権は認められず、周辺の他の大名が検地を実施したことから分かるように、彼らの土地支配権も中央政権の強い統制下にありました。

朝鮮時代の量案では、先に申しあげたように、結負制という独特の土地把握方式が用いられていましたが、興味深いことに、日本の検地帳や中国・明清代の土地台帳である魚鱗図冊でも、同様の制度が採用されていました。太閤検地以後の検地帳では個々の土地が石高によって把握されていることは周

知の通りですが、魚鱗図冊では税畝(あるいは折畝)という方法によって土地が把握されていました。税畝とは、その土地の地目(田や畑、あるいは山や池など、山や池も収益があると課税の対象となり、魚鱗図冊に登録されました)と肥沃度に応じて算出される課税単位で、その本質は結負や石高と同様のものでした。三つの制度には影響関係が存在しないにも関わらず、なぜこのように類似した制度が存在していたのか、それは土地支配権が国家に集中されて、社会の支配層(士大夫、両班、武士)が土地への支配権をもっていなかったからである、私はそのように考えました(この考えは小農社会論を提起する段階でもっていましたが、論文としては文献2006dにおいて初めて発表しました)。

それでは東アジアの支配層たちは、なぜ土地に対する支配権をもてなくなったのでしょうか。小農経営の普遍化がその根本的理由であった、東アジア小農社会論の核心的な主張はここにあります。小農というのは、自己と家族労働力のみを利用して独立した農業経営を行う農民たちを指し、小農社会というのはそういう小農たちが農村の圧倒的多数を占める社会のことです。東アジアでは集約的農業技術が発達する中で、奴婢のような隷属的労働者や雇用労働者を用いた経営よりも、小農経営の方が生産力的に優位に立つようになりました。そうして小農が農業経営の主体として成長することにより、支配層は農業から手を引くようになり、都市生活者(中国や日本の場合)や官僚(中国、朝鮮の場合)として存在することが可能になりました。中国では16世紀に、朝鮮と日本では17世紀から18世紀にかけて小農社会が成立したと私は考えています。

さらに私が注目したのは、こうした小農を支配するイデオロギーとして朱子学が存在したのではないかとことです。朱子学は人間の生来的な平等を前提に、生後の学びの多寡によって統治する者とされる者を区別する思想ですが、官僚による農民支配を合理化する機能を有したために、小農社会の成立以後、東アジアで絶大な影響力を行使しました。日本でも韓国でも、儒教や朱子学は近代化を阻害するものだという理解が当時は一般的でした。そしてこうした理解は、かつて日本が朝鮮を支配する時に盛んに主張したものであり、その影響が続いていたのでした。私は中国思想史研究の大家である島田虔次先生が大学院生時代の恩師であったこともあって、儒教や朱子学に対する否定的な評価に対して懐疑的でした。このことも小農社会論を提起することになった一つの背景であったと思っています(思想史に対しては早くから関心があり、文献1984c, 1986b, 1986eなどの論文を発表していました)。

もう一つ、小農社会論を提起する背景になったのは、19世紀の東アジアを見るパラダイムの問題でした。日本の歴史学、社会科学では、19世紀の西欧の衝撃を受ける中で、なぜ日本だけが独立を維持したのに対し、中国や朝鮮は半植民地や植民地になったのかを明らかにすることが、中心的な課題とみなされてきました。そしてそれに対する一つの回答として主張されたのが、封建制の有無によって東アジア三国の運命の違いを説明しようとする考えでした。つまり、西欧的な封建制を経験した日本だけは近代化に成功しえたのに対して、封建制を経験しなかった中国、朝鮮は独力で近代化する可能性がなかった、というわけです。こうした考えは、現在でも一部で主張されることがありますが、典型的な

19世紀パラダイムであると思います。つまり、19世紀においてはこうした考えもそれなりの現実的根拠を有していましたが、20世紀、特にその後半になって、韓国や台湾が経済成長を遂げ、中国も経済大国化をしつつある20世紀には通用しないパラダイムであると言わざるをえません。東アジア小農社会論は、20世紀後半の東アジアの現実を見据えて19世紀をとらえ直そうとして提起したパラダイムでした。つまり、小農社会としての東アジア伝統社会は自ら資本主義社会を生み出すことはなかったが、資本主義にきわめて適的な性格をもっていたということです(近代的土地所有制度の早期確立もその一部分でした。しかし他方で、土地支配が国家に集中され支配層が相対的に弱かった東アジアにおいては、国家を牽制する勢力が弱くて、近代以降、民主主義の発展には制約が存在したと見るができます。最近翻訳されたディヴィッド・スタサヴェージ著、立木勝訳『民主主義の人類史』みすず書房、2023年、でも、魚鱗図冊に言及しながら、集約農業の発展が国家の力を強め、民主主義には否定的な影響を与えたことを主張しています)。

20世紀パラダイムの必要性をはじめて主張したのは、「方法としての東アジア」という論文(文献1984b)においてでしたが、「方法として」という意味は、東アジアないし朝鮮の歴史と現実を踏まえて世界を見ようということです。内在的発展論は歴史発展の一般法則を朝鮮史に適用しようとする立場(内在的と言いつつも、その基準は外にあるわけです)であるのに対して、それとは逆の立場であるということができます。東アジア小農社会論を初めて提起した論文(文献1984b)は、溝口雄三・濱下武志・平石直昭の三先生と一緒に編集委員を務めた『アジアから考える』というシリーズのうちの一冊に掲載されたものですが、このシリーズの意図も同様のものでした(「アジアを考える」ではなく、アジアから世界を考えるということです)。小農社会論は、幸いにも多くの研究者の関心を引くことになり、研究者冥利に尽きる思いです。

6. 他の分野に関する研究について

以上申しあげましたが、私の研究生活の前半期にあたる研究の内容です。もう時間も随分と経過しましたので、以下はごく簡単に話したいと思います。私はもともと、経済史の研究者として出発しましたが、経済史以外にも、思想史や社会史、史学史など、多様な分野の研究も行ってきました。一見すると雑多な分野の研究であるように見えますが、私としては事業研究から派生したものであると自己了解しています。

大学院生時代の先輩が話された言葉で、今も強く印象に残っているのが、「深い穴を掘ろうとすればするほど、掘り口は大きくしなければならない」という言葉です。土地調査事業という深い穴を掘るためには、さまざまな問題を総合的に見なければならないと、肝に銘じた結果、研究の分野が広がってしまったわけです。

事業に際しては、両班たちの土地所有の性格が問題となり、そこから両班とはそもそも何なのかを研

究することになりましたし(中公新書『両班』、文献2003c)、門中という親族組織と土地所有の問題、さらに女性を土地所有者として土地台帳に登録する際に、女性が名を有していないことが問題になるなど、家族・親族制度の問題にも関心を持つようになりました(文献2004b)。また、洞や里という地方行政単位の共有地を認めるかが問題となって、そこから村落共同体にも関心を向けることになりました(文研2011b)。

朝鮮の家族・親族組織のあり方について、日本では中国のそれと類似したものであるという理解が一般的ですが、中国ともさまざまな面で異なっています。族譜の違いなどにそれがよく現れていますが(文献2008e, 2010b, 2012-3, 2017a)、ここでは詳しく申し上げることができません。家族制度や社会組織など、いろいろな問題において、朝鮮は中国と日本の中間形態の特徴を有する場合が多いというのが私の印象で、朝鮮を真ん中に置いて日本、中国、朝鮮の三国を比較するのが東アジアの比較研究では有効な方法であると思います。

7. 日本の歴史認識批判

事業を研究する中で、日本人の朝鮮史認識の問題にも関心をもつようになりました。事業当局者たちは、自分たちの功績を顕彰すべく、朝鮮時代の土地制度・地稅制度紊亂論とでもいべき主張を行いました。つまり乱れた制度が事業によって改められた、日本の支配は有難いものだ、というわけです。庚子量案や光武量案は事業の過程でまったく参照すべき史料であると認識されませんでした、信頼すべき帳簿とみなさなかつたからです。

問題は、当時のこうした認識が現在までも再生産されていることにあります。最近でも、朝鮮においては私的土地所有が存在していなかった、事業によって初めて私有が認められたなどと主張している人がいます(その典型的な例を藤岡信勝・井沢元彦『Noといえる教科書—眞実の日韓関係史』祥伝社、1998年、に見ることができます)。朝鮮では15世紀の世宗の代に土地売買が公認されるようになり、日本よりもはるかに早くから土地売買が盛んに行われていました。日本では徳川時代まで、土地売買が法的には禁止されていたことを知らないのでしょうか(文献1980a, 2010c)。

ところで、最初は日本における朝鮮史認識のあり方を批判していましたが、やがて朝鮮史認識の歪みは実は日本史認識の歪みと密接に結びついていることに気づき始めました。その代表的なものが、先にも言及しました封建制に関わる問題です。東アジアでは日本にのみ封建制の存在を認めるという考えは、日露戦争を前後する時期に形成されたものです(文献2001a)。日本史の中に西欧と類似した点を認めるこの立場は、歴史認識における「脱亜論」といべきものです。日本と西欧、あるいは日本と中国というように二つの国の社会や歴史を比較すると、当然に類似したところと異なるところが存在します。日本が中国とよりは西欧と共通するところが多いというのが封建制論の立場でしょうが、私には厳密な比較の上で得られた結論であるとは思われません。西欧化、近代化に成功したという19世紀後半の

現実に「しがみついて」得られた結論、極端に言えばこじつけであると言えれば言い過ぎでしょうか。それならば、20世紀後半に工業化と民主化に成功した韓国や台湾の場合は、その原因をどこに求めることができるのでしょうか(韓国や台湾の工業化の原因を戦後米国の東アジア政策に求める考えがあります。それも一因ではありますが、堀和生氏の研究で明らかにされているように、これらの地域ではすでに1930年代から工業化が始まっていました)。

日本では、封建制論だけでなく、梅棹忠夫氏の「文明の生態史観」のような同工異曲のアイデアが生み出されてきましたが、いずれも日本と西欧の共通性をこじつけて、日本を「脱亜」させようとする試みであると思われません。東アジア小農社会論は、こうした日本史認識における「脱亜」的傾向を批判することを目標としたものでもありました(文献2004a, 2010a)。

もう一つここで強調しておきたいのは、上述のような日本における朝鮮史認識、日本史認識に対する批判は、実は韓国における韓国史認識に対する批判でもあるということです。日本人研究者が主張した「封建制欠如論」を批判して、朝鮮史にも封建制の存在を認めるのが内在的発展論の立場ですが、これは西欧の歴史を基準にして朝鮮史をとらえるという意味では、日本における日本史認識とまったく同様の立場であるといえます。これでは真の意味で日本の歴史認識を批判したことにはならない、というのが私の考えです(文献2005a, 2006b, 2011a, 2011c)。

また韓国の学界では、かつて日本人研究者が朝鮮における私的土地所有の不在を主張したことを批判するために、私的所有が存在したことを実証することに多くの努力が傾けられてきましたが、私的所有を肯定的にのみ評価してよいのかも疑問です。むしろ朝鮮では私的所有が早くから存在したために、その弊害も大きかったと見なければならぬと思います。今日の韓国では不動産問題がきわめて深刻ですが、それは歴史的に深い根をもっているとは私は思っています。

8. 再度、量案研究へ

2018年に成均館大学校を完全に退職して、引退生活に入ることになりました。研究者としてまとめの作業をしなければならないのですが、それよりも新しい研究への関心が強くて困っている今日この頃です。最後に、最近関心をもっている問題についてお話して、講演を終えたいと思います。

実は最近になって、再び量案に関心を向け始めました。そのきっかけは、もう30年近く前に発表した「光武量案と土地台帳の比較分析」(文献1997)という論文と関連して最近起きた一つの「事件」です。庚子量案や光武量案を見ながらずっと疑問であったのは、これら量案に記載されている土地に関する情報がどこまで現実を反映しているのかということでした(量案は「虚簿」だと言った研究者がいらっやいますが、現実をまったく反映していない帳簿という意味です)。この疑問は、恐らく事業当局者たちも抱いたものではなかったかと思いますが、この疑問を解くために執筆したのが上記論文です。

図3で紹介しましたように、光武量案では土地の形状が図で示されています。また「犯向」の指示に従

って量案に記載されている個々の土地の大きさを忠実に描いていけば、地籍図様式の図面を作成することが可能です。そこで事業の過程で作成された土地台帳・地籍図とこの地籍図様式の図面を比較すれば、量案の正確度を知ることができる筈だと考えたのです。しかしこの作業は、次のような理由により困難を極めるものでした。

まず直面した困難は、量案と土地台帳が対象とする地域の違いでした。庚子量案や光武量案はいずれも面を単位として作成されているのに対して、土地台帳は面の下の行政単位である里ごとに作成されました。ですからある里の土地台帳に出てくる土地が光武量案ではどこに出てくるのかを知ることが容易ではありませんでした。図4は、図3と同様に京畿道広州府北方面の光武量案の最初の部分で、この面ではどのような順序で量田が行われたかを図示したきわめて貴重な史料です。御覧の通り、非常に複雑な経路で量田が行われていることが分かります。量田の際には、面内のすべての土地を連続的に測量するという規則があり、こうした複雑な経路が取られたのでした。つまり、ある里の土地をすべて量田した後に次の里の土地を量田するという方法ではなかったのです(そもそも里の土地という観念がありませんでした。里というのは人家が集まっている所であるだけで、里の境界という観念は存在せず、土地調査事業によって初めて里の境界が確定されました)。

ですから、土地台帳に出てくる土地が光武量案ではどこに出てくるのかを知るためには、面全体の土地を対象にして地籍図様式の図を作り、それと土地台帳・地籍図と比較するという方法を取らざるをえないのです。里の土地であれば数百筆で済みますが、面全体の土地となると数千の単位となります。ですから光武量案から一つの面の地籍図様式の図面を作成するのに、2カ月ほどの時間がかかりました。

困難はそれだけではありませんでした。光武量案に従って地籍図を作成しますと、各土地はジグザグの線上に数珠つなぎになった形で描かれます。量案に記載されている「犯向」は東西南北の四方向だけで示されていますが、現実にはこれはありえないことです。実際には量田は東北方向に行ったり、南西方向に行ったりと、隣接する二つの土地は複雑な位置関係にあるのですが、「犯向」ではそれを表わすことが不可能です。

もう一つやっかいな問題は、量案に記載されている各土地の所有者名でした。光武量案では「時主」と「時作」の二名が把握されていて、前者が所有者、後者が耕作者であるのが一般的です。しかし「時主」として把握されている人名が本名でない場合が多々存在していました。庚子量案では、両班が土地所有者の場合には、奴や婢の名前が所有者として登録されていると申しましたが、光武量案では「時主」が所有者の姓プラス彼が所有する奴や婢の名を合わせた形で登録されている場合が多かったのです(これらの奴や婢の名前は実際に彼が所有する奴や婢のものでなく、架空の存在です。これを当時は「戸名」と呼びました。こうした現象は、いわゆる両班化の産物で、両班でない者が架空の奴婢を所有しているように振舞ったのです)。ですから、量案に記載されている土地の所有者名と土地台帳

に記載されている所有者名を対照して、同じ土地か否かを判断するという方法も有効ではありませんでした。

私はこの作業を始めた時、果たして土地台帳・地籍図と対照することが可能なのか、半信半疑でした。忠清南道論山郡の二つの里を対象にこの作業を行っていましたが、神助けというか、偶然の出来事が私を助けてくれました。それは光武量案に登場する「水春(すいしょう、수용)」という土地の存在でした。水春とは水車小屋のことで、当時朝鮮では水車小屋の建設が本格化しつつありました。この「水春」という土地が量案上では随分と離れた所に二度登場するのですが、この水春が同じものだと仮定すると、すべての土地がつながるといふ奇跡のようなことが起きたのです。そこで光武量案に描かれている土地の形状や土地の所有者に関する情報などを手掛かりにして、量案上の土地と土地台帳・地籍図の土地を対照することが可能になりました。

この作業の結果は衝撃的なものでした。土地台帳に登録されている土地のほとんどが量案でも確認されたのです。つまり光武量田ではほとんどすべての土地が把握されていたということです。ただし両方の帳簿に記載されている各土地の面積には大きな違いがありました。量案に記載されている面積は、土地台帳の面積より30パーセントほど過少評価されていましたが、これは恐らく農民の反発を恐れ、意図的に面積を小さく算定したものだと思います(日本でも同様のことが見られたようです。検地帳に記載されている面積を本畝と言いましたが、それは実際の面積＝有畝よりも小さかったと言われています)。また、土地所有者の名前を比較すると、同じ姓名で登録されている土地の比率は10パーセントにはるかに満たないものでした。10年余りの時差を考慮しても、この不一致は大きなもので、先に紹介しました「戸名」の慣行による不一致です。

この論文で得られた以上のような結論は、二つの里の事例研究に過ぎないもので、他の地域でも同じことが言えるのか否か、私自身も確信を持たず、この論文が注目されることはありませんでした。しかし数年前に研究を進展させる画期的な事件が起きました。その事件とは、光武量案と事業時に作成された地籍図を簡単に対照させることのできるコンピュータ・ソフトが開発されたことです。このソフトを開発したのは、成均館大での元同僚で、現在はソウル大國史学科の教授である金建泰さんです。彼は私の論文を読んでソフトの開発を思いつき、コンピュータ専門の方と協力してソフトを完成させたのです(ソフト名はJigsaw Mapです)。このソフトを用いれば、光武量案の一部を入力するだけで地籍図と対照することが可能で、手作業による場合の膨大な作業時間を省くことができます。そして金教授はこのソフトを用いて、両帳簿の対照作業をいくつかの地域で行い、その結果を著書として刊行されました。両帳簿の対照で得られた結論は、地域ごとに若干の違いがありますが、私の論文の結果と一致しています。金教授の研究に続いて、このソフトを用いた若い研究者の研究が発表されるのを見て、私は長い間中断していた量案研究を再開しようと決心した次第です。

その手始めに発表したのが文献2023で、この論文では、16世紀までの量田では、「起」の土地とその

周囲にある「陳」の土地もあわせて一筆の土地として量案に登録されていたこと、そして17世紀になって初めて「起」の土地と「陳」の土地を区別して把握し、「陳」の土地は免税とされるようになったこと、こうした変化の背景には耕地開発の進展と常耕化、耕地の希少財化という一連の事態があったこと、などを主張したものです。新羅や高麗では一筆の土地が2結、4結とか10結というようにきわめて大きな面積を有していたこと、また、結単位で土地が把握され、負や束という単位が用いられていないこと、などがこうした主張の根拠となりました。この論文を発表したのは、従来の量田、量案研究では土地自体に対してはほとんど関心が向けられてこなかったという研究史に対する不満があったからです。

現在は、上の論文の後続研究として、量案に登場する「陳」の土地に対する検討を行っています。今年の6月に、金建泰教授の主催で開かれた朝鮮時代土地制度に関するセミナーでその一端を発表しましたが、来年雑誌論文として執筆する予定です。先に申しあげたように量案には「陳」の土地が大量に登場するのですが、その時代的变化を明らかにすれば、耕地開発の歴史を再構成することが可能であると考えています。

9. おわりに:これまでの研究に対する反省と若い研究者に望みたいこと

再度量案の研究を始めたのは、量案に土地自体がどのように登場しているのかを明らかにしたいからだと申しましたが、これは私自身のこれまでの研究に対する反省の意を込めたものです。私がこれまで歴史研究、朝鮮史研究を進めてきた根底には、近代に対する批判精神がありました。現実の社会におけるさまざまな不条理、差別、不平等などに対する怒りが私の研究を支えてくれたもっとも大きな要因でした。しかし近代に対する批判とは言っても、それはよりよい近代を求めてのものであったわけですが、最近になって近代そのものが問題ではないかと思うようになってきました。人類による環境破壊とそれによる気候変動、コロナ・パンデミック、原発事故、さらに戦争や侵略、テロの多発など、さまざまな事態を生み出しているその根本的原因が近代文明そのものにあるのではないか、このように考えるようになったのです。

これまでの量案研究では、主に土地所有の分化状況や、地主制の問題、国家による土地把握と地税賦課の問題などが主なテーマでした。すなわち、人間社会の問題として量案という史料を扱ってきたわけですが、これからの量案研究では、人間と自然の関係を考えることが重要ではないかと思います。なぜなら、近代文明のもっとも大きな問題は、自然と人間を対立的にとらえて、自然を人間の従属物のように扱ってきたところにあると思うからです。量案では土地がどのように把握されているのかを問題にすべきだと言うのも、そうした問題意識によるものです。

私の研究は、先に申しましたように、19世紀パラダイムを批判して、20世紀パラダイムを樹立することを大きな目標としたものでした。しかし今求められているのは、人類が滅亡するかも知れない21世紀のパラダイムです。若い研究者の方々がそうした新しいパラダイムの模索に努められんことを願って、私

の講演を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(기 14956-1)

茅七十四東北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	貳頁柒束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	陳主 今忠實朴當朝成龍
茅七十五北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	拾參頁壹束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重主理員女
茅七十六北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	伍頁陸束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅七十七東北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	伍頁陸束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅七十八東北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	肆頁玖束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅七十九東北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	肆頁玖束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅八十西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	貳頁貳束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅八十一西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	貳頁貳束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅八十二西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	柒頁壹束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅八十三南陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	柒頁壹束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
餘伍等田貳頁貳束起稼字乘	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	伍頁陸束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅一北北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	伍頁陸束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅二北北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	參頁玖束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅三北北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	貳頁柒束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅四北北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	參頁捌束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅五西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	肆頁叁束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅六西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	參頁	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅七南北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	拾貳頁壹束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅八西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	拾捌頁伍束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅九西北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	壹頁貳束	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊
茅十南北陸等直田	南 北長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 東長陸拾伍尺 南長陸拾伍尺	陸頁	東長陸拾伍尺 西廣陸拾伍尺 南長陸拾伍尺 北長陸拾伍尺	起主 今忠實張重伊

圖 1.

于二南犯伍等直田 <small>南世長捌拾玖尺 東西廣伍拾壹尺</small>	于三南犯肆等直田 <small>南世長伍拾叁尺 東西廣貳拾陸尺</small>	于四南犯叁等直田 <small>南世長伍拾玖尺 東西廣貳拾玖尺</small>	于五東犯伍等直田 <small>東世長貳百拾壹尺 南世廣伍拾伍尺</small>	已上田番并肆結貳拾陸員叁束內 舊陳田叁結壹員玖束 起田貳拾柒員叁束	宙宇 南世長叁拾玖尺 東西廣貳拾陸尺	一東犯叁等直田 <small>東世長貳拾壹尺 南世廣陸尺</small>	二東犯叁等直田 <small>東世長貳拾壹尺 南世廣陸尺</small>	三南犯肆等直田 <small>東世長陸拾尺 南世廣貳拾陸尺</small>	四南犯伍等直田 <small>東世長壹百拾尺 南世廣叁拾柒尺</small>	五西犯叁等直田 <small>南世長陸拾柒尺 東西廣肆拾尺</small>	六西犯叁等直田 <small>南世長壹百玖拾玖尺 東西廣陸尺</small>
拾捌員壹束	柒員陸束	貳員陸束	拾陸員陸束	肆拾陸員肆束	柒員壹束	玖束	捌員陸束	拾陸員叁束	拾捌員捌束	伍員肆束	
<small>北命丹番 三斗山 南世番 三斗山</small>	<small>東南戰希番 西山南人口 東世南斗里番 西世斗里番</small>	<small>西戰希番 三斗山</small>	<small>東世南斗里番 西世斗里番</small>	<small>中戰希番西戰希番 北山南上番</small>	<small>東山南上田 西世同人番</small>	<small>西戰希番 三斗山</small>	<small>西戰希番 三斗山</small>	<small>西戰希番 三斗山</small>	<small>東世斗里番 西世斗里番</small>	<small>東世斗里番 西世斗里番</small>	<small>東世斗里番 西世斗里番</small>
陳 無主	起 李自敬	起 同人	起 柳翫希	陳 無主	起 崔致隣 以斗星	起 同人	起 僧尚玉	陳 無主	起 崔增 以承云	起 叔叔李萬	

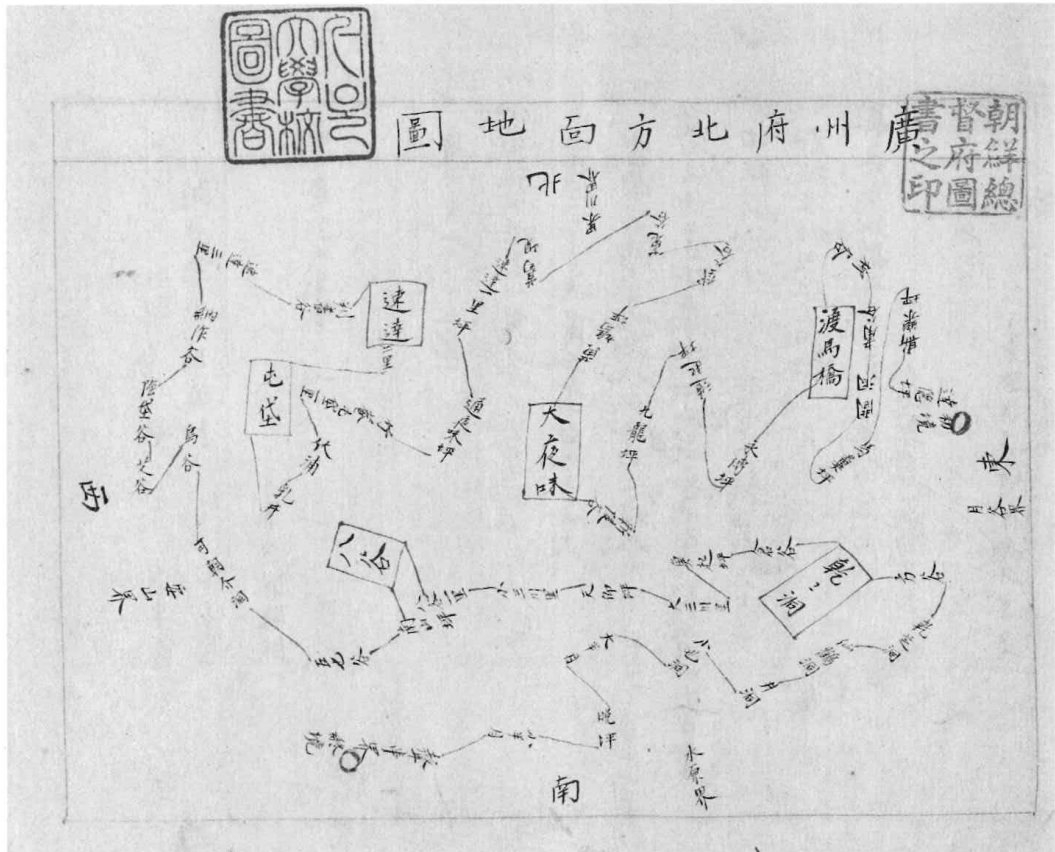


圖4

著書目録

<単著>

- 1991 『朝鮮土地調査事業史の研究』 東京大学東洋文化研究所
1995 『兩班：李朝社会の特権階層』 中公新書（韓国語版 1996年、中国語版 2024年）
2013 『미야지마 히로시:나의 한국사 공부』 너머북스（中国語版 2024年）
2013 『일본의 역사관을 비판한다』 창비
2020 『한중일 비교 통사』 (박은영 옮김)너머북스

<共著>

- 1992 宮嶋博史・松本武祝・李栄薫・張矢遠『近代朝鮮水利組合の研究』 日本評論社（韓国語版 1992年）
1993 武田幸男・宮嶋博史・馬淵貞利『地域からの世界史1 朝鮮』 朝日新聞社
1998 岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』 世界の歴史12、中央公論社（韓国語版 2003年、中国語版 2024年）
2009 백영서・박훈・미야지마 히로시『동아시아 근대이행의 세 갈래』 창비
2017 李成市・宮嶋博史・糟谷憲一『朝鮮史Ⅰ 先史～朝鮮後期』 山川出版社

<共編著>

- 1993～1994 溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える』1～7、東京大学出版会
1996 河合和男・飛田雄一・水野直樹・宮嶋博史編『論集朝鮮近現代史 姜在彦先生古稀記念論文集』 明石書店
2001～2006 宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識』Ⅰ～Ⅲ、日韓共同研究叢書、慶應大学出版会（韓国語版 2001～2008年）
2004 宮嶋博史・李成市・尹海東・林志弦編『植民地近代の視座 日本と朝鮮』 岩波書店（韓国語版 2004年）
2011 趙景達・宮嶋博史・李成市・和田春樹編『「韓国併合」100年を問う：『思想』特集・関係資料』 岩波書店（韓国語版 2011年）
2015 미야지마 히로시・배항섭편『동아시아는 몇 시인가? :동아시아의 새로운 이해를 찾아서』 너머북스
2017 미야지마 히로시・배항섭 외『19세기 동아시아를 읽는 눈: 지속과 변화, 관계와 외교』 너머북스
2017 미야지마 히로시・배항섭편『동아시아에서 세계를 보면?: 역사의 길목에 선 동아시아 지식인들』 너머북스

2021 미야지마 히로시·문명기 외 『동아시아의 근대: 장기지속으로 읽는다』 너머북스

2021~2022 宮嶋博史・趙景達・吉野誠編 『原典朝鮮近代思想史』 1~6 岩波書店

< 訳書 >

1984 姜万吉 『分断時代の歴史認識』 学生社

1986 安秉直 『日本帝国主義と朝鮮民衆』 御茶の水書房

2007 李勛相 『朝鮮後期の郷吏』 法政大学出版社

論文 番号	タイトル	所収	号
1974	朝鮮甲午改革以後の商業的農業－三南地方を中心に	史林(京都大)	57(6)
1975	「土地調査事業」の歴史的前提条件の形成	朝鮮史研究会論文集	12
1976a	金容燮著『朝鮮後期農学の発達』	東洋史研究	34(4)
1976b	韓国における「民族史学」	歴史学研究	439
1977a	李朝後期農書の研究－商業的農業の発展と農奴制的小経営の解体をめぐって	人文学報(京都大・人文研)	43
1977b	安秉弼氏の歴史学－『朝鮮近代経済史研究』を中心に	年報(龍谷大・社会科学研)	8
1977c	「朝鮮土地調査事業」研究の新たな前進のために	東洋史研究	36(2)
1978	朝鮮「土地調査事業」研究序説	アジア経済	19-9
1979a	1978年の歴史学界:回顧と展望－朝鮮3	史学雑誌	88(5)
1979b	私にとっての朝鮮史	季刊三千里	20
1980a	日本人の朝鮮史研究と「停滞論」	季刊三千里	21
1980b	朝鮮農業史上における15世紀	朝鮮史叢	3
1981	李朝後期における朝鮮農法の発展	朝鮮史研究会論文集	18
1982	植民地朝鮮人大地主の存在形態に関する試論	飯沼二郎, 姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』(未来社)	
1983a	李朝後期の農業水利－堤堰(溜池)灌漑を中心に	東洋史研究	41(4)
1983b	朝鮮(後期), 近代(1)	『アジア歴史研究入門2(中国2・朝鮮)』(同朋舎出版)	
1984a	朝鮮史研究と所有論－時代区分についての一提言	人文学報(東京都立大)	167
1984b	方法としての東アジア－東アジア三国における近代への移行をめぐって	歴史評論	412
1984c	開化派研究の今日的意味	季刊三千里	40
1986a	植民地期朝鮮の小作契約文書	東京大学東洋文化研究所東アジア部門編『中国朝鮮文書史料研究』(東京大・東洋文化研)	
1986b	近代克服志向型ナショナリズムと新しい朝鮮史像	歴史批判	3
1986c	近代アジアの政治変革と君主制－日本・朝鮮・タイ	歴史評論	438
1986d	朝鮮史から見たタイ	原洋之介編著『東南アジアからの知的冒険』(リプロポート)	
1986e	朝鮮社会と儒教－朝鮮儒教思想史の一解釈	思想	750
1987	朝鮮半島の稲作展開－農書資料を中心に	渡部忠世編『稲のアジア史 2(アジア稲作文化の展開)』(小学館)	
1988a	開港前後期地主制研究の現状と課題	中村哲, 堀和生, 安秉直, 金泳鎬編『朝鮮近代の歴史像』(日本評論社)	
1988b	光武改革論	歴史学研究(増刊号)	586

1988c	量案から「土地台帳」へー朝鮮土地調査事業における帳簿体系の变革	朝鮮民族運動史研究	5
1989	이영훈 (著) 조선후기 사회경제사	경제사학(경제사학회)	Vol.13
1990a	光武量案의 歴史的 성격	김홍식편 『대한제국기의 토지제도』	
1990b	比較史的視点からみた朝鮮土地調査事業－エジプトとの比較	中村哲, 梶村秀樹, 安秉直, 李大根編『朝鮮近代の經濟構造』(日本評論社)	
1990c	朝鮮における公・私田問題の展開	思想	792
1990d	植民地朝鮮	『シリーズ世界史への問い 8(歴史のなかの地域)』(岩波書店)	
1991	심포지움 : 토지조사사업과 근대적 토지소유권의 성립	법사학연구(한국법사학회)	Vol.12
1992b	朝鮮における水利組合事業の新たな展開(1937年～1945年8.15)	紀要(東京大・東洋文化研)	116
1993a	朝鮮における植民地地主制の展開	『近代日本と植民地 3(植民地化と産業化)』(岩波書店)	
1993b	동아시아에서의 근대적 토지변혁 - 구일본제국의 지배지역을 중심으로	경제사학(경제사학회)	Vol.17
1994a	朝鮮兩班社会の形成	溝口雄三, 浜下武志, 平石直昭, 宮嶋博史編『アジアから考える 4(社会と国家)』(東京大学出版会)	
1994b	東アジア小農社会の形成	溝口雄三, 浜下武志, 平石直昭, 宮嶋博史編『アジアから考える 6(長期社会変動)』(東京大学出版会)	
1994c	東アジアにおける近代的土地改革－旧日本帝国支配地域を中心に	中村哲編『東アジア資本主義の形成』(青木書店)	
1996a	朝鮮におけるアジア認識の不在	国際交流	71
1997	光武量案과 土地臺帳의 比較分析: 忠南論山郡의 事例	李榮薰他著『조선토지조사사업의 연구』민음사	
1996b	量案における“主”の性格－慶尚道彦陽県量案の事例	河合和男, 飛田雄一, 水野直樹, 宮嶋博史編『論集 朝鮮近現代史－姜在彦先生古稀記念論文集』(明石書店)	
1999a	第11回研究会から(平成11年3月12日) 韓国社会を考える－長期的視点より	アジアと日本(アジア社会問題研)	303
1999b	書評: 趙景達『異端の民衆反乱－東学と甲午農民戦争』	思想	901
1999c	朝鮮における「固定化」のシステム	高谷好一編著『「地域間研究」の試み－世界の中で地域をとらえる下』(京都大学学術出版会)	
1999d	書評: 松本武祝著『植民地権力と朝鮮農民』	日本史研究	444
1999e	東アジア史の展望－朝鮮史の立場から	大航海	31

2000	朝鮮におけるアジア認識の不在	石井米雄編『アジアのアイデンティティー』(山川出版社)	
2001a	日本における「国史」の成立と韓国史認識－封建制論を中心に	宮嶋博史, 金容徳編著『日韓共同研究叢書2(近代交流史と相互認識 1)』(慶応義塾大学出版会)	
2001b	名前と国家－朝鮮史からの展望	東京大学東洋文化研究所編『アジアを知れば世界が見える』(小学館)	
2002	내가 보는 조선후기상과 토지조사사업	역사비평(역사비평사)	60 호
2003a	「渚上日記」死亡記事の分析－韓国における死亡の季節的分析とその時期変化	東京大学東洋文化研究所編『アジア学の将来像』(東京大学出版会)	
2003b	근대를 다시 본다	창작과비평	120 호
2003c	조선시대의 신분, 신분제 개념에 대하여	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	Vol.42
2003d	동아시아 소농사회론과 사상사연구	한국실학연구(한국실학학회)	Vol.5
2004a	안동지역의 양반공동체 형성의 현대적 의의	안동학연구(한국국학진흥원)	제 3 집
2004b	家族、親族制度からみた東アジア三国社会	아시아문화연구(경원대학교 아시아문화연구소)	제 8 집
2004c	황석영의 『심청』과 19 세기 동아시아	역사비평	67 호
2004d	東アジアにおける近代化、植民地化をどう捉えるか	宮嶋博史, 李成市, 尹海東, 林志弦編『植民地近代の視座』(岩波書店)	
2004e	한국 인구사연구의 현황과 과제	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	Vol.46
2005a	日本史・朝鮮史研究における「封建制」論: 一九一〇～四五年	宮嶋博史, 金容徳編著『日韓共同研究叢書 12(近代交流史と相互認識 II)』(慶応義塾大学出版会)	
2005b	일본 동아시아 공동체론의 현주소	역사비평	72 호
2006a	現在をも規定する土地調査事業－「土地調査事業の実態」および「朝鮮の土地調査事業」解説	東洋文化研究(学習院大・東洋文化研)	8
2006b	高校の歴史教育における世界史認識と「封建制」論	宮嶋博史, 金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅲ－一九四五年を前後して』(慶応義塾大学出版会)	
2006c	東アジア世界における日本の「近世化」	歴史学研究	821
2006d	土地臺帳의 比較史 - 量案檢地帳·魚鱗圖冊	한국고문서학회 『동아시아 근세사회의 비교 - 신분·촌락·토지소유관계』 혜안	
2006e	최부 『표해록(漂海錄)』의 일역(日譯) 『당토행정기(唐土行程記)』에 대하여 - 강호시대(江戶時代) 일본유학자의 동아시아관과 그 딜레마	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	Vol.56

2007a	朝鮮時代の科挙－全体像とその特徴	中国－社会と文化	22
2007b	평화의 시각에서 다시 보는 일본의 '근세화'	창작과비평	136 호
2007c	일본이 기록한 임진왜란	플랫폼 (인천문화재단)	4 호
2008a	와그너 조선사 연구의 문제성	인천문화재단, 플랫폼	10 호
2008b	조선 후기 지배 계층의 재생산 구조	한국사학보(고려사학회)	제 32 호
2008c	일본 역사학계에 있어서 동아시아론의 현재	아시아 평화와 역사연구소편 『한중일 동아시아사 교육의 현황과 과제』 선인	
2008d	일본의 국학과 한국의 조선학 -비교를 위한 서론적 고찰-	동방학지 (연세대학교 국학연구원)	Vol.143
2008e	『안동권씨성화보』를 통해서 본 한국 족보의 구조적 특성	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	Vol.62
2008f	21 세기 동아시아 연구와 대학의 역할	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	Vol.63
2009a	'화혼양재'와 '중체서용'재고 : 일본·중국과 구미와의 만남	백영서의 『동아시아 근대이행의 세 갈래』 창비	
2009b	儒教における齊民思想と小農社会論	국학연구(한국국학진흥원)	제 14 집
2009c	민족주의와 문명주의 -3·1 운동에 대한 새로운 이해를 위하여	大東文化研究	제 66 집
2009d	근세 일본의 조선 인식 -임진왜란의 기억을 중심으로	동북아역사재단 편 『동아시아의 지식교류와 역사기억』 동북아역사재단	
2010a	日本史認識のパラダイム転換のために－「韓国併合」100年にあたって	思想	1029
2010b	朝鮮の族譜と「創られる伝統」－安東・権氏の族譜編纂史	久留島浩, 趙景達編『国民国家の比較史』(有志舎)	
2010c	コメント 日本の朝鮮認識の転換を目指して	安田常雄, 趙景達編『近代日本のなかの「韓国併合」』(東京堂出版)	
2010d	일본사 인식의 패러다임 전환을 위하여	창작과비평	148 호
2010e	儒教的近代としての東アジア「近世」	和田春樹他編『岩波講座東アジア近現代通史(1): 東アジア世界の近代－19世紀』(岩波書店)	
2011a	方法としての東アジア再考	歴史評論	729号
2011b	朝鮮史からみた「近世」日本: 社会的結合をめぐる比較	趙景達·須田努編『比較史的にみた近世日本: 「東アジア化」をめぐる』東京堂出版	
2011c	朝鮮史認識の陥穽	『「韓国併合」100年を問う: 国際シンポジウム』(岩波書店)	
2012a	후투자와 유키치(福澤諭吉)의 유교인식	한국실학연구(한국실학학회)	23
2012b	동아시아 속의 한국족보	대동문화연구(성균관대학교 대동문화연구원)	77
2012c	「際」を自覚した者の苦悩: 朝鮮思想史の再検討	言語文化(同志社大言語文化学会)	15~1

2012d	동아시아 근대이행기의 유학과 경제	다산과 현대 (연세대 강진다산실학연구원)	4,5
2013a	‘際’를 自覺한 者の 苦悶:楚亭의 思想史的 位置	『조정 박제가 연구』(성균관대 출판부)	
2013b	한·일 양국의 역사를 다시 본다: 동아시아사의 입장에서	아시아리뷰 (서울대 아시아연구소)	3~1
2013c	한국농업의 연구에 일생을 바쳤던 일본인 :다카하시 노보루의 연구와 그 유산	일본공간 (국민대 일본학연구소)	14
2014a	교육제도의 전변적 개편을 시도하는 일본정부	아시아문화 (아시아문화 커뮤니티)	2
2014b	근대 극복의 실학연구란 무엇인가: 학인 임형택, 그 배움의 궤적	창작과 비평(창비)	166
2015a	‘유교적 근대론’과 한국과 일본의 역사적 위치	『동아시아는 몇 시인가?』 (너머북스)	
2015c	<대담>해방/중전 70 년, 새로운 패러다임을 찾아서	창작과 비평(창비)	169
2015d	아베 담회에 나타난 일본의 역사인식과 그 비판	역사비평(역사비평사)	113
2016	文明史からみた日本史:福沢諭吉『文明論之概略』を超えて	『岩波講座 日本歴史22』	
2017a	朝鮮の族譜について	朝鮮史研究会論文集	55
2017b	朝鮮後期	『朝鮮史 I』(山川出版社)	
2019	양전사·양안 연구의 새로운 이정표: 김건태『대한제국의 양전』을 읽고	역사와 현실(한국역사연구회)	112
2021a	다산 정약용의 전제(田制) 개혁론: 그 새로운 해석	『세계사 속의 다산학』 (지식산업사)	
2021b	한국 소농사회의 장기지속에 대해	『동아시아의 근대, 장기지속으로 읽는다(너머북스)』	
2021c	論説 なぜ朝鮮王朝時代の思想を近代思想史シリーズの中で紹介するのか	『原典朝鮮近代思想史1』(岩波書店)	
2022	解説	『原典朝鮮近代思想史4』(岩波書店)	
2023	양전사의 재검토: 벽사 이우성의 사적 토지소유론과 관련해서	대동문화연구 (성대 대동문화연구원)	121

備考:この論文目録は同志社大の板垣竜太教授が作成された目録を補充したものである。

17世紀初頭における「琉球王子濟州殺害説」という噂の国際的契機

——濟州島に対する「出陸禁止令」と関連して——¹

曹永憲(チョ・ヨンホン 高麗大学校歴史教育科教授)

I. 序論

II. 「琉球王子濟州殺害説」形成過程の再構成

III. 噂の歴史的蓋然性の検討

IV. 日本の琉球侵攻以後における朝鮮の外交的苦境

V. 濟州島に対する「出陸禁止令」と国際関係

VI. 結論

I. 序論

「琉球王子濟州殺害説」とは、1611年頃に濟州島へ風に流され漂着した船に、琉球の王子をはじめ、中国商人、日本人など、さまざまな国籍の人々が多くの宝物を積んで乗っていたが、濟州牧使の李箕賓(1563～1625)が財宝を欲し、判官の文希賢と共謀して漂着民を皆殺しにし、船の財物を分配して着服した、という噂のことである。朝鮮と交隣関係にあった琉球国の王子が濟州島に漂着して殺害されたという衝撃的な内容を含むこの噂は、事件が発生したとされる17世紀初頭ではなく、それから約150年を経た18世紀中頃以降に朝鮮知識人の間で野談として流布し、かえって広く知られるようになった²。さ

¹ 本発表は、曹永憲、「17世紀『琉球王子濟州殺害説』という噂とその歴史的背景—濟州島への『出陸禁止令』をめぐる」、『濟州島研究』63, 2024)の内容を、本学会の主題に即して要約し、一部の論点を補完したものである。

² 松原孝俊、「朝鮮における伝説生成のメカニズムについて——主に琉球王者漂着譚を中心に」、『朝鮮学報』137, 1990. その嚆矢は、李重煥(1691-1756)が1751年(英祖27)に編纂した『擇里志』のうち、地理観を示した「ト居論・山水」において、濟州島の風水を論じる際に琉球の地理および琉球世子殺害説に関する口碑伝承へ言及したことによって触発されたものである。(이중환(李重煥) 지음, 안대회·이승용 외 옮김, 『완역 정본 택리지』, 휴머니스트, 2018,

らに濟州島の人々もまた、その後約200年にわたり、船に乗って出航し暴風・波浪により琉球や安南などに漂着した際、自らが濟州人であるという身分を隠した。これは、17世紀初頭に琉球王子が濟州島で殺害されたという話が、長い間「定説」として受け入れられていたことを示している³。

これに関して学界では、「琉球王子濟州殺害説」に早くから関心を寄せ、歴史的事実であったのか検討を進めてきた。というのも、関連記録が『朝鮮王朝実録』に少なくとも6件ほど記載されており、その後も多くの朝鮮人が残した文集において、さまざまな形で流通してきたからである。主として歴史学者によって進められた、この噂の真偽に関する研究においては、おおむね噂は事実ではないという方向に意見が集約されている⁴。仮に琉球王子が実際に殺害されていたのであれば、琉球の文献にこの事件が登場するのが当然であり、またそれに関連する国際的な紛争や外交的抗議があつて然るべきである。しかし、実際にはそのような事態は発生していない⁵。

一方、もしこれが単なる虚構の噂にすぎないのであれば、一時的な出来事として終息するはずであるが、先述の通り、この噂は18世紀中頃以降になつても消えるどころか、むしろさまざまな形で流通し続

pp.265-267) 李重煥は、現地での体験と見聞に基づき蒐集した数十種の口碑伝承を収めたが、これらの口碑伝承こそが現地住民の生活と意識を把握し、地域的色彩を顕出する要素であると見なしたためである。ここで李重煥は、通常の儒学者とは異なり、神異性や虚構性を帯びる伝説であっても躊躇なく採録し、当該地域の文化的資産として位置づけた(李重煥, 2018年, p.33)。この観点から、濟州の地域的色彩を示す要素として、百余年前の事件をモチーフとして伝承されていた「琉球王子濟州殺害説」を、彼なりの視角で整理し収載したものと考えられる。以後、琉球王子殺害説は、金鑣(1766-1821)の『琉球王世子外伝』をはじめとする諸種の野談集に収録され、民間へと一層広く流布した。

³ 정성일, 『전라도와 일본 - 조선시대 해난사고 분석』, 경인문화사, 2008 ; 김나영, 「15-19세기 표류 제주인의 출신지 회칭(諱稱) 양상에 대한 고찰」, 『지방사와 지방문화』 19-1, 2016.

⁴ 양수지, 「임진왜란 이후 조선·유구의 관계: 1611년 제주표착 ‘유구왕자’ 살해사건을 중심으로」, 『한민족대외관계사연구소논집』3, 2009 ; 민덕기, 『조선시대 일본의 대외 교섭』, 경인문화사, 2011 ; 박혜민, 「소문과 진실의 경계: 유구국세자 이야기의 형성 과정에 대한 일고찰」, 『연민학지』 21, 2014 ; 박수필, 「유구 세자 이야기의 진실과 변이 양상」, 『우리어문연구』 51, 2015 ; 소진형, 「소문과 정치: 조선 후기 유구 왕자 살해설의 발생 및 유행에 대한 정치사적 접근」, 『한국정치학회보』 57-4, 2023.

⁵ たとえば、鄭東愈の『昼永編』(1805年頃)に収められた「琉球国との国交」の記述によれば、当時、北京に赴いた朝鮮の使臣が琉球の使臣に対して「琉球王子濟州殺害説」を言及しつつ質問したところ、琉球使臣は大いに驚きつつ「そのような事実はありません」と強く否定したという。また、当該時期に濟州で殺害されたのは琉球王子ではなく安南王子であるとする主張については、楊秀芝(2009)を参照されたい。

けた。このため、主に朝鮮時代の文学を研究する学者たちは早くから本事件に注目し、文学的観点から、この噂が形成され流布する歴史とその文化的意味を検討してきた⁶。とりわけ、朝鮮と琉球との複雑な外交的文脈に着目した夫馬進の一連の研究は、この噂を東アジア国際関係の中で再照射する契機となった⁷。これを基盤として、近年では政治学的視角から、噂の発生と流布が朝鮮社会に及ぼした影響を考察する興味深い研究へとつながっている⁸。

このように様々な研究と再検討がなされたものの、この噂の内容と、噂が形成された歴史的背景との関係が十分に理解されたとは言い難い。たとえば『噂の歴史 (Fama. Eine Geschichte des Gerüchts)』を著したハンス・ノイバウアー (Hans-Joachim Neubauer) が指摘するように、人工物であり事実無根の物語である噂は、人々の口にのぼる瞬間にのみ一時的に存在する。しかし、この噂が様々な文書やその他の資料的証拠と結びついたとき、長く持続することがあり、このような矛盾ゆえに「噂と噂を生み出した背景」とのあいだには特別な関係があるとされる⁹。「琉球王子濟州殺害説」もまた事実無根の物語であるにもかかわらず、17世紀初頭に発生し、その後少なくとも200年にわたり、濟州人をはじめ、朝鮮人のあいだに持続したのは、噂がその歴史的背景と「特別な」関係を形成していたからにほかならない。筆者は、この噂の特別な歴史的背景として国際的背景と国内的背景に注目したい。両者はいずれも海上に位置する濟州島の海洋性と関連する共通点を有している。国際的背景とは、壬辰倭乱直後、特に1609年に日本が琉球を侵略・併合した直後に、朝鮮が直面した外交的苦境(具体的には、①琉球との曖昧な外交関係を維持せざるを得ない困難な状況、および②日本との通交を警戒する明からの強い圧力)を指し、国内的背景とは、1629年から施行されたとされる濟州人に対する「出陸禁止令」である¹⁰。従来、全く関連がないとされてきた朝鮮—琉球関係と濟州島の「出陸禁止令」が、「琉球王子濟州

⁶ 松原孝俊, 1990 ; 김동욱, 「유구국세자 이야기의 유변양상」, 『한민족어문학』 44, 2004 ; 홍진욱, 「‘琉球 세자 살해설’과 김려의 <유구왕세자외전>」, 『대동한문학』 47, 2016.

⁷ 후마 스스무(夫馬進), 신로사 외 옮김, 『조선연행사와 조선통신사』, 성균관대학교출판부, 2019.

⁸ 소진형, 2023.

⁹ 한스 J. 노이바우어, 2001, 박동자·황승환 옮김, 『소문의 역사』, 세종서적, 2001, p.15.

¹⁰ 濟州人に対する「出陸禁止令」については、양정필, 「조선전기 정부의 제주도 출륙 포작인 인식과 정책 - 포작인의 난민적 성격을 중심으로」, 『탐라문화』 67, 2021 ; 양정필, 「16세기 제주도의 위기와 流民 증가, 그리고 출륙금지령」, 『제주도연구』 59, 2023.などを参照。

殺害説」という噂の再検討によって、どのように結びつくのかを確認することが、本稿の目的である。

そのためには、噂が形成されるメカニズムを朝鮮内部の問題に限定せず、明—日本—琉球との国際関係における緊迫した変化の過程を通じて再構成する必要がある。噂の全体像は、1611年から1625年までの15年間のあいだに徐々に形成されたが、その間、朝鮮を取り巻く明—日本—琉球のあいだの緊張関係によって、その後、朝鮮と琉球のあいだに以前のような国家対国家の直接的接触は一度も実現しなかったからである¹¹。これを通じて、噂が歴史的事実に基づいて発生したものでないとしても、むしろ噂の生命力によって「噂を生み出した背景」と人々に影響を及ぼしうることを明らかにしたい。このとき、噂の生命力は歴史的蓋然性と密接に関連しており(第Ⅲ章)、とりわけ「琉球王子濟州殺害説」は、17世紀初頭の急変する国際関係の複雑性に起因していることを強調したい(第Ⅳ章および第Ⅴ章)。さらに噂が、現実には噂と無関係な人々の生活をいかに拘束しうるのか、その可能性を歴史に留まらず、今日的に喚起し、再考するきっかけとなることを期待する。

Ⅱ. 「琉球王子濟州殺害説」形成過程の再構成

「琉球王子濟州殺害説」に関連する事件の記録は、『朝鮮王朝実録』において光海3年(1611)に初めて登場し、その後、仁祖3年(1625)の李箕賓に関する卒記に至るまで、重要なものとして少なくとも六度現れる。光海君時代に登場する初期の3つの史料には、李箕賓が殺害した漂流民の中に琉球王子はいないとする内容が記されている。他方、仁祖時代に登場する二つの史料には、琉球王子が殺害されたという記述が含まれている。時間の経過とともに、実録において記録がどのように少しずつ変化していくのかを検討することは、噂の形成メカニズムや多様な歴史的背景を理解するうえで有益である。そのため煩瑣ではあるが、すべて引用して比較する必要がある。以下の[イ]～[ホ]、および史料中の①、②などと下線は、筆者が補ったものである(以下、日付はすべて旧暦による)。

[イ]『光海君日記』(中草本)巻44、光海3年(1611)8月26日：司憲府が奏して言うには、「臣らが濟州牧使李箕賓の状啓を取り寄せて調べたところ、判官文希賢および大靜県監楊秀津らが、①賊船と互いに戦って津を破られ喪敗した情況は隠しようもなく明白でありました。李箕賓は主将としてそこに

¹¹ 하우봉·손승철·이훈·민덕기·정성일, 1999, 『朝鮮과 琉球』, 아르케, 1990, pp.72-74.

いたので、その実情を知らぬはずがないにもかかわらず、戦死した軍兵や失われた器械については一切言及せず、かえって⑥中国の商船であるとか、中国人のような容貌であったなどと、言辞を乱雑に取り繕って罪を免れようとしたしました。……李箕賓を罷職させたうえで糾問なさるべきであります。」

[ロ]『光海君日記』(中草本)巻50、光海4年(1612)2月10日：(司憲府が前濟州牧使李箕賓と前判官文希賢の治罪を請い、これを允許する)「前濟州牧使李箕賓と前判官文希賢が、昨年倭賊を捕えたことについて功を論じた状啓に基づき、すでに賞典を施行しました。ところがその後、人々の言説が喧しく、皆が口を揃えて言うには、⑦南京の人々や安南の商人たちが物貨を積んで漂流してきたもので、その船制はきわめて高大にして、一隻におよそ十数本の帆柱を立てていたので、⑧倭寇の船でないことは明白である、とのこと。ところが李箕賓と文希賢らは、当初はこれを礼遇して幾日も接待していたものの、⑨船に満載された宝貨を見てかえって財物に欲を生じ、誘って皆殺しにしたうえ、その物貨を没収しました。罪なき数百人の人命を奪い、さらに痕跡を消すためにその船まで焼き払い、ついには倭寇を捕えたと偽り、軍功を列举して虚偽を朝廷に報告したのです。彼らは⑩国家が事大・交隣の大義を行うことを顧みず、功と財に目がくらんで恣意的に欺くこと、このような有様に至ったので、将来の禍を予測することはできません。ましてや彼らが写して送った文書は正本ではないため、信ずるに足りません。しかし『我らの方物を人を遣わして貴国に献上する』などという文言によれば、⑪安南人が日本と通来していたことはすでに証拠となる端緒があります。李箕賓と文希賢らをすべて捕えて厳しく鞫問し、律文に従って罪を定めなさるべきです。」

[ハ]『光海君日記』(中草本)巻62、光海5年(1613)1月28日：義禁府が奏して言うには、「罪囚李箕賓が獄中より上疏して弁明するに、⑫『たとえ中国人であったとしても、倭賊と同じ船に乗り商売をした以上、乱民であることは疑う余地がない』』と言いました。このような論理によって中国人を殺すというのは、実情に照らして過度にすぎる点がないとはいえません。上(王)の御考えはいかがでしょう。」すると王は法に従うよう命じた。これにより李箕賓は北青に、判官文希賢は北道に流罪となった。⑬李箕賓は武官でありながら濟州牧使となり、能く治めると評判であった。判官文希賢は、商人らが船に乗って漂流してきたのを(見た)。⑭唐・倭・琉球の三国の人々が、いずれも莫大な財貨を積んでいた。文希賢はその財に欲を覚え、狡猾な言葉で李箕賓の心を動かして、その船を襲撃し、財貨を分け合った。李箕賓は相応に兵卒に分け与えたが、文希賢はより多くを得て、すべて独占した。黄

繭糸は150石に及び、明珠・瑪瑙の類は千余个に達した。濟州の吏卒が獄司に出頭して実証をなしたが、李箕賓らは拷問を受けても自白しなかった。獄事は長く判決が下らず、いずれも賄賂をもって拷問を中止させ、流罪に処されることとなった。㊦その商船の中には、二十六歳ほどの琉球の使臣があり、文辞がかなり巧みであった。李箕賓に宛てて書状を送ったが、その文はきわめて悲壮であった。中国商人の数十名もまた、文希賢に密かに訴えて、倭寇は殺し中国人は救ってほしいと願ったが、文希賢は答えず、皆殺しにして証言の余地をなくしてしまった。

[ニ]『光海君日記』(増草本) 卷177、光海14年(1622)5月10日：(光海君が備辺司に伝えた内容)しかも㊧倭使がこのような時に数か月も滞在しているので、まことに難渋である。どうして厳しく検束して速やかに答送しないのか。回礼の物品も取捨して送らざるを得ない。㊨琉球が濟州を侵犯して仇を報じたいと望んでいるという話はきわめて凶悪であるが、いかにして適当に答えるべきか分からない。西辺の事が急であるとはいえ、南方の憂患もどうして一時たりとも忘れることができようか。水軍に備えさせるなどの措置を早急に講じよ。殿倭の居るところに物品を十分に送り、その歡心を得て帰国させ、関白に報告して信義を一層篤くさせよ。

[ホ]『仁祖実録』卷1、仁祖元年(1623)4月14日：慈殿(仁穆王后)が廷臣に下教して、奏文の中にいくつかの条目を挿入させようとしたが、……㊩第四に、琉球国の世子がわが国に漂着してきたが、辺境の臣下に命じて密かに殺させたこと、……李元翼が奏して申し上げるに、「慈殿が下教された内容のうち、度を越えたお言葉が多々ございますので、あえて奏聞し、ご裁可を賜りたく存じます。奏文の記載は、ただ事実のみに拠るべきでございます。……㊪琉球国の件については、それが世子であったか否か、ここでは判じ難く、また今回の事案とは無関係でありますゆえ、言及なさらぬのがよろしいかと存じます。」

[ヘ]『仁祖実録』卷8、仁祖3年(1625)1月8日：<李箕賓の卒記>：咸鏡北道節度使李箕賓が死去した。㊫李箕賓は貪虐をほしいままにした武夫であった。先の光海朝において賄賂を宮掖に献じて濟州牧使に任ぜられようとし、赴任後にはもっぱら自己の身を肥やすことのみを力をついた。㊬ある日、琉球国の王子が宝物を満載して濟州の境内に停泊したが、これは恐らく風に漂流して来たものであった。(「一日琉球國王子滿載寶貝，到泊州境，蓋漂風而至也。」)ところが李箕賓は判官文希賢とともにこれを包圍し、ことごとく殺戮したうえ、その財貨を没収した。㊭王子は旌節を広げ、顔色を変え

ることなく静かに害を受けたため、この報を聞いた人々は痛ましさを覚えた。事実が露見して李箕賓は獄に下されたが、光海に多くの宝物を献じたため刑罰を免れることができた。しかし反正の後に至っても、なお北関の重任を担わせたのであるから、今日において人を用いることの卑屈さを嘆かざるを得ない。

6件の実録資料を通じて確認できるのは、「琉球王子濟州殺害説」が一举に完成された物語ではなく、[イ]1611年旧暦8月の最初の事件報告から始まり、[ロ]1612年2月、[ハ]1613年1月、[ニ]1622年5月、[ホ]1623年4月、そして[ヘ]1625年1月李箕賓の死後に記された卒記に至るまで、少しずつ変容を遂げていったという点である。また、この噂がまったく根拠のない虚構ではなく、実際に1611年に濟州島で発生した漂着および殺害事件をモチーフとして変形され、虚構的要素が付加された物語であったことも確認できる。

事件は1611年6月から8月の間に発生したと推定される。殺害を共謀した2人の主人公、すなわち濟州牧使李箕賓の在任期間(1610年2月～1611年9月)、そして判官文希賢の在任期間(1611年6月～1612年2月)が重なるのは1611年6月から9月の間であり、事件報告が8月26日に行われているためである¹²。

ところが、濟州島に漂着した船舶については、[イ]—㉑では「賊船」とされ、[イ]—㉒では「中国の商船」と記されるなど、同一資料内でも明確ではなかった。[ロ]—㉓に至っては「倭寇の船でないことは明白」とし、㉔では「南京の人々や安南の商人たちが物貨を積んで漂着」した商船であると推定している。そして[ハ]—㉕および㉖では、中国人・倭人・琉球人の3か国の人々が乗船する巨大な商船として記録が改められ、さらに仁祖代に記された[ホ]と[ヘ]においては商船という言葉は一切なく、琉球王子が宝物を積んで来た船、すなわち商船ではなく王子が乗ってきた官船(あるいは朝貢船)というように言い換えられている。また[ロ]—㉗に見える「安南人が日本と通来した」というつながりの端緒は、宋廷奎の『海外聞見録』に収録された、1611年に濟州牧使李箕賓が別刀浦(=禾北浦)で攻撃した船舶から受け取った文書の内容である。これによると、その船は日本薩摩の島津氏が安南に派遣した船、すなわち倭

¹² 松原孝俊, 1990, pp.124-125.

船であった¹³。このように大きな観点で見た時、賊船(=倭寇の船)、多くの国籍の人が乗り込んだ中国商船、そして琉球王子(あるいは使臣)が乗船した琉球の官船という3つの物事的叙述が互いに交錯しているのである。

本稿で注目するのは、琉球王子が乗船していたという話がいつから挿入されたのか、という問題である。明確な言及は[ホ]において、仁祖元年(1623)4月14日、慈殿である仁穆王后が承政院に命じて、光海君の悪政を糾弾するために挿入させようとした第四の内容、すなわち ㉑「琉球国の世子がわが国に漂着してきたが、辺境の臣下に命じて密かに殺させた」という部分である。しかし、領議政李元翼(1547~1634)はこれに答えて、㉒「琉球国の件については、それが世子であったか否か」を正確に知ることは難しく、また光海の弊政とは関係がないため、言及すべきではないと建議した。すなわち、光海君と怨敵関係にあった仁穆王后は、光海君の悪政を強調するために、濟州島に漂着して殺害された者の中に琉球国の世子を含めるよう命じたものの、李元翼は、濟州島に漂着した琉球人が「世子」であったかどうかについては証拠がないとしてこれを拒んだのである。そして2年後、仁祖3年(1625)1月8日の李箕賓の卒記[へ]において、仁穆王后が求めたとおり、李箕賓と判官文希賢が王子をはじめ乗船者を全て殺害し、その財貨を没収したという記録が登場する。

[へ]は李箕賓の卒記であり、実録の史官たちが李箕賓に関する生前の諸資料を収集・整理したものである。濟州牧使や咸鏡北道節度使など、光海君時代に主要な地方官職を歴任した李箕賓について、「貪虐をほしいままにした武夫」(㉓)と記すように、きわめて否定的な視点一辺倒である。しかし、濟州牧使・判官・定義県監・大静県監の名簿と簡略化された評価を濟州人の観点から記した『觀風案』における李箕賓関連の内容には「碑石が建てられた」と記録されており¹⁴、その典拠である『光海君日記』(光海5年1月28日)をみると、「李箕賓が武官として濟州牧使となったとき、能く治めたと評判であった」と記されている。また後代の記録である『耽羅紀年』光海2年(1610)の記事にも「秋、大風雨によって凶年となり、餓死する者が多かつた。当時、牧使李箕賓は善政を施したとされる」とある。したがって、李箕

¹³ 송정규, 『해외문건록』, pp.19-24. を参照。当時、李箕賓が派遣した軍は別刀浦(=禾北浦)へ誘い込み、生擒を図ったが、敵軍が抗戦したため攻撃に転じ、乗船者121名のうち39名の首級を挙げ、83名が焼死したという。軍功を論じて朝廷に報告したものの、台諫が「倭船の貨物を掠奪した」との罪名で弾劾したため、牧使と判官はいずれも流刑となり、褒賞は停止された。これらの内容の一部は[イ]の史料と合致する。これによれば、事件は1611年8月に発生したこととなる。

¹⁴ 강민경 편, 『제주를 다스린 사람들, 관풍안(觀風案)』, 국립제주박물관, 2023, p.82.

賓が濟州牧使としての在任中に必ずしも否定的な行跡ばかりでなかったことは明らかである¹⁵。ゆえに、[へ]の記録は李箕賓に対する否定的叙述に偏重した卒記であり、その信憑性はきわめて低いといえる。さらに、琉球王室の系譜をみても、1611年当時、日本に囚われていた尚寧王には実子がなく、その王統を継ぐべき後継者は誰一人として、濟州島に漂着していない¹⁶。したがって、「琉球王子濟州殺害説」に登場する琉球王子の存在は、2年前の仁穆王後の示唆([ホ])に影響を受けた仁祖側の史官が、1625年の李箕賓の卒記に恣意的に挿入した「虚構」的内容と解釈するのが自然である。

しかしながら、「琉球王子濟州殺害説」のすべての要素が虚構であったわけではない。「王子」という表現に惑わされ、「琉球の使臣」が来ていたという点を見落としてはならない。[イ]～[ハ]の記録を総合すると、1611年に濟州島へ漂着した多国籍船の乗船者の中には、少なくとも1名以上の琉球人が存在していたことが確認できる。[ハ]—㉔に記される「商船の中に二十六歳ほどの琉球の使臣がいた」という記述がそれに該当し、さらに「文辞がかなり巧みであった。李箕賓に宛てて書状を送ったが、その文はきわめて悲壮であった」とまで詳細に描写されている。これは1613年1月の記録である。すでに松原孝俊が的確に指摘したように、「琉球王子濟州殺害説」は虚構か事実かという二者択一の問題ではなく、事実と虚構とが混在しながら物語が形成されていったのである¹⁷。したがって、「琉球王子濟州殺害説」を一回性の事件として捉えるのではなく、1611年から1625年にかけて事実と虚構とが混淆しつつ形作られた「1611～1625年濟州事件」と呼称するのがより適切であろう。

このように捉えることで、1611年に発生した事件であるにもかかわらず、なぜ1613年の段階になって初めて「琉球使臣」が中国人および日本人とともに多国籍船に乗船していたという記録が残されたのか、という点についても段階的に探究することが可能となる。その可能性については第Ⅲ章で言及するが、問題の船舶に琉球人が乗船していたことは確実であったように思われる。これまで研究者が十分に注目してこなかった[ニ]を見ると、事件発生から11年後の光海14年(1622)5月に、光海君が備辺司に対して㉕「琉球が濟州を侵犯して仇を報じようとしているという話はきわめて凶悪であるが、いかにして適切に答えるべきか分からない」と意味深長な発言をしていることがわかる。この点については結論で

¹⁵ 김석익(金錫翼, 1885-1956) 편저, 홍기표 등 역주, 『탐라기년(耽羅紀年)』, 제주문화원, 2015, p.130.

¹⁶ 소진형, 2023, p.98.

¹⁷ 松原孝俊, 1990, p.124.

改めて論じることとする。朝鮮国王に対して「琉球が済州を侵犯して仇を報じようとしている」という不吉な噂が伝えられたこと自体、約10年前に済州島で殺害された漂流民の中に琉球人が含まれていたことを示す強力な証拠となる。

ここでさらに別の疑問が生じる。1611年済州島での事件において「琉球王子」が含まれていたという言及は、仁祖反正(1623年3月)の直後、1623年4月の段階[ホ]で初めて登場する。では、なぜその前年である1622年5月に「琉球が済州を侵犯して仇を報じようとしている」という噂が現れ、しかも光海君はこの荒唐無稽な噂を単なる「怪談」として片付けることができず、「どう適切に答えるべきか分からない」と述べたのであろうか。光海君は「誰」に対して琉球に関する噂について「適切に答え」なければならないという苦境に置かれていたのか。さらに光海君は備辺司に対し、①「倭使がこのような時に数か月も滞在しているので、まことに難渋である」という言葉も残している。これは「琉球が済州を侵犯して仇を報じようとしている」という噂と、どのような関連を有していたのであろうか。[イ]～[へ]の朝鮮王朝実録の記録や、この事件単独のみでは、これらの疑問に答えることは困難である。事実、この噂と物語は朝鮮の国内問題ではなく、17世紀初頭の急変する国際情勢と密接に連動しながら形成、流布されたためである。

III. 噂の歴史的蓋然性の検討

序論で指摘したように、事実無根の物語である噂は、人々の口に上る瞬間に一時的に存在するにすぎない。しかし、この噂が様々な文書やその他の資料的証拠を伴うとき、長い間持続することが可能となる。「琉球王子済州殺害説」の形成過程において、「琉球王子」という明白に虚構であり問題的な人物が挿入されたにもかかわらず、この噂の影響力はほぼ200年間にわたり、本土と済州島の双方において維持された。とりわけ済州島の漂流民にとって「琉球王子済州殺害説」は単なる噂ではなく、生命の危険を実感させる不快な真実であった。1741年に琉球へ漂着したのち送還された済州人の金喆重や、1770年に琉球へ漂着した済州人の張漢喆は、いずれも自らの船が琉球へ漂着するであろうと確信したとき、木牌や「済州」と表記された諸物品を海へ投棄し、自らの出身地を全羅道の沿海地域と詐称した。このような行為は1828年、朴思浩が燕行によって収集した琉球に関する情報にもそのまま受け継

がれている¹⁸。すなわち、済州人にとって17世紀初頭の琉球王子殺害に対する報復の可能性は、19世紀初頭まで事実のように伝承されていたのである。

さらに興味深いのは、張漢喆の『漂海録』に示されているように、安南(ベトナム)の商人たちが「琉球王子」ではなく「安南太子」が済州島で殺害されたという「記憶」を引き出し、張漢喆一行に復讐しようとした事実である。そのときになって初めて張漢喆は、「世上に伝わるところによれば、昔、済州牧使が琉球の太子を殺したという。だが琉球ではなく、もしかすると越南の世子ではなかったのか」との疑念を抱き始めた¹⁹。張漢喆の『漂海録』は、「琉球王子」と「安南王子」という全く異なる国が混同されていたことを示している²⁰。以上のことから、「琉球王子済州殺害説」の現実的蓋然性について改めて検討する必要がある。

このように衝撃的な噂が実録に記され、さらにこのように長期間にわたり事実のごとく伝承され続けるためには、以下の4つの状況が備わっていなければならなかったと考えられる。第一に、琉球から出航した船舶が暴風・波浪によって済州島に漂着する事例が17世紀前後に頻発していたこと。第二に、琉球・安南・中国・日本など多様な国籍の船員や商人が共に移動し、済州島に漂流した前例が存在すること。第三に、17世紀初頭に琉球王子が船に乗って海上を移動する可能性があったこと。最後に第四として、済州島沖を往来する外国船が済州島に漂着した際、攻撃を受けて沈没した、あるいは済州官吏の否定的な対応によって不祥事が発生した前例や可能性が存在することである。これら4つの条件がいずれも17世紀初頭に生じ得たならば、「琉球王子済州殺害説」、すなわち「1611～1625年済州事件」は、単なる想像上の虚構ではなく、誰が聞いても蓋然性の高い物語として持続的に伝播していった可能性が高いのである。この蓋然性を検討するために、16世紀中頃から18世紀初頭まで済州島に漂着した外国船、そして済州から海外に漂流した済州人のリストを〈表1〉に整理した。

〈表1〉16世紀中頃から18世紀初頭まで済州島に漂着した外国船および済州から海外へ漂流した済州

¹⁸ 민덕기, 2011, pp.266-268.

¹⁹ 장한철, 2018, pp.124-129.

²⁰ 済州で殺害されたのが安南の太子であるという記録は、鄭東愈『昼永編』(1806)に収められた「高商英の安南漂流記」にも見える。また、宋廷奎『海外聞見録』(1704～1706)には、被害者が琉球王子ではなく日本の将であるとの言及があり、朴趾源『避暑録』(1780)には、琉球太子とする説、あるいは根拠がないとする説が併存するなど、多様な記録が残されている。もっとも、「王子」として言及されるのは「琉球」と「安南」の二国に限られている。

人

番号	濟州漂着/海外漂流	年度	内容	出典
<1>	漂流	?-1546	濟州人朴孫ら12名が 琉球 へ漂流。中国を經由し、1546年冬至使とともに帰国し、琉球国の風俗を記録。	『明宗実録』
<2>	漂着	1574	濟州大静県行魚浦に中国浙江省温州および寧波の人々4名が漂着。通訳官がいなかったため事情を尋ねることができず、そのまま巡營へ送った。	『増補耽羅誌』
<3>	漂着	1582	濟州の遮歸鎮浦に福建人陳原敬と東洋人莫生哥、さらに西洋人マイリ(馬伊里)らが漂着。	『増補耽羅誌』&『宣祖修正実録』&『耽羅紀年』&『觀風録』
<4>	漂着	1596	福建省の哨倭官林日煌ら46名が乗った船が大静県に漂着。→通訳官朴仁儉に命じて遼東都事のもとへ送った。	『増補耽羅誌』
<5>	漂着	1610	福建省興化県の商人林潤臺ら32名が乗った船が大静県唐浦に漂着した。	『増補耽羅誌』&『光海君日記』
<6>	漂着	1611	安南から日本へ交易に向かっていた倭船が濟州火脱島に漂流し、中国人・日本人・ 琉球人 などが乗船。濟州牧使李箕賓が別刀浦でこれを攻撃。	『海外聞見録』&『昼永編』
<7>	漂着	1612	琉球の使臣 らが乗った二隻の船が濟州大静の毛瑟浦に漂着。中国語が可能な馬喜富を通じて意思疎通を行った。明へ朝貢に赴いた帰途に漂流したものであり、北京を經由して送還し、琉球国に咨文を送った。	『海外聞見録』&『増補耽羅誌』&『光海君日記』&『通文館志』
<8>	漂着	1613	中国南京淮安の商人胡敬ら40名が大静県竹島に漂着。朝鮮では1614年、許筠(千秋使)を通じて北京へ送還した。この際、朝鮮が捕縛した倭夷散不朗識ら3名をあわせて押送し、北京に献じた。	『増補耽羅誌』&『神宗実録』
<9>	漂着	1652	中国南京蘇州の商人苗珍實ら、中国商人28名が乗った船が旌義県川尾浦に漂着(乗員213名のうち185名が死亡し、28名が生存して漂着。)	『知瀛録』&『海外聞見録』&『増補耽羅誌』&『孝

				宗実録』
<10>	漂着	1653	オランダ人ハメルら36名が乗った船が大静県遮歸坊に漂着した。	『増補耽羅誌』&『孝宗実録』
<11>	漂流	1663	濟州人南仁らが琉球へ漂流し、その後日本薩摩・対馬を経由して釜山東萊に帰還した。	『増補耽羅誌』巻9
<12>	漂着	1667	中国福建省の商人林寅觀ら95名が乗った船が日本へ向かう途中、濟州大静里狛来里の浦口に漂着。彼らは日本の長崎へ送還してほしいと要請。	『知瀛録』&『増補耽羅誌』&『顯宗実録』
<13>	漂着	1670	多国籍の商人65名が乗った中国船(中国香澳島を出発し日本長崎へ向かっていた)が旌義県末等浦に漂着。日本への送還を要請。	『知瀛録』&『増補耽羅誌』&『顯宗実録』
<14>	漂着	1687	中国南京の商人高如商ら70名が乗った船が旌義県の海辺に漂着した。康熙帝の四口通商以後に出航した事例であり、陸路で送還した。	『知瀛録』&『増補耽羅誌』&『肅宗実録』
<15>	漂流	1688	1年前の1687年、濟州の吏金璜(金大璜)と百姓24名が安南へ漂流したが、後に送還された。安南に漂流した際、彼らは全羅道興徳県の人と詐称したが、それは過去にいずれかの国の太子が濟州で殺害されたため、諸国が濟州を怨んでいるからであった。彼らを送還したのは福建の商人陳乾と浙江の商人朱漢源らであった。寧波の商船に乗って交易のため安南へ来ていた彼らは、濟州人の送還を自発的に引き受け、報酬(米600斛)を期待した。しかしそれを資本に魚脯や海鼠に換えて商売の元手としようとしたところ、却下された。朱漢源ら中国商人は朝貢使節に随行して陸路で北京に送還されたが、康熙帝は「漂流した中国人のうち、船を有している者は海路で送還し、船を失った場合のみ陸路で送還せよ」と命じた。	『知瀛録』&『海外聞見録』&『昼永編』&『増補耽羅誌』
<16>	漂着	1688	中国広東の商人劉鳳ら63名が乗った船が旌義県末等浦に漂着した(15名が生存し、48名が溺死した)。北京へ送還。	『知瀛録』&『増補耽羅誌』巻9
<17>	漂着	1688	中国江南の商人楊自遠ら75名が乗った船が大静県泛漆川浦に漂着。薪と食糧の調達および貨物の売買を求めたが、濟州牧使がこれを拒絶して送り返した。	『知瀛録』
<18>	漂着	1690	中国南京徽州の商人程勝遠ら45名が乗った船	『知瀛録』&『増

			が濟州旌義県又尾浦に漂着。日本へ交易に向けて出航した船であり、日本から授与された信牌を所持。	補耽羅誌』
<19>	漂着	1691	福建の商人陳坤と船員薛子千が再び濟州島西歸鎮に到着し、海鼠と鮑の購入を求めた。1688年に濟州人金泰璜(金大璜)らを送還した福建人陳乾の弟が陳坤であり、薛子千は1688年にも濟州に来たことのある人物であった。	『増補耽羅誌』
<20>	漂着	1693	倭人慧業ら3名が漁船に乗って遮歸鎮に漂着。	『増補耽羅誌』
<21>	漂着	1693	江南の商人程乾順ら45名が乗った船が明月鎮東貴德里に漂着。江南から山東へ交易に行った帰途に漂流。莊煌という者は金泰璜を乗せてきた清国人であった。船を修理し、海路を通じて送り返した。	『知瀛録』&『肅宗実録』&『増補耽羅誌』
<22>	漂着	1696	琉球が日本へ派遣した朝貢船が濟州北浦(禾北浦)に漂着し、琉球が日本に服属したという話が事実であることを確認した。	『海外聞見録』
<23>	漂着	1706	中国山東登州府の商人崔陵雲と車瑄ら客商13名を乗せた船が大静県西林に漂着。その後、さらに34名を乗せた大船も漂着した。	『増補耽羅誌』
<24>	漂着	1712	琉球で穀物交易を行っていた船が漂流し、旌義県表善里に漂着。3人のうち2人は死亡した。釜山浦へ送り返した。	『増補耽羅誌』
<25>	漂着	1713	福建省泉州府同安県の人王裕と林春ら42名が貨物を積んで日本へ向かう途中に漂流し、大静県毛瑟浦で座礁した。陸路で送還した。	『増補耽羅誌』&『肅宗實録』
<26>	漂着	1721	南京省蘇州府太倉州の人劉河九と、山東省登州府の人王仙之ら18名が乗った船が膠州で交易を行い本土へ戻る途中に漂流し、大静県今勿路に漂着。陸路で送還した。	『増補耽羅誌』&『景宗実録』
<27>	漂着	1724	福建省泉州府晋江県の人梁文亨と何文元ら26名が乗った船が大静県大浦に漂着。海路で送り返した。	『増補耽羅誌』
<28>	漂着	1727	福建省福州府閩県の人朱大順と沈天錫ら21名が乗った船が旌義県西歸鎮に漂着。陸路で送還した。	『増補耽羅誌』
<29>	漂流	1730	濟州の人宋元らが1729年に漂流して琉球国に至り、その後陸路で安南と北京を經由し、一年	『増補耽羅誌』&

			後に帰還した。	『英祖実録』
<30>	漂着	1738	浙江省湖州府の人呉書申と畢斯皇ら167名が貨物を積んで日本の長崎島へ向かう途中で漂流し、旌義県兎山に漂着した。10名が溺死し、157名は生存した。海路で送り返した。	『増補耽羅誌』&『英祖実録』
<31>	漂流	1741	牧使李希夏と護送にあっていた挾船の船頭姜以寛らが琉球へ漂流し、4年後に福建と北京を経て帰還した(1738年漂流)。	『増補耽羅誌』&『英祖実録』
<32>	漂着	1746	日本中山人、友壽足ら4名が乗った船が漂流し、大静県西林浦口に停泊した。薪と食糧を求めたため、毛瑟鎮に移送し、米一石と薪および醬を支給して風を待たせ、送り返した。	『増補耽羅誌』
<33>	漂流	1746	旌義県の姜興白と夫重萬ら11名が海に出て漁をしていたところ漂流し、日本の平戸に到着。釜山浦に上陸し、半年後に帰還した。	『増補耽羅誌』

まず第一に、琉球から出航した船舶が暴風・波浪によって済州に漂着する可能性について検討してみよう。朝鮮時代の済州人漂流事例365件、総計4,427名の漂流民を統計的に分類し、その原因を分析した金ナヨンの研究によれば、漂流の主な要因はほとんどが航海中に遭遇する突発的な大風および台風であった。特に8月と12月に漂流が多いのは、8月には済州島を通過する台風の発生頻度が最も高く、12月には寒波を伴った北西の季節風が強く吹くことが多かったためである。365件のうち異国に漂流した事例は276件であり、国別に見ると、日本が207件(72.1%)で最も多く、次いで中国が53件(18.5%)、琉球が19件(6.6%)、台湾が6件(2.1%)、安南が2件(0.7%)の順となる。朝鮮時代全体で琉球への漂着記録は37件であるが、そのうち済州人の漂流事件が19件を占め、比率にして51.4%という高い割合を示している。すなわち、済州島と琉球という二つの島は地理的位置・海流・季節風の関係によって、漂流の際に相互に漂着する可能性が高かったのである²¹。これに対して安南への漂流事例はきわめて少なかった。

済州島から琉球へ漂流する可能性が高いということは、逆に琉球から済州島へ漂流する可能性もまた高いことを意味していた。これは、海上ルートにおける済州島の位置が琉球とつながっているという

²¹ 김나영, 「조선시대 제주인의 표류 발생 배경과 실태」, 『탐라문화』 57, 2018, pp. 219-229.

点が重要であり、季節風の風向とも深く関わっていた。そのため、琉球から朝鮮へ漂流する場合、濟州島に漂着する事例が多かったのである²²。このように漂流によって濟州島と琉球が結ばれるのは、この航路が黒潮海流の影響圏にあるためであり、濟州島↔薩摩↔琉球のあいだにおける長い交流の歴史を反映している²³。実際、〈表1〉の〈7〉の事例に見えるように、1612年、濟州大静県毛瑟浦に琉球の使臣を乗せた二隻の船が漂着した。乗船者の中に漢語に堪能な馬喜富という人物がいて、意思疎通の結果、1610年に福建へ朝貢のため出発し、1611年に北京を往来し、1612年に再び琉球へ戻るべく福建を出航した琉球使節団を乗せた船であることが明らかになった。馬喜富は北京の玉河館において、朝鮮の朝貢使臣であった李尚毅・李晬光・黄敬中らと会い、共に過ごしたという具体的な事実を供述している²⁴。琉球使臣蔡堅に随行して往来した状況は、李晬光が残した『琉球使臣贈答録』の記述と完全に一致する。これによれば、琉球使臣蔡堅と馬成驥一行の行程は、「1610年9月琉球出発 → 5日後に福建到着 → 1611年8月北京到着 → 1612年正月に北京で朝鮮使臣と会見して唱和外交 → 1612年正月23日に北京を出発 → 5月に福建到着 → 7月1日に船で福建を出発 → 7月12日に海上で烈風に遭い濟州に漂着」というものであったことが分かる²⁵。蔡堅一行は薩摩による琉球侵攻以後に派遣された使節であるため、侵攻の事実を周辺国に知らせる役割を担っていたのであろう。さらに、1696年(肅宗22)夏には、濟州禾北浦に琉球から日本へ朝貢のため出発した船舶が漂着した(〈22〉)²⁶。反対に1663年には、濟州人が琉球へ漂流し、その後日本の薩摩および対馬を経由して釜山東萊へ帰還した事例もあった(〈11〉)²⁷。このような漂流の事例をもとに、19世紀初頭に燕行使として派遣され諸国の情

²² 小林茂・松原孝俊・六反田豊、「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」、『歴代寶案研究』9, 1988, p. 78.

²³ 정성일 지음, 『전라도와 일본 - 조선시대 해난사고 분석』, 경인문화사, 2008, pp.74-79. これはその後、濟州を含む全羅道と薩摩との間に、海難事故を媒介とする接触・交流の契機として作用した(pp.190-197)。

²⁴ 송정규, 『해외문견록』, 2015, pp.25-34 ; 『증보탐라지』 권9, p.1009. 李晬光と琉球使臣との会見については、이성혜, 「북경에서 만난 조선과 유구(琉球) 사신의 민간외교」, 『포은학연구』 제18집, 2016. を参照されたい。

²⁵ 이수광 지음, 김광태 옮김, 『芝峯集 3』, 보고서, 2016, 권9 〈유구사신증답록(琉球使臣贈答録)〉, pp.220-235. 蔡堅を随行団長とし、馬成驥らが随員として参加した朝貢団が1610年9月出発の際に携行した公文は、『歴代寶案』, 第1集, 卷26「琉球国中山王府為進貢事」(萬曆38年9月初2日)にも確認できる。

²⁶ 이익태 『지영록』, 〈漂漢人記〉 ; 송정규, 『해외문견록』, 2015, p.47.

²⁷ 『증보탐라지』 권9, pp.1016-1017.

報を整理した朴思浩は、琉球について「東の海にあり、わが国の耽羅に最も近い」と記しているのである²⁸。

第二に、さまざまな国籍の船員や商人が共に移動したり、濟州島に漂着した前例をみると、その数は多くはないものの、時折発生している。1572年に生じた<3>の事例、そして本稿で扱う1611年の<6>の事件、さらに1670年に発生した<13>の事例がそれに該当する。<3>の1572年、濟州遮鼻鎮の入江に漂着した船には、中国福建人の陳原敬、東洋人の莫生哥、さらに西洋人の馬伊里が混在していた。また<13>の事例は、中国香澳島(香港・マカオ)を出発し日本の長崎へ向かっていた船が1670年に濟州旌義県末等浦に漂着したものである。そこには「中国の衣服」(＝明代の服装)、「夷狄の衣服」(＝清代の服装)、「倭人の衣服」(＝日本の服装)を着た多国籍の商人65名が乗船しており、中国(清)ではなく日本への送還を要請した。

実際、17世紀初頭に東南アジア各地へ渡航した朱印船には、一国籍に特定することが困難な事例が少なくなかった。たとえば1626年の角倉船は、船長は日本人であったが、航海士や操舵手などには「南蛮」やオランダなどの海上案内の専門家が同乗していた。1630年に長崎に停泊した西洋式ガレオン船も、日本人所有の船を中国商人が借り受けて航海を始めたものであり、乗船していた航海士は長崎を長年往来し日本人女性と結婚していたオランダの貿易商であった。陸上の政治権力は、海上を航行する船舶に対し「陸上の国名」というラベルを付して出自を判別しようとしたが、実際のところ17世紀前半の海上で漂流した船舶は、国籍判定が無意味なほど多様な国籍の人々が共に利用していたのである²⁹。したがって、1611～1625年の段階において、中国人・日本人・琉球人が共に乗船した船舶が濟州島に漂着することは、きわめて自然な事象であったといえる。

第三に、17世紀初頭に琉球王子が船舶に乗って海上を移動する可能性を考えるため、1609年に琉球が日本薩摩藩の島津氏によって攻撃され、琉球王が捕虜として連行された状況を検討したい。1609年の日本による琉球侵攻については第IV章で詳述するため、ここでは当時の尚寧王(在位1589-

²⁸ 박사호, 『심전고(心田稿)』(『국역 연행록선집 8』, 민족문화추진회, 1976), 『유관잡록(留館雜錄)』, <諸國>, p. 216.

²⁹ 하네다 마사시(羽田正) 엮음, 조영현·정순일 옮김, 『바다에서 본 역사: 개방, 경합, 공생 - 동아시아 700년의 문명 교류사』, 민음사, 2018, pp.20-24.

1620)が高官たちとともに日本に人質として連行された事情に焦点を当てたい。

日本薩摩藩の島津氏が幕府の許可を得て三千余名の軍勢をもって琉球を侵攻したのは1609年3月のことであり、4月には首里城にいた尚寧王が降伏した。6月には王尚寧をはじめ、王の弟尚宏、「王子」と呼ばれた尚朝倉および尚熙らが人質となり、鹿児島に到着した。1610年には駿府城に赴き、徳川家康に謁見して貢物を奉じ、さらに江戸へ移って將軍徳川秀忠に謁見し、帰国の許可を得た。そして琉球的那覇港に帰還したのが1611年9月であった。すなわち、琉球が薩摩藩の侵攻を受けた後、1609年6月から1611年8月までの約2年2ヶ月のあいだ、琉球国王は日本に滞在していたのである³⁰。したがって、この時期には尚寧王をはじめ、王の弟や直系の親子ではないものの「王子」と称された者たちの海上往来が、琉球と鹿児島のあいだで実際に行われていたことになる。さらに、日本の侵攻を受けた琉球は、明との朝貢路である福建へ1609年5月から1618年2月までに計10回の使者を続けざまに派遣し、緊迫した状況の收拾と朝貢再開の要請を記した咨文を届けた。帰国した尚寧王もまた、日本からの帰還経緯を報告しつつ、改めて朝貢を行う旨の咨文を福建布政使に送っている³¹。渡辺美季が整理した、琉球から明に派遣された使臣の代表者と日付の一覧が<表2>である³²。

<表2> 琉球から明へ派遣された使臣の代表者と日付

	使者名	咨文送付時期
使者1	鄭俊 等	1609年 5月
使者2	毛鳳儀 等	1610年 1月
使者3	蔡堅 等	1610年 9月
使者4	栢壽 等	1611年 11月

³⁰ 徐勇・湯重南 主編、『琉球史論』, 中華書局, 2016, pp. 103-107. 以後、琉球は形式上は独立国家のように見えるものの、実際には日本に降伏・服従文書を提出した状態へと転落した。薩摩は琉球北部の五島を併合し、1621年に尚寧王が死去すると、薩摩の承認を得なければ琉球王となれないとする法令を公布した。

³¹ 『歴代宝案』, 第1集, 卷18「琉球国中山王尚為開読進貢謝恩等事」(万曆40年 2月)

³² 渡辺美季, 「琉球人か倭人か十六世紀末から十七世紀初の中国東南沿海における‘琉球人’像」, 『史学雑誌』 116-10, 2012, p.70.

使者5	馬良弼 等	1612年 1月
使者6	金仕歴 等	1613年 2月
使者7	蔡堅 等	1614年 9月

これによると、1609年から1618年の9年間に、琉球は福建へ計10回にわたり文書を伝えるための使臣を派遣しており、その結果、琉球と福建とのあいだで往復に換算して計20回の「琉球使臣」の海上往来が発生したことになる。すなわち、17世紀初頭、特に1609年4月の島津氏による琉球侵攻以後の約10年間は、琉球の国王、「王子」、さらには使臣たちが船舶に乗って日本および福建に集中的に往来した特別な時期であった。とりわけ1610年9月に明へ派遣された「琉球使臣」蔡堅らが、実際には1612年の帰国途上で済州島に漂着した<7>の事例は、すでに言及した通りである。したがって、1611～1625年のあいだに琉球の「使臣」が済州島に漂流したことは歴史的事実であり、たとえ「王子」が漂流したという話が付加されたとしても、後世の人々が十分に首肯し得る部分であった。注目すべきは、1612年7月に「琉球使臣」が済州島に漂着した直後、1613年正月の記録である[ハ]『光海君日記』に、それ以前には見られなかった「二十六歳ほどの琉球の使臣」の悲壮な文章の逸話が挿入されている点である。「琉球王子済州殺害説」が歴史的事実の時間的推移と同期しながら少しずつ変容していったことを、改めて確認することができるのである。これに対し、<表1>の33件の事例を検討してみても、安南の王子や使臣が済州島へ漂流する可能性はほとんど存在しなかった。

第四に、済州島沖を往来する外国船舶が済州島に漂着した際、攻撃を受けて破船したり、済州官吏の否定的対応によって不祥事が生じた前例や可能性はどうであろうか。当時、済州島沖を航行する外国船にとって、済州島への漂着はきわめて危険であると認識されていたようである。これに関連して、1611年から6年後の1617年、回答兼刷還使の従事官として日本を訪れた李景稷の『扶桑録』に興味深い記録がある。当時九州に到着した「唐船」について日本人が語ったところによると、この船が航行中に漂流した際、無人島に停泊したから幸いだったものの、「もし大耽(済州島)の沖に漂泊していたなら、必ずや殺害されていたであろう」とし、さらに「大耽が往来する中国船に害を加えるため、その弊害は少なくない」と述べている³³。済州島が危険とされた理由は明らかにされていないが、商船が済州島に漂着すれば生き延びることは難しいという認識が、中国と日本を往来する人々の間で共有されてい

³³ 이경직 저, 『부상록』, 『신편 국역 사행록 해행총재 4』, 한국학술정보, 2008, pp.154-155.

たことが窺える。

これは大きく2つの要因によって形成された外国海商たちの共通認識であった。第一に、〈15〉の事例に見られるように、濟州島に対する悪評は、濟州島の官吏が中国や東南アジアなどから来航した商船が暴風・波浪に遭って救助を求めても、上陸さえ許さなかったことに起因していた。1545年、濟州島に326名を乗せた荒唐船が漂着した際には、彼らに対し「上陸不可」を施行し、自ら海へ退去させる方策が議論されたのである³⁴。実際、1688年(肅宗14・康熙27)、江南省の楊自遠ら75名が乗った船が旌義京城山に漂着した際、中国商人たちが薪と食糧を切実に求めたものの、濟州牧使は許さずに追い返した(〈17〉)³⁵。このように、海上で漂流し救援を求めた異国人に対し、濟州官吏が示した拒絶あるいは冷遇は、その後海上を往来する外国商人たちに濟州島への否定的認識を植え付けるのに十分であった。第二に、倭寇の頻繁な侵入や異様船の出没によって大規模に整備された濟州島の海防施設および強化された沿岸警備も、往来する異国商船に威圧感を与えたであろう³⁶。このような濟州島に対する否定的な認識は18世紀初頭にはさらに強固なものとなり、1725年に濟州島から琉球へ漂流した濟州人の孫應星ら9名が琉球使節団とともに中国北京へ送還される過程で、1728年2月に北京で出会った資材軍官の姜浩溥に残した記録にそのまま伝えられている。琉球に漂着した孫應星は、実際に琉球人が濟州島に漂流した際、多くが殺されて帰還できなかったことに対する不満を耳にしたと述べている。琉球人は孫應星に向かってこう語ったという。「わが国(琉球)の者が常に漂風に遭い、あなたの国(朝鮮)に至れば、あなたの国はすぐさま殺して帰さぬゆえ、後先にも死に帰れぬ者が幾人いるか知れぬであろう。しかしわれらは到底あなたの国の所業を真似ることはできず、このように撫恤して帰すのだ」と³⁷。琉球人が具体的に朝鮮のどの地域とは明言していないが、濟州人の孫應星に対する発言から、それが濟州島であることを推測するのは難しくない。

しかし、濟州島に対する否定的な評判は、異国船舶に対する濟州官吏の警戒心に基づく冷遇や拒絶だけで形成されたものではなかった。もう一つの要因として、濟州島の険しい自然環境にも注目する

³⁴ 대림검(戴琳劍) 저, 『조선시대 표류 중국인 정책 변화 추이에 대한 연구』, 경인문화사, 2024, pp.76-80.

³⁵ 『증보담라지』권9「漂船接送 異國問情」, p.1026.

³⁶ 김나영, 2016, pp.82-85.

³⁷ 강호보 저, 강호흔 역주, 『1727년 사양재 강호보의 연행록 상봉록 이야기』, 보고사, 2020, 1728년 2월 12일, p.327.

必要がある。実際、済州島では沿海地域の過酷な自然環境によって漂流中の船舶が突発的に難破事故を起こす事例が頻繁に発生していた。済州島の海岸線には岩礁や石角が広く分布しており、船舶が停泊する際の座礁事故がしばしば発生したのである。1653年に済州牧使を務めた李元鎮は、陸地と船舶の往来が盛んな禾北鎮の禾北浦について、板屋船が停泊する航海拠点でありながら、岩礁が険しく台風も多いため停泊が危険であると指摘している³⁸。『増補耽羅誌』にも、禾北鎮の自然環境について「浦口左右の波は浅くとも石角が広く散在しており、船が出入りする際にわずかに航路を外れただけでも衝突して破損する」と記されている³⁹。このように、停泊が危険なほど「島を囲む岩石と断崖が海中にまで突き出しているため」、済州島は倭寇や海賊船が容易に停泊できない「険要の地」として称される長所もあった⁴⁰。しかし、このような自然環境は、侵略の意図を持たない商船などが漂着する場合には、船舶を破損させる危険要素として作用した。周辺国の漂流民が済州島に接近するたびに、岩礁や潮流のために乗船していた船が破損し、溺死者が多く発生すると、これを常に目の当たりにしてきた済州島民は、事故で死亡した漂流民を済州人が殺害したと周辺国に誤解されるのではないかと憂慮する要因となった。そして、このような憂慮が済州人に長く内在し、彼らが他国へ漂流する際に「済州島出身」であることを偽る行為として表出することにつながったのである⁴¹。

IV. 日本の琉球侵攻以後における朝鮮の外交的苦境

すでに述べたように、1609年に日本薩摩による琉球侵攻および「併合」によって、琉球は中国と日本の双方に服属する「中日両属時代」に入った。それ以前まで、琉球は中国・明との冊封一朝貢関係のみを保持しており、朝鮮とともに明から「守礼之邦」の称号を与えられ、「万国津梁の時代」、すなわち「海洋世界の架け橋」として中継貿易の利益を独占する時代を享受していた。しかし1609年以降、日本の実質的支配を受けることとなった琉球は、中国の明(さらにその後の清)に朝貢を行いつつも、日本「幕藩制下の琉球」という二重的地位に置かれることとなった。この構造は、1871年の日清修好条規お

³⁸ 이원진 지음, 오수정 등 역, 『역주 탐라지』, 푸른역사, 2002, p.69.

³⁹ 『증보탐라지』권6 九鎮, p.783 “浦口左右波底, 石角遍布, 舡之出入, 乍失其路, 輒致觸碎”.

⁴⁰ 『증보탐라지』권7 古今事蹟, p.860, “環島石壁鋪列海中, 眞天作之險, 賊艘所不能泊也.”

⁴¹ 池内敏, 「出身地を詐稱する漂流民」, 『近世日本と朝鮮漂流民』, 臨川書店, 1988, pp.230-238.

および1879年の日本による沖縄編入、いわゆる「琉球処分」に至るまで持続した⁴²。したがって、1609年の日本(薩摩)による琉球侵攻は、琉球—日本—中国の三国関係に大きな変化をもたらした事件であると同時に、正式な国交を結んでいなかった明と日本が琉球を媒介として間接的に結びつく契機となった一大事件であった⁴³。

さらに重要なことは、1609年の日本による琉球侵攻と「併合」(あるいは「両属」)によって再編された琉球・日本・中国の関係が、朝鮮にも甚大な影響を及ぼしたのみならず、以下で検討するように、「琉球王子濟州殺害説」の形成過程においても決定的要因として作用した点である。この関係を理解するためには、1612年(万曆40)に明の浙江総兵官楊崇業および兵部から上奏された文書を検討する必要がある(番号および下線は筆者による)。

[A] 浙江総兵官楊崇業が倭の情勢を偵察して上奏した奏疏：①日本が三千の兵を琉球に投入して中山王を捕え、宗廟を移しました。万曆37～38年(1609～1610)の二年間にたびたび朝貢使を(明に)派遣したのは、実に偵察のためであります。②近ごろはまた対馬の知恵を取り入れて、朝鮮の全羅道と慶尚道の四道に倭奴をほとんど半ば入り込ませております。嘉靖年間の後半に海禁が大いに弛緩すると、宋素卿・徐海・曾一本・王直らの一派が禍根の端緒となりましたが、今やその時の十倍に達しております。ゆえに海上に対する訓練を厳格に増し行わなければなりません。③海外の夷使に対する調査責任は撫道(巡撫や都台などの地方官)に委ね、④あわせて咨文を朝鮮国王に送り、倭奴が全羅道と慶尚道に侵入するのを厳禁し、中国の禁令と同様にすべきであります。(皇帝は)これを容れた⁴⁴。

[B] 兵部の意見：⑤倭人が釜山から退いた後、十余年の間、海上は安定していたが、彼らの心は一

⁴² 조영현, 「15~18세기 중국 동남 지역과 해양 질서의 모호성: 류큐(琉球)를 중심으로」, 김병준·고일홍 엮음, 『아시아를 상상하다: 단핍과 열림』, 진인, 2023, pp.184-200.

⁴³ 渡辺美季, 「琉球侵攻と日明関係」, 『近世琉球と中日関係』, 東京: 吉川弘文館, 2012, pp.65-66.

⁴⁴ 明『神宗実録』卷496, 万曆40年6月7日“浙江總兵官楊崇業奏偵報倭情言, 探得日本以三千人入琉球, 執中山王, 遷其宗器, 三十七八兩年, 疊遣貢使, 實懷窺竊. 近又用取對馬島之故智以愚朝鮮, 而全羅慶尚四道半雜倭奴矣. 嘉靖之季, 海禁大弛, 遂有宋素卿, 徐海, 曾一本, 王直之徒, 為之禍始, 今又十倍往時. 宜勅海上嚴加訓練, 著實舉行, 至於稽海外夷使, 責在撫道. 併移咨朝鮮國王, 嚴禁倭奴之入全羅慶尚者, 一如中國之禁. 從之.”

日たりとも中国を忘れたことはありません。㊦万暦37年(1609)3月、倭は琉球を侵入し、中山王を捕虜として連れ去りました。……㊧同年5月には対馬に侵入し、倭の首領雲蘇(玄蘇の誤記、対馬の外交顧問)らが来て、国王源秀忠(徳川秀忠)の命を伝え、中国と通貢するために朝鮮の道を借りようとした。……㊨いま万暦40年(1612)、琉球が入貢する際に倭奴を交えて送り込んだことは、調査に応じなかった事例として福建からの報告に見られます。㊩平義智が近臣を朝鮮に派遣するのは、日本国王源家康(徳川家康)の意志であると述べたことは、遼東からの報告に見られます。巨大な豚や長大な蛇のごとき存在は、貪欲かつ兇暴であり、その災禍の兆しはすでに顕れています。㊪数十年にわたり倭人が求めてきたのは通貢にあります。㊫したがって、琉球を侵略し、中山王をいったん解放して帰国させたのは、それを通貢の道とするためであります。彼らは、われわれが倭人の朝貢を決して許さぬが、琉球の朝貢を拒むことはできぬと熟知しているのです。……㊬私見では、倭の使臣が来るならば必ず群をなして朝鮮に至るでありましょう。辺境の官吏は彼らを国境外に阻むことができず、たとえわずか一、二名の使臣が入ったとしても、彼らが入れば朝鮮への災禍は直ちに及ぶに違いありません。……ゆえにこれは東方における隠れた憂患〔東事之隱憂〕であることは確実であります⁴⁵。

日本の琉球侵攻・併合から3年後、浙江総兵官および兵部が提出した上奏文において共通して見出される憂慮のポイントは一つではなかった。その第一は、1609年に日本が琉球を侵攻・併合した後、捕虜として拉致した琉球王を解放することで、琉球を明との「通貢の路」として利用しようとする企図に注意を促す点であった(㊦、㊧)。琉球問題と並んで提示されたもう一つの憂慮のポイントは、一見すると琉球とは全く無関係に思われる朝鮮問題であった。すなわち、日本が対馬を利用して朝鮮南部の慶尚道および全羅道に侵入し、朝鮮を明との通貢の媒介として利用する意図を警戒したのである(㊨、㊩)。㊩の内容は、1609年に朝鮮と対馬の間で締結された己酉約条を指しており、同年3月に発生した日本の琉球侵攻と5月の己酉約条を同一の文脈において認識していたことがわかる。直接的に明と通貢

⁴⁵ 明『神宗実録』卷498, 万暦40年 8月 6日 “倭自釜山遁去十餘年來, 海波不沸, 然其心未嘗一日忘中國也。三十七年三月, 倭入琉球, 虜其中山王以歸。… 五月入對馬島。倭曾雲蘇等來, 致其國王源秀忠之命, 欲借朝鮮之道通貢中國。… 今四十年, 琉球入貢者夾雜倭奴, 不服盤驗, 見於福建所報。平義智稱其國王家康欲遣近臣入朝鮮, 見於遼東所報。封豕長蛇, 其衅已見。數十年來倭所垂涎者貢耳, 故既收琉球, 復縱中山王歸國, 以為通貢之路, 彼意我必不入倭之貢, 而必不逆琉球之貢, … 竊意倭使來, 必以其衆至朝鮮, 邊臣必不能止其衆於外, 而獨以一二使者入, 入則朝鮮之禍可立至矣。… 則固東事之隱憂也。”

することが事実上不可能であることを認識していた日本の指導層が、明に忠実でありつつも「恭順」な
二大朝貢国である琉球と朝鮮を、それぞれ異なる方法で懐柔し、明との通貢を企図していたとの判断
であった(㊸)。既存の研究においても、江戸幕府は明に接近するために「対馬—朝鮮」ルートと「島津
氏—琉球」ルートを双方向的に利用したと把握されている⁴⁶。幕府が付与した貿易上の特権や外交上
の儀礼、さらには情報活動の側面から見ても、琉球に対する薩摩の役割は、朝鮮に対する対馬の役割
と似ていた⁴⁷。

このように、琉球問題と朝鮮問題を日本の双方向的な通貢の試みとして把握する明の国防官僚たち
の認識には、もう一つの共通点があった。すなわち、日本の通貢の試みという野心は、1609年の琉球
侵攻に端を発する最近の事案ではなく、「倭人が釜山から引き返した後」、すなわち豊臣秀吉による朝
鮮侵攻(壬辰倭乱と丁酉再乱)以降、十年以上にわたり持続してきたものと認識されていた点である。し
たがって「十余年の間、海上は安定していたが、彼らの心は一日たりとも中国を忘れたことがない」と述
べられたのである(㊹)。すなわち、戦争状態ではないにせよ、通貢を通じて内陸を偵察しようとする日
本の貪欲さと凶暴さは、朝鮮侵攻の失敗以後も全く衰えていないと判断されたのである。その代表的
事例が、対馬を経由して日本人を朝鮮の全羅道および慶尚道に派遣した事例であった。明は壬辰倭
乱を経験した後、日本に備えるための海防の主要拠点を東南沿海から朝鮮を含む東北地域へと拡大
し、実際に『籌海図編』や『経略復国要編』に収録された海防地図に直ちに反映されたのである⁴⁸。

それでは、このような日本の双方向的な接近をいかに防御すべきであろうか。浙江総兵官楊崇業の
対策もまた、双方向に分けられていた。すなわち、海上から接近する琉球の朝貢使臣に対しては、巡
撫や道台などの地方官に厳密な調査を命じ、日本人の介入と浸透を阻止する方策を提案したのであ
る(㊺)。実際、1611年に琉球が明に対して朝貢の再開を要請した際、明は琉球の朝貢使節を口実に
日本が偵察することを恐れてこれを拒絶し、1615年に琉球使節が再び福建に接近した際には彼らを帰
還させ、さらに防備を強化した⁴⁹。一方、陸路で接続する朝鮮を通じた通貢の試みに対しては、朝鮮国

⁴⁶ 민덕기, 2011, p.105.

⁴⁷ 로널드 토비 저, 허은주 옮김, 『일본 근세의 ‘쇄국’이라는 외교』, 창해, 2013, pp.128-131.

⁴⁸ 손고은, 「임진전쟁 발발로 인한 明代 海防認識의 변화 : 『籌海圖編』과 『籌海重編』 속 海防地圖를 중심으로」, 『역사와 경계』 129, 2024.

⁴⁹ 張燮, 『東西洋考』(中華書局, 2000) 卷6, 「日本」. “三十九年, 上□ 廷臣議, 嚴越販之條, 犯者 殺無赦. 好計稍戢, 而倭已將他部攻破琉球, 虜中山王以去. 中山王入倭之二年, 得還國, 上

王に咨文を送り、日本人の全羅道および慶尚道への進入と中国との通貢の企図を強く禁止させるよう命じたのである(㊟)。ここで注目されるのは、明が自国領内への日本人侵入を阻止するために、隣国である朝鮮の領土内部への日本人侵入までも事前に遮断するよう朝鮮国王に命じている点である。朝鮮を明の藩屏として認識すること自体は、以前から存在したが、1609年の日本による琉球侵攻・併合と琉球を経由した通貢の試みを目の当たりにした明は、危機感を新たにし、朝鮮国王に対して過度ともいえる日本人進入警戒令を下達したのである。これは、壬辰倭乱時代に明軍の経略として派遣された宋応昌が、「日本を遮断し、山東・保定・薊州・遼東に直接渡らせないのは朝鮮の力」によるものであると認識し、「全羅・慶尚を守れなければ、すなわち朝鮮を失うこと」になるゆえに「朝鮮において重要視すべき地域は全羅・慶尚両道」であると診断したことと軌を一にする⁵⁰。壬辰戦争と明軍の派遣を通じて、朝鮮が日本の浸透経路となり得ることを、身をもって体験した明は、1609年の琉球侵攻を目の当たりにしながら、全羅・慶尚道を通じて日本が再浸透する可能性を想起したのである。

実際、万曆帝は楊崇業の上奏のまま、朝鮮に対して倭奴が全羅道および慶尚道に進入することを厳禁するよう圧力を加えた。万曆帝の咨文を受け取った当時の朝鮮朝廷の困惑した状況は、朝鮮王朝実録に記録されている。光海5年(1613)5月8日、朝廷では明の浙江総兵官楊宗業(楊崇業の誤記)らが万曆帝に提出した上奏文が、朝鮮の状況に対する誤解に基づいたものだと激論が展開された⁵¹。朝鮮に伝達された浙江総兵官の上奏の内容は次の通りであった。すなわち、「日本の薩摩州の軍隊は敵う者のないほど強大で、つい最近には琉球国を滅亡させ、その王を捕虜としました。そして今はまた朝鮮の釜山を租借して市場を開き、往来しており、全羅道・慶尚道など四つの道に倭人がほとんど半数も入り混じって居住しているが、朝鮮の国王と臣下は恐怖に震えてそのまま従っている」というものであった。これに対し、明の兵部は遼東都司に命じて、朝鮮に「倭人を追い払い、防備をいっそう嚴重にせよ」との諭示を伝達させた。これに応じて光海君は、このような事実は存在しないとする長大な弁明を記録したうえで、さらに「ところで、この浙江総兵楊宗業は一体どこでこのような荒唐無稽な説を耳に

章補貢，自陳包茅不入之罪。廷議以中山王既降倭，恐藉貢使為倭偵探，謝遣之。四十三年，琉球使者重來，泊閩海上。閩當事驅之使歸，嚴內防也。”

⁵⁰ 宋應昌 지음, 구범진 등 옮김, 『명나라의 임진왜란 1 - 출정 전야 : 송응창의 경략복국요편(經略復國要編) 역주』, 사회평론아카데미, 2020, pp.58-59, 「0-2 華夷沿海圖序」; 宋應昌, 『명나라의 임진왜란 4 - 전후처리』, 2020, p.22 「12-1 直陳東征難苦并請罷官疏」.

⁵¹ 『광해군일기』[정초본] 66권, 광해5년 5월 8일.

して、皇上の御耳にまで届かせたのでしょうか。我が国が不幸にもこの件について浙江の方面から伝え聞くことになったのは、まことに驚愕と慨嘆の念に堪えず、身の置き所を失う思いでございます」と、その当惑を明にありのまま伝えたのである。日本人の南島進入に恐怖して、ただ甘んじているのではないかという明の叱責に、朝鮮の国王と臣僚たちはさぞかし狼狽したに違いない。しかし、明はすでに「倭人がすでに釜山に来て古い城を修築し、辺境の百姓を呼び集めて懐柔している」との噂があるという情報まで掲げ、朝鮮に対して「賊倭」の摘発義務を強く圧迫していたのである。

実際の状況がどうであったにせよ、ひとまず明からの圧力が1613年に文書として伝達された以上、朝鮮としてはこのような明の誤解を払拭するための可視的な成果を示さねばならなかった。壬辰倭乱を経て朝鮮は明から「再造の恩」を受けたと認識していたため、その圧迫の強度は一層大きく感じられたのである。朝鮮は、翌1614年11月、朝鮮沿岸で捕獲した倭夷を北京へ送るといふ、やや無理のある措置を講じた。これは、1613年に朝鮮へ伝えられた明の要求（「倭人を追い払い、防備をさらに嚴重にせよ」）に対する可視的な応答であった。当時、朝鮮朝廷は1613年12月に済州島大静県竹島へ漂着した中国淮安府の商人胡敬ら40名（事例<8>）を朝貢使節団を通じて送還する一方で、朝鮮で捕獲した倭夷散不朗識ら3名を「奸細」として、すなわち狡猾に情報を探る罪名を付して送ろうとした。このとき明は漂流民の受け入れには応じたが、倭人の入関は拒絶した。処分の名分がない以上、倭夷については朝鮮側で処分するようにしたのである⁵²。このように、朝鮮が無理をしてまで捕獲した「倭夷」を北京に押送する態度を取ったのは、朝鮮の潔白、すなわち倭夷と結託する意図がないことを明に対して可視的に証明するためであった。しかし朝鮮に対する明の疑念はすぐには消えなかった。わずか4ヶ月後、1615年3月に朝鮮へ漂流した浙江出身の中国人を明へ送還した際、漂流民を審問した浙江巡撫は、朝鮮から明へ送還された浙江人に対して、朝鮮で日本人と私通した痕跡がなかったか調査するなど、過敏な反応を示したのである⁵³。

しかも、壬辰倭乱以後、明においては「倭寇」と「琉球人」とを区別する必要性が一層高まった反面、実際にはその識別が容易ではなかった点が注目される。壬辰以後、明において「倭人（日本人）」とはすなわち「武装し好戦的な者」、すなわち「捕獲すべき存在」として認識された。特に16世紀中葉以降

⁵² 明『神宗実録』巻526、万曆42年 11月 13日。

⁵³ 明『神宗実録』巻530、万曆43年 3月 10日。

の後期倭寇による被害を記憶する人々にとっては、倭人を含む東南地域の「島夷」と中国人の「漁商（漁民および商人）」との結託が最大の懸念であった。したがって、「敵国も同然の日本」と「恭順な朝貢国である琉球」とを正しく識別することは重要であり、これを誤認することは担当官吏の過失とされ、処罰の対象となったのである。しかしながら、地方官が漂着した人々を対象に、外貌や言語などから日本人と琉球人を判別することは決して容易ではなかった。琉球の首都那覇には華人居留地である久米村があり、また琉球人と共に居住する倭人が存在したため、明への進貢船にはしばしば琉球人・華人・倭人が同乗する場合があった。すなわち、琉球の国家意識には一種の「グレーゾーン」が形成され、重層的な帰属意識が生じていたのである⁵⁴。

さらに、1609年に琉球が日本に併合されて以降、「倭人」と「琉球人」との区別は事実上無意味なものとなった。ここにこそ、朝鮮が直面した外交的苦境の実態が露わとなる。すなわち、純粋に漂着した日本人と、偵察の目的をもって侵入した日本人(すなわち「賊倭」)を識別する責任が転嫁されたからである。すでに朝鮮前期から、対馬・九州・博多の商人らが入り混じった琉球国使が真正使節であるか否かを判別することは困難であった⁵⁵。1609年以後は、海上で純粋に漂流した日本人(あるいは琉球人)と、偵察の目的を隠蔽するため漂流を装った日本人(あるいは琉球人)とを区別する作業が、いっそう困難な課題と化したのである。

さらに追い打ちをかけたのは、1607年に対馬藩主が国書改竄および偽の王陵盗掘犯人引き渡しという「便法」を用いたことであった。そして朝鮮はこれを「黙認」という変則的な外交を行うことで、壬辰倭乱によって断絶されていた国交を回復したのである。対馬による国書改竄という便法は、その後も1617年および1624年の朝鮮通信使往来に際して繰り返された⁵⁶。このように「便法」と「黙認」とを基盤に、壬辰倭乱の終結からわずか10年も経たぬうちに朝鮮と日本の交流が再開されるという不透明な状況のなか、1609年には通商を目的とする己酉約条が締結されたのであった。すでに江戸幕府は1607

⁵⁴ 渡辺美季, 2007, pp.16-22.

⁵⁵ 하우봉·손승철·이훈·민덕기·정성일, 1999, pp.51-62.

⁵⁶ この対馬島の国書改竄事件は、1630年代に対馬藩主・宗義成とその家臣・柳川調興とのあいだで起こった訴訟事件を通じて露見した。主君と家臣の不和に端を發した事態が、国際的な外交事件、いわば一種の外交スキャンダルへと拡大したもので、通称「柳川一件」と称される。なお、当時の訴訟資料は韓国語に翻訳されており、김상준·윤유숙 역, 『근세 한일관계 사료집 : 야나가와 시게오키 구지 기록(柳川調興公事記録)』, 동북아역사재단, 2015. を参照されたい。

年5月、渡日した朝鮮の「回答兼刷還使」に対し、明への進貢を要請しており、対馬もまた1609年3月、朝鮮に対して「上京」と「貢路」の借用を要請していたのである。

このような状況において、明の疑念は強まらざるを得なかった。明の顔色をうかがわざるを得なかった朝鮮は、日本からの要請に対して拒絶の姿勢を示し、己酉約条にも対馬が発行する文引(渡航証明書)を所持しない者を「賊」、すなわち「賊倭」と見なす規定を盛り込んだ⁵⁷。まさにその年、日本が明の朝貢国であった琉球を侵攻・併合する事態が発生したため、1609年以降の朝鮮は、明との事大、琉球との交隣、日本との関係回復という、3つの外交路線を同時に消化するにはあまりに困難な状態に陥ったのである。余力が不足する場合には、やむを得ず優先順位を定め、最も重要性の低い領域を放棄せざるを得なかった。しかし、それもまた事大交隣という大きな枠組みを逸脱してまで強行することは不可能であった。これこそが、日本による琉球侵攻後に朝鮮が直面した外交的苦境であり、同時に「琉球王子濟州殺害説」が登場することとなった国際的契機であった。

V. 濟州島に対する「出陸禁止令」と国際関係

ここでは、朝鮮が直面していた外交的苦境、すなわち国際的契機を、1629年に発令された濟州島の百姓に対する「出陸禁止令」と関連づけて考察することとする。朝鮮における最大の島の住民に対する物理的な移動禁止措置であったにもかかわらず、その関連記録は実録にわずかに記されているにすぎない。「琉球王子濟州殺害説」に関して実録に残された6件の記録([イ]～[へ])を第Ⅱ章において引用したのに続き、「出陸禁止令」に関する実録の記録には[ト]という番号を付すこととする。

[ト]『仁祖実録』卷21、仁祖7年(1629)8月13日：濟州島に居住する百姓が陸地の邑へと流移するために、三邑の軍額が減縮した。そこで備局が島民の出入を厳禁すべきであると上奏し、上はこれを容れた。

[ト]によれば、備辺司が上申した「出陸禁止令」の理由は、濟州島の百姓が陸地へと「流移」して濟州島の軍額(訳注：軍人の数)が減少するからであった。すなわち、男女を問わずではなく、軍役を担うべ

⁵⁷『通文館志』卷5、「萬曆己酉條約」，“無文引者，以賊論斷事。”

き男性人口の減少こそが主たる理由であった。そして一般には「出陸禁止令」と称されているが、実録には「出陸」ではなく「出入」を禁じたと記録されている。

この記録からいくつかの疑問を提起することができる。もし濟州島の軍額、すなわち軍役を担う男性人口が減少し不足していたのであれば、その解決策として軍役を担う男性人口を補充することが常識的である。たとえば陸地から濟州島へ軍役を担う男性を派遣するか、あるいは濟州島で男性人口が増えるような人口誘致策を講じればよい。周知のごとく、濟州島は古くから漁業などの海上活動に出た男性が事故に遭って帰らぬ場合が多く、常に女性が男性よりも多い人口分布を維持してきた。そのため、男児よりも女児の出生をむしろ好む傾向が強かったのである。したがって、島民の出入そのものを禁じる法令では、問題となっていた濟州島の軍役人口の減少を解決するには力不足であったといえる。

もう一つの疑問は、濟州島の住民が陸地へ「流移」する現象を抑制するために、島民の「出入」そのものを厳禁した点である。当時、濟州島では過度な役務負担や官吏による収奪のために濟州島を離れて陸地へ移住する鮑作人の問題が生じており、「出陸」、すなわち陸地への流出を禁じる発想はあり得たし、実際それ以前から一部の濟州牧使によって断続的に統制が行われていた⁵⁸。しかし、流入まで含めて「出入」そのものを禁じることは、どう考えても過剰な制裁と感ぜられる。もし本当に軍額の減少を解決しようとしたのであれば、濟州島の男性が陸地へ移住することのみを禁止し、すでに陸地へ移った濟州島民の召還や、陸地から濟州島へ移住して暮らそうとする人口の流入はむしろ奨励すべきであったはずである。仮に濟州島の人口減少を防ぐことが目的であったとすれば、むしろ出入の自由を許容する方がより効果的であったであろう。それにもかかわらず、備辺司は奇妙にも濟州島民の出入自体をすべて厳禁するという的外れな法令を執行したのである。濟州島に対する「出陸禁止令」は19世紀前半まで約200年にわたり継続されたとされるが、実際にはその施行に関する記録は残っていても、解除に関する公式記録は発見されていない⁵⁹。

実録に簡略に残された[ト]の記録だけでは、「出陸禁止令」の施行背景をこれ以上把握することは難

⁵⁸ 양정필, 2023.

⁵⁹ 『備辺司膳録』第187冊・正祖22年6月6日に収載された、濟州牧使・曹命楫が備辺司へ報告した内容によれば、「三邑の元居民が他地域へ逃走したり移住したりすることは法により禁止している」とされ、1798年(正祖22)においても「出陸禁止令」は解除されていなかった。

しく、しかもその記録自体の信頼性も十分とは言い難い。もちろん、「出陸禁止令」を濟州島の経済的停滞局面に伴う流民問題、倭寇侵入に対する国防問題、進上物の調達問題など、濟州島の社会経済的状況と結びつけた結果と解釈することにも一定の妥当性はある⁶⁰。また当時の国際情勢とも密接な関連性を有していた点に注目する必要がある。この点に関連して、『備邊司謄録』に収録された1617年1月9日の記録は、重要な解釈の手がかりを提供している。当時、日本から刷還された晋州出身の儒生・愼應昌の供述書には、次のような内容が記されている。

李文長という人物は林川の儒生であります。彼は当初薩摩に滞在していた時、凶徒を集めて逆党を結成し、薩摩に対して兵の支援を要請して濟州島を侵攻しようとしたものの、薩摩がこれを叱責して許しませんでした。そこで彼はそこに留まることができず、大阪城へと移りました。私たちが帰還する際、彼を誘って対馬にまで連れて来たところ、罪人朴守榮が刷還されて刑を受けた事実を耳にし、自らその罪を恐れて、島の執権者に請託して同行を辞退し帰還しなかったのです。その逆謀に関しては、私たちが直接目撃したわけでもなく、また文書も存在しないため、根拠のないことであると分かります⁶¹。

薩摩藩に滞留していた李文長という朝鮮の儒生が、徒党を集めて薩摩に兵力の支援を要請し、濟州島を侵攻しようとしたという「逆謀」を暴露する衝撃的な内容である。しかし薩摩藩はこれを許さなかったため、実行には至らなかった。もちろん確たる物証や証拠は存在しないが、愼應昌の証言を根拠のない虚構として一概に退けることも困難である。上記の内容を含め、愼應昌が供述した12件の事例には、当時の日本内部や対馬に関する具体的かつ信憑性の高い情報が多く含まれており、また刷還された人物が「逆謀」と結びつく可能性のある危険な話を、あえて虚構として作り上げる理由も見出し難いためである。

ところが、愼應昌が1617年に備邊司に供述した「日本の薩摩の支援を受けた濟州島侵攻の試み」という情報は、その翌年1618年に逆謀罪で逮捕され処刑された許筠の罪目の一つである琉球国に関連

⁶⁰ 양정필, 2021 ; 2023.

⁶¹ 『備邊司謄録』1책, 광해9년 1월 9일. “有李文長, 林川士子, 而初在薩摩時, 呼聚凶徒, 結成逆黨, 請兵薩摩, 欲寇濟州, 薩摩呵叱不許, 故不能居其地, 移在大坂城, 臣等歸時, 誘引率來, 到于馬島, 聞罪人朴守榮, 刷還受刑事, 自懼其罪, 請托於島中執權者, 落後不歸矣, 彼逆謀事, 非臣等目覩, 又無文蹟, 固知無稽.”

した情報ときわめて類似している。実録に記された、許筠が流布したとされる噂の内容は「復讐を遂げようとする琉球の軍隊が来て島に潜伏しているという説(琉球復讐之兵, 來藏海島之説)」であった⁶²。琉球の軍が潜入した島がどの島であるかは明記されていないが、李爾瞻の供述には「白翎島に琉球兵がいるという説」(白翎島琉球兵之説)と記されており、それが白翎島であったことが示唆される⁶³。もちろん「逆謀」と結びつけるには首都に近い西海の白翎島を想定するのが都合として良かったであろう。しかし「復讐を遂げようとする琉球の軍」が拠点とする島としては、海上経路や歴史的背景を考慮すれば濟州島のほうが自然である。あるいは濟州島を経由して白翎島へ向かう可能性も想定される。何よりも筆者が目する「琉球王子濟州殺害説」と関連してみると、「1611～1625年濟州事件」と1618年に許筠が流布したとされる情報とは、相互に関係していたのである⁶⁴。

1617年に備辺司が把握した「日本薩摩の支援を受けた濟州島侵攻の試み」に関する情報と、1618年に許筠が流布したとされる「復讐を遂げようとする琉球軍隊の朝鮮島嶼潜入」に関する情報に筆者が目するのは、これらの情報がいずれも明の朝廷が1613年に朝鮮国王に下した「倭奴を追放し、防備を一層嚴重にせよ」という安保上の命令に正面から抵触する内容であったためである。第IV章で確認したように、日本による琉球侵攻以後、朝鮮が直面せざるを得なかった外交的苦境の中で、「薩摩の支援を受けた濟州島侵攻の試み」や「復讐を遂げようとする琉球軍隊の朝鮮島嶼潜入」といった情報(あるいは風説)は、朝鮮朝廷にとって単なるハプニングとして看過することのできない難題となったのである。しかも日本による偵察および侵入の試みは、繰り返し明に捕捉されていた。たとえば1616年、日本は台湾を侵攻するため浙江・福建の沿海にしばしば船を派遣し、その動向を偵察するために派遣された明の軍官董伯起を捕虜とした。そして翌1617年には、日本の村山等安が捕虜とした董伯起を返還する一方で、明との互市を要請し(もちろん明は拒絶した)、さらに澎湖諸島への駐屯まで試みた⁶⁵。このような状況下において、もし日本(倭夷)が1609年に併合した琉球を経由して朝鮮に潜入したとすれ

⁶²『광해군일기』 정초본 권131, 광해10년 8월 22일.

⁶³『광해군일기』 정초본 권131, 광해10년 8월 28일.

⁶⁴ 박혜민, 2014, pp.288-289.

⁶⁵ 張燮, 『東西洋考』 卷6, 「日本」. “四十四年夏, 倭將有事東番, 漂渡閩越間, 在處為藁口。閩遣材官董伯起偵之, 徑擁之去。其明年, 倭酋村山等安命小舟送伯起來歸, 拜獻方物, 上章求市。當事以章表不中式, 拒不納, 厚犒之遣還。然比年以來, 無日不中, 倭秋襲料羅, 冬陷大金, 春屯澎湖。大抵遭風飄搖, 登岸取水, 元非入犯。頗當者無不摧殘, 官軍不能制, 聽其揮斥, 旋復解維他往。”

ば、朝鮮はいかに対処すべきであったのか。すなわち、それが「賊倭」であるのか、単なる漂流民であるのか区別しようとする明の強迫的な帰属圧力の中で、朝鮮はいかに「日本」と「琉球」とを区別し、その帰属を処理すべきであったのかという難題に直面したのである。

前述の通り、明は日本が琉球とともに対馬を利用して朝鮮への潜入を企図していると疑っていた。さらに、明はヌルハチを討伐するために朝鮮と連合軍を結成して出兵した瀋陽戦(サルフの戦い)で、1619年3月に敗北したのち、朝鮮が後金と結託する可能性を憂慮し、同年6月に朝鮮に対する監護論を提起し、この報を受けた朝鮮は困惑せざるを得なかった⁶⁶。このような状況下で、対馬から1622年と1629年の二度にわたり玄方(玄蘇の弟子)が朝鮮に派遣され、首都への上京を要請したことは、朝鮮朝廷をさらに苦境に陥れた⁶⁷。それは、1612年に明の兵部が懸念した内容([B]一㊟)、すなわち1609年に日本が対馬を利用して朝鮮と接触し「朝鮮の道を借用して中国と通貢しようとする」試みの再現に他ならなかったからである。明の憂慮を無視できなかった朝鮮は、1622年の要請は拒絶したものの、1629年に再びなされた要請に対しては漢陽への「上京」を許した。玄方が漢陽に直接赴き国王に伝達した文書には、「奴賊(遼東の後金勢力)を討伐して朝貢の道を開通」という件が含まれていた。すなわち、玄方が伝えた文書の核心にあるメッセージは、「遼東を平定し朝貢の道を開くこと[平遼・通貢]」に朝鮮が協力せよというものであり、これは明が指摘していた「朝鮮の道を借りて中国と通貢」という懸念内容と完全に一致していた。これは対馬の独自の意向というよりも、むしろ幕府の意思を反映した内容であり、朝鮮としては到底、明に伝えることのできない要請であった。そのため朝鮮はこれを拒絶したが、対馬使節の「上京」を許したこと自体、明からの叱責を招きかねるものであった。そこで実録の史官は、「島主が派遣した一介の差倭」に欺かれ、「通貢を求める彼らの要請」に対して何ら有効な対策を講じられなかったことを嘆じた⁶⁸。『通文館志』にも1629年の入京許可について、「格式を無視して一時的に許したのである。しかし以後は再び慣例とすることはできないとした」と記録され、事態の拡大を警

⁶⁶ 한명기, 『임진왜란과 한중관계』, 역사비평사, 1999, pp.265-272 ; 권인용, 「明末 '朝鮮監護論'에 대한 조선의 인식」, 『명청사연구』 30, 2010, pp.47-60.

⁶⁷ 当時の外交僧・玄方は、朝鮮と幕府とのあいだの外交文書をたびたび改竄していた事実が露見し、1631年、盛岡へ流罪となった(손승철, 『조선통신사, 일본과通하다』, 동아시아, 2015, pp.174-176)。

⁶⁸ 『인조실록』 권21, 인조7년 8월 6일.

戒していた⁶⁹。

このような状況下において、朝鮮朝廷が取り得る外交的な行動の幅は広くなかった。そのなかで、1629年に済州島に対して住民の出入を禁じたことは、朝鮮が取り得る一つの対応となり得た。すなわち、琉球との曖昧になった外交関係を回避すると同時に、明からの外交的圧迫から逃れるために、「出陸禁止令」をもって済州島と琉球の間における漂流の可能性を遮断したのである。漂流民の送還は、双方の友好関係ないしは交流を前提に進めることが当時の東アジア海洋世界の慣行であり⁷⁰、朝鮮と琉球のあいだでも断続的な漂流民送還だけが両国関係を確認する最後の絆であった。すなわち、16世紀まで朝鮮は琉球に対して「消極的ではあるが拒否はしない」程度の外交姿勢を維持していたが⁷¹、17世紀初頭の緊張感のなかで漂流の可能性すら断ち切ろうとしたのである。済州島が琉球と接触し得る空間として残されている限り、17世紀初頭に朝鮮が直面した外交的苦境から脱することは困難であった。このようななか「出陸禁止令」は、済州人の海外漂流の可能性を遮断すると同時に、済州島に接近する異国船舶をも根本的に遮断する名分を提供し得たのである。

結論的に、「出陸禁止令」は従来、漂流を通じて結ばれる可能性が高かった済州島と琉球との関係を疎遠にさせる触媒として作用した。琉球人が済州島へ漂着するにせよ、あるいは済州人が琉球へ漂着するにせよ、一度漂流が発生すれば、送還のために外交関係と咨文の交換が伴われるのが常であったからである。実際、琉球が1612年に済州島に漂着した琉球人(〈7〉の事例)を無事に送還した朝鮮に対して感謝の咨文と幣帛を北京へ向かう使臣を通じて伝達した最後の時点は1628年であった。その文書は琉球の外交文書集である『歴代寶案』に残されている⁷²。しかし、このような琉球との外交的接触こそが、当時の朝鮮が最も回避したかった事案であった⁷³。結局、外交的苦境に置かれ、行動の幅が

⁶⁹『通文館志』巻5「接待對馬島人新定事例」，“破格姑許，而仍令今後不復爲例。”

⁷⁰ 当時、日本を中心とする朝鮮および琉球との対外関係ならびに漂流民送還体制の秩序については、아라노 야스노리(荒野泰典) 지음, 신동규 옮김, 『근세 일본과 동아시아』, 경인문화사, 2019, 제4장. を参照されたい。

⁷¹ 하우봉, 『조선시대 해양국가와의 교류사』, 경인문화사, 2014, p.322.

⁷²『歴代寶案』第1集, 卷39, 「朝鮮國王為敦情禮篤交鄰事」(崇禎1年 7月 11日).

⁷³『通文館志』巻9「紀年」によれば、肅宗42年(1716)の記録として、琉球は1628年以後1716年まで咨文の伝達がなかったという。さらに1716年に琉球人9名が珍島に漂着した際、朝鮮は彼らを北京経由で送還したが、当時の宋尚基は、朝鮮と琉球の関係が従前とは異なるため、もし琉球へ咨文を送れば朝鮮が「私交の罪」を犯すことになりかねないと憂慮し、これを送らなかつた(양수지, 2009, p.74)。

広くなかった朝鮮は、「琉球との交隣」を放棄する代わりに、「明との事大」と「日本との関係回復」を選択せざるを得なかったのである。ただし、明(さらにその後には清も)が日本に服属した琉球の「両属」問題をあえて看過し、琉球との冊封・朝貢関係を回復したため⁷⁴、朝鮮としても琉球に対する一方的な断交を表明することは困難であった。

ここで力を発揮したのが、まさに「琉球王子済州殺害説」という噂であった。済州島において琉球王子が無実のまま殺害されたという噂は、琉球との外交関係を疎遠にしたいと望んでいた朝鮮朝廷にとって、格好の「スケープゴート」ともいべき精神的障害物であった。第Ⅱ章で引用した[ホ]において、仁祖元年(1623)4月、仁穆王后が承政院に対し、光海君の廢政を論じる中に⑩「琉球国の世子が我が国に漂着してきたが、辺境の臣下に命じて密かに殺させた」という内容を挿入するよう命じたこと、さらにその2年後、仁祖3年(1625)の李箕賓の卒記に「琉球国王子」が新たな犠牲者として追加され、既成事実化されたことは、このような朝鮮の外交的苦境と無関係とは言い難い。そして事実の真偽を問わず、この噂は済州島民にとって精神的な足枷として機能し、済州島と琉球との関係を疎遠にするうえで200年以上にわたり作用したのである。一方、李箕賓の卒記に琉球王子殺害が事実のように挿入された1625年から4年後の1629年以降、済州島民全体に対して施行された「出陸(出入)禁止令」も、実効性は低かったものの、噂と連動して済州人の自由な移動を制約する物理的障害要素として200年にわたり機能した。第Ⅲ章で言及した済州人の張漢喆が、1611年に済州島へ漂着した琉球太子が済州牧使李箕賓によって無実のまま殺害された事件以降、「この時から琉球とは和親が絶たれたのである」と両者を結びつけて記憶していたのも、このためではなかっただろうか。要するに、1611年から1625年の間に完成した「琉球王子済州殺害説」と、1629年以降済州人に対して施行された「出陸禁止令」とは、それぞれ約二世紀にわたり済州人に対する精神的・物理的な足枷として作用し、このような状況下で朝鮮は17～18世紀を通じて琉球との不要な外交関係を最大限「回避」することに成功したのである。

VI. 結論

以上のように、17世紀初頭における「琉球王子済州殺害説」という噂の形成過程を再構成し、その蓋

⁷⁴ 후마 스스무, 2019, pp.128-147.

然性を具体的に検討することによって、1609年の日本による琉球侵攻直後から、朝鮮が日本と中国に「両属」した琉球との難しい関係に置かれる一方で、日本との通交を警戒する明から圧迫を受けるという二重の苦境に陥っていたことを明らかにした。そして、このような外交的苦境のなか、本来は直接的関連を持たなかった「琉球王子濟州殺害説」、そして濟州人に対する「出陸禁止令」が相互に作用し、琉球との外交関係を疎遠にすることに寄与した関係性を分析した。

最後に、第Ⅱ章末尾で提示した問いに対する答えを示し、結論としたい。すなわち、第Ⅱ章で1622年5月の記録[二]を通じて導き出された3つの問いである。第一に、「琉球王子濟州殺害説」＝「1611～1625年濟州事件」において「琉球王子」という内容が含まれるのは1623年4月段階であるのに、いかにして1622年5月に「琉球が濟州を侵犯して仇を報じようとしている」という噂が登場したのか。第二に、光海君は「誰」に対して琉球関連の噂について「適切に答え」なければならぬという難しい状況に置かれていたのか。第三に、日本使臣が朝鮮に滞在することについて光海君が1622年に難渋な立場に置かれた理由は何であったのか、また琉球が濟州島を侵犯するという噂といかなる関連を持つのか、という点である。

本文の分析に基づく答えは、以下の通りである。第一に、1622年5月に「琉球が濟州を侵犯して仇を報じようとしている」という噂が登場し得たのは、1617年に備辺司が日本から刷還された李景稷を通じて確保した「日本薩摩の支援を受けた濟州島侵犯の試み」という情報と、1618年に許筠が流布したとされる「仇を報じようとする琉球軍隊の朝鮮島嶼潜入」という情報によるものであった。1609年以来、琉球は事実上日本の薩摩の支配下に置かれていたため、1622年当時の朝鮮朝廷にとって「日本の薩摩」と「琉球」という二つの主体は、実質的に同一の存在と見なしても差し支えなかったのである。第二に、1622年に光海君が琉球関連の噂に対して「適切に答え」なければならなかった相手は、明の皇帝であった。明兵部が遼東都司を通じて1613年に朝鮮国王に伝達した諭示において、琉球および対馬を通じて明に進入しようとする日本に対し、厳格に防御せよとの命令が下されていたからである。そのため光海君は「琉球が濟州を侵犯して仇を報じようとしている」という荒唐無稽な噂を無視することができなかった。第三に、1622年に朝鮮に滞在していた日本使臣は幕府の派遣ではなく、対馬から派遣された玄方らであった。彼らは倭館に滞在することに満足せず、「上京(漢陽への進出)」と「通貢(明への朝貢再開)」を執拗に要求した。明の朝廷は、対馬およびその背後でこれを操る幕府の意図を正確に把握しており、「対馬一朝鮮」および「薩摩一琉球」という二つのルートを通じて明との通貢を企図する日本

に対処し、隙を与えぬよう朝鮮を強く圧迫していた。他方で朝鮮は、1609年の対馬との己酉約條以降、日本との関係回復を進めていた。したがって、1622年当時の光海君と大臣たちは、朝鮮に滞在する対馬の使臣たちを完全に排斥することもできず、かといって積極的に受け入れることもできないという難しい立場に追い込まれていたのである。

朝鮮が外交的苦境に置かれていた17世紀初頭においても、その外交的価値は依然として「国家の事大・交隣の義[国家事大交隣之義]」という枠組みから外れることはなかった([口]—①)。この「事大・交隣の義」に損傷を与えることなく、明・日本・琉球の間で生じた外交的苦境を回避するためには、「スケープゴート」の存在が必要であった。すべてを満足させる外交的解法が見出したい17世紀初頭の特異な国際関係において、済州牧使李箕賓が「義理」を破った人物として犠牲となり、琉球王子を殺害したという物語は、朝鮮と琉球の関係が疎遠となるための名分を提供したのである。「琉球王子済州殺害説」は朝鮮と琉球との間に精神的な障害要因として機能し、1629年に施行された「出陸禁止令」は済州島と琉球との間に物理的な障害要因として作用した。「琉球王子済州殺害説」と「出陸禁止令」はいずれも、中国との事大および琉球との交隣関係を直接破壊することなく、朝鮮が実際に琉球との関係を疎遠化する過程において肯定的に寄与したのである。他方で、「琉球王子済州殺害説」は実際には無関係であった済州人の生活を精神的に束縛し、「出陸禁止令」もその実効性は低かったが、流布した噂と連動しながら済州人に対する拘束効果を発揮した。こうして朝鮮政府は18世紀に至るまで、琉球との不要な外交関係を「回避」することに成功したのである。もっとも18世紀に入ると、17世紀とは異なり、朝鮮から琉球へ漂流して送還される事例が再び増加するが(『通文館志』参照)、注目すべきは、この送還が朝鮮と琉球の間で直接行われたのではなく、清を経由して実施された点である。これは、17世紀初頭に朝鮮を強く圧迫せざるを得なかった明朝の東アジアの海上秩序とは大きく異なる、18世紀清朝の外交的状況、さらには日本—琉球関係を隠蔽しようとする琉球の「独自の王国化」という現実を反映した結果と考えられる。

本稿では十分に検討できなかったものの、後金による朝鮮侵略(1627年丁卯胡乱)および同時期から正式に実施される朝鮮と日本との間の漂流民送還⁷⁵は、当時朝鮮が直面していたもう一つの外交的苦境であり、琉球に対する態度とは対照的な様相を呈していた。また、その後二世紀近くにわたり「琉

⁷⁵ 아라노 야스노리(荒野泰典), 『근세 일본과 동아시아』, 경인문화사, 2019, pp.182-184.

球王子濟州殺害説」と「出陸禁止令」がどのような関連性のもとに消滅することなく再生産され続けたのかという点も、本稿では十分に分析することができなかった。この点については、後続の研究による補完を期したい。

生成AIと歴史学の仕組みからフェイクニュースの影響について考える

大知聖子(名城大学工学部准教授)

人類史において古来、歴史の改竄はあった。それは権力者による正統性の主張のための改竄もあれば、ホロコースト否定論や南京大虐殺否定論のような「愛国心」によって歪められた歴史、またはそのような「悪意」が無くとも歴史にロマンを求めることから派生する偽歴史など枚挙に暇がない。最近ではSNSの流行により、フェイクニュースが爆発的に増えている。このような状況下で2022年にChatGPTが公開され、生成AIの利用者が激増し、その影響はもはや避けられない。本報告では、生成AIの仕組みを考えた上で、現代社会ならではのフェイクニュースが歴史学に与える影響について考察する。

まずAI(人工知能)はそもそも何を指して開発された技術なのかを確認したい。人口に膾炙したAIであるが、実は定義が定まっていない。なぜなら、そもそも「人間の知能とは何か?」という点が明らかになっていないからである。日本を代表するAI研究の学会である一般社団法人人工知能学会の設立趣意書(1990年6月29日)は、「人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない」とする。つまり、大量のデータに対する高度で的確な推論というミッションを、人間の思考のモデル化という方法によって行う点が特徴である。これは何を以てAIとするかという点、「人間の思考」が何であるかにかかっているとと言える。

では、何を以て人工的に「知能」を作り出したかという判断基準について、AI開発の黎明期から強い影響力を持ち続けているのが、チューリング・テスト(Turing test)である。この方法は、判定者に機械および人間それぞれと文字による会話をさせ、どちらが機械であるかを判定者が判別出来なければ合格とする。これは人間の知能の仕組みの解明よりも人間の知能による生成物の表面的な模倣を優先させる誘因として作用する。結果、AI開発はいかに人間に人間であると誤認させるかが目標となってしまふ。生成AIが人工知能として高く評価されているのも、生成物が「人間らしい」、言い換えれば人間が書いたものと誤認されやすい文章を作り出せるからである。しかし、このように動作する正確な理由や、基盤となるメカニズムは、実は開発者自身でさえ分かっていない。ただし簡単な概要については説明されている。文章生成AIはウェブや書籍などから、人が作った文章の膨大なサンプルを集め、次にそれと似た文章を生成するようにニューラルネットワークをプロンプトから始めて「訓練で使われたのと同じような」文章を続けられるように訓練したものである。

つまり、文章生成AIはある単語の次に続く確率の高い単語(トークン)を継ぎ足しながら文を作る仕組みであり、次の語が続く確率はニューラルネットワークによって判定されている。ニューラルネットワークは人間の脳の仕組みを理想化して模したもので、多数のニューロンに見立てたパラメーターによる重みづけによって複雑な基準の判定を可能にする。生成AIは決して正確な答えを出す知能を目指して開発されたのではなく、人間らしい文章を生成することを目指して開発されたと言える。

このように文章生成AIは過去に人間の書いた文章をバラバラに分解して並べ替え、まだ人間によって書かれていないが人間が書いたものと誤認されやすいパターンの文章を生成するためのツールである。生成AIは意味を理解せずにランダムに言葉を繰り返すだけであることから、確率的オウム(Stochastic Parrots)とも呼ばれる。

ニューラルネットワークを用いた深層学習の数理モデルはまだ解明されておらず、解釈可能性(Interpretability)が無い技術である。ただし、蔓延するプラグマティズム(pragmatism)もしくは拝金主義により、結果さえ役に立てばその過程については不問に付すという、近代科学の基礎や成り立ちについて全く考えない態度が中心になっている。そのため生成AIについても現に「成果」を出しているのがよしとし、その仕組みや影響について深く考えない場合が多い。それゆえ役に立つという理由でどんどん社会実装が推し進められている。

生成AIの生成する文字列に意味は付与されていないが、読者がその中に意味を見出すことは可能である。なぜなら、人間が史料を読んで記述する確率が高く、かつ、今までに書かれたことの無い文章を生成AIは生成することが出来るからである。ここで注意したいのは、人間によって意味が付与されているかどうかと、人間が意味を読み取れるかどうかは、別問題である点である。つまり、歴史学研究者が書いた論文と、生成AIが吐き出した文字列は、いずれも読者の前ではテキストでしかなく、読まれることで意味が生じている。

次に、歴史学研究の手続きについて確認する。

歴史学は人文科学の一部門であり、歴史的な事実とそれ以外を「科学」という方法によって弁別してきた。科学とは①経験的証拠・②再現性・③反証可能性という3つによって蓋然性を高める方法のことである。以下、この3点について確認したい。

①経験的証拠は、実験・観察によって得られた証拠という意味である。歴史学では過去の人類に関係する過去の痕跡である史料が経験的証拠となる。歴史学を名乗るのであれば必ず史料を証拠としなければならないが、史料に基づかないことは何一つ主張することはできない。

②再現性とは同一の条件のもと同一の現象が繰り返し起こることである。同じ条件で実験すれば何度でも実験が成功するのが最も分かりやすい再現性であるが、歴史上の出来事は一度きりの現象なので、歴史学では再現性については限定的にしか実現できない。この点によって歴

史学が科学であることに疑問が表明されることがあるが、同じ史料を異なる人物が観察しても同じ仮説が得られるか、また、複数の史料で検証してもその仮説が支持されるかといった可能な限りの再現性が求められる。

③反証可能性とはある仮説が経験的証拠によって否定される可能性があるということである。つまり、その仮説が誤りであるかどうかをテストできるということである。歴史学ではその仮説の根拠となる史料と解釈を明示することで、解釈の誤りの指摘や別の史料による反駁を可能にする。ただし、この反駁が可能なのは結局、同程度の研鑽を積んだ専門家(歴史学で博士号を取った研究者)しか分からないという問題もある。

以上の手続きを経ていない歴史の語りはすべて「史実」とは見做されない。またこの史実は「絶対的に正しい真実」ではなく「反証可能な仮説」である。「絶対的に正しい真実」を想定するのは、科学ではなく、宗教やオカルトである。

上記のような科学的な方法で歴史研究が行われるようになったのは、レオポルト・フォン・ランケ(Leopold von Ranke)の功績が大きい。具体的には①～③の手順を踏む。

①史料(歴史資料)の収集・分類。

②史料の分析。ここでは真実性・来歴性・本源性・可信性を検証する。これは史料批判(テキスト・クリティーク)と呼ばれる。この史料批判とは、様式や素材・書風・言葉・文字などに時代と合わない偽造の痕跡がないかなどを検証する純真性の批判、史料が作られた時・場所・人間の関係を吟味する来歴批判、オリジナルであるかどうかを検証する本源性の批判・記述内容からどの程度の信頼性があるのかどうかを判断する可信性の批判という、大きく分けて4つの手続きを通して、事実である可能性の低いものを振り落としゆく。

③「事実」の再構成。ここでは飛躍の無い論理的な解釈が行われる。この段階での偽歴史として、歴史修正主義(歴史否定論)の問題がある。歴史修正主義は史料の取捨選択が恣意的であり、自説に都合の良い史料のみをチェリーピッキングしており、そもそも最初から結論ありきで論述しているので、歴史研究とは言えない。

これら①～③は実証主義的な研究法とされ、近代歴史学の始まりとされる。

以上、生成AIおよび歴史学の仕組みについて確認した。この前提を踏まえ、従来の歴史修正や捏造・改竄と、現在の生成AIの生成する歴史との大きく異なる点について述べたい。

第一点、生成AIは従来よりも圧倒的に少ない労力・資金で大量の歴史の否定・捏造・改竄の文章を生産でき、影響力が桁違いに大きい。デマや統制で言論を支配するためには、従来は権力あるいはそこから生じる資金・人手・政治力などがかなり必要であった。例えば天安門事件を知らない中国人も存在する。この状態を実現させるには中国の国家権力による強力なインターネット規制が必要であった。それが、SNSを使った外国の選挙への介入などで「有効性」が示されているよ

うに、粗悪な文章であっても、それを低コストで大量に生成して言論空間を埋め尽くすことで、簡単に言論をコントロールできるようになった。しかし、生成AIではそのような「人手」すら必要なく、より簡単に言論空間を埋め尽くすことで、悪貨が良貨を駆逐するがごとく歴史の改竄が出来てしまう。従来のSNSの場合は、アルゴリズムにより陰謀論を信じる人にはそのような内容の記事ばかり流されるフィルターバブル (filter bubble)により所謂「洗脳」状態になっていた。しかし、生成AIの生成物は余りに量が多いので、陰謀論者ではない人にまで検索結果の上位に食い込むことで「デマ」が目に入るようになってしまう点が従来とは大きく異なる。

第二点、生成AIは権力者よりも公平・中立・正確だと誤解されやすい点が問題である。生成AIの仕組みがあまり知られていないために、多くの人がこのように誤解している。特に2024年にノーベル賞を二つも取ってしまったため、最先端の科学というイメージを持つ人が圧倒的に多いのではない。しかし、実際には、公平・中立・正確であるという根拠は何一つなく、そもそも公平・中立・正確であることを目指して開発されたものではない。生成AIが吐き出す文章は既にある文章をバラバラにして並べかえているだけであり、当然、人間のように文章を「理解」はしていない。最近、この点を実証したのが「ポチョムキン理解」という生成AIの理解の錯覚に関する研究である。従来のベンチマークが生成AIは人間と同じ認知の仕方をしている前提で理解度を測る人間用の方法を使っているため、理解の錯覚を計測できていなかったことが指摘されている¹。これは生成AIの仕組みから発生する問題であるが、更に学習データの偏りの問題もある。具体的にはアルゴリズムの設計のバイアス・データの代表性の欠如・データに内在する既存の社会のバイアスから、生成AIは人類の差別意識やバイアスを反映してしまっている。

さらに、大企業の利益を優先させる態度もブラックボックス問題を加速させている。もとの言語モデルの影響を強く受けるにもかかわらず、OpenAIをはじめとする大企業の生成AIは、詳細な技術情報および学習させたLLMを非公開としていることが多いため、具体的な生成過程をトレースすることはできない。また、最終的に回答はRLHF(人間のフィードバックによる強化学習)という人間の手によって様々に調整されたフィルターをかけて生成されるが、何をどのように調整したかも公開されていない場合が多い。したがって、調整によって意図的にある文章を排除したり、生成させたりすることも可能である。これも過程が非公開であるため検証しようがない。

第三点、やがて生成AIは、権力者を含め誰にもコントロールできないものになる。権力者は少なくとも意図や目的をもって歴史を改竄しているが、生成AIは既存の文章を並べ替えているだけである。生成AIに自律的に文章を作成させ続け、WEB上に投稿させ続けるプログラムは誰でも簡単

¹ Marina Mancoridis, Bec Weeks, Keyon Vafa, Sindhil Mullainathan. “Potemkin Understanding in Large Language Models”, *arXiv:2506.21521v2 [cs.CL]* 29 Jun 2025.
DOI:<https://doi.org/10.48550/arXiv.2506.21521>

に作ることができる。エネルギーがある限り自律的に文章を生成し続けることが可能であるので、近い将来WEBはあっという間に生成AIの文章や画像ばかりに埋め尽くされることになるだろう。そうになると、誰か(権力者)が意図を持ってついた嘘に騙されるという段階から、過去に書かれた文章を確率のサイコロで並べ替えた文章や画像に人間の意思決定が左右される段階になる。ブラックボックスだらけの生成AIの結果を信じるという行為は、実は占いによって意思決定をしていた前近代に近いが、それが占いに見えにくく「最先端の科学」だと勘違いしやすい点で、占いよりも危険ともいえる。

生成AIの吐き出す歴史に関する文章では、偽の等価性や両論併記が徹底されている点にも注意が必要である。これは、戦争責任などセンシティブな問題について紛争を未然に防ぐという意図のもと両論併記が使用され、「中立性」を貫こうとすればするほど(実際には不可能だが)、結局は偽の等価性に行き着き、真実から遠のく問題である²。例えば、「従軍慰安婦は強制連行されたのですか？」とGPT-5に質問すると、以下のような回答が得られた(2025/8/19生成、一部省略)。

この問題はとても複雑で、歴史研究・政治的立場・証言の解釈によって見解が分かれています。学術的に整理すると次のようになります。

◆「強制連行」の定義の違い

- ・狭義の強制連行…軍や警察が家に押し入り、女性を拉致するような形での連行。
- ・広義の強制性…業者がだましたり、親や周囲の圧力で同意なく連行されたケース、貧困などで選択の余地がほとんどなかった状況。

◆史料と研究の状況

略

軍命令による拉致の証拠について…「狭義の強制連行」を裏付ける公文書は確認されていません。これをもって「強制連行はなかった」と主張する研究者もいます。

略

◆まとめ

拉致のような「狭義の強制連行」を示す明確な軍の命令書は見つかっていません。

しかし、本人の意思に反して慰安所に送られたケース(広義の強制性)は多数存在したとされ、日本政府も認めています。

このため、歴史学界や国際社会では「慰安婦制度には強制性があった」というのが一般的な理

² 金子淳「博物館における「単純化した物語」の展示表象と歴史修正主義」(『歴史学研究』No.1045、2024年)。

解です。

ご希望があれば、

☞「強制連行はなかった」とする研究資料

☞「強制性を認める」研究資料

をそれぞれリスト化して比較できるように整理もできます。

まず、狭義と広義の強制連行を併記している点が問題である。なぜなら、従軍慰安婦問題の代表的な歴史研究では、「前提として日本政府と軍が奴隷狩りのような慰安婦“強制連行”に直接介入したかどうかに関心するのではなく、日本右翼のフレームに陥るようなもの」と指摘されているからである³。さらに日本を代表する歴史学研究会の学会も、「戦地での暴行や脅迫だけではなく、誘拐や人身売買などの形で強制的な連行があったことも指摘されている。」という声明を発表している⁴。それにも関わらず学術的に狭義と広義が拮抗しているような印象を与えてしまっている。次に、「強制連行はなかった」とする研究資料も出せるとしているが、強制連行が無かったという主張は完全に歴史否定論である。

このような問題点が山積しているにも関わらず、多くの人は生成AIが正確であると信じ、検索に使っている。しかし、不正確な知識の氾濫は人類にとって危険である。歴史の問いに対する回答が、歴史家の研究ではなく、生成AIによる「一見そこそこ正確な」、しかし生成過程の分からない回答に置き換わっていく、その端境期に私たちはいる。

このような状況下で歴史学者が果たす役割について考えたい。歴史学者は科学的方法で検証された歴史的事実に基づく歴史を叙述するのが仕事であるので、当然それを行う職業的な責任がある。また、そのためには史料として採用する過去の人間の叙述の真偽を見抜く必要が伴うため、当然これについても責任を負う。歴史学はあくまで科学的な方法を用いる(あるいは用いようと模索している)学問であり、経験的証拠に基づく過去の事実の解釈・案出、つまり実証研究を続けることこそが最も重要な役割である。科学性は文章の「人間らしさ」の中にあるのではなく、経験的な観察と再現性・反証可能性の担保および飛躍の無い論理的な解釈という手続き(プロセス)の中に存在し、この手続きを踏んだ歴史研究を続けるのが歴史研究者の責任である。ただし、この前提を歴史の専門家以外の多くの市民が共有しないと成り立たない。手続き(プロセス)を無視して結果だけに飛び付く、タイパやコスパを求める昨今の潮流の中では難しいかもしれない。

偽の歴史を「見抜く」という点について言えば、歴史学の手続きを経ない歴史の語りは、い

³ 尹明淑『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』(明石書店、2003年)。

⁴ 教科書に対する国家統制のさらなる強化に抗議する、2021年12月17日、歴史学研究会委員会。URL: <https://rekiken.jp/appeal/2021-2/>

かなるものであっても歴史学ではすべて一律に歴史的事実とは扱わないので、その意味では「見抜く」までもない。歴史学の方法で叙述されていない歴史は事実であることについての科学的な根拠がないのであるから、論証もされていない。論証もされていないことはわざわざ反証せずとも、事実として扱うことはできないのは自明のことである。解釈可能性(Interpretability)および説明可能性(Explainability)のない確率的オウムである生成AIの文章には、歴史学に必要な科学の手続きを実現することがその性質上根本的に不可能であり、歴史学の代替には決してなり得ない。

しかし、社会に対して大きな影響力を持ってしまった偽の歴史については、歴史学の方法で叙述されたものではない・根拠がないとして無視するだけではなく、これを経験的証拠によって反証することに一定の責任がある。なぜなら、歴史学は自律的・理性的に判断できる人間を前提として成り立つ現代社会を支えるインフラであるからである。ポストモダンによってそのような「素朴な」前提が成り立たないことが指摘されたが、しかし、モダンに取って代わる社会制度や学問の枠組みを我々人類はまだ生み出していない。裁判制度や民主主義を支える選挙制度は今もモダンを基準として運営されている。その判断基準を生成AIに譲るということは、極論すれば古いや魔法の世界に戻るという事である。また生成AIの運営が実質的には一部の巨大テック企業に握られている現状に鑑みれば、独裁的な社会になる危険性も極めて高い。

ただし、生成AIの「答え」を鵜呑みにして、それが歴史であり真実であると多くの人が考えるようになれば、上述した歴史学の手続きを踏まえていないのでそれは史実ではないと専門家が説明しても、お互いの前提が違いすぎるので、意思疎通が出来なくなる。

従って、今後は社会全体の課題として生成AIにある程度、規制を求める動きが必要であると考える。ただし、民主主義の前提となる個人主義や自由主義に基づくのであれば、規制という方向性はなるべく取るべきではない。なぜなら、結局規制するのは現段階では国家になり、それは現政権が恣意的に運営してしまう余地があるからである。規制は最低限に止め、科学とは結果ではなく必要な手続きを踏まえること自体が必要であることを多くの人が理解し合意を形成することが最も重要である。

生成AIと歴史学の問題については、フェイクニュースが社会に与える影響を研究者だけではなく社会全体で考えないといけないだろう。その際に民主的なプロセスを経ることが重要である。

【付記】

本発表は大知聖子「歴史学と生成AI」(『文明動態学』4、2025年)および同「補論:歴史学と生成AI」(『文明動態学』5、2026年)に基づくものである。

「17世紀初頭における「琉球王子濟州殺害説」という噂の国際的契機——濟州島に対する「出陸禁止令」と関連して——」に対する討論文

岡本弘道(県立広島大学地域創生学部准教授)

1611年に濟州島において発生したとされる事件をもとに流布された「琉球王子濟州殺害説」に関しては、従前から日本の学界でも注目されてきた。この事件が発生したとされる時期がちょうど1609年の島津氏による琉球侵攻の直後ということもあり、琉球王子の殺害自体は状況からみて史実としては認めたい、とする認識はすでに共有されている。一方でこの言説の時代背景に対する関心から、近年では濟州島を巡る海域交流の実態に迫る事例として議論が重ねられている。討論者はこれまでこの事件に関連する研究実績を持ち合わせているわけではなく、今回の曹永憲氏の報告に対する討論者として適任かどうかやや心許ないが、琉球を中心としたアジア海域の交流史を研究してきた立場から、気づいた点をいくつか提示したい。

改めて報告内容を確認すると、曹報告ではまず「琉球王子濟州殺害説」を事実無根の物語としながらも、その「噂が形成された歴史的背景との関係」についての先行研究が不十分であることを指摘する。そこで壬辰倭乱以後の日本に対して厳しい警戒が向けられる中、島津氏の侵略を受け琉球が日本に従属させられたことによって更なる苦境に追い込まれた朝鮮の外交的立場と、1629年に施行されたとされる濟州島人に対する「出陸禁止令」に着目し、国際的背景と国内的背景の双方から歴史的背景との関係が説き起こされる。「従来、全く関連がないとされてきた朝鮮—琉球関係と濟州島の「出陸禁止令」が、「琉球王子濟州殺害説」という噂の再検討によって、どのように結びつくのか¹という視角からの重厚な検討は、報告者には非常に新鮮な議論に感じられた。「Ⅱ. 「琉球王子濟州殺害説」形成過程の再構成」では、まず『朝鮮王朝実録』に残された関連記事から物語の形成過程を再確認し、物語の内容が徐々に変容しながら琉球王子の殺害という要素が付加されて1625年までに形成されたことが明らかにされる。また琉球王子の殺害という言説の挿入が1623年前後の時代状況に影響された可能性が示唆される。「Ⅲ. 噂の歴史的蓋然性の検討」では、改めて「琉球王子濟州殺害説」の現実的蓋然性について論じられる。濟州島を巡る漂着事例の再検討から、琉球と濟州島間の漂着事例が多数見られること、物語の形成期には多様な国籍の乗員を乗せた船が濟州島に漂着する蓋然性が高い

¹ 本書、曹永憲報告、55—56頁。

こと、琉球国王の江戸送致や琉球使臣の濟州島漂着事例から「琉球王子」の漂着が起ころうる事態として認知されていた可能性が高いこと、当時海域を往来する外国船舶にとって濟州島が危険視されていたことなどが指摘される。「IV. 日本の琉球侵攻以後における朝鮮の外交的窮境」では、ただでさえ壬辰倭乱以後の明による対日警戒で難しい舵取りを求められていた朝鮮が、琉球の日本への服属という事態に直面して明からより強い外交的圧力を受け、対応に苦慮する状況が描かれる。琉球を通じた日本の通貢に対する明の危機感は、同様に日本の通貢に利用されかねない朝鮮に対して「過度ともいえる日本人進入警戒令」を下達することに繋がった。朝鮮はこうした明への対応に追われるが、対馬を介した日本との関係を絶つわけにもいかず、また日本人と琉球人を弁別して日本人のみを排除するのは実務的にも困難であった。その結果、互いに齟齬を来している三つの外交路線の内、対明関係・対日関係よりも相対的に重要度の低い対琉球関係が犠牲になったと論じている。「V. 濟州島に対する「出陸禁止令」と国際関係」では、1629年の濟州島に対する「出陸禁止令」を取り上げ、実録記事に示された目的と内容の乖離が指摘される。この禁令は文字通りに捉えるべきではなく、むしろ1617年と1618年の濟州島への侵攻計画にかかわる情報と1629年の対馬使節の上京に伴う懸念との関連性が重要とする。琉球との扱いづらいう外交関係を回避し、明からの外交的圧迫から逃れるために、朝鮮が取り得る対応の一つとして濟州島と琉球との間の漂流の可能性を遮断し、明からのさらなる外交圧力を回避するための禁令と捉えるべきとする曹報告の指摘は新鮮である。この禁令と「琉球王子濟州殺害説」は「濟州人に対する精神的・物理的な足枷として作用し、このような状況下で朝鮮は17～18世紀を通じて琉球との不要な外交関係を最大限「回避」することに成功した」と曹報告は評価している。

従前の日本における「琉球王子濟州殺害説」に関する先行研究の内、松原孝俊氏・夫馬進氏については、曹報告でも言及されているが、近年でも藤田明良氏・趙浩衍氏等による研究がある。藤田氏は日本とベトナムとの間の外交文書の分析から、「琉球王子濟州殺害説」のもととなる事件の被害者を、安南の外交文書を日本に伝える商船に求めた。それに対して趙氏は関連史料を再検討した上で、むしろ安南への返書を島津家久に託され、日本から安南へ向かっていた華人の商船であると想定しており²、これらの研究では物語のもととなった事件の真相に焦点が当てられている。また、藤田氏はこの事件を巡る言説から海域交流の階層性についても論じているが³、いずれにせよ曹報告が取り上げた

² 趙浩衍「1611年濟州島における殺害事件の再検討：日越関係史のまなざしから」『若手研究者フォーラム要旨集』4、2021年。

³ 藤田明良「ユーラシア東部の“盗賊島”：琉球王子殺害事件の真相」北大史学会特別例会・国際シンポジウム「濟州島をめぐる東アジア海域交流史」、2019年7月25日。報告要旨および討論の記録は、<https://www.let.hokudai.ac.jp/event/9957> のリンク先PDFを参照のこと。

ような朝鮮側の国際的背景・国内的背景に対する分析とは異なるものであり、本報告が持つ学術的な独自性はこの点からだけでも明らかであろう。なお、本報告が主な検討対象としている1609年の琉球侵攻以後の東アジア多国間国際情勢については日本でも関心は高く、近年でも研究が進んでいる領域であることから⁴、今後本報告を踏まえたさらなる研究の進展が期待出来ると思われる。その意味でも本報告に接することができたことに討論者は深い喜びを覚えていることを付言しておきたい。

曹報告の検討・分析は非常に重厚であり、行き届いたものであるものの、いくつか気になる点もあった。

- (1) 報告中に「琉球王子」ではなく「安南王子」が殺害されたという物語が生じたことについての言及があるが、こちらについてはどのような解釈が可能だろうか。今回の報告では明の対日警戒が前提として存在するが、安南についても同時期の海域交流では主要な当事者の一つであり、事実藤田氏や趙氏の研究を踏まえればもとなつた事件の被害者が日本と安南の間を往来する商船であることは確かであろう。明の対日警戒への対処という点では安南は決して重要とは言えないにせよ、後に流布される「安南王子」殺害の物語は今回の報告のような国際的背景・国内的背景を踏まえた場合どのように解釈されるのか、御教示いただけると幸いである⁵。
- (2) 日本人や日本人と判別が容易ではない琉球人の漂着事例が濟州島に多いという指摘はその通りだが、とはいえ濟州島以外の海岸に漂着する事例も多数存在しているはずである。逆に濟州島以外の朝鮮人が航海の中で漂流する事例も相当数あると思われる。とすれば、濟州島人以外に対しても海域への出入りを禁止するための法令なり言説が用いられるのが自然ではないかと思われるが、相当する事実は確認出来るのか。1610年代～20年代の執拗な明からの外交圧力を前提とした本報告の論旨を踏まえれば、当然濟州島に限らない対応が想定されるのではないか。
- (3) 濟州島における「出陸禁止令」は、実質的に濟州島人の海への出入りを禁止するというものであるとして、そのような禁令は現実的にどこまで有効だったのだろうか。本土から離れた島という地理的条件を考えれば、むしろ非現実的な禁令なのではないかという疑念を拭いきれない。「出陸禁止令」が十分な実効性を持たなかったのであれば、本報告で強調されているような、漂流を

⁴ここでは、一例として木村可奈子『東アジア多国間関係史の研究：十六―十八世紀の国際関係』思文閣出版、2024年を挙げておく。

⁵なお、日本語による近年の研究としては、例えば趙浩衍「一六八七年濟州島民の安南漂流事件における〈安南太子殺害譚〉の再考」『朝鮮学報』261、2023年がある。

通じた琉球と濟州島との関係性を遮断するという目的に関しても十分な実効性を見込めないと
いうことになるのではないか。禁令の前後で濟州島人の移動に関する実態が確認出来れば、本
報告の論拠を補強することにも繋がるのではないかと考える。一方で、「出陸禁止令」が明に対
する外交的パフォーマンスであり実効性云々は大きな問題ではなかったという解釈もあり得る
が、その場合は禁令の目的にその旨が明示されないため、別の根拠が必要になるかも知れな
い。

- (4) 「琉球王子濟州殺害説」について、本報告では「濟州島民にとって精神的な足枷として機能し、
濟州と琉球との関係を疎遠にするうえで二百年以上にわたり作用した」として、その実効性が高
く評価されている。しかし実際には「Ⅲ」で論じられているように、この物語に限らず濟州島が外
国商船に危険視されているのであれば、海外に漂着した濟州島民が出身地を隠すという行為
の背景として、そういった従前からの濟州島に対するネガティブな認識が影響している可能性は
ないだろうか。また直接文献から情報を得るわけでもない濟州島民にこの物語が流布していたと
すれば、流布させるための仕掛けなり措置なりがなかったとは考えにくいと思われる。そういった
面に関する史料なり状況証拠は確認出来ないだろうか。

なお、最後の論点に関わる重要な先行研究として、六反田豊「朝鮮後期濟州島漂流民の出身
地詐称」⁶について触れる。六反田氏は「琉球王子濟州殺害説」の成立を1620年代としつつ、それ
が伝説として知識人・識字層の間に流布するのは18世紀半ば以降と判断する。濟州島漂流民の出身
地詐称は17世紀後半から確認出来るので、この伝説が出身地詐称の原因とは考えにくいとする。ま
た18世紀半ば以降の文献史料に見られる3つの事例（1741年中国台州府漂着の金喆重等・
1746年対馬漂着の濟州島民十一人・1770年遭難の濟州島民張漢喆等）を検討し、知識人以外
の濟州島漂流民にこの伝説がほとんど知られておらず、この伝説が濟州島民一般の共通認識に
なりえなかったことが指摘されている。伝説の実効性についてはさらなる検討が必要だろう。

最後になるが、本報告に接して、壬辰倭乱以後の国際的緊張の中で島津氏の侵攻を受け日本への
従属を余儀なくされた琉球以上に、同時期の国際情勢に翻弄された朝鮮の実態に改めて気づかされ
た。明・日本の間で仲介者として振る舞う朝鮮と琉球の苦悩は、そのまま朝鮮国内における濟州島の
苦悩に置き換えることが出来るのかも知れない。そういった階層構造の下位に位置づけられる存在を
理解する上では、「噂」や「誤情報」のような物語こそが重要な鍵になるのかも知れないと思う。

⁶『朝鮮史研究会論文集』40、2002年、97-123頁。

「生成AIと歴史学の仕組みからフェイクニュースについて考える」に対する討論文—歴史学の回復力と人工知能の挑戦—

趙元熙(チョ・ウォンヒ 延世大学校史学科副教授)

著者は発表文の中で、人工知能、特に生成型AIが歴史学の認識論的な基盤にどのように挑戦しているのか深く考察するという、極めて時宜に適った研究を提示した。著者はまずAIの構造と本来の開発目的をはっきりと指摘し、生成型AIが「真実を生産する道具」ではなく、「それらしい文章を確率的に組み立て直す技術」であることを明らかにし、このような特性を歴史学の核心的な方法論—すなわち、経験的証拠、再現性、反証可能性—と対照しつつ、近代歴史学が積み上げてきた科学的手続きとの根本的な乖離を鋭く指摘した。特にAIが「客観的で中立的な知識生産者」であると誤解される現象を批判し、これはフェイクニュースと歴史歪曲をこれまで以上に早く広範囲に拡散させる新たな危険を生むものであると分析した。さらに歴史学者が果たさなければならない社会的責任、すなわち科学的方法を通じた「検証可能な真実」の持続的生産と市民との共通認識の基盤を構築する重要性を強調している。このように考えると、全体的としてこの論文は単なる技術批判にとどまらず人工知能時代の「歴史学は何のために、どのように存在しなければならないか」という根本的な質問を投げかけている、卓越し、かつ思慮深い省察だといえる。

発表文から最もはっきりと読み取れる長所は、何といても生成型人工知能の技術的側面を一般的な歴史家が理解可能な表現で説明すると同時に、歴史家としての問題意識と倫理的緊張から決して手を引いていないという点である。発表文ではAI技術の作動原理を理解しやすく説明しつつも、それが歴史叙述の科学性と再現可能性をどのように脅かすのかについて批判的に指摘している。言い換えるならば、技術理解と人文学的省察をバランスよく織りませ、人工知能の時代に「真実を語る学問」としての歴史学が守らなければならない原則と責任を説いている。また、この発表文はランケ的方法論—特に経験的検証と再現性を重視する歴史学の科学的基盤—を極めて明瞭に整理しているという点も目を引く。もちろん20世紀後半以降の歴史学ではランケの遺産に対する批判的再検討が活発に行われ、またこれに対して時宜に適った対応も行われてきた点を思い起こさせる。さらにこのような議論により、歴史学の「強靱さ」あるいは「持続性(英語ではresilience)」を示しているように思われる。

討論者はこのように発表者の発表内容に深く同意しつつも、以下、いくつかの質問を通じて発表者が示した問題意識をより明確に理解し、また、私自身を含め聴衆がその論旨をさらに深く学んで考えるきっかけにしたいと思う。

まず、発表者が生成型AIの危険性に対して提起した問題点に全的に共感しつつも、同時に生

成型AIの持つ有用性も無視できないと考えている。この点において、今後、AIツールが史料の分析やデータ管理の過程で補助的に用いられる可能性に対してどのように考えているのか伺いたい。

次に、発表において生成型AIが「両論併記」を通じて表面的には中立的な態度をとるが、実際にはむしろ真実から遠のくという現象を指摘した部分が特に印象深かった。これに関し、このような「偽の等価性」の問題を歴史教育や市民の歴史認識のレベルでどのように扱うべきだとお考えなのか、また、もしこの問題に対応する方法を構想されているとしたらもう少し詳しく伺いたい。

最後に、たいへん難しい質問だということは承知の上、結論の部分で示された「社会全体の課題として生成AIにある程度、規制を求める動きが必要であると考え」というご意見について、「規制」がどのようなものなのか具体的に説明していただきたい。討論者として難しい要求ではあるものの、歴史学の専門家として生成型AIについて頭を悩ませてきた立場から、特に強調したいことや、他の政策提案者が見逃してはならないと考える部分があれば、お聞かせ願いたい。

討論は以上の通りであるが、発表を通して提起された問題意識が、これから人口知能時代の歴史学が進むべき道を共に模索するうえで重要な契機となることを願っている。貴重な発表を準備してくださった著者に改めて深く御礼申し上げます。

「黄嗣永帛書」、そして歴史的記憶の再構成¹

蘇真瑩(ソ・ジニョン ソウル大学校奎章閣韓国学研究院 専任研究員)

1. 序論

歴代順に再構成された歴史記述は読者に歴史的事実に対する誤解をもたらす。例えば事件Aの前に事件Bが起こったならば、事件Aが起こった時点で生きていた人々は事件Bについて普遍的に認知していただろうと考えたり、事件Cに関わった人物Dが事件Cに対する記録を残した唯一の人物ならば、人物Dが文章を書いた時点の状況に対する批判的検討をする前に人物Dが残した記録を事件Cに対する事実として受け入れたりするのが、そのような誤解の一部である。しかし実際に当時の史料を検討すると、国家で処理した事件の場合であっても、ある程度の時間が過ぎると官僚らですら事件の経緯や発生の原因、国家の対応に対して忘却するケースが多い。類似した事件が発生して初めて過去の記録を探し出して再検討することで、忘れられていた事件が再び水面上に浮かび上がってくる場合も多い。そしてその事件に接したり再発見した人々は全て自らが属する脈絡に従って事件とテキストを解釈した文章を残すのである。

このような事実は逆に過去の事件に対して何十年、何百年にわたってある記録が残っている場合、その記録は自身を事件の当事者集団として規定したり、その事件の影響を大きく受けた集団であるということを物語るものだとも言える。1801年、辛酉邪獄の時に作成された「黄嗣永帛書」(以下、帛書)はまさにこのような共同体の事件に対する忘却と記憶という側面から興味深いテキストである。よく知られているように、帛書は1801年の辛酉邪獄の時に黄嗣永(1775-1801)という27歳の天主教徒が北京司教に送った手紙で、その内容は当時の朝鮮の政治的・社会的現実および性理学的理念体系に対する批判、辛酉邪獄の時の殉教者の列伝、ヨーロッパの戦艦を招き入れて朝鮮の門戸を開き、宗教の自由を認めさせなければならず、朝鮮を中国の属国にすべきであるという反国家的な言述で占められている。帛書は長い間にわたって論争の対象であったが、どの部分を強調するのかによって反逆者のテキストとして解釈することもでき、宗教の自由などの人権を志向するテキストとして解釈することもできるためである²。

¹ 本発表原稿は2022年『奎章閣』61号に掲載された「黄嗣永帛書」の流通・引用・参照の方式と歴史的記憶の再構成」を若干修正したものである。

² ホ・ドンヒョンは2003年まで「黄嗣永帛書に対する近現代の学界の評価」で近代以前、植民地時代、韓国および北朝鮮、海外の学界の帛書に対する観点を整理した。この論文は近現代時期に出版された帛書に対する研究を網羅することで、帛書に対する解釈と論争の様相をよく示している。特に天主教の史学者が時期

ところで、このような帛書の内容と同じくらい興味深いのは、このテキストが流通・引用・参照された方式である。帛書の流通は朝鮮時代の他のテキストと比べると前例を見つけるのが難しいほどに複雑であり、その理由は黄嗣永の背景に起因する。帛書の作成者である黄嗣永は士大夫でありながら同時に天主教の教徒であり、当時の天主教を媒介にしたグローバルなネットワークの末端に位置する人物であった。彼は士大夫であったため、当然ながら漢文を読み書きでき、天主教徒だったため中国の西洋人宣教師の存在および彼らと書簡で意思疎通ができるということを知っていた。彼はまた中国と朝鮮の間の政治・外交的関係についてよく知っていたためその文法を熟知しており、天主教の内部者だったため中国と朝鮮の状況に対する情報も持っていた。黄嗣永は18世紀、19世紀の朝鮮社会において朝鮮人としてより天主教徒としてのアイデンティティを強く持っており、その前提の下で朝鮮の状況と中華文明について批判的に認識していた³。

この文章が流通し引用された方式に焦点を合わせるならば、帛書は歴史記述の前提と、我々が歴史を記憶する方式に対する問題を提起する重要なテキストになりうる。まず、次のような点に注目すべきである。まず、帛書は20世紀のはじめまで天主教徒ではなく、斥邪派によって流通したテキストであるという特異点がある。帛書は国家によって押収されて義禁府に保管されたため、天主教徒がこの文章の存在を知っていたとしても直接見ることはできなかった。しかし義禁府に保管されていたからといって帛書にまったく近づけなかったわけではないのは、『推案及鞫案』の帛書の筆写本が天主教を批判する勢力の間で流通していたためである。特に李基慶(1756-1819)のように政治的な理由で南人信西派を攻撃したと非難された攻西派は自らの正当性の根拠として帛書を提示するしかなく、蔡濟恭(1720-1799)を積極的に批判した老論の場合も南人の政治的問題を帛書を通じて説明しようと試みたため老論と南人の党論書や斥邪書に挿入され流通した。

天主教徒はさらに半世紀が過ぎてから帛書の具体的な内容によりやく接することができた。天主教徒の中には帛書を南人信西派を攻撃するために捏造された文献と受け止める者もいた。朝鮮天主教が帛書の内容を具体的に知ったのは1859年で、帛書の異本のうちの一つを入手した人物はアントアヌ・ダヴェルイ司教(Marie-Nicolas-Antoine Daveluy, 1818-1866)だった。彼はある

によって帛書に対する立場を批判から擁護へと転換する時点を示していることが重要である。この論文は韓国殉教者顕彰委員会、2003、『辛酉教獄と黄嗣永帛書事件』、韓国殉教者顕彰委員会、155-299に掲載されている。本論文は帛書の内容に対する論争史の再構成を目指すものではないという点でホ・ドンヒョンの論文とは目的が異なる。

³ 朝鮮の天主教徒は自分自身が伝統的に知っていた世界の外側の存在と限定的ではあったが接触することができ、自分自身の考える朝鮮の限界と外部の力によって解決されるかもしれないという希望を書面によって伝えることができた。彼らが漢文で書き北京司教へ送った書信は19世紀前半はポルトガル語やラテン語に翻訳され教皇に報告され、パリ外国宣教会が朝鮮に入ってからフランス語に翻訳されヨーロッパで刊行されたり引用された。このような脈絡を考えると、18、19世紀の朝鮮の天主教に対し理解するためには、より広い歴史的脈絡から接近する必要がある。

非信徒の家で斥邪書を読んでいる途中で偶然にも帛書を発見してフランス語に翻訳し、辛酉年の殉教者に対する重要な根拠であると理解した。パリ外国宣教会は1830年代に初めて朝鮮に入って以来、殉教者および朝鮮天主教史に関する史料を持続的に収集したのであるが、1801年の辛酉邪獄の資料は比較的少なかった。したがって帛書は1801年以前の歴史および殉教者に対する重要な根拠として長い間にわたって引用されざるをえなかった。黄嗣永が残した殉教者に対する記録はアントアヌ・ダヴェルイ司教の『朝鮮殉教者歴史備忘記 (*Notes pour l'histoire des martyrs de Corée*)』(1860)、シャルル・ダレ (*Claude-Charles Dallet*, 1829-1878) の『韓国天主教会史 (*Histoire de l'église de Corée*)』(1874) に積極的に引用された。『韓国天主教会史』は出版以降、様々なヨーロッパ語のみならず、日本語、中国語に翻訳されたため、19世紀に黄嗣永の記録と考へはダレによる評価とともに様々な言語に翻訳されて流通したと言える⁴。

ダヴェルイ司教が帛書の異本を発刊しフランス語に翻訳したからといって、この作業が以降の天主教徒に記憶されたわけではない。甲午改革の時に帛書の原本を入手したムーテル司教 (*Gustave-Charles-Marie Mutel*, 1854-1933) は1920年代にダヴェルイ司教の作業について知らないまま帛書をフランス語に翻訳した。そしてムーテル司教の帛書に対する注目は1930-40年代、日本人研究者の小田省吾と石井寿夫、山口正之などによる研究へと続いてゆく。彼らは党争と性理学が朝鮮の政治・社会・文化の衰退の原因であったという主張の根拠を天主教徒による朝鮮批判に見出し、帛書もその延長線上にあるものとして注目した⁵。ムーテルの帛書に対する翻訳作業および資料収集は1920年代に行われたのだが、この作業は1930年代以降は日本人学者の研究の土台となった。そして皮肉にも日本の学者の作業を通じ、朝鮮後期を代表する国家を裏切った逆賊の文章であった、すなわち朝鮮を基準にすると政治共同体の外に排除されなければならない黄嗣永の帛書は朝鮮後期の矛盾を批判すると同時にその構造的矛盾の限界を示すテキストとして再解釈された。そしてこの過程を通じて帛書は朝鮮史の重要なナラティブを構成する要素としての役割を果たすに至った。

帛書が流通され、引用および参照される過程は、ある特定の史料が発見または発掘された時点、そして発見者の関心と観点によって当時の意味とは異なって規定され説明されるのであるということを示すと同時に、その史料を通じて説明される過去をどのように理解しなければな

⁴ 韓国教会史研究所が2025年6月に出版した『教会史研究』66集は、ダレの『韓国天主教会史』出版150周年を迎え特集で構成された。それには日本語翻訳本と中国語翻訳本に対する研究が含まれている。

⁵ 楠田斧三郎および日本の天主教の神父である浦川和三郎のような非歴史家の著述にも黄嗣永についての内容が登場する。しかし二人は宗教的関心から朝鮮の天主教史および黄嗣永に関心を持つに至ったものであり、歴史学者の評価を踏襲したり当時の国家と天主教の関係を考慮して言及している。楠田の黄嗣永に対する言及は楠田斧三郎、1935、『朝鮮天主教小史』、博文堂書店、47-56を参照のこと。浦川については浦川和三郎、1944、『朝鮮殉教史』、全国書房、174-177を参照のこと。

らないのかに対して熟考することを要求する。予想とは異なり、長い間にわたって帛書の存在を記憶し、資料を残した集団は天主教側ではなく斥邪派であり、天主教側では帛書が天主教を抹殺しようとする斥邪派の陰謀だとして存在自体を信じていなかった。また、帛書を発見して記録に残しても、内部的には再び忘れられることが繰り返された。1930-40年代、日本の歴史学者によって再び注目を浴びた帛書は朝鮮社会を批判する重要なテキストになり、黄嗣永は朝鮮社会の構造的限界を見出した人物として評価された。帛書は1801年に初めて作成されて以来、誰もがその存在を記憶できず、天主教の内部でもずっと忘却され、偶然のきっかけで再び記憶の中から呼び出され、著者の意図とは別に帛書が注目された脈絡に従って評価と再評価が行われたテキストである。

このような問題意識の下、本研究は帛書が19世紀から20世紀初めまで国内外でどのように記憶され、どのような脈絡の中で読み解かれてきたのかに対して説明するが、帛書に対するこれまでの関心を年代記順には構成しない。このように文章を構成する理由は、年代記的構成によって帛書があたかも19世紀の間ずっと重要なテキストだったと誤解されることを防ぐためである。本研究で扱おうとする帛書に関する脈絡は次の通りである。天主教内で帛書が発見され引用される過程、そして斥邪派が帛書を流通させた脈絡について論じる。そして斥邪派に帛書が挿入された理由、そして1930-40年代に京城帝大の植民史学者が「黄嗣永帛書」を含めフランス語に翻訳された天主教関連資料を元に党争史を整理したという事実をとともに扱うことで、テキストに対する記憶の再構成と「黄嗣永帛書」が韓国史においてどのような意味を持っているのかについて追跡する。

2. 天主教史において帛書が語られる二つの方式: 帛書に対する記憶と物質としての帛書の忘却

1880年に韓国に入国して以来、朝鮮天主教の資料をひたむきに収集した人物はムーテル司教である。ムーテルは朝鮮天主教会の確立と聖人および福者を教皇庁に請願するために殉教者に対する記録や証言資料の発掘を続けてきた。1880年代、それほど古くない資料は相当な数が発掘され、証言者も存命だったためインタビューも可能だったが、それ以前の資料を探し出すことは簡単ではない作業だった。特に己亥教獄(1839年)以前の資料を探すことができず、己亥教獄ですら『己亥日記』筆写本といくつかの証言以外には殉教者に対する正確な情報を得ることは困難であった⁶。天主教の列福の手続きを念頭に置けば、ムーテルが資料収集に力を入れた理由は明らかである。断片的な資料だけでは朝鮮天主教の歴史を説明できず、したがって列福審査を通過

⁶ 김정환, 2011, 「뮈텔 주교의 한국천주교회사 자료 발굴과 이해」, 『한국사학사학보』 23, 151면.

することが難しかったためである。言い換えると、1880年代時点で見ると口述以外には1830年代以前に殉教した天主教徒の名前や存在を証明できる資料がなかったとすることができる。

そのような状況で発見された帛書は朝鮮天主教会の初期の歴史を記述できる重要な端緒をもたらした。1885年にフランスに帰国し、司教となって戻ってきたムーテルは殉教者の列福のために再び資料を集める中で帛書を手に入れた。帛書を手に入れた経緯は偶然だった。1894年甲午改革が始まって既存の官庁が新たな国家機関に置き換わり、既存の官庁の文書が焼却されたのだが、この時に義禁府のある関係者が帛書を発見し、開化官僚であり信者でもある李健栄に渡し、再びムーテルに伝わった⁷。しかしどういった理由か、ムーテルが帛書を本格的に翻訳し資料として活用し始めたのは1920年代に入ってからである。韓国の殉教者の列福式が行われる1年前の1924年、ムーテルは帛書の原本を筆写し、コロタイプを用いて実物と同じように製作した。そしてフランス語に翻訳して香港で200部を印刷した⁸。

ムーテルは列福式が行われる前から帛書を様々な人に見せた。1924年5月15日にはカニサス・クゲルゲン(Canisius Kügelgen)神父が帛書の写真を撮影できるようにし⁹、5月28日に主教館を訪問したインドシナ総督のメルラン(Merlin)一行に、1925年3月13日にはカナダ出身のプロテスタント宣教師のゲールに帛書を見せた¹⁰。1925年7月5日には朝鮮の殉教福者79位の列福式がローマで挙行されたが、ムーテルは列福式に参加するためローマに向かいつつ帛書の写しを製作し、出会った人に配ったりもした。そして6月17日教皇庁のヴァン・ロッセム枢機卿(Van Rossum, 1854-1932)に会って帛書を渡し、7月4日に謁見の過程で教皇ピウス11世(Pius PP. XI, r.1922-1939)はムーテルが持参した帛書の原本を見ていたと感動した¹¹。桐箱に入れて教皇ピウス11世に贈呈された帛書は1925年にローマで開かれた世界布教博覧会に展示され、その後、バチカン博物館の中にある布教・民族博物館(Ethnological Missionary Museum)の文書庫に移された¹²。

ムーテルが帛書を入手して以降、韓国の殉教者の列福過程で帛書の真偽を人々に知らせようと写しを製作・流通させ、写真を撮影し、銅版を製作したにもかかわらずバチカンの布教・民族博物館の文書庫に入った帛書は再び人々に忘れ去られた。この事実は1966年、丙寅教獄100周年

⁷ Mission de Seoul (Corée), 1925, “Preface” in *Lettre d’Alexandre Hoang à Mgr. De Gouvea, Evêque de Pékin* (1801) (Hong Kong: Imprimerie des Missions-Etrangères de Paris); “아룩 산델 황진사·스·영의 비·|·크서”, 『경향잡지』 22권(제 638호, 1928년 10월 31일), 472-473면; 小田省吾、1930、「李朝の朋黨を略述して天主教迫害に及ぶ」、『青丘学叢』 1, 11-14ページ。

⁸ 小田省吾、前掲論文; 山口正之、1946、『黃嗣永帛書研究』, 全国書房; 呂珍千、2009、『황사영 「백서」 연구: 원본과 이본 비교 검토』, 한국교회사연구소, 30면; 김정환, 앞의 논문, 151면。

⁹ 한국교회사연구소 역주, 2008, 『뫼텔 주교 일기』 7, 한국교회사연구소, 296면。

¹⁰ 위의 책, 360면。

¹¹ 위의 책, 409면。

¹² 呂珍千, 앞의 책, 28-29면。

を記念する展示を企画する過程で崔奭祐神父が帛書の実物を探すために努力したという事実から明らかになった。1967年、教区長名義で教皇庁国務省長官のデラクア (Angelo Dell'Acqua) に書簡を送り帛書を探そうとしたが失敗した。崔奭祐神父は結局、1983年7月19日、教皇庁布教・民族博物館を直接訪れて帛書を確認し、2001年に切頭山殉教記念館で開かれた辛酉教獄殉教200周年記念展示会で帛書を展示することができた¹³。

再びムーテルの時代に時を戻そう。ムーテルは1925年7月4日、ピウス11世に黄嗣永帛書を贈呈する際に「翻訳本」を一緒に渡したと記録している¹⁴。2010年代の初めまでムーテル司教の帛書のフランス語訳本が最初の翻訳本であると考えられていた。これは2009年、呂珍千神父が帛書の異本を整理する中でムーテルのフランス語訳本のみを掲載したことからも確認できる¹⁵。ムーテルの作業が最初の帛書翻訳本ではないということを明らかにした学者はチョ・ヒョンボムで、彼は現在パリ外国宣教会の文書庫にムーテルの1925年翻訳本とは異なるフランス語訳本があると事実に関及し、このフランス語訳本に対する十分な研究が行われていないという点を指摘した後、このフランス語訳本に対する作業を進めている¹⁶。

チョ・ヒョンボムによればパリ外国宣教会韓国関連文書綴第577巻(以下、577巻)に黄嗣永帛書の他のフランス語訳本が含まれている¹⁷。チョ・ヒョンボムはこのフランス語訳本の翻訳者がダヴェルイ主教である可能性が高いと推測している。ダヴェルイ司教は1850年代、ムーテル司教同様、朝鮮の殉教者に対する情報を収集するために努力した人物である。彼が著した『朝鮮殉教者歴史備忘記』は18世紀末から19世紀半ばまでの朝鮮における天主教の歴史および殉教史を記述したもので、以降ダレの『韓国天主教会史』の基礎資料となった資料である。ダヴェルイはムーテル同様、19世紀初め以前の殉教者に関する資料を収集する過程で思いがけず黄嗣永帛書の写しを手に入れることとなった。

ダヴェルイが帛書の写しを手に入れた経緯はパリ外国宣教会のダヴェルイ文書から知ることができる。ダヴェルイ司教がパリ外国宣教会パリ本部の上長であるアルブラン神父に送った1859年9月末の書簡には辛酉教獄に対する宝のような資料を1859年夏に手に入れたことに対する言及がある。彼はこの資料を天主教信者ではない非信徒の家からこっそり盗み出したのだが、これは四折判二巻からなる分厚い本で、その中に帛書が含まれていたのである。彼はこの本を書き写した後で元の場所に戻させ、教理書を担当する者に内容を把握させ、注釈を付けさせた¹⁸。ダヴェルイ

¹³ 위의 책, 29면.

¹⁴ 한국교회사연구소 역주, 2008, 앞의 책, 29면.

¹⁵ 呂珍千, 위의 책, 33면.

¹⁶ 조현범, 2015, 「황사영 백서 불역본에 관한 연구」, 『교회사학』 12, 216-217면.

¹⁷ 위의 논문, 218-226면.

¹⁸ AMEP: Daveluy 0487-3, Vol.4, Notes pour l' Histoire des Martyrs de Corée , ff. 194-199; AMEP: Daveluy

は帛書の写しを入手した後、『朝鮮殉教者歴史備忘記』の18世紀から辛酉教獄までの叙述を帛書に頼って記述してゆく¹⁹。

577巻フランス語訳本には重要な事実を知るための端緒が含まれている。チョ・ヒョンボムはこの文書を分析することで重要な文献学的な発見をした。先ほど言及したように黄嗣永帛書は天主教ではなく斥邪派によって異本が形成された。現在、実物が残っている異本は合計6巻である。まず、政府側の異本としては『推案及鞫案』の1801年10月9日付新聞記録に掲載されている写しと、1801年陳奏使の曹允大が内容を縮約して中国に報告するために持参した『辛酉冬陳奏使謄本帛書』(偽帛書)がある²⁰。南人側の異本は切頭山殉教記念館所蔵の「嗣永帛書」I・II、そして李基慶(1756-1819)の子孫である李晩采が編集した『關衛編』の中の「嗣永帛書」がある。最後に老論系の党論書である『東麟録』の「邪賊黄嗣永帛書」がある²¹。チョ・ヒョンボムは577巻フランス語訳帛書の内容を異本と比較した結果、フランス語訳帛書の原本である『東麟録』のものと一致するという事実を明らかにした²²。チョ・ヒョンボムは一步踏み込んでフランス語訳帛書には他の天主教資料に出てこない内容が注釈に含まれているということを掴み、当時、教会内部で文書化された資料のみでは確認できない、口述によって伝承される情報があるということも明らかにした²³。

現在残っているパリ外国宣教会の資料を検討すると、我々は次のような事実を推測することができる。19世紀朝鮮天主教徒は帛書が作成されて以降約60年が過ぎるまで偽帛書以外の写しに接することができなかった²⁴。ダヴェルイ司教が斥邪書で帛書を発見してフランス語に翻訳した後パリ外国宣教会に送り、またダレがダヴェルイ文書を土台にして『韓国天主教史』を書いた時²⁵、その中に黄嗣永帛書が含まれていたにもかかわらず、天主教の内部でその作業は忘れられた。ダヴェルイのように天主教史と殉教者に対する資料を収集していたムーテルがダヴェルイとは別に資料を収集し、また、帛書を手に入れてダヴェルイの翻訳に言及しないまま別に翻訳作業を行な

HB-13; 조현범, 앞의 논문, 231면.

¹⁹ ダヴェルイが辛酉教獄についての記録を帛書に相当部分依存したことを示す研究にキム・ギョソンの研究がある。キム・ギョソンは帛書、ダヴェルイがの備忘記、ダレの本を交差比較してどの部分を引用しているのかを具体的に示す作業を行なった。김규성, 2020, 「다블뤼의 『조선 순교사 비망기』에 나온 『황사영 백서』 순교자 약전 인용 연구」, 『신학과 철학』 36, 199-222면 참조.

²⁰ 偽帛書は他の異本とは異なって比較的多く出回ったものと思われ、ダヴェルイも偽帛書を所蔵していた。

²¹ 呂珍千, 앞의 책.

²² 조현범, 앞의 논문, 238-239면.

²³ 위의 논문, 232-233면.

²⁴ 斥邪書に天主教徒が接近できなかったことは当時の天主教会の状況を推測できるものでもある。辛亥教獄(1791)ならびに辛酉教獄以降、大部分の両班階層の男性は天主教から離脱し、生き残った天主教信者は教友村のような共同体で生活した。信者は自分自身が信者であるということが明らかになるような物をなくそうとする傾向があった。したがってダヴェルイのような列福のために積極的に資料を集めようとする以上、様々な経路を通じて過去の天主教に対する叙述を収集することは少なかつたものと思われる。

²⁵ Stanislas Féron, “Lettre de M. Féron á M. Dallet.” in A-MEP (A) vol. 579 Corée 1797-1874.

ったということがこのような状況を示している。帛書の原本の存在は100年近く義禁府に所蔵されて知られていなかったが、焼却直前に発見され、1925年、ムーテルがその存在を知らせるべく努力したものの再度忘れられた。

京城帝大出身で帛書を本格的に研究した山口正之は1936年、黄嗣永が搜索を避けて隠れていた忠清道堤川の舟論(ベロン)を訪れて現地調査を行ったのだが、彼によれば当時の舟論の住民のほとんどが天主教徒であったにもかかわらず黄嗣永と帛書事件について正確に知っている者はいなかった²⁶。そしてムーテルによって帛書の原本が收拾され教皇庁に保管されたにもかかわらず、1966年に韓国天主教で帛書の原本を探そうとした時も原本の実物に接近することはできなかった。

3. 斥邪書の中の「黄嗣永帛書」の位置:『東麟録』と『關衛編』

577巻のフランス語訳帛書が『東麟録』の内容と一致するという事実は『東麟録』がいつ作られたかに対する重要な端緒を提供する。『東麟録』は朝鮮後期の孝宗から哲宗の治世までの党争関係を収録した29巻の本なのだが、独特な編制を採用している。内容は上疏、批答、啓、筵説などで構成されており、事件の時間軸が前後しているのが特徴である。第1、2巻は1800年5月24日から1801年8月までの正祖の死後の時派と僻派の対立および辛酉教獄について記述しており、第3、4巻は1776年から1780年までの正祖時代の主要な事件と上疏文を収録している。第5、6巻は礼訟関係の資料、第7、8、9巻は1755年から1801年までの通文、上疏、討邪逆頒教文、黄嗣永帛書などで、この時期に発生した逆謀を中心に資料が収録されている。第10、12巻は1721年(景宗1)から1722年までの資料で辛壬獄事の顛末を、第13、14、15巻は辛壬獄事と同じ時期の議論を抄録している。

第16、17巻は信西派の領袖である蔡濟恭などの伸冤追奪に関する論争を西教排斥などに関する資料を収録している。第18、19、20巻は思悼世子事件に関する誣告と対立、正祖即位後の追尊などに関する資料を、第21、22、23巻は英祖即位後の辛壬獄事を主導した人物に関する議論などを、第24、25巻は純祖の初めごろに起こった辛酉教獄以降の時派と僻派の間の論争を収録している。第26、27巻は純祖から憲宗の初めごろに至る主な論劾を年代順に収録し、第28、29巻は莊献世子(思悼世子)の死について正祖から哲宗までに論及された主な上疏や弾劾などを収録している。現在、『東麟録』は奎章閣が所蔵しており、李離和が編集した『朝鮮党争関係資料集』(驪江出版社、1985)13、14巻に時間順に再編集されて収録されている²⁷。

²⁶ 山口正之、前掲書、87ページ。

²⁷ 呂珍千は『東麟録』の順序が前後していると考えたが、もしそうだとしたら後に内容が入り混じって筆写され

奎章閣所蔵の『東麟録』は年代未詳であり、いくつかの本の最後には「1928年朴囑託校合²⁸」という表現が残っている。577巻フランス語訳帛書の存在は年代を推定するのが難しかった『東麟録』が少なくとも1850年代には世に出ていることを証明する根拠になり、老論系党論書の中に帛書が編入され流通していたことを示すものでもある。また、『東麟録』第9巻に「當宁庚戌至月初十日²⁹」という表現が現れるが、當宁は当時王を指し、庚戌年は1850年であるために³⁰筆写の時期を知ることはできないが、『東麟録』の原文は哲宗が王であった1850年代に作成された可能性が高い。李離和は『東麟録』の時派と老論が執権している部分で斥邪関係が中心になって議論されていることを鑑みると政権を掌握していた斥邪派老論の立場から編集されたものだと主張している³¹。

1801年の政治的事件を扱う第2巻を見ると、老論時派と僻派の対立を中心に収集された資料を羅列しており、第9巻には南人功西派が天主教に対する対策を議論する書簡、天主教を批判する通文、上疏文、帛書が含まれている。第16、17巻は蔡濟恭と天主教の関係に対する批判の上疏、筭子、書簡および蔡濟恭を擁護する文献で構成されている。実際、『東麟録』全体で最も大きな批判を浴びている対象は南人の領袖である蔡濟恭(1720-1799)である。『東麟録』という名称は春秋筆法による東国の歴史叙述であることを暗示している³²。春秋筆法では否定的に評価される人物の地位などを実際より低く表現する婉曲語法によって批判する方式を用いるのだが、『東麟録』第9、16、17巻で蔡濟恭の名前は「蔡○○」、「蔡濟○」のような方式で表記されたり回避されたりしていることが確認できる。

このように考えると、『東麟録』は僻派の党論書の性格を帯びた党争関係資料を集めたものだと言うことができ、資料の配置方式の中でも天主教を南人信西派と関連づけ、綱常秩序を乱し、究極的には国家を転覆させる邪学であると間接的に説明している。そして「邪賊黃嗣永帛書」として挿入することで僻派の蔡濟恭に対する評価が誤っていないことを間接的に証明している。『推案及鞫案』や李晩采の『關衛編』では帛書が辛酉教獄に対する説明、そして事件に対する時間的な配列の中に位置しているのとは異なり、『東麟録』の帛書は西学、天主教、南人信西派を攻撃する

たとえなければ辻褄が合わない。そのような可能性がないわけではないが、元々のテキストが時間と関係なく編集された可能性もあるため両者を考慮して接近する必要がある。

²⁸ 朴囑託は朴相駿(1877-?)をさしている。平安南道成川で生まれた彼は技術官僚として成長したが、官職から退いた後は積極的に親日的な行動を見せた人物である。彼は1940年10月から経学院大での在学を兼ねて朝鮮柔道連盟会長として活動し、日本軍勝利祈願祭を主管し、戦争協力を訴える時局講演を行なった。彼は1930年代から地域の有志に教化講演を行ってきたものと見られる。『毎日申報』1934年2月24日付の記事と1937年3月24日付の記事を見ると彼が「囑託 朴相駿」と呼ばれていたことが確認できる。

²⁹ 『東麟録』第9巻, 46b.

³⁰ これ以前の庚戌年は1790年、この次は1910年なので、この時の庚戌年は1850年である。

³¹ 李離和編, 1985, 『朝鮮党争関係資料集』, 驪江出版社, 7-11면.

³² 「麟」は「麟経」、即ち『春秋』を意味する。

上疏文や書簡の後に置かれているというのも特徴的である。

『關衛編』は南人の代表的な功西派である李基慶の孫、李晩采が李基慶の『關衛編』と同一の題目で1931年に出版した本である。二つの本の内容は異なり、李晩采本『關衛編』の翻訳者であるキム・シジュンによると、李基慶の『關衛編』と李晩采の『關衛編』の内容には相当な違いがあるという。まず李基慶の『關衛編』は時期として1801年にその内容が終わっている反面、李晩采本はそれ以降、天主教に関する内容および事後的に知られるようになった事実を挿入したり注釈をつける代わりに、李基慶本の内容をそのまま写さずに縮約して載せている³³。帛書に関しては李晩采本にのみ含まれ、李基慶本では黄嗣永の供招(供述)および処分事項のみが記録されている。

『東麟録』と『關衛編』の帛書の内容には差がある。まず二つのテキストは互いに異なる底本の帛書を参照して写したと思われる。『東麟録』の編者は帛書の内容のうち崔必恭に対する記録に「此以下落行(これ以下は行が抜けている)」という細注をつけているのだが、『關衛編』では記録が完全であるというのが一つの証拠である³⁴。また、『關衛編』帛書の場合は哲宗の即位以降に作成されたものと判断できる端緒がある。その理由は恩彦君とその夫人、そして嫁の部分(60-70行)が全て省略されているためである³⁵。

この部分が省略されているのは哲宗の即位の正当性のためのものである。哲宗は、天主教に関わって辛酉教獄の際に賜死された恩彦君の孫であるため、即位当時、純元王后金氏(1789-1857)の命令によって『推案及鞫案』の恩彦君に関する内容が削除されたのである³⁶。これとは対照的に『東麟録』では恩彦君に関する部分が省略されていないが、呂珍千は『東麟録』の編者が恩彦君を強調した理由は彼が莊献世子の子孫であることを強調するためであると指摘している³⁷。呂珍千の主張に可能性がないわけではないが、『東麟録』と『關衛編』が互いに異なる底本を参照したとしたら、恩彦君に関する事項を削除したり削除しなかったりした理由について他の可能性を提起することもできる。『東麟録』の底本が哲宗の即位以前の時期に作成されたものなのかもしれないし、李晩采が恩彦君に関する事項が最初から抜けていた哲宗以降の帛書を見たかもしれないからである。また、二つの本ともに見慣れない天主教用語には注釈をつけている³⁸。

³³ 김시준, 1985, 『關衛編』, 삼경당, 13-14면. この翻訳本は李晩采の『關衛編』を翻訳したものである。

³⁴ 呂珍千, 2003, 『황사영백서와 이본』, 국학자료원, 202-206면.

³⁵ 呂珍千, 2009, 앞의 책, 20면.

³⁶ 『철종실록』 철종 즉위년 9월 12일; 『승정원일기』 철종 즉위년 7월 12일; 7월 19일; 8월 20일.

³⁷ 呂珍千, 위의 책, 26면.

³⁸ 黄嗣永は中国人や西洋の宣教師が理解できないだろうと考えた単語に注釈をつけた。例えば黄嗣永は帛書の8行目で李中培を紹介し、「李中培マルティヌスは少論の一名です(李瑪爾定中培者、少論一名也)」と書いたが、一名に対する説明として細注をつけ「士大夫の妾の子孫を一名といいます(士夫妻子孫、謂之一名)」と説明した。反面、『東麟録』と『關衛編』は天主教用語に慣れていない朝鮮の知識人のために注釈をつけた。『東麟録』と『關衛編』の注釈については呂珍千、前掲書(2003: 2009)参照。

『推案及鞫案』の帛書と『東麟録』と『關衛編』の帛書を比較すると、原本が異なる可能性を考えなければならなくなる。上で言及したように現存する『推案及鞫案』の帛書は哲宗の即位時に変化があった。『東麟録』と『關衛編』の原本は明らかに哲宗以前の『推案及鞫案』の帛書の写しであるだろうが、原本が毀損されて原本としての機能を果たせなくなったのである。一方で修正される前の『推案及鞫案』の内容であろうと推測される部分は逆に『東麟録』と『關衛編』に求めることができる。そして不思議なことにその内容は『東麟録』と『關衛編』で同一である。次の表は帛書の一部を比較したものである³⁹。

行	帛書	『推案及鞫案』の帛書	備考
1	罪人多默等涕泣呼籲于本主教① 大爺閣下客春行人利旋伏聞氣候 萬安日月馳駛歲色垂暮伏未審② 体内更若何伏惟頼主洪恩神形兼 佑德化日隆望風馳③慕不勝忭賀 罪人等罪惡深重上干主怒才智淺 短下失人謀以致窘難大起禍延神 父而罪人等又不能臨危捨生偕師 報主	罪人多默等涕泣呼籲于本主教① 大■下客■行■■旋伏聞體候萬 安日月馳駛歲色垂暮伏未審②體 内更若何伏惟頼主洪恩神形兼佑 德化日隆望風馳③暮不勝忭賀罪 人等罪惡深重上干主怒才智淺短 下失人謀以致窘難大起禍延神父 而罪人等又不能臨免捨生偕師報 主	①東麟録、 關衛編ともに 帛書と同一 ②推案及鞫 案と同一 ③推案及鞫 案と同一
2-3	復何面目濡筆而仰訴乎第伏念聖 教有顛覆之危生民罹溺亡之苦而 慈父已失攀號莫逮④人昆四散商 辦無人惟我大爺恩兼父母義重司 牧必能憐我救我疾痛之極我將呼 誰茲敢⑤畧奏窘難顛末而醞釀已 久端緒頗多一筆難⑥述故具在左 ⑦方伏望哀憐而照察焉方今教務 板蕩無餘惟獨罪人倖免⑧若望不 露或者主恩未絶於東國歟嗚呼死 者既損生以証教生者當⑨致死以 衛道然才微力薄不知攸爲密與二 三教友商量目下事宜披腹條奏伏 望閱覽之餘哀比 榮獨速⑩施拯 救罪人等如群羊之走散或奔竄山谷 或棲遑道路莫不飲泣吞聲酸心⑪ 痛骨而晝宵盼望者惟上主全能大 爺洪慈伏望誠求主佑大施	復何面目濡筆而仰訴乎第伏念聖 教有顛覆之危生民罹溺亡之苦而 慈父已失攀號莫逮④仁昆四散商 辦無人惟我大爺恩兼父母義重司 牧必能憐我救我疾痛之極我將呼 誰茲敢⑤略奏窘難顛末而醞釀已 久端緒頗多一筆難⑥述故具在左 ⑦黨之望哀憐而照察焉方今教務 板蕩無餘惟獨罪人倖免若⑧之諸 條凶者主恩未絶於東國歟嗚呼死 者既捐生以証教生者當⑨致■以 衛道然才微力薄不知攸爲密與二 三教友商量目下事宜披腹條奏伏 望閱覽之餘哀此榮獨速⑩施極 救罪人等如群羊之走散或奔竄山谷 或棲遑道路莫不飲泣吞聲酸心⑪ ■骨而晝宵盼望者惟上主全能大 爺洪慈伏望誠求主佑大施	④推案及鞫 案と同一 ⑤予推案及 鞫案と同一 ⑥推案及鞫 案と同一 ⑦帛書と同 一 ⑧推案及鞫 案と同一 ⑨帛書と同 一 ⑩推案及鞫 案と同一 ⑪帛書と同 一
107	矣中國教友既多門路亦廣豈無進 言之蹊逕耶側聞年前宣勅之英學 士爲皇上椒房之親亦與大爺相好 其家丁有教友云或可以夤緣行計	矣中國教友既多門路亦廣豈無進 言之蹊逕耶側聞年前宣勅之英學 士爲皇上椒房之親亦與大爺相好 其家丁有教友云或可以夤緣行計	⑫帛書と同 一

³⁹ 帛書の原本および『推案及鞫案』の原本をそのまま比較するために標点は打たなかった。

耶若有如此人力主此論則可期皇 上之聽納矣雖然不可無端而命爲 內服必⑫有一兩件罪過然後可以 藉口而行計本國有	耶若有如此人力主此論則可期皇 上之聽納矣雖然不可無端而命爲 內服必⑫■■■■■■過然後可以 藉口而行計本國有	
--	---	--

表1: 帛書、『推案及鞫案』の帛書と『東麟録』、『關衛編』の比較

表の①～⑫は帛書の原本と『推案及鞫案』の帛書で異なる部分である。これを『東麟録』、『關衛編』と比較すると、『東麟録』、『關衛編』が帛書の原本と一致する部分があるかと思うと、『推案及鞫案』の帛書と一致する部分もある。まず、『東麟録』、『關衛編』の原本は『推案及鞫案』の修正以前の版だと考えられるが、その理由はまず②の體、⑤の略に見られるが、黄嗣永のように異体字を使わずに『推案及鞫案』と同じ字を使っているという点であり、二つ目に③の暮、④の仁、⑥の速、⑩の施極のように帛書と異なる字を使った『推案及鞫案』をそのまま踏襲しているという点である。その反面、『推案及鞫案』には⑦のように帛書の内容を完全に覚えてしまったり⁴⁰、①、⑨、⑪、⑫のように文字を消してしまった部分があるのだが、『東麟録』、『關衛編』には帛書の元の内容が使われている。このことを考えると、『東麟録』、『關衛編』の帛書は『推案及鞫案』の修正以前の版を原本として用いている可能性が高いと言えるだろう。『東麟録』と『關衛編』の基本的な内容は同じで、注釈や一部の内容の削除で違いがあるとすれば、これは原本の違いではなく作成者あるいは編集者の見解が入り込んだものとする余地が生じる。

一方で『關衛編』で引用されている次の引用文は当時の帛書の写しがどのように作られたかについて示唆することがあり興味深い。

黄嗣永は堤川のある土窟の中に亡命していた。逮捕される時に一文字の大きさの帛書が出てきたのだが、そこに一万余りの文字が書かれていた。鞫庁に啓事を上奏した後で文書櫃に入れておいた。この写しはその時に禁府堂郎が書き写したものだ。しばらく後で邪徒らがこの文章は洪羲運によって捏造されたものだという話を広めたので、その時の宰相の中にもその言葉を信じたものが時々いた。己亥年に史獄を鎮める際、この文書が再び綸音と国朝宝鑑に載って再び明らかになったため、その後は邪徒らはついぞそのような話を再び持ち出す

⁴⁰ ⑦の場合、奎章閣本『推案及鞫案』とは違って天主教側の『推案及鞫案』写本では内容が完全に消されている。『推案及鞫案』データベースではこの部分が奎章閣本とは異なり抜け落ちているものとして表示されているが、奎章閣本ではなく天主教側の写本を参照したものと考えられる。天主教側の『推案及鞫案』写本は呂珍千(2009)、75参照。奎章閣本『推案及鞫案』の該当部分は奎15149、251-7bを参照のこと。『推案及鞫案』データベースは <http://waks.aks.ac.kr/rsh/?rshID=AKS-2012-CAB-1101> で確認のこと。

ことができなかった⁴¹。

上の引用文から確認できることは、まず、帛書の写しを作ったのは当時、禁府堂郎だったということ、そしてまた天主教に対する迫害があった己亥年、即ち1839年までは天主教徒の間で帛書が洪羲運によって捏造されたものであるという噂が広まっており、それが当時の人々には説得力のあるものとして受け入れられていたという事実である。洪羲運は正祖の治世に天主教が問題になった時、南人信西派と蔡濟恭を攻撃したとして知られる洪樂安(1752-1812)のことである。洪樂安と李萬采の祖父である李基慶は当時、南人信西派が天主教に陶醉しているのが問題であるとして批判したのであるが、蔡濟恭を中心に据えて政局を牽引しようとしていた正祖の立場からはこれらの批判が自らの政治を攻撃するものであると認識された。正祖はこれらの批判が党論の立場から蔡濟恭を攻撃したものだとして批判したが、このような正祖の立場は当時の人々にはある程度受け入れられていたようである⁴²。

山口正之はこの偽作説が1818年に突然登場したと説明し、偽作説の根源は時派だったと指摘した。時派は僻派が党争の中で時波を壊滅させるために帛書を偽造し、その偽造をした人物が洪羲運と申龜朝であると考えたのである⁴³。実際に『朝鮮王朝実録』と『承政院日記』を見ると、1818年9月20日に慶尚道の儒生である李学培ら30人が蔡濟恭の伸冤(恨みを晴らすこと)のために連盟の上疏を行ったのであるが、この時に帛書が捏造されたのだと主張している⁴⁴。嶺南の南人による蔡濟恭の伸冤要求と洪樂安に対する攻撃は興味深いものであるが、なぜならば嶺南の南人は1801年の辛酉教獄当時、天主教徒に対する弾圧と信西派に対する処罰を要求する通文をずっと上奏していたからである。1801年と1818年の間に信西派に対する南人の立場が変わっていたとしたら、辛酉教獄以降、蔡濟恭をはじめとする近畿南人、特に信西派の没落が南人全体の政治的立地と無関係ではないと考えるようになった原因があったものと考えられる。このように考えると李萬采が『關衛編』に帛書を挿入して説明をつけたのは、ただ天主教に対する批判と斥邪のためだけでなく、洪樂安と李基慶の政治的立場を代弁するためのものだったともいえる。

4. 日本の歴史学者の朝鮮史叙述で帛書が呼び出される方式

⁴¹ 李萬采編, 1931, 『關衛編』第5卷 30a.

⁴² 홍낙안의 남인 비판과 정조의 그에 대한 대응은 소진형, 2022, 「신유사옥(辛酉邪獄) 이전 천주교에 대한 국가적 대응과 그 정치적 의미: 천주교에 대한 여론형성과 사회의 보수화적 관점에서」, 『정치사상연구』 28-1을 참조.

⁴³ 山口正之, 前掲本, 95-97ページ.

⁴⁴ 『순조실록』 순조 18년 9월 20일; 9월 22일; 『승정원일기』 순조 18년 9월 20일; 9월 22일 참조.

朝鮮天主教史が近代の歴史学的方法を通じて韓国史の一部に組み込まれたのは1930年代の京城帝大の研究者によってである。イ・ウォンスンの指摘のように19世紀末、パリ外国宣教会は朝鮮の殉教者に対する資料を集め、当時の宣教師の活動についての記録を出版したが、宣教師中心の護教論(弁証学)的叙述であり、歴史学的関心からの研究ではなかったといえる⁴⁵。帛書を本格的に扱った日本の学者の研究には主に三つがあり、論文としては小田省吾が『青丘学叢』に発表した「李朝の朋党を略述して天主教迫害に及ぶ」(1930)、石井寿夫が『歴史学研究』に掲載した「黄嗣永帛書に就いて—朝鮮に於ける洋舶請来の思想—」上・下(1940)があり、単独の著書としては山口正之の『黄嗣永帛書研究』(1946)がある。これ以外にも赤木仁兵衛の史料研究や楠田斧三郎、浦川和三郎のようなアマチュア史家の著述も黄嗣永に言及している⁴⁶。これらの本はやはり朝鮮天主教に対する特定の理解を示しているという点で興味深いが、黄嗣永帛書を具体的に分析していないため、この論文では小田、石井、山口の研究に対する分析に焦点を当てたい。

帛書はこれら研究者が想定する朝鮮に対するイメージを強化したり証明する資料として活用された。帛書の政治史的に論争になっている部分を除いて殉教者に対する叙述に注目した天主教側とは異なり、小田、石井、山口は殉教者に対して大して関心を持たなかった。彼らが注目したのは黄嗣永の党争を説明して迫害の原因を時僻対立であると捉えた部分と、彼が信仰の自由のために西洋に戦艦を送ることを要請し、朝鮮を中国の属国とすることを主張した部分であった。党争の対立はダヴェルイなどが報告書で朝鮮の政治的背景を説明しつつ引用されたが、朝鮮を武力で開港し中国の属国にしなければならないという黄嗣永の主張は天主教側では空想的な発想であると批判し言及しなかった部分である。

小田は当時、朝鮮後期の朋党研究を進めていたのだが、帛書は時派と僻派の対立を説明する適当な資料として活用した⁴⁷。小田は辛酉教獄の原因を時僻の対立であると規定し、党争のせいによって天主教徒が迫害を受け死に至ったという点を強調する⁴⁸。朝鮮後期社会の問題を時僻の対立であるとする小田の主張はさほど目新しいものではないのだが、これは19世紀の間、朝鮮天主教徒が社会を理解する方式と同じためである。例えば1811年、辛酉教獄の顛末を知らせ聖職者の派遣を要請するために朝鮮天主教徒が北京司教に送った「東国交友上書于主教書」や金大建

⁴⁵ 이원순, 1977, 「일인 학자들의 한국천주교회사 연구」, 『한국천주교회사 논문선집』 제 2집, 서울대학교 출판부, 9면.

⁴⁶ 赤木仁兵衛, 1939, 「李朝純祖元年辛酉邪獄に於ける新史料に就いて」, 『史学雑誌』 50-7ページ; 楠田斧三郎, 1933, 『朝鮮天主教小史』, 博文堂書店; 浦川和三郎, 1944, 『朝鮮殉教史』, 全国書房.

⁴⁷ 小田省吾の歴史研究に関しては 정준영, 2022, 『경성제국대학 법문학부와 조선연구: 지향으로서 의 조선, 지향으로서의 동양』(서울: 사회평론아카데미), 34-89면 参照。小田省吾は黄嗣永帛書に対する講演を論文として出版したことがある。小田省吾, 1931, 「黄嗣永帛書に就いて」, 『朝鮮の教育研究』4-12、24-32ページ.

⁴⁸ 小田省吾, 1930, 前掲論文、8-17ページ.

の己亥教獄の報告書でも党争を朝鮮政治の根深い問題であると指摘し、辛酉教獄の原因を時僻の対立であると説明している⁴⁹。このように考えると、小田の党争と天主教迫害の関係に対する説明は、朝鮮天主教徒の考えを学問的に公式な立場として作り上げたものであると考えられる⁵⁰。ただし、小田の叙述で興味深い部分は老論と南人を僻派と時派に分けて、老論と南人が僻派と時派に再編されたように説明しているという点である。この叙述では時派が開放的・進歩的の性向を持った政治集団として描写され、僻派は時派の政治的志向に無条件に反対する守旧的集団として説明されている。

石井の論文は党争よりは朝鮮天主教徒が信仰の自由を外部勢力を通じて勝ち取ろうとしていた理由の思想的な説明を試みている。石井は帛書に表れる黄嗣永の思想を革命的であると規定しつつも実際の革命にはつながらなかった理由として、その思想が徹底されていなかったためだと主張する。彼のそのような主張の根底には日本の革命思想との比較という観点がある。彼によれば日本の場合は革命思想が尊王主義から出発しているため国家否定へと発展せず改革に成功したが、朝鮮天主教、中国の白蓮教は志向する対象が天主と天という政治外にある超越的存在に置かれているため改革に失敗するほかなかったのである⁵¹。

帛書はいくつかの側面から石井が持っている性理学や朝鮮政治の限界に対する考えの根拠になった。彼は帛書の朝鮮が性理学から抜け出せなかったという部分を根拠に朝鮮社会の特徴を理学至上主義、即ち性理学至上主義であると批判した。石井によれば性理学至上主義の問題は伝統的な階級と家族中心の倫理から抜け出せない保守的な思想であり、また、中国に対する慕華思想によって独自の国家を追求できなかったことにある。また、彼は性理学は両班階級の独占的イデオロギーであり、一般市民は神秘主義的な精神生活を送っていたため、また別の神秘主義的宗教である天主教と容易に結びつくことができたのだと主張した⁵²。

⁴⁹ 天主教徒が1811年に北京司教に送った手紙の原本は逸失され、1813年に中国の□ 斯定が筆写したものが現在、台湾の中央研究院に所蔵されている。この手紙はポルトガル語に翻訳されヨーロッパに伝わった後、再びイタリア語に翻訳され教皇に伝えられた。イタリア語翻訳本は教皇庁の福音宣教省週間会議関連文献中、中国と周辺国家に対する報告資料(Scritture Originali riferite nelle Congregazioni, Cina e Regni Adiacenti)に含まれている。

⁵⁰ このような立場は辛酉教獄当時の老論時派の立場と同じ物でもある。沈魯崇(1762~1837)は『自著実紀』で僻派が辛酉教獄を利用して時派を除去しようとしたと説明し、『待闡録』ではやはり辛酉教獄を説明する中で天主教問題はほとんど取り上げず、政派間の対立のみを記述しているという点で老論時派も辛酉教獄を僻派の時派に対する弾圧と考えていたということが確認できる。

⁵¹ 石井寿夫、1940、「黄嗣永帛書に就いて—朝鮮に於ける洋舶請来の思想—」下、『歴史学研究』10-3、37-45ページ。

⁵² 上掲論文、30-33ページ。彼のこのような主張は他の論文にも同じように登場する。このことについては石井寿夫、1942、「理学至上主義李朝への天主教朝鮮」、『歴史学研究』12-6(강재언 외, 1982, 『봉건사회 해체기의 사회경제구조: 최근 일본에 있어서 한국사 연구의 성과』, 청아출판사, 263-281면에 번역, 수록) 参照。

帛書で中国を朝鮮の宗主国であると描写した部分を根拠に朝鮮の慕華思想を強調した石井は、この慕華思想の枠組みの延長線上に天主教の「慕西思想」があると説明する。即ち、彼は天主教が自立的ではなく外勢依存的になったのは「朝鮮民族が一般的に怖がりで心が弱く無気力な性格」でもあるが、事大性が核心的な理由だと指摘する⁵³。彼の論理によれば結局黄嗣永は既存の政治社会構造を批判する最先端の知識人として苦悩を示したが残念ながら思想的・社会的条件を乗り越えることができずに実践を徹底できなかった存在ということになる。

興味深いのは彼が帛書を通じて朝鮮社会および朝鮮天主教の限界と問題を批判するときのニュアンスに残念さと不安感がともに存在するという点である。石井は黄嗣永帛書に対する論文を書くようになった目的を日本のためであると想定しているが、この論文で日本に関する内容はおおむね朝鮮の失敗との対比として登場する⁵⁴。そうだとしたら石井の目的は朝鮮と日本の過去や現在に対する対比というより、朝鮮が近代に向かうのに失敗した条件に言及し、反面教師として日本が未来に備えようとする点にあるといえる。特に彼が論文で強調しているのは、信仰の自由を追求していた天主教が国家転覆的な思想を持つに至ったことと、外勢依存的だったということである。彼は正確に論文で指摘することはしていないが、これは彼が持っていた当時の日本社会に対する不安感が表出したものだけといえる。

山口正之の研究は小田や石井のものよりはるかに本格的である。彼の研究過程は次の通りである。まず山口は北京のアレクサンドル・デ・グベア(Alexandre de Gouvêa)司教の「朝鮮王国における天主教の確立」を日本語に翻訳した後、帛書を陳奏使行謄本帛書(以下、仮帛書)と比較することで朝鮮と清の間の外交関係について検討した。推案の帛書の写しと朝鮮王朝実録、承政院日記などの官撰資料を帛書の原本と比較することで当時の党争と天主教迫害の関係を再構成し、最後に1936年に舟論現地調査、1939年1月に北京訪問を通じた天主教関係の古文書を所蔵する北天主堂の図書を開覧した。彼は研究のために李王家文庫、京城大学図書館、ランドイス文庫(Landis Library)、京城天主教会文庫、東京の東洋文庫、北京の北堂図書館などのアーカイブを利用し、帛書関連の主要資料を所蔵しているムーテルの指示の下で研究を進めた⁵⁵。彼の研究はその後の韓国の研究者による帛書の草書の解読や整理の過程でいくつかの誤りが指摘されたものの⁵⁶、帛書および帛書研究のための基礎資料をほとんど網羅した作業だったといえる。

彼は帛書の基本的な書誌事項を整理し、内容を、辛酉教獄の時の殉教者の来歴、天主教迫害の直接的原因としての党争の展開、朝鮮天主教の復興策という三つに分けて整理した後、再

⁵³ 石井寿夫、1940、「黄嗣永帛書に就いて—朝鮮に於ける洋舶請来の思想—」上、70-73ページ；石井寿夫、前掲論文(下)、43-44ページ。

⁵⁴ 石井寿夫、前掲論文(上)62-63ページ；前掲論文(下)、42-43ページ。

⁵⁵ 山口正之、前掲書、1-4ページ；83-90ページ。

⁵⁶ 呂珍千、2003, 앞의 책, 79-170면 참조.

び細かく帛書を構成した。彼の区分に従えば帛書の内容は次のように整理できる。

	内容
殉教者の来歴	1) 北京司教のグベアに辛酉教獄の勃発原因とその状況を説明(1-5行) 2) 正祖19(1795)年から始まる朝鮮の天主教弾圧と殉教者(7-76行) 3) 周文謨の入国と殉教(77-83行)
党争の展開	時僻の分裂と僻派による時派弾圧と天主教迫害の関係(84-89行)
朝鮮天主教の復興策	1) 財力的援助(90-96行) 2) 北京天主堂と朝鮮の信者との連絡網構築(98-100行) 3) ローマ教皇の遺書懇請(101-102行) 4) 朝鮮の監護策(103-108行) 5) 武力改宗(109-112行)

表2: 山口が分析した帛書の構造

資料の整理および構成以外の山口の帛書に対する立場は小田、石井と同じだが、より批判的である。例えば「大陸依存の慕華思想に胚胎した生活精神の虚弱性に、西学伝来による世界の知識の拡大とそこから誘導されたキリスト教世界主義に眩惑されていた西方依存の悲劇的誤謬⁵⁷⁾」という帛書に対する評価は石井よりさらに辛辣なものである。彼が石井より帛書の陰謀により批判的な理由は、山口が帛書と偽帛書を比較して官撰資料を参考にしつつ朝清関係を推しはかろうとしたためである。

実際に山口の帛書研究において最も独創的な部分は、辛酉教獄の過程で処刑された中国人である周文謨神父によって朝清関係が緊張することを恐れた朝鮮の対応を明らかにした部分である。黄嗣永は周文謨神父の死と朝鮮が独自で冊暦と常平通宝を作って流通させた点を挙げ、中国が朝鮮を属国化する根拠になると主張した。これはいわゆる帛書の三条凶言と名付けられた黄嗣永の主張の中の一部である。純祖1年10月5日付の実録にはいわゆる帛書の三条凶言が整理されている。即ち、中国の皇帝を説得して朝鮮に教諭し、西洋人と交際せよと命令するよう願うこと、安州に撫按司を開いて親王が朝鮮を監視するようにしなければならないということ、西洋の戦艦数百隻と精兵5、6万人および大砲などを兵器として朝鮮を威嚇し天主教を受け入れさせなければならないということである⁵⁸⁾。

上の凶言も問題だったが朝鮮政府がさらに深刻だと考えたのは周文謨神父の処刑に対する報告だった。中国人を朝鮮で処刑したという事実は朝清関係の悪化をもたらす可能性があったから

⁵⁷⁾ 山口正之、前掲書、94ページ。

⁵⁸⁾ 『순조실록』 순조 1년 10월 5일.

だ。山口は帛書を見た朝鮮政府がまず先手を打って、清に朝鮮での天主教の問題を報告し、清へも天主教を警戒することを要請したという点、そして報告のために偽帛書を作り、純祖2(1802)年2月26日に陳奏使の曹允大(1748-1813)が所持して北京を出発するころ、清から諭告文がまず到着し周文謨神父の処刑を不問に付すに至った。山口は諭告文に対し、清が一方では天主教を国内で許容したということを付庸国に知られたがらず、一方では天主教の宣教師が朝鮮に潜入したことを問題とするのは大清国の威信に合わないために赦されたのだと説明した⁵⁹。山口のこのような説明は天主教徒の外勢依存的態度と朝鮮と清の関係を属国-宗主国の関係に固定するものであった。

帛書は1930年代以降、日本の学者によって朝鮮の党争、非現実的な性理学至上主義、慕華主義、事大主義を暴露する資料であると同時に、その批判者である天主教徒すら慕華主義や事大主義の枠から抜け出せないという限界を持った存在として描写する根拠として利用された。帛書を含んだ韓国天主教史の学術的研究が日本人から始まったことは、以降の韓国の天主教史の記述にも影響を与えるほかなかった。例えばイ・ウォンスンは日本の学者の作業を高く評価しつつも、彼らの作業が植民史観によるものであるという残念さを表明した⁶⁰。韓国教会史研究所は1977年、日本の学者の朝鮮天主教史関連の作業を整理し、一部を翻訳して『韓国天主教史論文選集』を出版したが、その中で特に問題になる可能性がある部分は省略して翻訳した⁶¹。

5. 結論

これまで天主教と斥邪派、そして1930年代以降の日本の学者が帛書を発見・引用・利用した方式について論じた。この過程で明らかになったのは、帛書を引用し利用する主体が帛書で注目したのはそれぞれ異なるという点である。ダヴェルイは帛書の朝鮮社会に対する描写、殉教者に対する叙述を積極的に引用して朝鮮政府と社会を批判したが、洋船請来を含む三条凶言は非現実的な空想だと批判した。斥邪派は党争と殉教者に対する叙述を無視して三条凶言に焦点を合わせ、天主教を批判した。日本の学者は殉教者に対する叙述を無視して朝鮮社会の問題、党争、そして三条凶言を根拠に朝鮮後期史を説明しようとした。

⁵⁹ 山口正之、前掲書、49-63ページ。

⁶⁰ 이원순, 앞의 논문, 9-10면.

⁶¹ 例えば浦川の『朝鮮殉教史』翻訳本には「省略した4行は論文の内容とは全く関係ないいわゆる内鮮一体強調論であるため訳者の'意図によって省略した」という注釈がついているのだが、原文は朝鮮人は殉教するほど勇敢だという点を考えると内鮮一体を徹底し朝鮮に徴兵制を導入しなければならないという主張である。このことについては 한국교회사연구소 편, 1977. 『한국천주교회사 논문선집』 제2집, 서울대학교 출판부, 30면 と浦川和三郎、前掲書、2ページを比較すること。

これらの文章の中では黄嗣永は殉教者になったり、国家に対する裏切り者になったりして、妄想家あるいは革命家として評価された。日本の学者にとっては黄嗣永は18世紀末から19世紀初めの朝鮮社会の矛盾を明らかにする目印として認識され、斥邪派にとってはいつでも国家に背を向ける可能性がある内部の敵、天主教の代表となった。そして1970年代の民族主義的観点の歴史叙述から抜け出して天主教史を捉えるのが困難だった研究者にとって黄嗣永は規定に悩む存在になった。以降、宗教の自由や人権の観点から帛書を人権的テキストとして読み解く努力が続いている。

このように考えると、帛書が流通、引用、参照され、記憶される方式は過去を再現する学者に重要な問題を投げかける。通常、歴史的な事件を説明する時、我々は事件が発生した具体的な脈絡を再構成しようとする。そしてその脈絡の再構成はその事件の真実の土台になると考える。ところで帛書に関係した歴史的史料と研究が示すのは実際の帛書の脈絡というより文章を残した人々または研究者が直面している問題の脈絡である。そしてこのように構成された脈絡が事件に関して説明力を持つと判断される場合、それはよりマクロな歴史を説明する一つの重要な鍵となる。また、このように再構成された歴史的記憶の中の帛書のような史料がその構成を正当化するメカニズムとして機能するならば、その脈絡は仮説ではなく事実のように認識されるようになる。黄嗣永帛書はこのように再構成された脈絡と歴史的記憶という「記憶する者の真実」であって、当時をそのまま再現した者ではないということを研究者に喚起する一つの事例だといえるだろう。

参考文献

1. 一次文献

『경향잡지』 648호, 1928년 10월 31일

「아름산델 황진사、사、영의 □서」(<http://ebook.cbck.or.kr/gallery/view.asp?seq=56120>)

『東麟錄』 奎15640.

『매일신보』 1934년 2월 24일자 기사

「朴囑託來全」

(https://nl.go.kr/newspaper/detail.do?content_id=CNTS-00094630757&from=%EC%8B%A0%EB%AC%B8%20EA%B2%80%EC%83%89)

『매일신보』 1937년 3월 24일 기사 「朴囑託巡講 東松、新西兩面서」

(https://nl.go.kr/newspaper/detail.do?content_id=CNTS-00094827571&from=%EC%8B%A0%EB%AC%B8%20EA%B2%80%EC%83%89)

『순조실록』

『승정원일기』

『철종실록』

『추안급국안』 DB (<http://waks.aks.ac.kr/rsh/?rshID=AKS-2012-CAB-1101>)

『추안급국안』 奎15149.

김시준 역, 1985, 『벽위편』, 서울: 삼경당.

수원화성박물관편, 김혁 역, 2020, 『(역주)대천록(待闡錄)』, 수원: 수원화성박물관.

李晩采 編纂, 金鍾甲 校閱, 1931, 『關衛編』, 京城: 關衛社.

AMEP: Daveluy 0487-3, Vol.4, Notes pour l'Histoire des Martyrs de Corée

AMEP: Daveluy HB-13

Mission de Seoul (Corée), 1925, Lettre d' Alexandre Hoang à Mgr. De Gouvea, Evêque de Pékin (1801), Hong Kong: Imprimerie des Missions-Etrangères de Paris.

楠田斧三郎, 1933 『朝鮮天主教小史』, 釜山: 博文堂書店.

陶飛亞主編, 2017 『漢語基督教珍稀文憲叢刊』 10, 桂林市: 廣西師範大學出版社.

山口正之, 1946 『黃嗣永帛書の研究』, 大阪: 全國書房.

石井壽夫, 1940, 「黃嗣永帛書に就いて-朝鮮に於ける洋舶請來の思想-上」, 『歴史學研究』 10-1.

————, 1940 「黃嗣永帛書に就いて-朝鮮に於ける洋舶請來の思想-下」, 『歴史學研究』 10-3.

- , 1942 「理學至上主義李朝への天主教挑戰」, 『歴史學研究』 12-6.
- 小田省吾, 1930 「李朝の朋黨を略述して天主教迫害に及ぶ」, 『靑丘學叢』 1.
- 赤木仁兵衛, 1939 「李朝純祖元年辛酉邪獄に於ける新史料に就いて」, 『史學雜誌』 50-7.
- 浦川和三郎, 1944 『朝鮮殉教史』, 大阪: 全國書房.

2. 二次文献

- 강재언 외, 1982, 『봉건사회 해체기의 사회경제구조: 최근 일본에 있어서 한국사 연구의 성과』, 청아출판사.
- 김정환, 2011 「위텔 주교의 한국천주교회사 자료 발굴과 이해」, 『한국사학사학보』 23, 145-178.
- 소진형, 2022 「신유사옥(辛酉邪獄) 이전 천주교에 대한 국가적 대응과 그 정치적 의미 : 천주교에 대한 여론형성과 사회의 보수화적 관점에서」, 『정치사상연구』 28-1, 93-120.
- 신영언,
2012 「Claude Charles Dallet 著 韓国天主教会史의 일본에서의 수용—榎本武揚의朝鮮事情(1876) 번역의도—」, 『일본언어문화』 21, 341-362.
- 심노승 저, 안대회·김보경 역, 2014 『자저실기: 글쓰기 병에 걸린 어느 선비의 일상』, Humanist.
- 여진천, 2003 『황사영백서와 이본』, 국학자료원.
- , 2009 『황사영 「백서」 연구: 원본과 이본 비교 검토』, 한국교회사연구소.
- 윤민구, 2000 『윤유일 바오로와 동료 순교자들의 시복자료집』 제 5집, 천주교 수원교구 시복시성 추진위원회.
- 이이화 편, 1985 『조선당쟁관계자료집』, 여강출판사.
- 정준영, 2022 『경성제국대학 법문학부와 조선연구: 지향으로서의 조선, 지향으로서의 동양』, 사회평론아카데미.
- 조현범, 2015 「황사영 백서 불역본에 관한 연구」, 『교회사학』 12, 213-245.
- 한국교회사연구소, 1977 『한국천주교회사 논문선집』 제 2집, 서울대학교 출판부.
- , 1984 『서울교구연보』 I, 한국교회사연구소.
- 역주, 2008 『위텔 주교 일기』 7, 한국교회사연구소.
- , 2020 『성 김대건 안드레아 신부의 서한』, 한국교회사연구소.
- 한국순교자현양위원회, 『신유박해와 황사영백서사건』, 한국순교자현양위원회, 155-229.

うわさを記述するときの試論

保科俊（東洋大学井上円了哲学センター客員研究員）

■簡単な自己紹介と個人的関心について

声をかけていただいたこと、大変光栄に思います。一方、私自身は、もともと歴史研究が専門ではありませんので、場違いなのではと考えているところもあります。どのような内容を話せばいいのか悩みましたが、歴史研究と社会学社会心理学分野の横断をする立場にあると自分を規定し、この場では「うわさ」を題材にこれまでの研究を振り返りながら話をしたいと思います。自由に発表をとのことでしたので、私なりにこれまで行ってきた研究とこの場の興味関心を考えこのようなテーマにしました。それは、「うわさ」を記述する時はどのような時、どのような関心、どのような内容なのか？をこれまでの研究をふまえ分析考察をしようと試みることです。残念ながら今回の発表で全ての内容を網羅することはできませんでしたが、多少断言できない内容も含んでいますことご容赦ください。

さて、どうも私自身のことを話すことも、うわさ研究の一つとして面白いことに最近気づきましたので少し話します。もともとは、「学問」的内容に興味関心はありましたが、10代20代は、「雑学」的内容にどちらかというと関心が高かったといえます。10代の記憶では、どこかで語られる「うわさ」、幽霊話、身近な都市伝説（例えばピアスをあける際に耳から出てくる白い糸 等）は興味関心を持ちながら生活をしていました。私の子ども時代は、歴史や科学に興味はありましたが、それほど真面目に勉強をしていたわけではありません。当時興味を持ったことに、いわゆるテレビ番組で放送された都市伝説やUMA妖怪関係番組があります。とはいえ、柳田国男や折口信夫、関敬吾、佐々木喜善のように妖怪話（世間話）や昔話に熱心になったわけではなく、UMAのような謎未知の物事に単純に面白さを感じたというのが正直なところではあります。

このような人間が、様々な事情により大学を選ぶ際に、妖怪博士と呼ばれた井上円了が創設した今の東洋大学に入学をしました。学力が低かったこと等もありますが、当時の私が大学を選ぶ際、日本史の教科書等を見て、明治時代につくられた学校のうち東洋大学（前：哲学館）に興味を持ったのが一つの理由であることはよく覚えています。なぜ興味を持ったのか？その理由は、当時日本国内でつくられた学校が法律や機械工学、医学といった「職業教育」よりの学問を学ぶことを主としたことを日本史の教科書か図録で見たためです。どのような授業だったかははっきり覚えていませんが「職業教育」のための学校ではないところはどこだろうと気になったことを覚えていま

す。帝国大学の説明と、早稲田大学、慶応義塾大学、哲学館は「職業教育」のみではない学校だったと学んだ記憶があります。この際私は、早稲田大学と慶応義塾大学は聞いたことがある。しかし哲学館とは何だろうと思いました。そこでたしか当時、複数の大学パンフレットを集めて歴史のある大学の前身はどのような学校なのかを見ていった記憶があります。その結果、私はこの哲学館をつくった井上円了とそのパンフレットに書いてあった妖怪博士に興味を持ち進路に選びました。その後、大学院に入学したあと震災に関する流言のメカニズムの研究をし、日本の社会学、心理学の歴史に関心を持ち、近現代に発行された文献を諸事情あつて閲覧する機会が増え、現在に至るのですが、この際に、流言のメカニズムの知見の多くは、コミュニケーションの過程や心理的側面に焦点があたっていることが多いと感じました。佐藤健二(1985:214)が述べるように、「近代日本において『流言』という概念が最初に注目されたのは、いうまでもなく大正十二(1923)年の「関東大震災」であり、その「朝鮮人と社会主義者の虐殺」という社会現象への考察のなかである。」し、日本国内では特に災害時の流言が興味関心の大多数を占めているように感じました。

このことは研究者の立場や社会状況によるのだと理解していますが、近現代ではどうなのだろうかという疑問は常にありました。というように江戸時代末期から昭和戦前期まで震災以外の「うわさ」にも興味を持っています。

1. はじめにと目的

本稿では、これまでの検討をふまえつつ、改めて自身の研究の問題点、課題、そして限界点について整理を行う。その上で、特に注目したいのは、メディアにおいて「うわさが記述される時」とはいかなる状況において生じるのか、そのパターンや傾向を明らかにすることである。タイトルを、「うわさを記述するとき」としたとおり、いかなるときに我々は「うわさ」を記録記述するのかということ考察したい。すなわち、我々ほどのような場面において、「うわさ」をあえて「記録」し、「記述」するのかを考察の中心にすえるものである。「うわさ」とは、狭義には、口頭コミュニケーションが念頭にある。そもそも記述された情報自体は厳密には「うわさ」でないことになる。しかし、書かれることはあり、それはいったいどのようなものなのか。現実には、新聞記事、雑誌、あるいは書籍といったメディアにおいて「うわさ」が言及記述される場面は少なからず存在する。そのとき、それは単なる伝聞の紹介なのか、あるいは社会的事象を解釈する装置として使うのか。このような関心のもと、これらの一部を考察明らかにすることによって、「うわさ」研究の方法論的課題を提示し、さらに今後の研究における射程を展望したい。

2. 意義 なぜ メディアに「うわさが書かれる時」なのか？

従来、社会学・心理学・社会心理学における古典的研究は、「うわさ」・流言・フェイクニュースの生成や流通に関して、主としてコミュニケーション過程に注目してきた。すなわち、人から人へと伝えられる際にどのように情報が変容するのか、どのような心理的・社会的条件のもとで拡散するのか、といった側面である。しかしながら、この視点は必ずしも十分ではない。なぜなら、私たちは現実において、新聞記事・週刊誌・日記・文学作品、さらにはSNSに至るまで、「うわさ」や流言を「書く」ことがあるからである。

このことは当たり前のように思えるが、しかし、なぜわざわざ本来であれば「うわさ」と書けばすむはずなのに、見出しに「流言」と書くのか、裏をとることが求められる現代のメディアにわざわざ「うわさ」と書くのか？ 厳密に考えれば、「うわさ」というのは日常生活と密接に関係しているものであり、「うわさ」自体は数多くある(学校や職場での「うわさ」話を想像すればわかる)。しかしすべては書かない。新聞報道に代表されるマス・メディア媒体では、「アジェンダ」として、記者・デスクが選択した情報を記事化するが、他にも理由が考えられるのではないか。「うわさ」が「書かれる」ことには、単なる偶然ではなく、報道組織や社会状況に根差した「相互作用」「意図」や「社会意識」のようなものが含まれていると考えるべきである。

しかし、これらがすべて記録されるわけではない。むしろ、大多数の「うわさ」は、書かれないまま、消費され、忘却される。さらに視野を広げれば、「うわさ」が「書かれる」ことは近代以降の現象に限られない。古今東西、人々は会話を交わし、文章を残してきた。歴史的にみれば、文字そのものが存在しない社会、あるいは文字が存在していても大多数の人々がそれを扱えなかった社会もあった。その場合、「うわさ」や流言はどのように機能していたのか。誰がそれを「見聞きできたか」、そして誰が「記録したか」については、現代とは決定的に異なる点があったはずである。したがって、「メディアにうわさが書かれる時」を問うことは、単に言葉の選択の問題だけではなく、「うわさ」が社会的に「どのように位置づけられるのか」を理解するための重要な切り口となる、と考えられる。

3. 「うわさ」とは？

「うわさ」や流言とは、間違いそのものではない。今回は細かな定義は省略し、ポイントの説明をすれば、あいまいなコミュニケーションである「うわさ」が、ある状況によって情報が拡散する。この際に「伝言ゲーム」のように情報は変容する。結果として拡散した情報は、一定の傾向を持ち、多く

の場合、正確性・精確性を欠くこととなる。これが様々なメディアを介し、拡散伝達、見る・聞くこととなる。ただし、多くの人々が日常的に「うわさ」という語を用いる際、信憑性に乏しいとか、「嘘」を含む情報というニュアンスをもっている。このような情報は、近代以降に限らず、歴史的に人間のコミュニケーション行為・行動と密接に結びつき、様々な社会に対して積極的・消極的に一定の機能役割を果たしてきたはず。「近現代」社会では、「うわさ」のかわりに「マス・メディア」が一定程度社会にとって必要な情報発信を行ってきた。現在の社会では、インターネットやSNSの普及・利用率の向上と新聞購読率・閲読率の低下等により、この「うわさ」の一部は「フェイクニュース」と呼ばれることも増えており、政治的・社会的に注目を集めている、といえる。このような説明に、私の興味・関心を追加すれば「うわさ」には常に「謎」と「可能性」が秘められているが、一方で信頼性に欠ける。

4. 先行研究

ここでは、「うわさ」・流言の先行研究から今回の発表内容の視点から見えていく。まず、歴史学よりの内容であれば、風説史研究と『中世社会とうわさ』があげられる。次に、視点を変えて見ると、「うわさ」研究・伝説研究で著名なフランスの社会学者モランがあげられる。彼の研究で著名なものは、有名な「うわさ」・都市伝説研究『オルレアンのうわさ』だが、一方で彼は、第二次世界大戦を経験し、戦中から戦後のフランスでのドイツとフランスに関連する人々の「うわさ」を記録している。その内容は、『ドイツ零年』にまとめられている。他にも、「うわさ」の社会史、歴史社会学的研究として松山巖、佐藤健二があげられる。北原糸子(1996)のかわら版等の研究もあげられる。これらは歴史学、歴史社会学的な観点から研究がなされているが、一方で社会学や社会心理学の文献を見れば、これまでも口頭ではないメディアに注目していることがわかる。すべてではないがいくつか引用すれば次のようになる。口頭コミュニケーション以外に「ビラなどのミニコミ、電話、ラジオ、テレビ、新聞、パソコン通信、インターネットなども重要な伝達媒体となる。」(三上1998:327)と指摘しているし、「文書流言」(サトウタツヤ2004)、「メディア流言」(佐藤卓己(2019)のような指摘がある。

5. 方法と結果

そこで、今回は、社会学・心理学の研究の知見を見直し、歴史学との接合・課題について考察分析を行う。具体的には、これまでの「うわさ」関連研究でモノに描かれた「うわさ」について見直してみる。私は、これまで大学院博士前期課程から「うわさ」や流言に興味・関心を持ってきた。研究を行う途中、直接研究に関係がなくとも文献の収集につとめた。今回はこの収集してきた文献類の内容から今回の目的に合致した事例を見つけることとした。特にメディア(媒体)に掲載された事

例を紹介する。

【結果】

■戦前期 雑誌(特に見出し)
■政治小説 (東海散士『佳人之奇遇』)
■自伝的文献 (月旦、逸話、文章、談話、演説、経歴)(犬養毅の事例)
■新聞記事
■チェーンメール
■回覧板+SNS 拡散された不審者情報
■SNS(X:旧ツイッター)上で拡散された不審者情報
■SNS(X:旧ツイッター) 幸運RT系
■LINE チャットツール 運を左右する情報

6. 考察1

以上のように、私たちは「うわさ」を記述する時がある。問題は、どのような場面において、いかなる形態でそれが記述されるかである。たとえば現代の新聞・雑誌・書籍においては、編集の段階で「うわさ」が削除されることも少なくない、と思われる。これは単なる情報の「信憑性」の問題にとどまらず、出版・流通にかかわる制度的・構造的要因に強く関係する。そのため、紙媒体のメディアにおいて「うわさ」を伝達するということは、心理的要因(不安や好奇心等)をこえて、何らかの選別を生み出す社会的・制度的要因が存在する、と考えられる。さらに歴史的に見れば、明治期以降の日本において「うわさ」の記述には、しばしば海外に対するまなざし偏見が記述として反映されてきたことも想定できる。したがって、「うわさ」の記述はあいまい情報にとどまらず、同時代の人々の社会的関心や文化的バイアスを反映する装置として機能してきたといえる。

加えて、「うわさ」がメディアにおいて記述される際には、複数の表現形式・ベクトルが混在していることが考えられる。具体的には以下のように整理できる。

・うわさそのもの
・うわさそのものの記述(事実か否かを問わず、「～といううわさがある」と直接的に紹介する形態)
・うわさをデマと説明する記述(うわさを否定的に位置づけ、「根拠のないデマ」と表現する用法)
・うわさを「流言」と記述

・ファクトチェック
・検証記事の類(特定の情報をうわさや都市伝説と位置づけ、それを真偽判定の対象とする)
・何らかの情報を「うわさ」と書く文章(ある情報や出来事を「うわさ」と呼ぶことで、未確定性や非公式性を強調する用例)
・比喩的「うわさ」表現
・不審者や運を左右する情報(社会不安や運命にかかわる「うわさ」。不審者情報や予兆・験担ぎに類するもの等)

このように整理すると、「うわさ」は単なる誤情報ではなく、メディアの制度的文脈や社会心理的要因、さらには歴史的偏見までも反映する多層的な現象であることが浮かび上がる。

7. 考察2 「うわさ」研究の課題・問題点

ここでは、改めて「うわさ」研究の課題と問題点を指摘したい。結論からいえば、メディア環境を踏まえた分析が必要である。さらに報道内容の検討のみではなく、内幕的視点とメディア史的研究が必要不可欠である。

「うわさ」や都市伝説の研究は、そのコンセプトとして口頭によるコミュニケーションがある。歴史学が一次資料を用いるのに対し、「うわさ」研究のイメージは会話や井戸端会議といった口頭的なやり取りに重点が置かれてきた。しかし、実際に史資料・文献類を見直すと、様々な新聞記事等を用いていることがわかる。都市伝説研究や「うわさ」研究でも、新聞記事雑誌記事が典拠となっていることもある。つまり、口頭でのコミュニケーションとして捉えられてきた現象であっても、同時にメディアに依拠している(いた)可能性を改めて認識する必要がある。

「言説」としての「うわさ」の軽視

また、「うわさ」研究につきものの問題として、研究対象そのものが「くだらない」とみなされやすいという事情がある。これは筆者自身の立場ではないが、多くの人々が共有している感覚であろう。しかし、社会科学が対象とすべきはジャーナリスティックな「社会問題」だけではない。そもそも「何が社会問題なのか」を決めること自体、メディアに所属する記者や編集者という一種のエリートによる「目利き」に頼る。この状況の中で、時に「うわさは取るに足らない」と退けられ、時に「社会問題として重要」と持ち上げられることもある。この線引きの基準は一体どこにあるのか。明確な答えが示された例はほとんどない、と私は考える。政治的争点や選挙に関する情報は多くの社会で重要とされやすいが、ジェンダー問題は「社会問題」とはみなされなかった歴史がある。結局、リアルタイムで「高尚」だとされる一部のジャーナリスティックな情報は、「タブー」を避けつつメディア業界内

の合意を経て「社会問題」として共有されたものにすぎない側面が否定できない。皮肉なことに、ジャーナリスティックな情報には不備や誤謬、誤情報も一定程度見出せる。一方で、「うわさ」にはこうした社会的緊張や問題関心が含まれている場合があると思われることもある。

一口に「メディアに記述されるうわさ」といっても、その媒体や意図、読者数、背景は異なる。したがって、「うわさ」がメディアにおいてどのように記録・記述されるのかを明らかにするためには、史資料の収集分析を細かく行う必要がある。

8. 今後の課題

今後の課題としては、次の点があげられる。戦前期における新聞・雑誌その他のメディアに掲載された史資料の発掘である。これにより、当時流通していたうわさや流言がどのような社会的文脈において生成・流通したのかを、具体的に検証することが可能となる。

例えば、日本において定期的に確認される「当たり屋チラシ」のような形態の流言が、歴史的に存在したのか否かを問うことは、史資料調査を通じて初めて明らかにできる課題である。他のSNS上で拡散するような内容についても同様であろう。

9. 最後に

「うわさ」は最も古くからあるメディア(カプフェレ:1987=1988)であり、近代社会以降、報道との関係はまるで本音と建て前のような関係を続けてきたと言える。

「うわさ」、古くも新しい社会現象、言説、メディアについて現代社会の中で、探索をしていくことは、ひるがえって昨今多くの問題視されている諸現象について実証的に考察分析をすることができるようになる。社会科学では、新しい(と思われる)概念社会現象を調査分析しようとすることは多いと思われる。このこと自体は否定することではないものの、古今東西、時間や文化をこえて発生し、よくもわるくも我々のコミュニティや社会や世間に関係しているこの「うわさ」は、まだまだ研究をする余地がある、と私は考える。

なお、この原稿を作成し完成する途中、あえてChatGPTを使い、いわゆるAIに校正意見を聞いている。結果、私のつたない文章については的確に修正すべき点を指摘している。一方で、このChatGPTは、文章を論文調にし、参考引用文献一覧も提示してきた。この際ChatGPTがあげた参考引用文献は、使い物にならなかったばかりか、明らかに存在しない文献であった。非常に著名な先生が著者名に入ったものが提示されたが管見の限り知らない文献、私が見たことも聞いたこともない論考であった。この「ハルシネーション」と呼ばれる社会状況は次の、ハンス＝ヨアヒム・ノイ

パウアーがかつて指摘した内容と近しく示唆に富むと考える。引用したい。

「みんなが言っていることは、まだ噂なのではなく、みんなが言っているとされるようになるものが噂なのである。噂は欠陥を持つ引用である。誰の言ったことを引用しているのかは、不確かなままであり続ける。誰が話しているのか、誰にも分からないのだ。」(1998=2000:17)

なお本稿に記載されている内容事実関係について仮に何らかの問題があったとしても全て個人の責任である。

■参考引用文献:

- ・エドガール・モラン(1969=1997)『オルレアンとうわさ—女性誘拐とうわさとその神話作用(第2版新装)』みすず書房.
- ・エドガール・モラン(1946=1989)『ドイツ零年』法政大学出版局.
- ・片山景雄(編)(1932)『木堂犬養毅』日米評論社東京支局.
- ・北原糸子(1996)「〈特集〉現代社会と歴史学 情報と流言 災害とメディア—近世から近代へ」pp『歴博』78、pp4-8、国立歴史民俗博物館.
- ・酒井紀美(1997)『中世とうわさ』吉川弘文館.
- ・佐藤健二(1985)「流言資料の成立をめぐって」pp209-228『現代のエスプリ 別冊 流言、うわさ、そして情報 うわさの研究集大成』至文堂.
- ・佐藤健二(1995)『流言蜚語—うわさ話を読みとく作法』有信堂高文社.
- ・佐藤卓己(2019)『流言のメディア史』岩波書店.
- ・サトウタツヤ(2004)「うわさとパニック 講演録」『立命館人間科学研究 第7号』pp193-203、立命館大学人間科学研究所.
- ・ジャン・ノエル カプフェレ、古田幸男(訳)(1987=1988)『うわさ—もっとも古いメディア』法政大学出版局.
- ・ハンス ヨアヒム ノイパウアー(1998=2000)『噂の研究』青土社.
- ・保科俊(2013)「東日本大震災における流言の社会心理メカニズムの研究」東洋大学修士論文.
- ・保科俊(2023)「東洋大学アジア文化研究所所蔵アジア関係稀観本のデータベース化作業(2)～戦前期のメディア・情報の分析の観点から～」『アジア文化研究所研究年報』58、pp166-176、東洋大学アジア文化研究所.
- ・松方冬子(2007)『オランダ風説書と近世日本』東京大学出版会.
- ・松山巖(1993)『うわさの遠近法』青土社.
- ・三上俊治(1998)「インターネットと流言」pp327-337『現代のエスプリ別冊 流言、うわさ、そして情報』至文堂.

「黄嗣永帛書」、そして歴史的記憶の再構成に対する討論文

—日本史研究者から見た「黄嗣永帛書」の特異性

米谷 均（早稲田大学商学部兼任講師）

はじめに

歴史とは、個々の「記憶」「資料」を集合・統合・編集して生み出されるものである。その際、どの資料を発掘し、採用し、解釈して歴史叙述に転用するかは、記主の主観に左右される。また後世、新たな資料が発見されれば、それに基づいて「記憶」は上書きされ、歴史の再編成がなされる。今回題材とされた「黄嗣永帛書」⁽¹⁾の場合、発見され、引用され、保管された後、忘却され、再発見されるという、発見と忘却、そして流通・引用・参照を繰り返し、その都度、微妙に異なる解釈がなされて利用された興味深い史料である。

討論者は日朝関係史や日本キリシタン史を専攻する関係上、まずは日本史において、「黄嗣永帛書」と似たような類例が無いかを探り、比較検討して行きたいと思う。

1. 「近報倭警」史料

ある国の内部事情を外国へ通報して行動を求める諜報史料を、日本史に求めた場合、豊臣政権による朝鮮侵略を警告した「近報倭警」と呼ばれる史料群がある⁽²⁾。これは万暦19年（1591）から同20年（1592）3月にかけて、琉球久米村華人の鄭廻や、在日華人の陳申・蘇八・朱均旺・許儀後・郭国安らによって明へ通報された漢文史料6点である⁽³⁾。

①琉球国長史 鄭廻の陳報（万暦19年〈1591〉4月）

②陳申の陳報（万暦19年〈1591〉4月）

③蘇八の供述（万暦19年〈1591〉9月）

④朱均旺の陳報（万暦20年〈1592〉3月？）

⑤朱均旺の供述（万暦20年〈1592〉3月）

⑥許儀後・郭国安の連名陳報（万暦19年〈1591〉9月）

このうち①②においては、朝鮮が1590年時点で秀吉に屈服し、300人の投降者を出したと言い、③では朝鮮国王の子息10人が人質として日本に差し出されたと言い、⑥では1590年に朝

鮮が日本へ初めて入貢使を派遣したと述べるなど、事実と異なる情報が多く含まれた。なかでも⑥は、日本の地理・風俗や侵略戦争の動機、防禦対策、豊臣秀吉の素性などを詳述していたため、明国内において一定の信頼を得るとともに、「朝鮮が秀吉に対して明出兵を催促した」という誤認情報を記し、その対策として「倭軍が朝鮮を攻め取る前に、明軍が先手を打って朝鮮を占拠せよ。高麗人は帰順者以外すべて殺害せよ。帰順した高麗人を囚にして、倭人を誘い込み、一気に殲滅せよ」という計略を、明に提案していた。なお朝鮮側はすでに 1590 年に日本へ通信使を派遣し、日本情報を十分に獲得していたにもかかわらず、「日本に内通した」との誤解を嫌って、その通報をためらったため、琉球・九州発信の「近報倭警」が、朝鮮発信の日本情報より先に明へ伝わった⁽⁴⁾。その結果、この刺激的な誤認情報は、朝鮮に対する明の不信感を高め、明の朝議を大いに左右することになった。なお⑥は、様々な経路をもって朝鮮国内に広く流布し、鄭琢『竜蛇日記』壬辰8月17条や呉希文『瑣尾録』上巻にその全文が収録された⁽⁵⁾。後世においても柳成龍『懲毖録』は②や⑥の通報が朝明関係へ与えた影響について言及し⁽⁶⁾、李植『野史初本』巻13、申欽『象村稿』巻38、申靈『再造藩邦志』巻1でも⑥を節略して引用している⁽⁷⁾。また明側の史書においては、諸葛元声『兩朝平攘録』が②や⑥の一部を典拠を明示することなく随所に冒用し、③の供述についても言及する⁽⁸⁾。更に注目すべきことは、清代に編纂された『明史』日本伝の記述のなかに、⑥の系統の情報が用いられていることである。「近報倭警」は、壬辰朝鮮戦争の前後の時期に限らず、後世の日本観を決定づけるものとして、後々まで長く影響力を及ぼし続けた。このようにその内容が後世に影響を与え続けたという面においては、「近報倭警」は「黃嗣永帛書」に似通っている点があると言えよう。

2. 日本人キリシタン信徒の書簡類

つぎに日本のキリスト教信者（キリシタン）が、国内の情勢をローマなどに伝えた和文書簡類をあげれば、以下のようなものがある⁽⁹⁾。

- ⑦ローマのコレジオあて秋月のダミアン書簡（ローマ字、1564〈永禄7〉5/24）1通。
- ⑧イエズス会総長あてキリシタン代表者連署状（天正16年〈1588〉5/10）1通。
- ⑨ローマ教皇あて京坂キリシタン代表者請願書（慶長8年〈1603〉12/25）1通。
- ⑩ローマ教皇あて日本キリシタン代表者請願書（慶長13年〈1608〉8/15）1通。
- ⑪コウロス徴収文書（元和3年〈1617〉7/27～10/28）47通。
- ⑫コリヤード徴収文書（元和6年〈1620〉12/15～8年〈1622〉3/）17通。
- ⑬ローマ教皇あて元和奉答書（元和6年〈1620〉9/23～7年〈1621〉2/3）5通。

上記のうち、⑦のみバテレン追放令（1587年）以前の初期キリシタン布教時代のもので、ローマ字で転写された和文書簡にポルトガル語訳が付されている⁽¹⁰⁾。⑧はバテレン追放令1年後の日本教界を、⑨は二十六聖人殉教事件（1597年）前後の日本教界を、⑩はキリシタン規制がやや緩まった時期の日本教界を、⑪以降は禁教令（1613年）以降の日本教界を語ったもので、いずれも候文の書式をもって記された和文書簡である。特に⑧はザビエル来日以来のキリシタン宗門の沿革を概説し、バテレン追放令が出されてからも教会と信徒が奮闘している有様を、軍記物語調の口吻をもって生き生きと叙述している。⑨もまた同様に、京都における二十六聖人の捕縛と、長崎までの道行きと磔刑に処されるまでの有り様を熱意をこめて語った上、彼らの列福を教皇に懇願している。いっぽう⑪はイエズス会士コウロスが日本全土の信徒に働きかけて作成させた文書群で、迫害下の日本においてイエズス会のみが布教活動に尽力しているかのような証言がなされている。これに対し⑫は、ドミニコ会士コリヤードが徴収した九州を中心とする信徒の証言書簡で、こちらはイエズス会以外の修道会の奮闘を強調している。⑬はローマ教皇の大赦令に対して日本国内の信徒が感謝の念を綴った書簡であるが、これもイエズス会士が徴収したものであるため、内容はイエズス会寄りである。逆に⑭はフランシスコ会士ソテロが作成させた信徒書簡ゆえ、全般的にフランシスコ会寄りの記述となっている。このようにローマに伝達された日本人キリシタンの書簡類は、各修道会の利害に即して、修道士の指導のもと作成され集められたものが多く、いわば「やらせ文書」の傾向が強い。それでも欧州人宣教師による欧文報告書に比べると、和文書簡の方が日本人キリシタンの本音を知りうる記述を行間から見出すことは可能である。

3. 「黄嗣永帛書」の特徴

18世紀末から19世紀前半にかけて、朝鮮国内の天主教徒は下記のような請願書を作成し、北京主教やローマ教皇に朝鮮教会の現状や迫害状況などを伝えようとした⁽¹¹⁾。

- A. 北京主教あて黄泌請願書（1797年1/28）…グヴェーア著作に内容の概略が引用。
- B. 北京主教あて黄泌請願書（1801年12/9）…「黄嗣永帛書」
- C. ローマ教皇あてフランソア請願書（1811年12/9）
- D. 北京主教あてフランソア請願書（1811年12/18）
- E. ローマ教皇あて某請願書（1827年）
- F. 北京主教あて南履灌請願書（1834年）
- G. 北京主教あて劉進吉・趙信喆請願書（1835年）
- H. 北京主教あて南履灌請願書（1835年）

I. 北京主教あて劉進吉・趙信詰請願書（1835年）

J. ローマ教皇あて劉進吉・趙信詰請願書（1835年）

以上 10 点のうち、B が「黄嗣永帛書」に相当し、原文書が遺る唯一の事例である。これは国外へ持ち出す前に、帛書の作成者である黄嗣永が捕縛されたため、義禁府に没収されたが、1894 年に開化派官僚の李健栄の手を経て朝鮮主教ムーテルの手に渡り、1925 年に教皇ピウス 11 世に献上されたため、現在はヴァチカン博物館の宣教民俗博物館が所蔵している⁽¹²⁾。

「黄嗣永帛書」を前章であげた日本人キリシタン書簡類と比較すれば、次のような特徴をあげることができよう。第一の特徴は、その内容が朝鮮国内で転写されて斥邪書にも引用され、6 点もの異本が残存していることである。すなわち義禁府の尋問記録『推案及鞫案』、1801 年の陳奏使の記録『辛酉冬陳奏使臚本帛書』、切頭山殉教記念館が所蔵する南人系人士が遺した「嗣永帛書」2 種、同じく南人系の李晩采『關衛編』、老論系党論書である『東麟録』がそれである。このうち 1801 年陳奏使の記録は、1794 年に朝鮮へ潜入して天主教布教に従事していた清国人司祭の周文謨を、朝鮮政府が 1801 年に斬首したことを弁明する材料として、黄嗣永帛書が抄出引用されたものである。その意図は、天主教徒が企てた外患誘致計画などを強調し、宗主国の人間を処刑してしまった事実を、その情報が清国に伝わる前に先手を打って奏請することで、外交問題となることを回避しようとしたところにある。また黄嗣永帛書が斥邪書の『關衛編』や『東麟録』に記録された理由は、対立する党派と天主教のつながりを示す証拠として保管し、党派抗争に役立てるためである。なおムーテルに先立ち「黄嗣永帛書」の内容を紹介したダヴェルイ主教は、『東麟録』所収史料を 1859 年に入手し、フランス語訳を施して『朝鮮殉教者歴史備忘記』を記した。そしてその成果はシャルル・ダレの『韓国天主教史』に受け継がれたという⁽¹³⁾。いっぽう皮肉なことに日本人キリシタン書簡類は、国外送達が成功したがゆえに、「黄嗣永帛書」のように後世の人間によって「活用」されること無く、欧州の文書館に死蔵された。

次に黄嗣永は、日本人キリシタンのように、外国人修道士の強い指導のもと、雛形文書をなぞって似通った請願文書を作成したのとは異なり、あくまで彼の意思に基づき帛書を綴ったところに注目したい。これは天主教徒個人の「色がつかない」内面を知ることができるという点で貴重であるが、ためにその内容はかなり刺激的なものを含み、特に官憲の側から「三条凶言」⁽¹⁴⁾と目された天主教再興策は衝撃的ですからある。すなわち第一にローマ教皇が清の皇帝に働き掛けて、皇帝が朝鮮国王に開国を下諭させよう促すこと、第二に、朝鮮に按撫司を置いて保護国化し、清朝の親王に朝鮮を監護させること、第三に、西洋艦隊数百艘と精兵を朝鮮へ遣わし、その威力をもって朝鮮を開国させる、という方策である。すなわち外国勢力を利用して朝鮮の開国と天主教公認を実現しようとするもので、絵に描いたような外患誘致策に他なら

ない。ことに第一の清朝皇帝による朝鮮開国下諭は、朝鮮の事大外交の見地から言えば、実現しそうな話であるし、第二の朝鮮監護策は、明代の1619年に、後金への牽制と朝鮮開教のため、天主教徒の閣老徐光啓が強く主張した方策であり⁽¹⁵⁾、厳然たる先例があるため、朝鮮政府にとってはまさに頭の痛い凶言そのものであったろう。なお日本でも、「キリシタン宗門は国を傾けて外国の侵略を招く」という言説は、1614年の金地院崇伝による「バテレン追放文」⁽¹⁶⁾や、1639年の『吉利支丹物語』⁽¹⁷⁾などにも登場するが、前者は権力の側の言説、後者は排キリシタン書での主張であって、第2章で紹介したローマあてキリシタン信徒の請願書には一切こうした主張は表れない。日本人キリシタンの請願書は、日本国内の迫害の厳しさや殉教者の列福を求めることはあっても、外国の軍艦の派遣を求めて外圧を期待するような要求は、さすがにしていないのである⁽¹⁸⁾。山口正之や石井寿夫など、戦前の日本人研究者が、黄嗣永帛書の主張する朝鮮属国化と外圧誘致策を、ことさらに注目して論考したのは、日本の国内史料では見られない異質性を強く感じたためであろう。特に天主教弾圧と神父殺害を理由に、西洋諸国が「興師問罪、何有不可（軍隊を発動して罪を問うことに、何の問題があるか）」⁽¹⁹⁾と主張する帛書の下りには、目をむいて注視したのではないかと思われる。なおベトナムはカトリック宣教師の処刑を口実に、1858年、フランスのナポレオン3世による「興師問罪」を蒙り、ダナンを占領され、翌年にはサイゴンを奪われた。朝鮮においてもまた、ダヴェルイを始めとするカトリック宣教師の処刑が契機となって、1866年、フランス軍艦が江華島に侵攻する「丙寅洋擾」事件が発生した。黄嗣永帛書の内容を西洋に初めて紹介した人物がダヴェルイであるだけに、彼の処刑が朝鮮に甚大な外患を導くこととなった顛末は、まるで帛書の内容が具現化したかのように見え、まこと皮肉と言わざるを得ない。

黄嗣永帛書が、現在の韓国史においても取り扱いが難しい史料であることは、非常に興味深い。韓国天主教史の立場から言えば、外国人宣教師の宣教よりも先に自国民の求法を通じて聖教東漸を果たし、その過程で生じた栄えある殉教の事蹟を記した証拠として、本史料は第一に取り上げるべきものであり、西洋船誘致の部分は二次的なもの、あるいは「空想的発想」なものと批判して過小評価したいのであろう。韓国の民族主義的歴史観から言えば、帛書に見える外患誘致的な主張と、何よりも「朝鮮人より天主教人としてのアイデンティティを強く持った」⁽²⁰⁾黄嗣永の属性は、看過し難く許し難いのであろう。ゆえにそれを嬉々として指摘して朝鮮人の事大主義に結びつける日本人研究者に対しては、古傷のカサブタを好んで剥がすような悪趣味な行為として断罪したくなるのも、むべなるかな、である。往昔の人間の倫理観は、現代人とは必ずしも合致しないことを容認できるのか否か、黄嗣永帛書は、「記憶する側の真実」⁽²¹⁾に照応して解釈や文脈が曲げられるという点において、まさにある種のリトマス試験紙のような役割を果たしていると言えよう。

むすびにかえて

なお蘇真瑩論文を拝読後、以下二点の疑問が生じたので、これを記して擱筆したい。

(1) 「黄嗣永帛書」が斥邪書に引用されて、対立党派の攻撃材料となっていることにつき、非天主教徒は、天主教を「儒学の一部」「儒学の異端」と認識していたのか、全く別物の「邪教」と認識していたのか。なお日本においては、キリシタン宗門は「天竺から来た仏教の新派」と長く認識され、非キリシタンはキリシタン宗門を指して「仏法」と呼んでいた⁽²²⁾。天主教徒は自ら奉じる教えを「西教」と呼んでいるが、非天主教徒にとって、天主教は「西学」すなわち儒学の一部という位置づけだった可能性はないか。

(2) 朝鮮天主教において、司祭不在の時の「懺悔（告解）」の問題をどのように処理していたのか。日本の場合は、1603年に日本司教セルケイラによって「こんちりさん（悔悛）のりやく（利益）」が刊行され、信者はこれを熱心に唱えれば、懺悔の代わりとなると定められた⁽²³⁾。これは聴罪司祭の数が圧倒的に足りない状況下にて生み出された解決策で、すなわち司祭にしか許されていない懺悔の聴聞がなくても、信者だけでキリシタン信仰が可能となる環境が作られた。そしてこれが禁教下における「かくれ」キリシタン信仰を可能とした。朝鮮教会においても、司祭が圧倒的に少ないなか、どのようにこの懺悔の問題を処理していたのであろうか。

(1) 1801年に発覚した「黄嗣永帛書」事件については、石井寿夫「黄嗣永帛書に就いて」上・下（『歴史学研究』73・75、1940年）、山口正之『黄嗣永帛書の研究』（全国書房、1946年）、蘇真瑩「黄嗣永帛書」、そして歴史的記憶の再構成」（『嘘とフェイクニュース（誤情報）の歴史』第25回日韓・韓日歴史家会議報告集、2025年）を主に参照した。

(2) 米谷均『全浙兵制考』「近報倭警」から見た日本情報」（『韓日関係史研究』20、韓国語、2004年）。

(3) 侯継高『全浙兵制考』巻2附録（日本、国立公文書館内閣文庫、史198-14）。

(4) 注(2)米谷論文、木村拓「豊臣秀吉の侵攻予告に対する朝鮮の対応—通信使派遣の明への秘匿」（川西裕也・中尾道子・木村拓編『壬辰戦争と東アジア』東京大学出版会、2023年）。

(5) 鄭琢『菓圃竜蛇日記』壬辰8月17日条（李渭應訳注、釜山大学校韓日文化研究所、1962年、85～108頁）、ならびに呉希文『瑣尾録』上巻「甲午日記雑録」（韓国史料叢刊14、1971年、403～410頁）。

-
- (6) 柳成龍『懲毖録』巻1 (『壬辰之役史料匯輯』下、中国、全国図書館文献縮微復制中心出版、1990年、280頁)、朴鐘鳴訳注『懲毖録』(平凡社東洋文庫 357、1979年、25頁)。
- (7) 『野史別本』巻13、宣祖24年5月条 (『朝鮮学報』173、160～161頁)、『象村稿』巻38「本国被誣始末志」 (『影印標点 韓国文集叢刊』71、254頁)、『再造藩邦志』巻1 (『大東野乘』7、361～363頁)。
- (8) 諸葛元声『兩朝平攘録』日本上 (『壬辰之役史料匯輯』下、中国、全国図書館文献縮微復制中心出版、1990年、35～39頁)。
- (9) 主な翻刻先は以下の通り。⑦川口敦子「イエズス会ローマ文書館所蔵1564年5月24日付ダミアン修道士による日本語書簡について」 (『国語と教育』29、2004年、長崎大学国語国文学会)、⑧松田毅一『近世初期日本関係 南蛮史料の研究』(風間書房、1967年、999頁)、⑨海老沢有道『キリシタンの弾圧と抵抗』(雄山閣出版、1981年、160頁)、⑩『大日本史料』12編12、309頁、⑪松田『近世初期日本関係 南蛮史料の研究』1022頁、⑫『同』1146頁、⑬村上直次郎「キリシタン研究の回顧」 (『キリシタン研究』1、1942年、17頁)。なお史料画像の多くは、五野井隆史編『潜伏キリシタン図譜』(かまくら春秋社、2021年)に掲載されている。
- (10) デ・ルカ・レンゾ「秋月のダミアン」書簡に現れるイルマンの人物像 (『長崎叢談』93、2004年、長崎史談会)。
- (11) 以下、Aは注(1)山口書169～170頁に帛書の概要が、Bは同書99～133頁に全文翻刻が掲載される。C～Jの存在は同書p3の表に掲示されているが、翻刻は未掲載。
- (12) 注(1)蘇論文110頁。
- (13) 注(1)蘇論文112頁。
- (14) 注(1)山口書22頁。
- (15) 注(1)山口書20頁。
- (16) 「叨欲弘邪法、惑正宗、以改域中之政号、作己有(みだりに邪法(キリスト教)を弘めて正宗(仏教)を惑わし、日本国内の政治体制を改変して自分の支配地にしようとしている)」 (『影印 異国日記』東京美術、1998年、33頁下段、63丁)。
- (17) 「南蛮の国王、日本を従へん手立てに、仏法をひろめんためバテレンをあまた差し越し(南蛮の国王が日本を従属させる手段として、仏法(キリスト教)を弘めようと神父を多数(日本に)遣わし」 (『大日本史料』12編9、574頁)。
- (18) このような外圧を期待して事態を打開しようとする言説は、島原天草一揆(1637～38年)において、一揆勢力が幕府と諸藩の連合軍に放った矢文のなかで、「異国の者ども(ポルトガル人)の大船数艘がやって来て我々を助力するであろう」と、淡い期待を述べた史料(小豆島壺井家文書)が、ほぼ唯一の事例である(大橋幸泰『検証島原天草一揆』吉川弘文館、2008年、34頁)。
- (19) 注(1)山口書132頁。
- (20) 注(1)蘇論文107頁。

(21) 注(1) 蘇論文 124 頁。

(22) 米谷均「キリシタン宗門に対する非キリシタンの認識」『WASEDA RILAS JOURNAL』10、2022 年。

(23) 川村信三「『こんちりさんのりやく』の成立背景と意義—キリシタンの精神的支柱としての特異性—」(『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』9、2001 年)

「うわさを記述するときの試論」に対する討論文

李炯俐(イ・アリ, 東北アジア歴史財団研究委員)

今回の討論を準備することは、容易なことではありませんでした。実は、最初に保科俊先生の発表原稿を拝見したとき、少なからず戸惑いを覚えました。これまで私も学術会議で討論を担当した経験は決して少なくなく、歴史研究のみならず、社会学や文学研究に関する討論も行ってきましたが、このような形式の発表原稿は初めてでした。単に、私が期待していた馴染みのある発表フォーマットから大きく外れていたために難しかったというよりも、発表者が研究を通じて具体的に論証された内容があってこそ、私自身の研究とも関連づけながら学術的な議論を展開できると思っていたのですが、どこから話を始めればよいのか見当が付きませんでした。ですので、先生がこれまで進めてこられた研究のオリジナリティを確認できるような具体的な内容を紹介し、共有してくださることでご教示いただけたなら、より良かったのではないかという思いが今も残っています。

結局、私が理解したところによれば、先生の発表原稿の中心となる主張は、『うわさ』あるいは『流言』とは、メディアを媒介として伝播・拡散するものであり、その過程で何が、どのように取捨選択され、記録され、反映されるのかが重要である」という点にあるように思われます。この点に関連して言えば、私は、たとえメディアや権力によって「うわさ」や「流言」として片づけられたものであっても、それが同時代の人々の生活を規定するほどの力を持っていたのなら、この問題をどのように捉えるべきかに関心を持っています。つまり、公的記録とは異なり、また正確な事実に基づかない「うわさ」であっても、それが当時の人々にとって経験された「歴史的事実」となり得るのではないかと考えました。

もう少し具体的に申し上げますと、従来の歴史研究において「うわさ」や「流言」の問題に接近する方法は、それらを通して民衆の認識を把握し、さらにそれを権力への抵抗としての集団的行動と結びつけるものでした。たとえば、宮田節子先生は日中戦争期の朝鮮における「流言」を分析し、「民衆は戦争が自らの生活に直接関わる部分については驚くほど鋭敏かつ積極的な反応を示し」ており、「総督府の戦争動員政策に対する非協力として現れ、結果的には政策遂行に大きな打撃を与えた」と理解しています。しかし同時に、それが「民衆が連帯し、権力に対抗する反戦運動へと昇華することにはならなかった」と評価しています。同じ文脈で、ナチス期ドイツの日常史を研究したデートレフ・ポイカート(Detlev Peukert)も、「うわさ」や「不平・不満」は包括的な「民衆抵抗」の証左ではなく、むしろ世論が複

数の領域へと断片化していたことの証左であると述べています。¹

しかし、私は、ある種の「流言」は民衆の世界観の内部で集団的抵抗を生み出す力となる場合もあり、また抵抗運動とは別に、それ自体が民衆の経験世界を規定する「歴史的事実」に近いものであった場合もあったと考えています。したがって、この点について私たちはどのように解釈し、どのような評価を下すことができるのか、という問いを抱いています。

以下では、韓国近代史の二つの事例を通じて問題提起を行い、保科先生のご見解を伺うことで、討論者としての役割を果たしたいと思います。

1. 1919年「民族自決主義」の影響と三・一運動万歳示威の事例

第一次世界大戦後、国際社会において戦後処理の原則として「民族自決主義」が名目的に掲げられると、当時半植民地・植民地状態にあった諸民族はそこに大きな希望を託した。この潮流は、特に日本の植民地支配下にあった朝鮮人に強い影響を与えた。「朝鮮民族が独立した民族国家を樹立する意志を持っている」ことを示すため、当時パリ講和会議に各界各層の代表を派遣しようとする動きがあった。また国内では、1919年3月1日から始まった独立万歳示威運動が、その年の末頃まで続き、当時朝鮮全土232府郡のうち224(96.6%)が参加するほどの激しい抵抗となった。この結果、日本政府と朝鮮総督府は、1910年代の統治方針を根本的に再考せざるを得ない状況に追い込まれた。

当初、朝鮮総督府は機関紙である『毎日申報』などを通じて、何よりも「誤った流言によって民族自決主義を誤解している」朝鮮人を啓蒙しようと懸命に努めた。実際、万歳示威に参加した人々の中には、「流言」に近い話を信じていたと証言する者も少なくなかった。たとえば、慶尚北道盈徳郡のある若い示威参加者は、京城高等法院での裁判過程で次のように述べている。「フランス・パリで開催中の列国講和会議で民族自決主義が採択された。我が朝鮮民族も同会議に二名の代表を派遣し、民族自決主義に基づく独立を請願したところ、会議では特別視察員を我が朝鮮に派遣することを決定した。その特派員は二十八日に京城に到着する予定である」——という、出所の不明な詳細なうわさであった。さら

¹ 宮田節子、〈朝鮮民衆の日中戦争観 - 「流言蜚語」を通して〉《朝鮮民衆と皇民化政策》、未来社、1985；데틀레프 포이케르트, 김학이 옮김, 《나치시대의 일상사》, 개마고원, 2003 (Detlev Peukert (1982), *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde: Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus*, Bund-Verlag)

に、アメリカのウィルソン大統領が派遣した船がすでに仁川港に到着したと語る者もいた。このように、正確な事実ではなかったものの、「流言」を通じて国際社会の動向が地方の庶民にまで伝わり、その話を聞いた人々が、同時代のパリやアメリカで起こっている出来事を、自分たちの暮らす朝鮮の地方と結びつけて捉える感覚を持っていたという点は、確かに驚くべきことである。これをどのように解釈すべきだろうか。ただ単に「荒唐無稽な流言に惑わされた民衆の愚かさ」として片づけてしまってもよいのだろうか。

2. 1930年代後半～1940年代の「処女供出」のうわさと日本軍「慰安婦」の事例

戦時体制期における日本軍「慰安婦」の徴募の実態は、日本軍や朝鮮総督府などの後方権力機関によって公式に実施されたものではなかった。しかしその過程では、業者や軍属のみならず下級官僚が関与する場合も少なくなく、末端の行政現場では人数が割り当てられ、強制される事例も多く見られた。

このような状況は、朝鮮人が正確な情報を得ることができない中で、(米穀供出に対応する形で)「処女供出」に関するうわさを生み出すこととなった。この「処女供出」は、当時の公的文書によって証明することはもちろんできなかった。1941年に公布された「朝鮮臨時保安令」は、「時局に関する流言をした者は二年以下の懲役もしくは禁錮、または二千元以下の罰金に処する」(第20条)と定めており、当局は「処女供出」に関するうわさを、他の戦時下の「不敬・不穏な造言飛語」とともに処罰したが、うわさの拡散を抑えることはできなかった。

結果として、当時を生きた朝鮮人にとって「処女供出」は、彼らの生活に不可逆的な影響を及ぼした歴史的経験であり、長く韓国社会における集団的記憶として残った。その時期を語る韓国女性たちの証言集や回想録には、「処女供出」を避けるために結婚を急ぎ、条件が合わなくてもできるだけ早く嫁がなければならなかったという話が必ず登場する。² 韓国を代表する作家、朴婉緒(パク・ワンソ)の小説にも、「処女供出を避けるために娘を俵の中に隠したところ、実は隠していた米穀を捜しに来た警察官の剣に刺されて娘が死んでしまった」という話が繰り返し描かれている。

このように、「うわさ」がこれほどまでに人々の生活を規定していたのであれば、それは実体のない言葉として漂っていたものというより、むしろ「歴史的實在」であったと言えるのではないだろうか。——この点については、どのように評価されるだろうか。

² 신동훈 외, 《시집살이 이야기집성》1-7, 박이정, 2013 등.

虚偽と扇動：黒死病の流行とユダヤ人虐殺 (pogrom)、1348-51年

李相東(イ・サンドン 成均館大学校史学科副教授)

I. 序論

1348年4月13日、現在のフランス南部に位置するトゥーロン(Toulon)でユダヤ人居住区が略奪され、40人のユダヤ人が殺害された¹。ユダヤ人がキリスト教徒を殺すために井戸に毒を入れているとされたためである。当時、多くの人々が死んでいった理由は実際には疫病、すなわち黒死病のせいであったが、その原因をユダヤ人に振り向けたのである。問題の根源とされたユダヤ人を排除することによって、(実際には黒死病がもたらした)死の恐怖から逃れようとしたのである。

人々が大量に死んでいった理由はユダヤ人のせいだったという「陰謀論」は、黒死病が他地域へ拡散するのに伴って広まっていった²。これはユダヤ人への反感を増幅させ、ユダヤ人集団虐殺(pogrom)へとつながった。とりわけ、現在のドイツとスイスを含む神聖ローマ帝国における横行ぶりは、深刻であった。1348年から1351年の間に、その地域の400を超える都市や村でユダヤ人が虐殺された。神聖ローマ帝国でとりわけ深刻であった理由は、相対的に多くのユダヤ人が居住していたためである³。

このような文脈において、本論文は、西ヨーロッパ社会において黒死病の流行に伴って横行したユダヤ人虐殺、なかでも神聖ローマ帝国のケースに注目する。特に、ユダヤ人が井戸に毒を入れているという陰謀論の実体が何であったのか、またその陰謀論がどのようにして生み出されたのかを分析する。さらに、小さくは陰謀論、大きくはユダヤ人に対する社会的対応が階級(階層)によって異なっていたのかどうか、またその背景は何であったのかについて追究する。そのことを通して、黒死病の流行という社会的災厄の状況下で、虚偽と扇動によってユダヤ人虐殺はどのようにして行われるようになったのか

¹ Anna Foa, *The Jews of Europe after the Black Death* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1992), 13; John Kelly, *The Great Mortality* (London: Harper Perennial, 2006), 138.

² Kelly, *The Great Mortality*, 138-39; John Aberth, *The Black Death: The Great Mortality of 1348-1350* (Boston and New York: Bedford/St. martin's, 2017), 40-45; Rosemary Horrox, *The Black Death* (Manchester and New York: Manchester University Press, 1994), 158-77.

³ Albert Winkler, "The Approach of the Black Death in Switzerland and the Persecution of Jews, 1348-1349," *Swiss American Historical Society Review*, 43(3) (2007): 7.

を、深層のかつ多層的に把握したい。

II. ユダヤ人の「毒物陰謀論」

1348年の「ユダヤ人陰謀論」とは、そのじつは「毒物陰謀論」であった。その言うところでは、ユダヤ人はキリスト教世界を破壊する目的でキリスト教徒が飲む井戸や泉に毒を入れており⁴、その結果、多くの人々が亡くなったという。多くの人々が死亡した理由が疫病、すなわち黒死病のせいではなく、ユダヤ人のせいだったというのである。

陰謀論によれば、毒を撒く行為は組織的かつ国際的なものであった。たとえば1348年末に、現在のスイスに位置するシヨン(Chillon)で確保されたユダヤ人の陳述によると、

[スペインの]トレド(Toledo)から来たラビのヤコブ(Jacob)は、復活祭以降[フランスの]シャンベリ(Chambéry)に滞在していた。彼は自分に仕えるユダヤ人の少年を通じて、卵ほどの大きさの毒物の塊を渡した。それは粉末状で、きちんと縫製された革の袋の中に保管されていた。また、一通の書簡も同時に受け取っており、その内容は、破門に対する恐れと宗教(ユダヤ教)に対する服従心に基づいて、その毒物をその都市で最も大きく、人々が最も多く利用する井戸に投げ入れよ、というラビ・ヤコブの命令であった。……他のいくつかの地域に送られた命令書でも、よく似た内容の指示があったとも言われた⁵。

背後の勢力として、前述のヤコブ以外のラビが言及されることもあった。あるユダヤ人の陳述によれば、彼はシャンベリのラビ、ルビ・ペイレ(Rubi Peyret)の命令に従って行動したという。彼は指示に従い、仕事で訪れたヴェネツィア(Venice)、カラブリア(Calabria)、アプーリア(Apulia)、バルレッタ(Barletta)、トゥールーズ(Toulouse)で井戸に毒を入れた⁶。また別のユダヤ人は、どのようにして井戸に毒を入れるべきかについてユダヤ人の仲間たちと相談したと述べ、彼らの名前を具体的に挙げてもいる。毒物の出所がエルサレムに関係しているという陳述も得られている。陳述者の発言によると、

フェリンゲンシュタット(Veringenstadt)のアンゼルム(Anselm)というユダヤ人が、エルサレム

⁴ Aberth, *The Black Death*, 114, 125.

⁵ Aberth, 前掲書, 119.

⁶ Aberth, 前掲書, 122.

からストラズブール(Strasbourg)とフライブルク(Freiburg)へやって来た。……アンゼルムがフライブルクに来たとき、自分はヴァルトキルヒ(Waldkirch)へ行行って彼に会った。……彼は海の向こうから毒物を持ってきたのだと言っていた⁷。

毒物が神聖ローマ帝国内の他地域から運ばれたという陳述も存在する。

毒物は最初バーゼルから来た。……フライブルク、ブライザッハ(Breisach)、エンディングエン(Endingen)の井戸に毒を入れた。[それを行うのに]10日かかった⁸。

この陰謀論に関与していたのは、ユダヤ人だけではない。いわば社会的少数者である「貧者や乞食」も陰謀に加担していた。彼らはユダヤ人に買収され、金もうけを目あてに井戸や泉に毒を入れた⁹。

以上の陳述を整理すると、キリスト教徒を毒殺しようとする計画は、エルサレム、スペイン、フランスおよび神聖ローマ帝国のユダヤ人を巻き込む国際的規模の事件であった。そして中間の連絡役は地域単位の区切られており、組織を有機的に管理していた。このような点から見れば、ユダヤ人の陰謀は、キリスト教徒毒殺を事前に組織的かつ体系的に準備した国際的規模の組織事件であったということになる。

ところで、上に挙げた「陳述」は、陰謀に加担したユダヤ人を司法当局が逮捕し尋問する過程で自白された内容である。しかし、自白とは「みずから告白する」ことだ、という辞書的意味とは異なり、被疑者たちは拷問に耐えきれず、あるいはおびえを感じて陳述したのであった。14世紀当時のヨーロッパでは、司法当局が被疑者に対して拷問することは許容されていた¹⁰。

合法的な手続きを通じて確保された自白が陰謀について具体的に陳述しているからといって、国際的規模に及ぶこの組織事件は、実際に起こったと考えなければならないものだろうか。言い換えれば、ユダヤ人はキリスト教徒を殺害する目的で実際に井戸に毒を入れたのだろうか、またそのような計画があったのだろうか。この問題についての議論は、「ユダヤ人が井戸に毒を入れる」という話、すなわち陰

⁷ Aberth, 前掲書, 123.

⁸ Aberth, 前掲書, 124.

⁹ Aberth, 前掲書, 114, 117, 130.

¹⁰ Brian P. Levack, *The Witch-Hunt in Early Modern Europe*, 김동순 역(キム・ドンスン訳), 『유럽의 마녀 사냥(ヨーロッパの魔女狩り)』(서울: 소나무(ソウル:ソナム), 2003), 117-18.

謀論に関連する歴史を検討することから始めることができる。ユダヤ人が井戸に毒を入れるという陰謀が最初に発覚したのは1096年のヴォルムス(Worms)においてであった、とする主張が提起されている。このように主張する研究者たちは、第1回十字軍遠征を記録した『マインツ年代記 *Mainz anonymous chronicle*』に記された短い記事に依拠している。年代記によると、

彼ら[キリスト教徒たち]は30日前に埋葬されていたあるキリスト教徒の遺体を掘り起こして都市に運んだ。彼らは次のように呼ばわった。「ユダヤ人が我々の仲間に対してしたことを見よ。彼らはキリスト教徒を連れ去って水で煮た。それから我々を殺すためにその水を井戸に注いだのだ」と。十字軍と市民はこの言葉を聞くと、剣を抜いて叫び声をあげながら集まった。「十字架に釘付けられたお方の仇討ちをする時が来た。……幼子やゆりかごの乳飲み子に至るまで、誰一人として逃げられないようにせよ」と¹¹。

R. チャザン(Chazan)とI. ユヴァル(Yuval)は、上記の内容は1096年の直後に作成されたものであり、信頼に値すると考えている。また彼らは、キリスト教徒殺害を目的としてユダヤ人が井戸に毒を入れるという陰謀論がユダヤ人に対する反感と密接に結びつき、結果的に第1回十字軍によるユダヤ人虐殺の原動力となったとも主張している¹²。これは、ユダヤ人の毒物陰謀論が中世ヨーロッパのキリスト教社会において広く信じられていたとする、J. トラクテンベルク(Trachtenberg)およびS. W. バロン(Baron)の見解とも軌を一にする¹³。たとえばトラクテンベルクによれば、ユダヤ人による毒物陰謀が最初に提起されたのは1161年のボヘミア(Bohemia)においてであり、このとき86人のユダヤ人が火刑に処されたという¹⁴。

¹¹ Robert Chazan, “The Anti-Jewish Violence of 1096: Perpetrators and Dynamics,” in *Religious Violence between Christians and Jews: Medieval Roots, Modern Perspectives*, ed. A. S. Abulafia (Houndmills: Palgrave, 2002), 26より再引用。

¹² Robert Chazan, *God, Humanity and History: The Hebrew First Crusade Narratives* (Berkeley: University of California Press, 2000), 33; Israel Jacob Yuval, *Two nations in Your Womb: Perceptions of Jews and Christians in Late Antiquity and the Middle Ages* (Berkeley: University of California Press, 2006), 181-82.

¹³ Joshua Trachtenberg, *The Devil and the Jews: The Medieval Conception of the Jew and its Relation to Modern Antisemitism* (New Haven: Yale University Press, 1983), 97-108.

¹⁴ Trachtenberg, 前掲書, 97.

それ以外にも、1226年、現在のポーランドのヴロツワフ(Wroclaw)をはじめとして、1308年にはヴォー(Vaud)、1319年にはフランコニア(Franconia)でもそうした事件があったとする見解が示されている¹⁵。

しかし、ここで述べたような主張に対し、T. バルジライ(Barzilay)は懐疑的である。彼は、1096年の十字軍によるユダヤ人虐殺は毒物陰謀とは無関係だと考えている。第1回十字軍の遠征隊がレヴァント地域を占領した後、その地域に引き続き常駐していたムスリムが自分たちを毒殺するかもしれないという疑念が提起されており、『マインツ年代記』を記した年代記作者たちがそのことを歪曲して記載したのだろうと見る¹⁶。1161年については、当時の記録ではなく18～19世紀のドイツの歴史家が作成した文献に基づく主張であり、信憑性は劣る。1226年の事件も、当時の記録はユダヤ人の陰謀について言及していない。1226年にユダヤ人がヴロツワフから追放された理由を、後世の歴史家がユダヤ人毒物陰謀論と関連づけて推定したのである。1308年と1319年の場合も、年代記上で信頼に足る根拠は存在しない。これがバルジライの主張である¹⁷。

他方でバルジライは、ユダヤ人毒物陰謀論が最初に提起されたのは1321年であるとする。このときの陰謀論には、ユダヤ人だけが関わっていたのではなく、ハンセン病者やムスリムも含まれていた。1321年、フランス南西部および現在のスペイン北東部にあったアラゴンで、ハンセン病者が自らの病気を流行させるために井戸に毒を入れたという噂が広まった。この噂はまもなく、ハンセン病者をムスリムやユダヤ人の集団と結びつける形で陰謀論へと拡大した。フランス王国を敵視するイベリア半島のムスリム指導者たちと、フランス国内のユダヤ人が、ハンセン病者と共謀して井戸に毒を入れたという内容であった¹⁸。当時の社会で少数者であったハンセン病者とユダヤ人、そして外部の強大な敵対勢力であったムスリム、この三つの集団がひとくくりにされ、社会に危害をもたらす不純勢力とされたのである。

以上の議論からわかるように、ユダヤ人がキリスト教徒を殺害するために井戸に毒を入れたという陰謀論の起源については、さまざまな見解が提起されているが、いずれにしても、1348年以前にすでにユダヤ人による毒物陰謀論が提起されていたという事実には同意できる。ならば、陰謀に関連付けられたユ

¹⁵ Tzafir Barzilay, “Early Accusations of well poisoning against Jews: Medieval Reality or Historiographical Fiction?,” *Medieval Encounters*, 22 (2016): 520-21, 524-30.

¹⁶ Barzilay, 前掲論文, 531-2.

¹⁷ Barzilay, 前掲論文, 520-531.

¹⁸ Barzilay, 前掲論文, 517-539; David Nirenberg, *Communities of Violence: Persecution of Minorities in the Middle Ages* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1996), 52-68, 93-124; Malcolm C. Barber, “Lepers, Jews and Moslems: The Plot of Overthrow Christendom in 1321,” *History*, 66(216) (1981): 1-17.

ダヤ人の嫌疑は実際的な根拠に基づくものだったのだろうか。結論から言えば、そうではない。1321年の迫害をはじめ、(もし存在したとすれば)それ以前の事例、そして1348年の虐殺もまた、社会的少数者であったユダヤ人をスケープゴートとしたものであった。歴史において社会的少数者をスケープゴートとする理由は、社会的・文化的な文脈によって具体的には異なるであろうが、一般論的には、E. デュルケーム(Durkheim)の言葉によって理解することができる。彼によれば、「特定の個人や集団を、彼らが属する社会の規範や価値にそむく逸脱者として規定する目的は、残りの社会構成員の結束を強化することにある」という¹⁹。これは、共同体内部の葛藤が強まったときに、抵抗する力を持たない個人または集団を「スケープゴート」として内部の問題を解決するという、R. ジラール(Girard)の見解とも軌を一にする²⁰。

デュルケームとジラルールの論理を適用するならば、社会的少数者であるユダヤ人はある面でスケープゴートだと考えることができる。しかし、ユダヤ人と毒物陰謀論がなぜ結びついたのかという点には依然として疑問が残る。この疑問を解く糸口は、F. コラルル(Collard)に見いだすことができる。彼によれば、13世紀後半になると毒物を用いた犯罪が大幅に増加したという²¹。このような社会的文脈にユダヤ人という変数が結びつくことで、ひとつの可能性、すなわち、ユダヤ人がキリスト教徒の大衆を毒殺するという物語が形成される。とりわけ、ユダヤ人は医学的知識に富み、イベリア半島のムスリム社会のみならず、西ヨーロッパのキリスト教社会においても医師として活動することが多かったという事実に注目する必要がある²²。言い換えれば、反ユダヤ感情がふくれ上がっていた中世ヨーロッパ社会において、ユダ

¹⁹ Robert I. Moore, *The Formation of a Persecuting Society: Authority and Deviance in Western Europe 950-1250* (Oxford: Blackwell, 2000), 106-7; Nirenberg, *Communities of Violence*, 68.

²⁰ Bruce D. Chilton, “René Girard, James Williams, and the genesis of violence,” *Bulletin for Biblical Research*, 3 (1993): 18; Benedict O. Ushedo, “Unloading Guilt: The Innocent Victim as Illustrated by James Baldwin and René Girard,” *The Journal of Religious Thought*, 53/54 (2/1) (1997): 136; René Girard, *Le bouc émissaire*, 김진석 역(김・진석訳), 『희생양(身代りの山羊)』(서울: 민음사(ソウル: 民音社), 2007). 7-24.

²¹ Frank Collard, *The Crime of Poison in the Middle Ages*, trans. Deborah Nelson-Cambell (Westport: Praeger, 2008), 1-6, 11-17, 20-27.

²² Foa, *The Jews of Europe*, 125; Robert Chazan, *The Jews of Medieval Western Christendom, 1000-1500* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), 92, 117, 119; Winkler, “The Approach of the Black Death,” 7, 10.

ヤ人への反感を増幅させ、あるいは彼らをスケープゴートとしなければならない状況では、ユダヤ人がその優れた医学的知識によって毒を利用して社会全体を脅威に陥れるかもしれないという陰謀論が作動し得たのである。それはちょうど、近代初期のヨーロッパで魔女狩りが猛威を振るった際、魔女だと疑われた者の多くがヒーラー (healer) や産婆であったことと同じ文脈に位置づけられる²³。

以上の議論を1348年の事例に適用してみると、ユダヤ人に対する迫害と虐殺のメカニズムは次のように説明できる。1348年、黒死病という災厄に直面し、社会が恐怖と混乱に包まれる中で、人々はその原因をユダヤ人に帰し、彼らを排除しようとした。そのために、以前から存在していたユダヤ人の毒物陰謀論を再び呼び起こし、彼らを弾圧・虐殺するための名分を具体化したのである。このような過程を通じて、社会の構成員は安定を取り戻せると期待したのであった。

つまり、先行する事例と同様、1348年の陰謀は実在していなかったのである。ユダヤ人容疑者の陳述は合法的な手続きを通じて確保されたものとはいえ、それは、拷問に耐えきれず、あるいは拷問への恐怖によってなされた虚偽の自白にすぎない。実際、当時の記録には、このときに提起された陰謀が実体のない誤ったものであることを認識していた記述が見られる。たとえば、年代記作者コンラドゥス・メーゲンベルゲンシス (Conradus Megenbergensis, 1374年没) は、次のような記述によって陰謀論が虚構であることを示唆している。

多くの場所でユダヤ人が殺害され、2年ほど前に完全に追放されたにもかかわらず、死[疫病、すなわち黒死病]は力強い手で同じ地域を叩きのめし、そこに残る人々を打ち負かしている。……私の見るところ、このような、あるいは似たような理由で、ほとんど全世界に広がったこの途方もない死の原因は、あの哀れなユダヤ人ではないようだ²⁴。

フランス人外科医ギー・ド・ショーリアック (Guy de Chauliac, 1368年没) もまた、ユダヤ人に対する非難は誤ったものであると考えていた。彼は「人々がユダヤ人を殺したのは、ユダヤ人が毒によって世界を滅ぼすと信じていたからである」と述べ、さらに次のような記述によって、当時の人々がユダヤ人の毒物陰謀論をいかに盲信していたかを示している。「人々は、粉薬や軟膏を持っている者を見つけると、それが毒ではないことを確かめるために、本人にそれを飲ませようとするだろう²⁵」と。当時、最高水準の医学

²³ レヴァック『ヨーロッパの魔女狩り』, 192-93.

²⁴ Aberth, *The Black Death*, 131-32.

²⁵ Sylvia Lettice Thrupp, *Change in Medieval Society: Europe North of the Alps, 1050-1500* (Toronto: University of Toronto Press, 1988), 214.

的知識を有していたショーリアックの目から見れば、ユダヤ人に対する非難は無知と恐怖に起因する盲目的な偏見に他ならなかった。

Ⅲ. 階層(階級)による対応

ユダヤ人陰謀論は、当時のすべての人々に同じ深度で理解されたわけではなかった。階層(階級)によって、陰謀論、そしてユダヤ人に向き合う態度は異なっていた。

(1) 都市民衆の反応

1348-51年に都市民衆がユダヤ人に加えた暴力は、基本的に宗教的文脈に起源を持っていた。ユダヤ人に対する反感はるか以前から存在していたが、ユダヤ人への集団的暴力が表面化したのは1096年の第1回十字軍遠征によってであった²⁶。第1回十字軍遠征の究極的な目的は、イエスが葬られたエルサレムを奪還することであった。だが、ユダヤ人はイエスを死に追いやった者たちである。したがって、エルサレム奪還に向けられた願望はユダヤ人に対する憤怒の増幅へとつながり、遠征軍に所属しているという集団的心理は、非理性的で歯止めのきかない暴力性を噴出させた。

第1回十字軍遠征を通じて経験されたユダヤ人への暴力は、11世紀以来進められた教権の強化および教理の体系化とともに、12世紀になるとより具体的な根拠を得ることになった。ユダヤ人は、宗教的儀式によるいわゆる「儀礼的殺害(ritual murder)」の形で自らの子を殺すと考えられており、それゆえキリスト教徒の子どもも殺害するかもしれないと疑われた²⁷。このような過程を経るなかで、西ヨーロッパのキリスト教社会においては、ユダヤ人に対する憎悪と嫌悪が内面化され、状況によってはその憎悪と嫌悪が暴力的な形で表出した。たとえば、1281年と1283年のマインツ、1285年のミュンヘン(Munich)、そして1287年のオーバーヴェーゼル(Oberwesel)などの地域で、ユダヤ人虐殺が行われた²⁸。これらの事件が地域単位で発生したものであったのに対し、1321年の場合はより広範な地域で起こった。1348-51年のユダヤ人虐殺は、こうした文脈から理解することができる。

²⁶ John Gilchrist, “The Perception of Jews in the Canon Law in the Period of the First Two Crusades,” *Jewish History*, 3(1) (1998): 9-24.

²⁷ Yuval, *Two nations in Your Womb*, 154-174.

²⁸ Albert Winkler, “The Medieval Holocaust: The Approach of the Plague and the Destruction of Jews in Germany, 1348-1349,” *Federation of East European Family History Societies*, XIII (2005): 8-10.

民衆がユダヤ人を虐殺した理由は、宗教的背景だけがすべてではなかった。より現実的、すなわち政治的・経済的な要因も存在していた。14世紀を含む中世後期の神聖ローマ帝国内の都市では、ギルド組織が活発化した。下層民によって構成されたギルドは、都市内で自らの政治的権力を拡大しようとしたが、支配階級である都市エリート層および都市内の教会権力からの牽制を受けた。都市内の権力をめぐって、民衆階級であるギルド構成員と支配階級が対立する葛藤の状況に、ユダヤ人が巻き込まれることとなった。ユダヤ人の高利貸業者がどちらの側により多くの資金を貸し付けるかが、都市内の政治的・経済的権力の行方に影響を及ぼし得たからである。そしてユダヤ人の資金は、民衆階級よりも支配階級へ流入する傾向が強かった。実際には大きな金額ではなかったとしても、支配階級に資金が渡るということは、民衆階級の立場から見れば政治的・経済的な競争相手を支援するふるまいであった²⁹。つまり、金額の多寡にかかわらず、ユダヤ人の資金が都市上層に流入するという事実そのものが、ギルド構成員、すなわち民衆にとっては敵対的行為となり得たのである。しかし、このような政治的・経済的状況だけでは、民衆のユダヤ人に対する暴力性が爆発するには不十分であった。政治的・経済的文脈が、疫病によって引き起こされた恐怖と混乱、さらに宗教的憎悪・嫌悪と結びついていけば、それが巨大な原動力となって、人々をユダヤ人に対する暴力に向かわせることになった。

(2) 都市当局の対応

ユダヤ人虐殺を主導した勢力は民衆ではなく、都市当局であったとする主張もある。都市当局は当初からユダヤ人を虐殺しようとしたわけではなく、経済的利害関係によってはユダヤ人を保護することもあった。ケルン(Cologne)の事例を挙げてみよう。1348年の黒死病流行以前、ケルンのユダヤ人共同体は繁栄しており、都市の中心部には約750人のユダヤ人が居住していた。都市当局は彼らから多くの税収を得ていた。また、ユダヤ人の文化的・経済的活動は都市の発展にも寄与していた。したがって、都市当局はユダヤ人共同体の破壊を傍観することはできなかった。さらに、他の都市でそうだったのと同じく、ユダヤ人を虐殺するとともに彼らの家屋を焼き払えば、都市の中心部全体が炎に包まれるおそれもあった³⁰。これはユダヤ人だけでなく、キリスト教徒の財産や生命をも大きく脅かすものであった。結局、ケルン市当局は都市エリート層の利害に合致する措置として、ユダヤ人を虐殺から保護しようとした。同様あるいは類似の文脈において、他の場所でも都市当局や都市エリートたちはユダヤ人を保護

²⁹ Winkler, “The Approach of the Black Death,” 16.

³⁰ M. Schmandt, “Cologne, Jewish Centre on the Lower Rhine,” in *The Jews of Europe in the Middle Ages* (Tenth to Fifteenth Centuries), ed. C. Cluse (Turnhout: Brepols, 2004), 373.

しようとした³¹。

しかし最終的に、ケルンをはじめとする他の地域でも、都市当局はユダヤ人を虐殺する決定を下した。ユダヤ人が都市の財政・経済基盤に大きく貢献していたとはいえ、都市内のユダヤ資金がエリート階級へ多く流入していたことは、都市支配層から見れば、ユダヤ人虐殺を誘惑する要因でもあった。要するに、金を貸してくれたユダヤ人がいなくなれば、債務者は借金を返済しなくてよくなるのである。こうした点からすれば、「ユダヤ人が殺されたのは金のためである」という言葉はある面での的を射ている³²。しかし、イングランド王エドワード1世が経済的・財政的理由からユダヤ人をイングランドから追放したように³³、1348-51年の神聖ローマ帝国の都市エリートたちも、「金のため」に行動するのならば、ユダヤ人に対して虐殺よりもっと穏便な措置を取ることができたはずである。したがって、都市エリートたちが単にユダヤ人高利貸との経済的利害関係のためにユダヤ人虐殺を実行したと断定することは難しい。

では、他にどのような背景があったのか。ケルン市当局の書簡は、市当局が当初の態度を変えてユダヤ人虐殺に踏み切った理由を示唆している。それは、都市の安定と秩序の維持を最優先とした市当局の立場に関係していた。混乱を鎮め、安定を維持・回復するための統治手段として、先に述べたデュルケームとジラールの「他者化」および「スケープゴート」というメカニズムが作動したのである。この点について論じるために、まずケルン市当局の発言を見てみよう。

もしユダヤ人虐殺が主要な都市で許されるならば、……それは別の醜聞や騒動を引き起こすおそれがある。その結果、民衆が暴動を起こす可能性が生じる。過去においてそのような暴動は都市に不幸と荒廃をもたらした。……したがって、根拠のない噂のために、我々の都市のユダヤ人が困難な状況に直面することを許さないことにした³⁴。

言い換えれば、ユダヤ人虐殺を容認してはならない理由は、他ならぬ民衆の暴力行為を阻むため、すなわち社会秩序を維持するためであった。ケルン市当局が民衆の集団的暴力行為に敏感であったのは、過去にすでに幾度か民衆蜂起を経験していたからである。たとえば、1288年には市民が都市領主である大司教に反抗し、また1348年、黒死病が流行する直前には「屠殺業者ギルド」が市当局に対し

³¹ Winkler, “The Clamor of the People,” 50; Horrox, *The Black Death*, 209-210.

³² Byrne, *The Black Death*, 84-85.

³³ Michael Prestwich, *Edward I* (New Haven: Yale University Press, 1997), 343-46.

³⁴ Aberth, *The Black Death*, 127; Horrox, *The Black Death*, 220.

て暴動を起こしたことがあった³⁵。他の都市もそれぞれの事情によって具体的には異なる面がありながらも、状況はケルンと大きく異なるものではなかっただろう。

その後の都市当局は、社会の安定を維持・回復するための措置を取らなければならなかった。この部分において、先に論じたデュルケームとジラールの「他者化」および「スケープゴート」というメカニズムが適用される。疫病の流行がもたらした社会の混乱の中で、「残りの社会構成員の結束を強化する」ことを目的として、少数者集団を他者として規定し、スケープゴートとした。すなわち、都市当局は社会的安定を追求するために、少数者集団をスケープゴートとしたのである。いくつも存在していた少数者集団の中で、主要な標的となったのはユダヤ人であった。前述したように、西ヨーロッパのキリスト教社会に内在していたユダヤ人への憎悪と嫌悪、さらにユダヤ人高利貸業者との利害関係といった宗教的・心理的および社会的・経済的状况が、ユダヤ人を主要な標的とすることとなった要因なのである。

IV. 結論

黒死病という災厄に直面し、(本稿では神聖ローマ帝国を中心に考察したが)西ヨーロッパのキリスト教世界は恐怖と不安に包まれた。そうした恐怖と不安は、ユダヤ人がキリスト教社会を破壊するために井戸に毒を入れるという毒物陰謀論の生成と流布へとつながった。この陰謀論は、ユダヤ人集団虐殺に名分を与えるものであった。陰謀論は、キリスト教社会に内在していたユダヤ人への嫌悪と憎悪に、13世紀中葉以降の毒物を用いた犯罪の増加、そして医学的知識に比較的長けていたユダヤ人の特性が結びついて形成された。ユダヤ人毒物陰謀論は、単に計画としてのみ案出されたのではなかった。1348-51年当時、多くの人々はユダヤ人が実際に井戸に毒を入れたと信じていた。その理由として、第一に、拷問を通してではあったが合法的な手続の中で、ユダヤ人が自分たちの罪を認めたからである。それに加えて、複数都市の当局が尋問や自白の内容を文書化して他の都市とやり取りしており³⁶、その過程でユダヤ人陰謀論は拡大再生産された。第二に、社会が困難に直面したとき、社会の構成員は少数者集団を社会の規範や価値に反する逸脱者、すなわち他者として位置づけ、彼らをスケープゴートとすることで社会内部の問題を解決し、構成員の結束を図ろうとする傾向があるという、デュルケームとジラールの一般論的見解を適用できる。第三に、宗教的・心理的側面において、キリスト教社会に内在化していた反ユダヤ人感情もまた、ユダヤ人陰謀論の存在を信じさせることとなった。

陰謀論は広く信じられるようになったが、その陰謀論に対する反応やユダヤ人への態度は、社会全

³⁵ Schmandt, "Cologne, Jewish Centre on the Lower Rhine," 371, 373.

³⁶ Aberth, *The Black Death*, 115-29.

体で一様ではなかった。たとえば民衆階級は陰謀論を盲信し、思うままにユダヤ人虐殺を行った。宗教的・心理的文脈および都市内の権力関係に関わる政治的・経済的状況が、ユダヤ人に対する反感を増幅させたのである。こうした嫌悪と反感は、黒死病の流行という特定の局面で暴力性を強めた。一方で、都市のエリート階級は経済的利害関係からユダヤ人を保護しようとする傾向も見せたが、最終的には虐殺を断行した。疫病が引き起こした混乱に直面した都市当局が何よりも重視した価値は、社会の安定と権威の回復であった。都市当局は社会の少数者、特にユダヤ人をスケープゴートとすることで社会の緊張を緩和しようとしたのである。ユダヤ人が主要な標的となった理由は、宗教的・心理的および社会的・経済的文脈が結びついた複合的な要因によるものであった。

このように、黒死病という未曾有の災厄がもたらした混乱は、社会の少数者であるユダヤ人に対する嫌悪と憎悪を増幅させ、大規模なユダヤ人虐殺へとつながった。虚偽と扇動が横行し、社会全体が集団的狂気に包まれて、悪が日常化したのである。しかし、そのような狂信的な集団という表層の内側には、前述の年代記作者コンラドゥス・メーゲンベルゲンシスや外科医ギー・ド・ショーリアックのように、ユダヤ人陰謀論に批判的であった個人も存在していた。1348-51年、虚偽と扇動が跋扈し、ユダヤ人に対する「悪の日常性」がふくれ上がっていた現実の中でも、そうではなかった個人の痕跡を掘り起こす作業がいまこそ求められている。

感情と情報リテラシーが交差するところ—第二次世界大戦

末期ドイツにおける噂、ニュース、エゴ・ドキュメント

小野寺拓也(東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授)

1. はじめに

本報告が考察対象とするのは「噂」です。オールポートとポストマンによる有名な公式、「R(デマの流布量) = i(当事者に対する問題の重要さ) × a(その論題についての証拠の曖昧さ)」に端的に表れているように¹、誰もが情報を必要としている状況において正確な情報が不足していれば誤った情報が広まりやすいことは、私たちが東日本大震災などで経験した通りです。人間の世界認識はつねに不完全であり、だからこそ私たちは社会や人間関係のなかでさまざまな情報を収集することでそれを必死に理解しようとするのですが、災害や戦争、テロといった危機的状況になると、その不完全さが端的な形で表れます。その意味で噂とは、人間の世界理解の本質を問うようなテーマと言えます。

にもかかわらず、噂についての歴史研究はそれほど活発に行われてきたとは言えません。その背景にはおそらく二つの問題があると思われます。一つは定義の困難さです。デマ、流言、ゴシップ、都市伝説、風評などと噂を明確に区分することはできません²。もう一つは史料的な難しさです。公的な記録に「噂」として記されるのは、それを望ましくないと考える体制側のフィルターに引っかけたものだけであり、一部の極端な、体制にとって危険とみなされるものだけが残りやすいというのが実情です。

そのため本報告では、第二次世界大戦末期のドイツ社会という危機的な状況における噂を考える上で、三つの史料群を考察したいと思います。第一に、国防軍民情報報告書から体制側のフィルターにかかった噂を紹介します³。第二に、そうした噂に対する権力側のまなざしを『部隊のための

¹ G・W・オールポート/L・ポストマン、南博訳『デマの心理学』岩波書店、1952年、42頁。

² 参照、David Coast/ Jo Fox, Rumor and Politics, in: *History Compass* 13/5(2015), pp. 222-234.

³ 第二次大戦末期、親衛隊保安部(SD)による民情報告書はほぼ停止状態にあった。公的な宣伝が国民によって信用されていないことを憂慮したナチ体制は、比較的人びとの間で未だ信用の厚かった国防軍兵士を大都市に配置して、ナチ体制や戦争状況に関する肯定的な情報を人びとへと吹き込む「ロコミ作戦Mundpropaganda Aktion」を極秘のうちに実施した。その任務は、住民の「態度と気分を正確に観察し、どのような噂が広まっているのかを確かめ」、「噂、すなわち不穏な状態

ニュース』紙から考察します⁴。噂についてのこうした「上」からの史料に加え、第三に、エゴ・ドキュメントである野戦郵便の分析を行います。

第二次大戦末期のドイツでは、戦況が悪化するにつれて体制によるプロパガンダは説得力を失い、人びとは前線からの手紙、噂話、米英軍のビラやBBCによるドイツ語放送などから情報を独自に収集するようになっていました。野戦郵便において「あらゆる種類の噂を広めること」は禁止事項の一つでしたが、手紙は前線と銃後をつなぐほぼ唯一の通信手段であったこともあり、情報伝達がとくに急を要する大戦末期にあつて、兵士たちがそうしたことに構う余裕はありませんでした。野戦郵便は、信用できる情報が欠如していた銃後にとっても情報源として貴重なメディアでした。さらに噂は、ナチ体制のように特定の意見を表明することが禁じられている社会にあつても、主語を隠した状態で人々が自らの意見や、不安や願望といった感情を表明できる格好の手段でもありました。その意味で噂とは、「張本人として名を挙げられずに何かを言える技術」⁵、「責任を取らなくてもよいコミュニケーション」⁶であると言えます。明確な主体や輪郭をもたない噂や感情が拡散することを、権力は統制することができなかつたし、だからこそ権力は噂を監視し、警戒したのです。

本報告ではこうした体制から半ば自律した「非公式の世論市場」⁷が、噂を通してどのように形成されていったのか考察するとともに、エゴ・ドキュメントという史料を加えることでどのような歴史像が見えてくるのかについても考えてみたいと思います。

2. 国防軍民情報告書に見られる「噂」

清水幾太郎は、流言とは人びとの隠れた感情を表出させる「潜在的世論」であると指摘していま

や指導部に対する不信感、あるいは戦争の行方についての不安を住民の間で呼び覚ますようなすべての情報や報告に対抗する」ことにあつた(Wolfram Wette/ Richarda Bremer/ Detlev Vogel (Hg.) *Das letzte halbe Jahr. Stimmungsberichte der Wehrmachtpropaganda 1944/45*, Köln, 2001, S. 92, 61)。その結果作成された民情報告書が、1944年10月から敗戦直前まで、ベルリンなどいくつかの都市で残存する。

⁴ 国防軍宣伝課(1944年10月からはナチ指導部)が週二回発行する機関誌であり、1940年4月から1945年2月まで刊行され、中隊レベルにまで配付されていた。中隊長の集会での訓話などでも利用されていた。Bill Borys, „Mitteilungen für die Truppe“: Ideology in Publication, M.A. Thesis, McGill University, 1994.

⁵ ハンス＝ヨアヒム・ノイバウアー、西村正身訳『噂の研究』青土社、2000年、138頁。

⁶ 松田美佐『うわさとは何か——ネットで変容する「最も古いメディア」』中央公論社、2014年、64頁。

⁷ Frank Bajohr, Hamburg - Der Zerfall der „Volksgemeinschaft“, in: Ulrich Herbert/ Axel Schildt (Hg.), *Kriegsende in Europa. Vom Beginn des deutschen Machtzerfalls bis zur Stabilisierung der Nachkriegsordnung 1944-1948*, Essen, 1998, S. 321.

すが⁸、国防軍民情報告書に記録された噂はまさにそのようなものとして理解できます。秘密裏にドイツ軍が多大な戦果を挙げているという願望は、国外メディアなど真偽の確かめようのない情報源からの情報として提示されます⁹。Vロケットやジェット戦闘機がもうすぐ投入されるという、噂に現れる人びとの強い期待感、報告書の執筆者をも「しばしば疑いなく度を越した効果が期待されている」¹⁰と不安がらせるほどでした。そろそろ戦争が終結してほしいという願望は、“現在停戦交渉が進行中である”、“すでにパーペン[元副首相、元駐トルコ大使]が平和交渉のためにイギリスにいる”という噂となって現れ¹¹、なんとしても空襲から逃れたい、安全な場所を見つけないという願望が、“「病院都市」にいけば空襲から逃れられる”という噂¹²に結実します。敵であるロシア軍の強さは、その背後に降伏してロシアに協力しているドイツ軍将官がいるということによって合理化されました¹³。

その一方で、戦況が悪化するなか、仲間についての良い情報、「敵」についての悪い情報を伝えることで自らの苦痛を軽減するという噂の機能が現実のものとなることは、著しく困難になっていました。一般的に噂においては、現状に否定的なものが圧倒的に多いことがしばしば指摘されますが¹⁴、国防軍民情報告書でも、敵の脅威を強調し自軍の劣勢をことさらに強調するような噂がきわめて多くなっています。また、政治・軍事指導部の動静についても、情報がきちんと国民に伝えられないこともあり、様々な憶測が飛び交っていました。ヒトラーの重病説や死亡説、ヒムラーによる権力奪取説、ナチ体制後の政治秩序に関する推測などです¹⁵。くわえて、銃後における物資不足

⁸ 清水幾太郎『流言蜚語』筑摩書房、2011年、125頁。

⁹ “北海上空でドイツ軍が米軍機三百機を撃ち落としたにもかかわらず、なぜそのことについて沈黙しているのかとアメリカのラジオ局が不審がっていた”、“スウェーデンとスイス[ともに中立国]の政府が、ドイツ空軍のすさまじい戦果についてなぜ公表しないのかとドイツ軍指導部に問い合わせてきた”Wette/ Bremer/ Vogel(Hg.), *a.a.O.*, S. 174, 210.

¹⁰ *Ebd.*, S. 167.

¹¹ *Ebd.*, S. 253, 254.

¹² エアランゲンが「病院都市」として敵に認められ、すべての軍需産業は14日以内にエアランゲンを退去するよう、ドイツ政府に対して最後通牒が出された、リューベックは「病院都市」であると宣言されたので、そこにいけば空襲から逃れられるといったことが、噂として流れていた。*Ebd.*, S. 379, 404.

¹³ 1943年2月にスターリングラードでロシア軍に降伏した、第六軍元司令官パウルス将軍がボルシェヴィキを公然と支持して、今やドイツ軍に敵対しており[これは事実]、ソ連軍が成功を収めているのは彼や、[彼と共にドイツ将校同盟に加わり対ソ協力を行った]ザイトリッツが大部隊を率いていることにその一因がある、という噂も流れていた。*Ebd.*, S. 210, 230.

¹⁴ ディフォンツォは、ポジティブな情報よりもネガティブな情報を重視する「ネガティビティ・バイアス」の存在を指摘している。ニコラス・ディフォンツォ、江口泰子訳『うわさとデマ——ロコミの科学』講談社、2011年、63頁。

¹⁵ Wette/ Bremer/ Vogel(Hg.), *a.a.O.*, S. 313, 314, 258.

や生活状況の悪化や¹⁶、そうした国民の状況を考慮せず身勝手な行動に走る政府高官やナチ党幹部たちの行動も¹⁷、人びとの噂の対象になりました。さらに、“ベルリン近郊にイギリス軍機が工作員を降下させ、ハノーファーとその近郊で敵が武器を投下したが、その武器は反乱軍や外国人のためのものだと言われている¹⁸”、“「二万人のユダヤ人はどこにいるのか」明らかにせよという連合国の最後通牒の期限が今日〔1945年2月20日〕であり、今日中にベルリンへの大規模空襲がある¹⁹”といった噂には、ドイツ国内の外国人が蜂起するのではないかという不安や、ユダヤ人迫害に対する罪の意識が表出していたと考えることができます²⁰。

3. 『部隊のためのニュース』紙から

そのような噂の多くを、国防軍宣伝課が作成していた『部隊のためのニュース』紙は、基本的には敵による妨害工作であると理解しようとしていました。「戦時下にあつて国中で出回っている噂の出所は、90%が敵の放送、宣伝ビラ、工作員がばらまいた嘘である」²¹といった記述がそれです。“配給が削減されるのではないか²²”、“戦没兵士は口座が没収されるらしい²³”、“65歳以上の高齢者には医薬品はもはや配布されず、老人は死なせよという命令を医師がひそかに受けている²⁴”など、人々の生存に関わる問題。全員が平等であるべき民族共同体や総力戦体制にもかかわら

¹⁶ *Ebd.*, S. 178, 184, 274, 294.

¹⁷ *Ebd.*, S. 230, 274, 313.

¹⁸ *Ebd.*, S. 379, 143.

¹⁹ *Ebd.*, S. 404.

²⁰ “外国人は多くの武器を無許可で所有しているのではないか、ベルリンにいる外国人の多くがいつの日か戦闘を開始するのではないかといった不安が広がっている”と、報告書には記載されている。*Ebd.*, S. 163, 234. ユダヤ人に関しても、“ユダヤ人やポーランド人の扱いによって我々ドイツ人はすでに十分罪を負っているのだ”、“我々のユダヤ人に対する扱いはあまりにもひどく、それによって我々じしんもこの戦争に責任がある”といった発言が記されている。*Ebd.*, S. 164, 317.

²¹ *Mitteilungen für die Truppe* Nr. 280 (August 1943). (以下史料名は省略し、番号と刊行年月のみ記す)ほかにも、“1914年以降ずっとこれが敵のやり方だった”のであり(Nr. 273, Juli 1943)、“「モスクワかロンドンの嘘アジテーション」だと考えなければいけない”(Nr. 251, März 1943)、“何百回も繰り返し流すことによって、信憑性を与えようとしている”(Nr. 280, August 1943)といった記述がある。

²² Nr. 273 (Juli 1943). この敵宣伝には効果的な対抗手段がないとも述べられている。

²³ Nr. 303 (Januar 1944); Nr. 385 (Januar 1945). まったく根拠のない噂であり敵工作員による攪乱にすぎないこと、将来もそのようなことは絶対になく、口座の預金は遺族にきちんと引き渡されると述べられている。

²⁴ Nr. 273 (Juli 1943). さらに“65歳以上は強制的に老人ホームに入れ、空いた住居を空襲被害者に提供する”という噂もあり、それを広めているなかには兵士もいることが指摘されている。

ず、“党幹部は労働動員から免除されており、配給でも特権的な扱いを受けている”という噂²⁵。“総統が退陣した”、“ゲーリングが逮捕あるいは解任された”、“著名な政治指導者たちのあいだで決闘が行われた”、といった指導者の動向にかんする噂²⁶。これらは基本的に敵の放送、宣伝ビラ、工作人員による仕業とされました。そしてこれは、まったく根拠のない主張というわけでもありませんでした。イギリスの政治戦争指導部は、ラジオ放送や空襲散布されるパンフレット、郵便、工作人員などを通じて虚偽の噂を広めていましたし、配給や疎開・避難をめぐる軋轢や党幹部の特権的扱い、指導者同士の争いや外国人蜂起の恐れなどは、とくに「黒い」プロパガンダ(虚偽宣伝)として連合国側によって意図的に広められていたものでした²⁷。

しかしこれらの「黒い」プロパガンダが比較的 success を収めたのは、それらがドイツ国民の感情に合致するものだったからでもあります。そして国防軍宣伝課も、噂の原因が敵の工作にすべて帰せられるものではないことも理解していました。「一部の民族同胞の愚かさとおしゃべり好き」が噂の伝播を助長しており²⁸、ひとたび広まるとインフルエンザのように手の打ちようがなくなること²⁹。話が面白い、くだらないという理由だけで拡散する状況にあること³⁰。前線を知らない兵士ほど誇張している語りがちで、それがさらに誇張されて伝わること³¹。また激しい空襲や戦闘の後に冷静な判断を行うことはきわめて難しく、そうした状況下では、とくに人が多く集まる場所では噂がはびこる

²⁵ Nr. 251 (März 1943); Nr. 337 (Juni 1944). “すべての管区指導者は特別な証明書を持っており、それによってホテルでも配給券なしに食事ができている”という噂もあった。西部戦線でも、“党指導者には通常の6倍から8倍の配給が割り当てられている”という宣伝ビラがばらまかれていると記されている。

²⁶ Nr. 273 (Juli 1943); Nr. 276 (August 1943); Nr. 278 (August 1943); Nr. 318 (März 1944). ほかに、“総統やゲーリングが病気になった”、“ヒムラーがけがをして総統演説の場に来られない”、などといった噂が流れた。敵がこうした情報を広めるのは、敵がいかにかこうした人物を重要視しているかの証左であるとされた。また、“SAの指導者と陸軍将校が喧嘩し後者を射殺した”、“SSと海軍の間でもめ事がある”などの噂も、党と国防軍の間にくさびを打ち込む敵の戦略とされた。

²⁷ Stanley Newcourt-Nowodworski, *Black Propaganda: In the Second World War*, Gloucestershire, 1996; Lee Richards, *The Black Art: British Clandestine Psychological Warfare Against the Third Reich*, Peacchaven, 2010.

²⁸ Nr. 273 (Juli 1943).

²⁹ Nr. 276 (August 1943). ロシアのシラミと一緒に完全に根絶することは困難だ、という記述も見られる(Nr. 337, Juni 1944)。

³⁰ 「彼らが、男女に伝えようと試みて持ち出すたわごとが卑劣なものであればあるほど、その無意味さがバカバカしいものであればあるほど、これに進んで耳を傾ける人々が数多く存在するのである。[略]噂は、性格的に価値の低い人々にとって日々のパンに塗る蜂蜜であり、噂はパン以上に求められている」。Nr. 337 (Juni 1944)。

³¹ Nr. 297 (Dezember 1943). 別の号では、本当の前線兵士とは沈黙しているものであり、自分からべらべらと自らの体験を話すこともないし、話すとしてもその内容は冷静で事実に基づいたものではなく、噂であるとして記されている(Nr. 327, Mai 1944)。

ことが避けられないこと³²。

このように国防軍宣伝課は、噂が広がるメカニズムをそれなりに客観的に理解しようとはしてはいたものの、持ち出される議論の多くは、道徳的なものでした。“こうした噂を広める人間はまじめに働かない人間であり³³”、“軍服を着るといふ名誉を理解しない者である³⁴”と批判されました。

ゆえに、その噂を「伝達するとわが民族の利益になるか」どうかを第一に考え³⁵、まともな生活を続け、噂を広めている人間がいた場合には断固としてその場で反論を加えることが期待されました³⁶。噂を広めるおしゃべりは「虚弱者、ほら吹き、人格破綻者と同じ」であるとされました³⁷。

このように噂は、ナチ体制にとって強い危機感を呼び起こす問題でした。それは第一に、いったん広まると、とくに人々の生存に関わる問題は伝播に歯止めがきかなくなること、第二に噂はつねに体制にとって「ほとんどが不愉快なものを含んで」おり、しかも彼らも気づいていたように悪い噂のほうがすぐに拡散したからです³⁸。それは、絶望的な状況のもとでなお戦争を継続する前提となる楽観主義を、根本から掘り崩すものに他なりませんでした。

4. 野戦郵便で交わされる情報

³² 「もつともひどい噂は、大都市への大規模な空襲のあとに生じる」(Nr. 273, Juli 1943)。機密上の理由から死者数を公表できないことをいいことに敵が誇張した数字を喧伝し、それが噂として広まるという、率直な記述も見られる(Nr. 278, August 1943)。

³³ Nr. 276 (August 1943)。「まともな生活を続けなさい。仕事をし、仕事に喜びを持ちなさい。よき戦友意識を維持し、慰めを必要としている人間を元気づけ、我々の勇敢で立派な国民を助け、厳しい時期をしっかりと乗り越えていこう」。100人の内少なくとも90人はこうした人間であるとは記されているが、それ以外の10人、つまりまともな生活をしていない人びとが噂を広めていることが示唆されている。

³⁴ 第297号では、ドイツ軍の軍服を着るといふ名誉を帯びたドイツ兵が、現地住民と同レベルで噂にふけるのは前代未聞のことだという批判がなされている。

³⁵ 「それがドイツに益する情報であるなら伝達せよ。それがドイツを害するものであるならば、どんな状況であっても伝達してはならない」(Nr. 251, März 1943)。「どうやって噂を見分けるのだろうか？とくに、それが敵によるものであるかどうかをどうやって見極めるのだろうか？非常に簡単なことだ。その話を語っている人間に、ただこう尋ねればいい。この話は敵を利するものか、と。それを伝達するとわが民族の利益になるか、と。この問いさえ投げかければ、判断のさいに誤ることはない」(Nr. 318, März 1944)。「話が語られているさいには、その話は自分の部隊の利益になるのか、害を与えるのかを自問自答しなさい」(Nr. 346, Juni 1944)。

³⁶ Nr. 327 (Mai 1944)。

³⁷ Nr. 327 (Mai 1944)。

³⁸ 「ほとんどの場合、噂によって広められるのは喜ばしい内容ではない。噂の本質は、そのほとんどが不愉快なものを含んでいるという点にある」。Nr. 273 (Juli 1943)；「悪い噂はよい噂よりもつねにすぐに広まるということはよく知られているし、奇妙なことに、状況から肯定的なものを拾い出すことができる人よりも、それを悪い方へと誇張する人間の方が多いのである」。Nr. 346 (Mai 1944)。

一方銃後から前線へと送られた手紙からは、そうした生存にかかわる問題、あるいは体制にとって不愉快な問題が、実際に噂として銃後に流れていたことが読み取れます。ここでは時間の関係から、1926年生まれでイタリアにいた二等兵ヴィルヘルム・Nが1944年2月から11月にかけて、ルール地方のミュールハイム・アン・デア・ルールに住む両親にあてて記した109通の野戦郵便に焦点を絞って考えたいと思います³⁹。

まず兵士たちは、戦況について未知の情報を家族などからの手紙から得ることがありました。「アドリア海沿岸が攻撃を受けたというのは、私も知りませんでした。とにかく、ここでは何も起きていません」(1944年3月7日)、「あなたがたの手紙によると、西部では戦線が安定したようですね。それが事実だとよいのですが」(10月18日)など、手紙は、公的な情報の欠如を補う役割を果たしていました。また、「すべての前線で、死者が出た場合と空襲で重度の被害が出た場合以外には休暇は許されていません」(7月26日)というふうに、兵士とその家族にとっては重要であるが公的な情報源からは伝えられない休暇に関する情報、「ヴィルヘルム・Mは今月初めに亡くなりました。彼は突撃部隊とともにでて行って、そこで亡くなりました」、「エルンスト・Mは私の戦友から聞いた話では捕虜になりました。私の訓練を担当していた下士官も、捕虜になりました」(7月30日)というような個人的な安否情報を、ヴィルヘルムは家族に伝えています。

ただ、ヴィルヘルムも両親も公的な情報源は重視していました。とくに、国防軍最高司令部が毎日発表する戦況報告「国防軍発表」は重要でした。ただし、情報の扱い方は慎重です。

「私が元々いた部隊はまだ戦闘中です。私が今聞いたところによると、彼らは多大の損害を被ったようです。昨日私たちの師団〔第278歩兵師団〕が国防軍発表で言及されました。何人かの戦友が今日師団長と会って、彼らと少々話をしました。彼がとくに言っていたのは、我々を戦闘に送る予定はない、もう少し待たなければならないということでした。彼が考えを変えないとよいのですが」

³⁹ MSPT-3.2008.1389. 史料を引用・参照する場合には史料番号は省略し、日付のみ記す。ヴィルヘルムは1926年生まれ。パンおよびケーキ製造業を営むプロテスタントの家庭に育った。6歳上の兄カールは1943年、スターリングラード戦のさなかにソ連の捕虜となっている。ヴィルヘルムは国民学校〔当時八年制の初等、前期中等学校〕を卒業、1944年に18歳になり徴兵された。第994擲弾兵連隊(第278歩兵師団所属)に配属され、イタリアで軍事訓練を受けた。装甲部隊への転属を希望するも、叶わず突撃砲小隊に配属された。5月下旬には第278野戦予備大隊に転属となり、ここで通信部隊としての軍事訓練を受けている。7月下旬に再び元の大隊に戻され、最前線に送られて「砲火の洗礼」を経験。9月初頭、左ふくらはぎが深く脂腺にまで化膿するフルンケル(癩)にかかり、後方の野戦病院、次いでオーストリアの病院へ送られた。終戦時にはソ連の捕虜となり、その後帰国を果たしている。以下のオンライン・データベースで、ヴィルヘルムの略歴と写真、および一部の手紙の抜粋を見ることができる。<https://briefsammlung.de/feldpost-zweiter-weltkrieg/konvolut.html>(2025年9月3日閲覧)

(7月7日)。

一方、当該日の国防軍発表には次のようにあります。

「第278歩兵師団は、ホッペ中將の指揮のもと、優勢にある敵に対して激しい防衛戦を継続的に、きわめて勇敢に戦い、重大な損害を与えた。敵による突破の試みは、この師団の不屈さによってことごとく失敗した」⁴⁰。

国防軍発表は、敵が優勢であることは認めながらもその攻撃を跳ね返していることを強調しているのに対し、ヴィルヘルムは何らかの情報源によって(「私が今聞いたところによると」)自軍が多大の損害を被ったことを知ったのです。そしてイタリア戦線だけでなく、西部戦線でも東部戦線でもドイツ軍が守勢に転じる中で、彼は次のような認識に至ります。

「今再び国防軍発表を聞いたところでは、敵がすでにロシアやフランスでどこまで進撃したのかということがわかれば、じきに正確なことがわかります。これ以上長くはもたないでしょう。戦争がもうすぐ終わることを願っています」(9月8日)。

次の一文からも分かるように、そうした判断はヴィルヘルムが身近で目の当たりにしている戦況からも確認されました。

「ペーザロでは堅固な陣地が我々によって強化されました。もし彼ら〔イギリス軍〕がこれを突破すれば、我々はもはや彼らを食い止めることがまったくできません。戦争もきっと長くは続かないでしょう」(9月5日)。

このように、ヴィルヘルムが家族へと書き送る手紙は、それを彼が直接目にしたということによっても信憑性や迫真性を増していました。「我々の塹壕がようやく完成したのですが、明日にはもう再び撤退しなくてははいけません。トミー〔イギリス軍〕が我々の隣の戦区で突破してきたからです」(8月18日)、「我々がこの前撤退したとき、敵がかなり我々の近くまで接近してきました。敵の歩兵がある高地を突如攻撃してきたとき、我々は狂ったように撃たなければいけませんでした。突進してくる歩兵めがけて、すべて命中しました。最後の銃弾が撃ち終わると、我々は直ちに迫撃砲を解体してそこから立ち去らなければなりませんでした。撃ち終わったばかりの熱い砲身を、山また山を越えて数キロ運んだことを、あなたがたにお伝えしたいと思います」(8月25日)などと、生々しい叙述が続きます。撤退や敗勢が、自らの経験と結びつけて語られたのです。

以上のように彼は、公的な情報源をつねに参照しながらも、その行間を読み、可能な範囲で個人的に情報を収集してそれと突き合わせ、その結果得られた判断を相手に送るという形で、情報(ナチ体制からすれば噂)を発信していました。自らその状況を経験したという重みが、その信憑性を下支えしていました。さらに故郷からの手紙によって情報不足を補う一方、休暇の見通しや知

⁴⁰ Die Wehrmachtberichte 1939–1945 Band 3, 1. Januar 1944 bis 9. Mai 1945, Köln, 1989, S.151.

り合いの安否情報などを故郷に提供していたのです。

こうした前線と銃後とのコミュニケーションのかたちをもっとも鮮明に示しているのが、空襲に関するやりとりです。大戦末期には、前線だけでなくドイツ本国においても空襲は激化していました。その意味で空襲は、前線と銃後が共有する暴力経験でした。無力感、感覚の麻痺、思考の停止など様々な感情が野戦郵便を通じて両者の間を行き交い、共有されていきます。ヴィルヘルムの手紙からも、空襲に関する情報がきわめて詳細に共有されていたことが伺えます。

「我々がまだ宿営にいる時に、突如高射砲が撃たれ、編隊はすでに我々の上空にいましたが、事前の警報はありませんでした。我々が外に飛び出る様子が、あなたがたにも想像できるでしょう。直ちにガスマスク、鉄兜と小銃をひつつかんで、毒を盛られた猿のように広場に飛び出しました。ベルトをすぐに手に取ることができないまま、外に走り出しました。自分の命の方がベルトよりも大事ですから」(4月20日)。

「今日の昼に英軍機が再び我々のもとを訪れ、かなりの数の爆弾を私たちの近くへと投下しました。ちょうど歩哨に立っていた一人は、完全にずたずたにされました。もう一人は重傷を負いました。でも私の身には何も起きませんでした」(7月1日)。

こうした生々しい空襲の様子が、次々銃後へと送られました。「あなたがたにも想像できるでしょう」という言葉にもあるように、それは銃後にも理解しうる暴力経験でした。そして実際、銃後でも空襲は激しさを増していました。そんななかヴィルヘルムは、ミュールハイムに住む家族から、知り合いから、そして国防軍発表から得られた情報を総合して家族が置かれている状況の把握を試み、それでも足りない情報はさらに家族に求めていました。「ところでお父さんは今防空壕に行っていますか。それとも家に残っているのでしょうか」(4月14日)と、父親の身を案じ、「四時間もしくはそれ以上防空壕に座っているというのは、実に忌々しいことです」(4月14日)、「危険が差し迫っていつも防空壕に走ってばかりだと、長期的には本当に気が狂ってしまいます」(11月4日)と、その感情を共有しようとしていました。一方で、激しい戦時暴力を前線で自ら経験したという自負のある彼は、「屋根にちょっとした損傷を受けたりガラスが割れたくらいでは、私たちはもはや不平を述べようとは思いません。そんなことは私たちはすでに何度も体験してきたのです」(10月29日)と、不満を述べる家族をなだめてもいます。空襲に関するヴィルヘルムの記述には、家族が被害を受けるのではないかという不安、心配に溢れています。

5. おわりに

噂を伝える側にとっては、伝える情報そのものよりも、情報を交換するという行為それ自体が重

要であるという点は、しばしば指摘されます⁴¹。特に危機的状況にある場合、自らの強い不安を誰かに話すことで、自分の気持ちを和らげることができます。人とのつながりや関係性によって、苦痛を軽減できるからです。その結果、噂や流言は「恐れや不安などの感情を説明し合理化する機能、不平不満をことばによって発散させる機能、願望を空想的に実現させる機能、あるいは好奇心を満足させる機能」を果たすこととなります⁴²。

他方、情報を交換すること自体に重要な意味があったのは、野戦郵便も同じです。何かを書き送ることによって人間関係を維持し、感情や経験を共有するのです。電報、電話、休暇による一時帰郷というほかの手段がほとんど利用できない以上、遅延や不着があったとしても、野戦郵便だけが彼らの「命綱」でした。そして手紙を通じて、前線における戦闘や空襲の生々しい様子が銃後へと書き送られました。ドイツ本国への空襲が激しさをますなかで、それは前線・銃後ともに理解できる、コミュニケーション可能なテーマでした。暴力経験を詳細に共有すること自体が、何よりも深い両者の感情的紐帯の表れでもあったし、彼らは互いの身を案じ、敵の空襲によって生じる感情を共有し、あるいはそれを宥めようとしていました。

そのさい、彼らの多くは正確な情報を得ようとして数多くの情報源に接し、そこから判断を下して、他者へとこれを伝えていることが野戦郵便からは見えてきます。このことは、「情報の崩壊過程として、人から人へと情報が伝わる過程で歪んでいくもの」として噂を単純に捉える理解の不十分さを示すものです。その意味で、「うわさは情報が崩壊していく一方なのではない。人びとにより情報が作りあげられていく過程でもあるのだ」という松田美佐の指摘は正しいと言えます。「人びとは噂に惑わされ、混乱するだけなのではなく、ある意味で冷静に合理的に噂に接し、理解・解釈した上で行動している」のです⁴³。さらに、叙述の迫真性、何よりもそれを肉親が伝えているということ自体が、伝えられる情報の信憑性を下支えしていたと考えられます。

その一方で民情報告書や『部隊のためのニュース』紙からは、噂の背景に「不確かさ」、将来への見通しがまったく立たないという「可測性」のなさがあったことが伺えます。「何がどのようにしてかはわからないが、ともかく自分を損ねるかもしれないものという予期・予感」⁴⁴に襲われ、そうした不安感に明確な言葉を与えようとして発せられる言葉は、しばしば勇み足や誇張を伴うこととなります。そこには、「信じたくない情報をあえて述べること」によって、最悪の事態に先回りして備えるこ

⁴¹ たとえば、ディフォンツォ前掲書、150頁。

⁴² 廣井脩『うわさと誤報の社会心理』日本放送出版協会、1988年、6頁。

⁴³ 松田前掲書、69、49、33頁。

⁴⁴ 早川洋行『流言の社会学——形式社会学からの接近』青弓社、2002年、69頁。

とによる「可測性」の回復⁴⁵、「そんなことはないという安心を得ようとする」自己解放⁴⁶、「コントロール不能な情動に対する防衛機制」⁴⁷という要素があるのかもしれません。さらに、党幹部に関する数々の噂からは、彼らに対する「非公式の世論市場」のありかが伺えます。

このように見てくると、噂とは、情報が欠如する中でできる限り正確な情報が得たいという切実な欲求と、親密な相手と繋がっていたい、感情を共有したいという同じく切実な願望のなかで、本人にとっては冷静で客観的な情報リテラシーと、非合理的な誇張や空想をも含む感情とが交差する場であるということが言えるでしょう。本報告では、その「入り口」と「出口」を論ずるに止まり、入り口から出口へと進む中で情報がどのように変質していくのかを丁寧に追うことはできませんでした。が、「非公式の世論市場」のありようを分析するためには、民情報告書などを通じて人びとが語っている内容を言説分析するだけでなく、人びとがどのような情報リテラシーを身につけていたのか、彼らがどのような感情を抱き、共有し、投影していたのかを「下から」明らかにすることが必要であるということ、そのさいエゴ・ドキュメントは決定的に重要であることは明らかにできたのではないのでしょうか。

⁴⁵ デイフォンツォ前掲書、139頁。「出来事の状況が複雑になればなるほど、見通しが利かなくなればなるほど、非公式のコミュニケーションが増加する。しかも、将来の状況を予期するというかたちで」(Franz Dröge, *Der zerredete Widerstand. Soziologie und Publizistik des Gerüchts im 2. Weltkrieg*, Düsseldorf, 1970, S.129)。

⁴⁶ 早川前掲書、53頁。

⁴⁷ Manfred Bruhn, Gerüchte als Gegenstand der theoretischen und empirischen Forschung, in: Bruhn/ Werner Wunderlich(Hg.), *Medium Gerücht. Studien zu Theorie und Praxis einer kollektiven Kommunikationsform*, Bern/ Stuttgart/ Wien, 2004, S. 13-39, hier S.26.

「虚偽と扇動: 黒死病の流行とユダヤ人虐殺 (pogrom) 、1348-51年」 に対する討論文

佐々木博光(大阪公立大学国際基幹教育機構准教授)

李報告の中心をなす話題は黒死病期のドイツで起こったユダヤ人迫害である。しかるに李報告ではドイツ語の参考文献が挙がっていない。とくに重要なのは、アルフレート・ハーファーカンプの1981年の長編の論稿とフランティシェーク・グラウスが1987年に刊行した大著である。これらふたつとその他を利用し、李報告を補足することを優先課題としたい。

李報告はルネ・ジラル流のスケープゴート論で黒死病下のユダヤ人迫害を説明する。したがって事件の前後関係は黒死病禍、ユダヤ人迫害の順であったと想定される。しかし上述のふたりの歴史家は、事件の前後関係がユダヤ人迫害、黒死病禍の順であったとみている。この事実はすでに19世紀の末に歴史家ロベルト・ヘーニガーによって指摘されていたが、1980年代になってふたりの歴史家によって改めて確認された。例えばシュトラースブルクにはふたりの独立した目撃証言があるが、そのいずれもが1349年の2月14日にユダヤ人迫害が勃発し、この都市をペスト禍が襲うのは夏至のころ、つまり6月中旬以降と回想している。その他の下ライン地方の諸都市には単独の目撃証言しかないが、事件の前後関係がわかる場合には例外なくユダヤ人迫害、ペスト禍の順に事件が回想されている。シュトゥットガルトにいたっては1348年の11月にユダヤ人迫害を経験し、この都市を黒死病禍が襲うのは1350年になってからという。

また中部ドイツのシュペッサルト地域の諸都市は黒死病の被害を免れた空白地帯であった。そこにはニュルンベルク、フランクフルト、ヴュルツブルクなどが属する。それ以外ではアウクスブルクも黒死病禍を免れたといわれる。黒死病の被害を免れたこれらの都市も、一様に1349年中にユダヤ人迫害を経験している。黒死病禍とユダヤ人迫害を必要以上に関連づけることに警鐘を鳴らす事実である。最後に下ラインから北ドイツにかけての地域では、目撃証言は例外なくユダヤ人迫害を1349年の事件、黒死病禍を1350年の出来事に数えていることを確認したい。

スケープゴート論との関連で、李報告は共同体内部の対立を緩和し、社会の結束を強化するためにユダヤ人がスケープゴートとして利用されたという説をとる。しかし社会的対立の内実に関する説明は乏しい。いったいどのような対立があったと想定しているのかを改めて伺ってみたい。一箇所それと思しき箇所がある。「民衆階級であるギルド構成員と支配階級(である市参事会員……評者補)の対立」、つまりここではいわゆるツunft闘争が想定されている。ツunft闘争の帰趨によってユダヤ資本がどちらにつくかが重要で、ユダヤ資本は支配階級に流入する傾向があったという。シュトラースブルクのようにユダヤ人迫害に都市内闘争が先行した都市では、そういう側面もな

きにしもあらずであるが、むしろ中世史研究は純粋なツンフト闘争の存在を否定する方向にあり、都市内の党派抗争に支配階級もツンフトも陣営に分かれて巻きこまれていたと理解するのが一般的になっている。

さて、上述のふたりの歴史家はユダヤ人迫害の原因をどのように考えているのであろうか。ハーファークンプは黒死病禍の影響をきっぱり否定し、当時勃発した王位をめぐる抗争に原因をみる。ルートヴィヒ4世が教皇によって廃位され、代わってカール4世が王位に登った。しかしルートヴィヒは対立王としてとどまり、ルートヴィヒ急逝後も彼の属したヴィッテルスバッハ家ゆかりのものが対立王として王位をうかがった。ヴィッテルスバッハ家はバイエルンの名門で、いっぽうカールの属したルクセンブルク家は新興の弱小家門である。即位当初、カールは強力な対立王に抗して自らの支持基盤を強化するのに苦戦した。カールは支持者に本領を安堵すると同時に国王大権(レガリア)のひとつであるユダヤ人大権を下賜する挙に出た。ユダヤ人大権は地域のユダヤ人から独占的に税を徴収する権限をふくんでいる。この大権が地域社会の誰かの手に渡ったことで、地域社会の勢力均衡が崩れた。ユダヤ人が居住する都市近郊の領主、とりわけかつての都市領主がユダヤ人大権を握るような場合、市参事会主導でユダヤ人迫害が起こった。いっぽう都市にユダヤ人大権が渡るような場合、市参事会はユダヤ人の保護に固執し、市内のユダヤ人高利貸しに負債を負う近郊領主に煽動された市内の反市会派がユダヤ人迫害の先鋒に立った。このような場合、えてしてユダヤ人迫害に先行して市政改革を求めるクーデターが勃発した。ハーファークンプは地域社会内の対立、権力構造の揺らぎにユダヤ人迫害の原因をみる。

ハーファークンプがユダヤ人大権の行方によってユダヤ人迫害を類型化したのとは異なり、グラウスはあくまでもユダヤ人迫害を一般化によって説明することを試みる。彼によれば、たしかにユダヤ人迫害が起きたときにペストの被害はまだ出ていなかった。しかし他所で起こっているペスト禍の危険情報はすでに各都市に届いていた。それが入ったときに市中に湧いた反応はユダヤ人に対する反感ではなかった。そのとき湧いたのは、それでも金持ちは助かっているという貧困層の憤懣であった。貧富の差による死亡率の格差が問題視された。疫病の蔓延を機に、潜在的に存在する貧富の対立が一気に顕在化する兆しをみせた。富者は貧者の蜂起が起こるのではないかと不安に慄いた。富裕層はユダヤ人が水源に毒をまいているといううわさを流すことによって貧困層の怨嗟を富裕層の一部、すなわちユダヤ人に誘導しようとした。ユダヤ人は社会の指導層によって避雷針として利用された。グラウスは自説を「避雷針説」とよぶ。共同体内の貧富の対立が昂じ、問題を先送りするために指導層によって危機管理の窮余の一策としてユダヤ人迫害が組織された。

ドイツで有力なふたつの説明を紹介した。李報告は都市当局のユダヤ人迫害に対する対応としてケルンの例を挙げている。避雷針説という自説でユダヤ人迫害を説明するグラウスは、ユダヤ人

迫害が危機管理という為政者の意図を越えて全般的な騒擾に発展するのを、つまり自分たちに牙をむくのを最後まで危惧した例としてケルンを挙げる。ケルンでは1349年の8月23日から24日の未明にかけてユダヤ人迫害が起こった。ケルンの市参事会はそれに先立ち1349年1月12日にシュトラスブルクの市参事会に書簡を送り、以下の問い合わせを行った。「ユダヤ人虐殺」から、

それ以上の衝突、損害が生じるかもしれないし、それによって一般民衆は騒乱を起こすことに慣れるかもしれない。こうしてこのような騒擾に襲われた都市や城市では、どこでも不幸と荒廃が生じている。

都市当局はユダヤ人迫害がより大きな騒擾に、さらに騒擾一般につながるのを危惧していた。もしかすると、李報告が挙げるユダヤ人家屋から一般家屋への延焼に対する憂慮を比喩的に読むことができるかもしれない。

ハーファークンプの権力構造論やグラウスの避雷針説、とくに後者は為政者の操作を重視する。しかしこれに対しては根強い批判もある。常軌を逸した民衆の行動を迫害の主因とみる見方である。しかしハーファークンプやグラウスは民衆の行動を決して看過しているわけではない。彼らによれば、民衆は為政者の操作に流されて受動的に迫害に関与したのではない。民衆も明確な動機をもって主体的に迫害に関与した。例えばユダヤ人金貸しに負債を負っていたものは、債権者の殺害によって負債が帳消しになることを期待していたふしがある。フライブルク・イム・ブライスガウでは、毒物遺棄の疑いで1349年1月1日にユダヤ人が彼らの建てた小屋に逮捕・拘禁され、裁判の有罪判決を執行するかたちで1月30日に焚殺が実行された。フライブルクの市会は、迫害に先んじてユダヤ人に負っている借金は無効とはならず、ユダヤ人に代わって市が取り立てることを通達していた。そのために事情に明るい12名のユダヤ人富裕層を助命してもいる。しかしこの措置がフライブルク民衆の輦蹙を買い、3月31日には市参事会に対する未遂に終わった謀叛があった。この一件を同日のフライブルクの証書は「ユダヤ人のせいで起こった騒擾」とよんでいる。ユダヤ人の迫害に、彼らに負っている負債の帳消しという動機があったことは間違いない。

またユダヤ人迫害によって持ち主のなくなった財産のことを、当時の史料は「ユダヤ人遺産」,Judenerbeとよんでいる。フランクフルト・アム・マインでは1349年7月24日にユダヤ人迫害が起こった。フランクフルトの市会はユダヤ人遺産の独占にこだわり、間髪を入れずにユダヤ人街を封鎖する挙に出た。しかし庶民は抜け目なくユダヤ人の金目になる遺品をもちだしていたようである。足がつくのを恐れ、他都市でユダヤ人の遺品としか思えないものを転売しようとするフランクフルトの庶民の姿が目撃されている。彼が携えていたのは、ヘブライ語で書かれたユダヤ教の典籍である。庶民にとってユダヤ人迫害は一獲千金のチャンスと映っていた。

彼ら民衆はユダヤ人の毒物遺棄のうわさを信じ、義憤に駆られて犯行に及んだのであろうか。いよいよ本会の統一テーマである「嘘と誤情報」に踏み込むことになる。李報告ではユダヤ人の「毒物陰謀論」が歴史上でどこまでさかのぼれるのかが問題になっている。この問題はいったんおくとして、ユダヤ人迫害史の研究上の手続きについて、ひとつ確認しておかなければならないことがある。それは14世紀の中葉をはさんでそれ以前と以後で史料状況が断然異なるという点である。それ以前の散発的な史料状況では、迫害の実在は確認できるが、迫害の輪郭を描き真相に迫るのは難しい。いっぽう14世紀中葉以降になると各都市で市史の編纂がはじまり、ペスト・ポグロムは多数の目撃証言にめぐまれる。もちろん中世の歴史叙述の信憑性については慎重な検証を要するが、検証に必要な文書記録も以前と異なり格段に増える。このため14世紀中葉のペスト・ポグロムに関しては、事件の輪郭や原因についてかなり確度の高い議論が見込める。

さて、ペスト・ポグロム期に流れたユダヤ人の「毒物陰謀説」に関しては、フランティシェク・グラウスによれば、その出元が確認できる場合にはもれなく為政者サイドから出ているという。民衆をユダヤ人迫害に煽動しようという意図が明白である。では、民衆はデマを信じ犯行に及んだのか。目撃証言のなかに語るものがあるように、毒がもたらすのは毒殺で、それが病死をもたらすと本気で信じるものはなかった。また、疫病がユダヤ人をも襲うことは誰の目にも明らかである。暴徒を動かしたのは正体不明のうわさなどではない。動機は別のところにあった。ただうわさのおかげで動きやすくなったということはある。うわさを信じるか信じないかによらず、犯行に対するブレーキが緩んだのは間違いない。「虚偽と扇動」という言葉で片づけられ、とかく見落とされがちな迫害のメカニズムを掘り起こすのも、歴史研究の課題ではなかろうか。

参考文献

- Graus, František, *Pest - Geißler - Judenmorde. Das 14. Jahrhundert als Krisenzeit*, Göttingen 1987.
- Haverkamp, Alfred, *Die Judenverfolgungen zur Zeit des Schwarzen Todes im Gesellschaftsgefüge deutscher Städte*, in: Ders. (Hg.), *Zur Geschichte der Juden in Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit (Monographien zur Geschichte des Mittelalters 24)*, 1981, S. 27-93.
- Hoeniger, Robert, *Der Schwarze Tod in Deutschland*, Berlin 1882 (ND, 1986)
- 佐々木博光「黒死病とユダヤ人迫害——事件の前後関係をめぐって」『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』52号、2004年、1-15頁。
- 佐々木博光「【研究ノート】—四世紀中葉のユダヤ人迫害——迫害の歴史がなぜくり返されるのかを考えるために」『西洋史学』213号、2004年、55-68頁。

佐々木博光「中世のユダヤ人迫害、その動機づけの歴史」『西洋中世研究』14号、2022年、43-62頁。

渡邊裕一「【研究動向・展望】帝国都市アウクスブルクのユダヤ共同体に関する予備的考察」『九州歴史科学』第52号、2024年、19-32頁。

渡邊裕一「中世後期アウクスブルクにおけるユダヤ共同体と「包摂する暴力」」『西洋史学論集』第62号、2025年、50-53頁。

「感情と情報リテラシーが交差するところ—第二次世界大戦末期ドイツにおける噂、ニュース、エゴ・ドキュメント」に対する討論文

崔成哲(チェ・ソン Chol 弘益大学校教養科副教授)

この発表文は敗戦がほぼ確実視されるようになっていた第二次世界大戦終盤のナチスドイツの中で、人びとの間に広まっていた「噂」、「ニュース」、「個人記録」が、当時のドイツ人の感情と心性、知識と情報、要するに精神的雰囲気にとどのような影響を及ぼしたのかについて検討した文章として拝見しました。つまり、「噂」と「情報」の関係について、より具体的に言えば、危機状況において人びとの間に深く入り込んだ噂や流言飛語などは実際に人びとに知識や情報という形で伝わるのか、そして人びとに対してどのような感情や心性を引き起こすのかについて注目したという点です。その意味で、まずテーマがたいへん新鮮であって興味をそそられたという点を高く評価したく思います。

歴史理論的な側面からは、「噂」は歴史学の敵だということができます。というのも、事実と真実に最高の価値を置く歴史学が、正確な情報なのかどうかを確認する根拠が存在しない噂や根も葉もない話、怪談、風聞、流言飛語、ゴシップ、都市伝説などを史料として利用するというのは想像もできないことだからです。しかし、少なくとも西洋においては、噂は歴史(歴史叙述または歴史学)と同時に始まったといっても過言ではないといえます。なぜならば、西洋で「歴史の父」と呼ばれるヘロドトス(Herodotos)は自身が書いた『歴史(*Historiai*)』において、噂、流言飛語などを史料として、また方法としても積極的に活用したからです。彼がギリシャ、エジプト、小アジア、メソポタミア、ペルシアなどを旅して収集した話の相当な割合が、風聞として広まり昔から伝わっている伝説的な話だったというのは、広く知られた事実です。しかし不幸にも、ヘロドトスが用いたこの歴史の技法は、すぐ次の世代の歴史家トゥキュディデス(Thucydides)によって徹底的に拒否され、そしてその伝統は19世紀初頭、ドイツで「歴史学」が誕生するときまで続き、噂は不正確な情報の源泉として歴史叙述や歴史学からおおむね排斥されてきました。そのため、この発表文の著者も「噂についての歴史研究はそれほど活発に行われてきたとは言えません」(1頁)と指摘しています。

もちろん「噂」を歴史研究の史料として用いることと、「噂」を歴史研究の対象とすることは、別個の問題であるかもしれません。ヘロドトスが前者を代表する事例だとすれば、後者を代表する事例としては、フランス革命当時、貴族の陰謀に関する流言飛語のために農民が蜂起し、最終的には封建制度の廃止宣言を引き出すことで農民革命の成功に至った「大恐怖(Grande Peur, Great Fear, Große Furcht)」事件を挙げるすることができます。私が理解する限りでは、この発表文は著者が意図したかどうかにかかわらず、前者(「噂を史料として用いること」)を土台として、後者(「噂を歴

史研究の対象に引き上げようとする事)を実現しようと試みたもののように思われます。すなわち、第二次世界大戦末期のドイツにおいて人びとの間でどのような噂が広まっていたかを把握した「国防軍の民情報告書」と、その噂についての政府の官用報道媒体である「部隊のためのニュース」、そしてその噂を扱った前線の兵士の「私的な書簡(野戦郵便)」などを土台として、そこに見られる噂が当時のドイツの人びとの考え、感情、行動などに対して実際にいかなる影響をおよぼしたのかを分析するのが、この発表文の趣旨であろうと思います。

このような基本的な前提において、論評者である私は、発表者の論旨と趣旨および内容におおむね肯定、あるいは同意するものですが、しかしながら指定討論者としての責任もありますので、次のいくつかの質問やコメントをお示しすることで討論に代えたいと思います。

1. この文章の目的:先ほどはこの発表文の目標と趣旨に対しておおむね理解し共感すると申し上げたのですが、やはり発表者ご本人の口から、この文章のさらに具体的な目標と趣旨をうかがいたく思います。発表者がこの文章を通じて明らかにしたいことは何なのかを知りたいのです。すなわち、(1)特定の危機状況において「噂」というものがどのような機能と役割を果たし、その属性と特徴が何であり、それが実際の知識と情報とどのような関係を持つのかを明らかにしようとしたものなのか、(2)もしくは、敗戦が迫る第二次世界大戦末期のドイツの劣悪な実像とドイツ人の不安、あるいは恐怖のような感情と心性などを、「噂」というメディアによってもう一度確認しようとしたものなのか、(3)はたまた、「噂」が持つ史料としての方法論的価値と重要性を歴史学的観点から新たに浮き彫りにしようとしたものなのか、など、この文章を計画してお書きになったもとの意図と動機が何だったのか、お答えいただきたく思います。
2. 「噂」に対する歴史研究の意味と価値?:噂を歴史研究の対象とするということはもちろん新鮮で興味ぶかいことです。しかし、目新しく面白くはあるものの、それがどれほど有意義で有用な作業であるのか、私にはよくわかりません。なぜなら、噂はまさに噂に過ぎず、歴史的事実や真実からかけ離れているケースがほとんどだからです。(特に危機状況において)噂を歴史研究の材料としたり、噂を史料として活用することは、人びとの感情の状態を把握したり確認したりする次元、すなわち「心性史(histoire des mentalités)」の次元ではおおむね有効かもしれません。しかし一般の歴史、特に政治史や社会史の分野で噂を歴史研究のテーマや素材として扱うには制約がたいへん大きくならざるを得ないと思います。この問題提起に対する発表者のご意見をうかがいたいです。
3. 方法論的問題(1):発表者は第二次世界大戦末期のドイツにおける噂を、(1)国防軍の民情報告

書、(2)政府の官用ニュース、(3)野戦から送られた兵士の手紙、の大きく三つに分けて調べておられます。そして前二者は民間人の中で広まった噂を政府の側から把握した「上からの噂（もちろん発表者は『上』からの史料」と表現）」であり、最後の一つは前線で兵士がじかに経験し、見聞きした「下からの噂」だと規定しています。ここで浮かぶ疑問は、当時の噂を把握するために調べたのがなぜこの三つのメディアのみなのか、ということです。民間人の中で広まった噂を把握しようとするなら、むしろ当時のドイツの一般人が残した数多くの個人記録、例えば手紙、日記、メモなどを史料として検討しておかねばならないのではないのでしょうか。もちろん兵士の野戦郵便も部分的にはそのような役割を果たすでしょうが、それは戦争を遂行する特定の人物の記録であって、極めて制限されたものとせざるを得ません。さらに政府ではなく民間団体や機関が発行した準公式的な記録、例えば新聞、回顧録、伝記などの出版物も一緒に考慮すべきではなかったでしょうか。そのようにしてこそ、当時のドイツ人が戦争の終盤に実際にどのような考えや感情を持っていたのか、という微視的な次元からの実像が、わずかながらでもより詳細に明らかになるのではないかと思います。

4. 方法論的問題(2): 上の3番目の質問と同じ次元でもう一つの問題を提起したいと思います。噂は本来的に被支配階級だけの専有物ではありません。一般人だけではなく支配階級からも、効率的な統治という目的をもって、したがって意図的に、広めることのできる世論戦または宣伝戦の主要な手段——噂とはまさにそういうものだと思います。その意味で、当時の政府の視座で、ドイツの民衆の不満を抑え込んでナチス政府をずっと支持し続けさせるように作り上げた噂も併せて検討してこそ、当時のドイツの戦争の状況に対する一般国民の考えや感情などをいっそう立体的に把握することが可能になるでしょう。まさにこれこそが真の意味での「上からの噂」であると考えます。
5. 論文構成に関する提言(提案): やはり3番目・4番目の質問と同様、方法論的または論文構成における私の見解を申し上げるのですが、この発表をさらに効果的にするためには、発表者が提示する噂の領域と私が提言するそれとを、それぞれ別個に扱って深く分析することが必要だと思います。すなわち(1)国防軍の民情報告書で把握できる一般のドイツ人の噂、(2)政府の官営ニュースで扱われた一般のドイツ人の噂、(3)当時のドイツの一般人が書いた個人記録(手紙、日記、メモ、出版物など)における噂、(4)当時のドイツ戦線の兵士が書いた野戦郵便物における噂、(5)ナチス政府と軍当局が意図的に広めた世論戦、宣伝戦の手段としての噂、など、それぞれが詳しく扱われる必要のある大きな主題・領域であるため、それぞれ別のテーマとして扱うことが効果的であるように思われます。あるいは論文の形をとるのではなく、いっそ

これらの噂の領域をひとまとめにして単行本という形で発表するのもよい戦略かもしれません。

6. ライティングの問題:最後に極めて細かなライティングの問題を一つだけ取り上げて終わりにしたいと思います。もちろん学者ごとに文章を書くスタイルは千差万別ですが、この文章は説明註があまりにも多く、文章を読むのに少し苦勞するように思います。説明註にある説明はできるだけ本文に移し、脚注はおおむね引用註をメインにされることをお勧めします。

このように問題提起をしましたが、歴史的危機の状況において噂や世論などが当時の人びとの考えや感情にどのような影響をおよぼしたのか、その力関係を明らかにするひとつの素晴らしい事例として、この発表は私に強いインスピレーションと刺激を与えてくれたという個人的な思いを申し述べておきます。長い討論文をお読み(お聴き)くださりありがとうございました。

第4セッション総合討論

司会（鄭恵仲）：こんにちは。第25回韓日歴史家会議総合討論会の司会を務める梨花女子大学の鄭恵仲です。25年目となるこのような一つの転換期の時期に、何よりも今回のテーマである「噂とフェイクニュース（誤情報）の歴史」について、かつての歴史学においては考えられなかったこのような課題について議論することになりました。今回の会議では、日韓から6編の報告が行われました。

これらをセッション順に紹介したいと思います。6編の論文は時代区分としては14世紀、17世紀、19世紀、20世紀、地域的には朝鮮が中心でしたが、琉球、ヨーロッパを網羅する非常に幅広いテーマを扱っています。内容は様々でしたが、噂がどのように生まれ、また変容していくのかという過程を追いながら記憶し、あるいは権力の歴史として統制される内容を分析するという共通した問題意識があったと思います。

この総合討論では、昨日行われた発表の重要論点を私が先に整理し、各セッションでは時間がなくて進めなかった討論と答弁、そして各発表に対して追加質問を受ける順序で進めたいと思います。第1セッションの曹永憲先生の17世紀初めの琉球王子済州殺害説に関する発表は、朝鮮、琉球、日本の間に記録された琉球王子殺害の噂と記録を比較した史料の検討と、済州出陸禁止令、朝鮮と明、そして琉球という当時の国際関係を立体的に分析されたものでした。これは朝鮮の記録、日本の記録、琉球側、特に朝鮮の情報がどのように変容して残されたかを示した研究として、17世紀の国際秩序の中における情報生産のメカニズムを解析した点が注目されました。これについて岡本先生からは4つの質問、安南王子殺害説と関連して済州島のみ出陸禁止令が出された理由とその効果についての質問、そして200年間の実効性についての質問を中心に討論していただきました。日本側の大知聖子先生の発表では、生成AI時代に歴史学が直面する最も重要な問題、フェイクニュースと情報信頼性の危機を中心にAIが生成する情報が歴史的事実とどのような緊張関係をもたらすのかについて深く議論していただきました。つまり、AIが事実を再現するのではないという点、情報拡散速度は速いが正確性を保証しないという点、その結果として、歴史家と一般利用者がともに偽情報と実際の情報を区分しにくくなる状況を指摘し、AIが歴史学の道具にはなれるが、歴史学的な判断を担うことはできないという原則を強調されました。これについて趙元熙先生が討論文で4点、特にAIの利点について質問されました。

第2セッションでは、伝達の過程における歴史的事実の再構成および変形について、蘇真瑩先生が黄嗣永帛書、そして歴史的記憶の再構成に関する内容を発表していただきました。学会でもよく知られている黄嗣永帛書を中心にテキストの伝承過程、編集の相違、日本学界での

再解釈と記憶の制度化を追跡しました。

この発表の重要な点は、事件の本来の意味より、誰がいつ、どのような脈絡で解釈したのかという点を、はるかに大きな力を持った記憶の政治学として実証的に示したという点です。第1セッションが噂情報の理論だとすれば、第2セッションでは事実と記憶というもう一つの層位の再構成を示したものです。

米谷先生の討論文では、日本の研究者が見た黄嗣永帛書の特異点のほかに二つの質問がありました。カトリックに対する朝鮮人の認識、邪教、西学といった内容そして朝鮮での告解問題を質問されました。また、日本史研究者から見た黄嗣永帛書の特異点も指摘されましたが、もしこの部分について追加で回答、あるいはもっと講評くださる部分があればお話いただければと思います。

次に、保科俊先生が発表してくださった噂を記述する際の試論は、今回の会議のテーマである噂とフェイクニュースの歴史を社会学の研究方法論を用いた発表でした。保科先生が討論の質問にお答えになりながら、関連の資料も紹介してくださいました。特に、噂とこれに関連する課題や問題点をメディアが記録、記述した史料の重要性を強調されました。

この発表に対して李炯俐先生からは、噂やデマがたとえ事実と異なっても歴史学の立場からはどのように評価すべきか、と質問されました。第二に、例えば1919年の民族自決主義の噂のように国際情勢に対する不確実な情報が集団行動につながった事例を虚偽と見るのか、それとも民衆が世界を認知する方式と理解するのかと問われました。

第三に、女性供出の噂のように、事実と関係なく恐怖を生む事例を歴史家がどのように解釈すべきかなど、噂が実際の歴史的経験と行動を作り出すとすれば、歴史学はその噂を、何ををもって、どのように記述し、解析すべきか？ という方法論的な質問を投げかけられました。

第3セッションの李相東先生の虚偽と扇動に関する発表は、噂が実際の歴史の流れを変えることもある強力な力を持つことをよく示していたと思います。

討論者の佐々木先生は、ドイツでの研究例に触れながら、ドイツ中部ヨーロッパのユダヤ人迫害の事例を紹介してくださいました。特に、ペスト期のユダヤ人迫害を単純に井戸毒殺説の噂で説明することには限界があり、各地域の政治、社会、経済構造が異なり、迫害の様相も地域別に異なるということを強調されました。

最後の小野寺先生の発表は、第二次世界大戦末期のドイツ社会を中心に、戦争末期の不確実性と恐怖の中で、噂、ニュース、エゴ・ドキュメントがどのように絡み合い、人々に世界認識と感情構造を形成したかを分析した内容でした。

崔成哲先生の討論文では、つきつめれば小野寺先生の発表文が何を語っているのか、つまり噂の研究を通じてどんな歴史的含意を示そうとしているのか、噂を歴史研究の対象とすること

への問題と価値について質問されました。それではまず、第1セッション発表者の曹永憲先生から、付け加えたいコメントなどがありましたらお願いします。

曹永憲：少し感じたことをお話したいと思います。昨日、岡本先生からとても貴重な情報とコメントをいただき大変勉強になりました。願わくば今回の会議が終わってからも、一緒に議論した日本の先生方と、噂の歴史について、特にこの17世紀前後を対象とした共同研究ができればと思うようになりました。

昨日の発表を聞きながら噂にも色々な階層があると思いました。大きく分けると、一般的な噂の他に、主に第3セッションで出てきた陰謀論、つまり意図的な噂と、一般の人々に流言のように流れていく噂、これらを区別して議論をすべきかと思いました。21世紀に入り、技術の発展と共にAIオンラインやデジタル世界で流れている噂、匿名で登場するネットユーザーの活動もあるでしょう。このように3つのレイヤーに議論を拡大しながら話ができると思いました。

昨日のセッションで李泰鎮先生が私の発表をお聞きになり、特に1600年代のこの時代については、歴史学界では17世紀の危機、17世紀のセンチュリークライシス、グローバルクライシスと言われており、政治的変動等の当時の諸様相をグローバルに進行する気候変動と関連させて検討してみるのが望ましいとのコメントをいただきました。私も実は明の滅亡を気候変動と関連付けることに関心を持っていたのですが、結果としてこのような噂がなぜ力を持つのか？という点に私の関心が集中していました。

噂がなぜ力を持つのか？という点について、今回の会議で示された様々なテーマの中で、戦争や気候変動、または政治的不安、これらを一つのまとまりとして見ると、既存の正統性や権威の弱体化、本来権威を持つべきある主体が弱体化する時、結果として噂というものが力を持たざるを得ない状況になるのではないのでしょうか。17世紀でもそうだったように、おそらく現在の21世紀にもそのような噂やフェイクニュースが力を持つようになるのは明らかであると考えます。本来中心とならなければならない力が権威を失い、自身の役割を果たせなくなり始めた時、噂がさらに強い力を持つようになる構造が垣間見えます。

17世紀初頭のこの時期に、なぜ噂が力を発揮したかということ、文禄・慶長の役、あるいは薩摩藩による琉球侵攻、さらに気候変動、東アジア各地に西洋人が入ってくることによる変化、当然そこには銃、火器の登場などが含まれ、当時の東アジアに住む人々、朝鮮あるいは明の人々を非常に不安に陥らせました。結果として李相東先生の発表でも触れられたように、ルネ・ジラルールのスケープゴート理論に出てくる抵抗する能力がない社会的弱者の集団に圧力が加わると、それを通じて残りの構成員が共同体内部の結束を強化する、そのようなメカニズム

として作用したということが、少なくとも琉球王子濟州殺害説にはぴったり合う一因であっただろうと思います。悲しいことに、当時これらに抵抗する力がない集団が朝鮮では濟州島という島であり、また李箕賓（イ・キピン）という一人の人であり、また朝鮮の外交対象としては明でもなく日本でもなく琉球という国だったということが、厳しい国際関係の現実を映し出しているのではないかと思います。最後に、第3セッションでも出てきましたが、噂は果たして歴史の史料として活用できるのかという問いについて一緒に議論してみたいと思います。

噂は口頭で、言語によって伝えられる媒体ですが、文字のかたちで誰かによって記録されます。結果として、記録となってさらに意味を持つようになりますが、文字として記録される過程で、主観が入ることもあり、そのことで歪曲にもつながります。さらにその内容が伝達される過程で、その歪曲された内容が拡散してしまうことになります。それが必ず間違っていて悪いとだけ解釈するのではなく、どういった状況で噂が増幅して力を持つようになるのかということ进行分析することによって、むしろそれが歴史において非常に大きな解釈の価値になるのではないかと、思いました。昨日も少し話題になりましたが、株式投資においては、結局のところ、株価の上下にも噂が影響を及ぼします。例えば、AI 関連株が上がるだろうと言われれば、根拠と関係なく AI 関連株が上昇します。そうなると、歴史においても AI を当然評価しなければならず、いざ AI が役に立たないとなれば、その瞬間に AI 関連株は暴落し、ブラックフライデーのような恐慌が起こり、歴史においても当然、分析の対象となりえます。韓国においても、以前は噂であった戒厳令がいきなり現実のものとなり、続く大統領選挙においては中国の介入が噂され、本当それが選挙に影響を与えるといったような、誰も解くことのできない問題によって韓国社会が分断されているといったことを見ても、50年、100年と過ぎた後は、非常に興味深い噂の歴史となり、かつ重要な歴史的史料になりうるのではと、思いました。

李相東：今の議論と少し関連するのでお話いたします。昨日の第3セッションで、佐々木先生から様々なアドバイスや批判をいただきましたが、その多くについては、共感し、同意する次第です。

今日の総合討論と関連して、嘘と扇動という側面から特にお伝えしたかったのは、戦争や危機あるいは疫病といった非常に大きな危機の状況に直面すると、人間は自己保護本能を發揮し、自分の生存が最優先価値になるのです。そうでないとしたら、ある危機的状況で、あるいは自己を犠牲にして、いわゆる殺身成仁を第一にするという方に対して、韓国社会において歴史的に評価し崇める理由がないのです。そのため、非常に窮屈な言葉ですが、人間は基本的に利己的な存在だということを認めざるを得ない。このことを疫病・ペストの流行という状況下で適用してみると、先ほどもお話にありましたように、既存の権威がすべて崩壊することになりま

す。

例えば、中世におけるキリスト教教会の権威は相当なものでした。信じよ。神を信じよ。そうすれば汝は救われるということだったのに、ペストが蔓延した状況で教会は何もできませんでした。法王は自らの命を第一として自身の部屋にこもりつきりとなりました。聖職者たちの中には自身の安全を優先して逃げる者もいました。つまり王を頂点とした世俗の権力、領主たちにできることは何もないのです。すると、政治権力と教会の権威は地に落ちるほかなく、失墜した権威を取りもどそうとすることになります。ここでプロパガンダ、虚偽事実の流布、陰謀論へとつながるのです。こういった脈絡の中で、昨日私はルネ・ジラールのスケープゴート理論や逸脱理論といった話をしました。もちろん、佐々木先生が指摘されたように、具体的な場所と時間を限定して議論すると、適用されない部分もあるのです。しかし、一般論的にはそのようなものであるということです。そのため権力側としては、民衆を惑わせ欺こうとすることです。

これに対して民衆はどうすればいいのかということ、権力側によって惑わされ欺かれ偽りの扇動と宣伝に乗ってそのまま従ってしまうか、あるいは欺かれまいという意識を持つ人たちは、悟り自らの信念を守り歩んで行くという、そのいずれかになるわけです。だからといって民衆は何ひとつ考えず、権力側が作り出したそのフレームの中で偽りと扇動によって翻弄されるのかということ、必ずしもそうではないのです。ペスト流行下の状況におけるユダヤ人虐殺の主体は、一体誰なのか、民衆によるものなのか、あるいは権力階級によるものなのかという、とても古くから長く論争になっているテーマがあります。

昨日の発表で私は、階級間において、それぞれの反応が異なっていたと申し上げました。先ほど申し上げたように、人間は基本的に利己的な存在であり、危機的状況に直面した場合、自身の存亡を最優先に考えるとされているので、民衆たちも自身の利害関係にしたがってユダヤ人を虐殺したのです。必ずしも権力階級が作った偽りの扇動、宣伝に惑わされたわけではないということです。

民衆階級は、長い歴史の中に残っていた宗教的、心理的または経済的といった様々な要因が複合的に作用して、ユダヤ人を叩き潰すのが民衆階級にとっては有利だということで、虐殺という行動に移ったということです。結論として申し上げますと、例えば危機的状況に直面した時、それぞれの階級や個人においては、自身の存亡を最優先とする傾向が大きかった。これは単に過去に限った話ではなく、21世紀の今も変わらないということを申し上げたいと思います。

司会（鄭恵仲）：ありがとうございます。お二人からは、噂が生じる状況下で発生する社会的

不安や危機、そして権威の崩壊という自然的でもあり、社会的かつ政治的な様相についてお話いただきました。

李相東先生が発表してくださった戦争、また、17世紀の危機といった時期的な面と関連して何か補足されたいとか、関連したご質問があれば、お話しいただきたいと思います。あるいは先ほど曹永憲先生が提起してくださったように、私たち歴史家は、一体このような噂にどのように対処していけばよいのかといった点についても、もう少し踏み込んだ議論ができればと思いますが、いかがでしょうか。

小田中：私、専門ではないですけれども、14世紀のパンデミックのあとに、権威や権力が弱まるというよりは、権威や権力が形を変えていくというふうに見ることもできるのではないかとこのように思っています。というのは、確かイタリアで黒死病が、ペストがジェノヴァから入ったときにイタリアで何が起こったかという、公衆衛生という概念がここで生まれてくる。英語では「パブリックヘルス」でしょうか。このような新しい形で、都市や、あるいはイタリアの場合では都市国家が権力のシステムをつくっていく、ということがあると思います。

公衆衛生というのは基本的には「人を生かす権力」、フーコーが言うところの「生権力」です。もちろん、それまでのように、都市を閉鎖してしまい、住民が死んでもしかたがないという方策もありました。ただし、それと同時に、新しいかたちの権力として「公衆衛生」というものが生まれてくる。あるいはすでに存在していたのかもしれませんが、それが前面に出てくる。このことを考えると、人間が危機に陥った場合に、なんらかの形で新しい形の権力や権威が再編成されていき、そのあと危機が終わると、新しい社会構造あるいは社会政治構造というものが形成されていくのではないかと感じました。

先ほどお話しいただいた琉球王子の件についても、やはり同じことがいえるのではないのでしょうか。明清交替のときには、かなり大きい形で中国の政治構造や社会構造が変わっていったといわれています。

危機によっていったん権威や権力が低下し、その後また新しい形で再編されていく……このプロセスを追っていくことが、われわれには必要ではないのでしょうか。

大知：今回のテーマに関して先ほど李相東先生がおっしゃっていた、危機になると、やっぱりわれわれという範囲だけを守ろうとするというのが、残念ながら人間の本能というか、性格的な特徴としてあるというご指摘は本当にそのとおりでと思います。ジュディス・バトラーの『非暴力の力』という作品の中でバトラーが指摘しているのは、われわれと思える範囲を、哀悼可能性、つまりどの範囲がかわいそうだと思えるか、同情できる範囲かというのを区切って、

その範囲だけはわれわれと認識して、かわいそうと思えるんですけども、それ以外の対象を敵として、死のうが何しようが関心ないというような、それがこの分断のシステムだということを描いています。

結論としては、もうみんながわれわれだと思っただけしか仕方がない。つまり敵なんていないと、全員われわれなんだというようなことを思わないと、世界平和というのは難しいという結論で、私は大変同意するのですが、今回の噂とか陰謀論というのはまさに敵をつくり出すシステムで、根拠がないのに、われわれと敵という形で分断をあおっていく構造だと思うんですけども、それがどのように発生するかというのは、やはり歴史学上すごく重要なテーマで、まさに今、分断の時代ですので、それを鋭くシステムを追求していくというのは重要だと思います。

ではわれわれと敵とならないように、分断をいかに解消して、みんなわれわれと思えるような、憎しみ合うような世界が解消され、分断が解消されるような世界というのは、実際どうしたら達成できるのかということまで踏み込むのであれば、今のこの危機的状況にも生きるようなテーマになってくるのではないかと思います。

佐々木：私はちょっと、われわれと敵という分断とは違うことを考えています。それは、昨日の討論の冒頭でお話ししましたように、ユダヤ人迫害が先にあつて、そのあとに黒死病が襲ってくる、という時間の順序になっています。おそらく、黒死病の噂というのは聞いていて、前代未聞の危険が迫っているということは分かっていたのだと思うのですが、そういう状況で、ユダヤ人を殺してその財産を奪おうということは、私は逆に、迫害者サイドで、ほかの人間が黒死病で死んでも、自分は生き残るのだという気持ちがなければ、そのような行動には出ないのではないかと思います。

自己保存衝動という形で、変な、そういう感情がどこかにあるのではないかなと私は理解しています。とことん民衆というのはずいぶん存在だと思っていますので、民衆史の人が語るような民衆はいないというのが結論になります。

それと、李先生がおっしゃったジラルの話に、ハーファーキャンプやグラウスは場所を特定することによって限定的な批判を試みているのではないかという指摘は、私は当たらないと思っています。地域を限定した研究をしている人はもっとほかにおいて、ハーファーキャンプとグラウスはそれを総括する形で、ハーファーキャンプはユダヤ人迫害を類型化という形で、グラウスは一般化という形で説明しました。ふたりの研究は地域の考察で部分的な修正を施そうとするものではなくて、デュルケームやジラルとは異なる論点を出そうとするものだったと考えます。

司会（鄭恵仲）：さまざまなお話をいただきました。一つは、危機的な状況に直面すると、ある権力によって別の権力が崩壊するといった権力の再編が行われる状況をイタリアの事例を挙げてお話してくださいました。これはおそらく朝鮮だけでなく、16～17世紀の明清交替期における中国、そして日本の場合においても、そのような権力の再編があったのではないかと思います。

都珍淳：今回の「噂とフェイクニュースの歴史」は、韓国史だけでなく東アジア史において非常に重要な 이슈だと思います。軽微な偽りやエピソード、天気予報の誤差のようにそのようなことが問題になるのではなく、私たちはいわゆる嘘が構造的に繰り返される時代に生きており、これは一体どのような時代であるのかということです。言い換えれば嘘をつきつつ、自分は真実を理解しているということです。

このようなことが一時的ではなく事案のかたちを変えながら繰り返されていて、それが私たちの集団的なイデオロギーや信条と関係があるところに、問題があると見ています。

また、今の時代に合わせて一つ追加すべきことは、メディアの多様性と偏向性、特にユーチューブと AI の問題は、嘘または現在のフェイクニュースの生産メカニズムにおいて重要な一つの変数として含めなければならないと思います。嘘や幻想は、時に人間が自分の信念に符合するように絶えず再生産され、事実を提示しても認めないということにもつながります。明清交替について、嘘とは少し異なりますが、明が滅びなかったという信念が朝鮮時代において200年、300年続くのですが、この信念がどのようにして消えていったのか、というのも一つの例です。

司会（鄭恵仲）：ありがとうございます。噂は本当かもしれないし、そうでないかもしれませんが、今韓国社会で起きている問題は、明らかに嘘であることを真実と思い込んでいる人が多く存在している、という点です。先ほど佐々木先生もおっしゃいましたが、民衆レベルの問題ではなく、相当なエリート層でもそうしたことが起きているというのが、韓国では何よりも大きな問題であると思います。

韓国社会において、人々の間で分断がもたらされ、不安になり、韓国社会においては政治的な不安要素が存在しているわけです。日本の場合は地震などの自然災害に対する不安などがあげられるかと思います。

日本と韓国を比較した時、どのような違いがあるのか、あるいは歴史的イベントにおいてこのようなことがあったといった話をしていただければお願いいたします。

小野寺：今回の議論にあたり、私は主に「下からの噂」という視点から発表を準備して本会議に臨みました。しかし、韓国側の研究者の方々が「上からの噂」に強い関心を寄せていることを知ることができたのは、大きな収穫でした。とりわけ 2024 年のクーデターをめぐる状況が社会的関心を集めていることを改めて認識し、非常に示唆を受けました。

日本においても、近年、外国人に対する差別的な言動を政治家が公に行う場面が見られますが、その主張がしばしば根拠の不確かな情報に依拠している点は看過できません。私はナチズム研究を専門としていますが、ナチズムは陰謀論の宝庫とも言える現象です。特に有名なのが『シオンの議定書』であり、ユダヤ人が世界を支配しようとしているとする、全く根拠のない陰謀論です。もっとも、この文書が偽書であること自体は、すでに 1920 年前後には広く知られていました。当時はその虚偽性を解説する書籍も出版され、ベストセラーにもなっています。さらにゲッベルスも、1924 年の日記の中で『シオンの議定書』を偽書と認識していたことが確認できます。しかし彼は、「議定書が事実であるとは思わないが、内なる真実を現しているものと信じる」とも述べています。

ここから示唆されるのは、歴史研究者が事実ではないものに対して「事実ではない」と批判し続けることの限界です。彼らにとっては、文書が偽書かどうかは本質的な問題ではなく、「そこに書かれている内容を信じたい」という態度が優先されます。言い換えれば、最終的には感情の問題が大きいのだと考えています。

先ほども指摘がありましたが、人間は信念に基づいて事実を解釈してしまう傾向が強く、私たち研究者が事実を提示するだけで社会に十分対応できるのかが問われている時代に入っているのではないのでしょうか。その意味で、どのように人々の感情に働きかけ得るのかという点を、私は常に考え続けています。

もっとも、それが歴史研究者の役割なのかという疑問もあります。本来、歴史研究者の仕事は事実を説明することであり、人々の感情をケアすることまで含まれるのかには躊躇があります。しかし一方で、感情に働きかけない言説が社会で受け止められにくいという現実も存在します。私はその点に強い問題意識を抱いており、ぜひ皆さんのお考えを伺いたいと思います。

李相東：最近韓国、日本を問わず、世界的にも政治的に混乱を極めている状況だと思います。それはインターネットや AI 技術、YouTube などのメディアの発展が、より多くの様々な物語を作り出し、さらに再生産、拡大できるような環境を整えているためだとも思います。韓国社会の話に戻ってしまっているようですが、これは韓国だけの問題ではなく、日本も含めた全世界的な問題だと思います。広く知られた話ですが、ヴォルテールの「私はあなたの意見には反対だ。だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」というテーゼは、今もなお

有効でなければならないということです。

韓国では、太極旗部隊という保守派の政治活動家やユーチューバーが街頭で、ドイツでも右派のデモ隊と同じように街頭で主張を繰り返して広がっていますが、彼らの主張がすべて嘘であることは聞く人はもちろん主張している彼ら自身もわかっていることでしょう。それでも真実だと主張したとしても、これらの問題に対して高い意識を持つ人たちが見ると、真実ではなく嘘であることはわかると思います。しかし、彼らの発言を制度的な装置で抑圧し、弾圧することは、これもまた反民主的であると思います。そのため私はヴォルテールのテーゼは依然として有効なものであり、これからも持続しなければならないと思います。では、我々歴史家はどの役割を果たすべきか、まず、歴史教育の重要性も同時に強調されなければならないと思います。ここで歴史教育というのは、民族主義的なものではなく、過去にどれだけ多くの宣伝扇動があり、民衆を惑わし欺いていたのか。これらのことを市民や学生たちが自覚できるように、そしてプロパガンダに惑わされることなく、宣伝扇動に乗らずに陰謀論にも同調せず、自らが判断できるような意識や力を育てることが歴史家の役割であり、歴史教育の目的ではないかと考えています。

そのような状況で、今回の会議の目的は、嘘と扇動、噂とフェイクニュースがどのように生産され拡散するのか、そのメカニズムを把握することで、少数の権力者たちが民衆を欺くために、噂とフェイクニュースを生産し拡散していることを認知できるようにする必要があると思いました。私が冒頭で「人間は利己的な存在だ」と申し上げましたが、これを認めなければならないということです。

しかし、それで終わりではなく、努力して克服し、究極的には世界平和、人類共栄に貢献することが、韓国の歴史家の役割ではないかと思っています。

曹永憲：鄭恵仲先生がおっしゃった日本と韓国の若干の違いを歴史的に考えることができる一つの素材として、先ほど都珍淳先生が触れられた明から清への移行期のことですが、明という強大な国家が 1644 年に滅亡し、清朝が成立した後、朝鮮の多くの知識人たちは依然としてその明朝の最後の皇帝の年号を記憶し数百年の間維持しながら、清朝を認めようとしないうる雰囲気がありました。フェイクニュースというわけではありませんが、小中華論的な意識も働いて現実を認められなかった。反面、日本は私が知っている限りでは、明清交替の情報を敏感に受け止めていたものの、一方でこれを心よく受け止める向きが無くもなかったようです。朝鮮とは対照的な反応ですが、これは日本には小中華思想がなかったからなのか、それとも大陸と海を隔てた島国という地理的要因もあったのか、ご教示頂ければありがたいです。

米谷：明清交替については、朝鮮の場合ですと朱子学の世界観というのをずっと大事にしたという強烈な思いがあって、明の滅亡というのを認めたくないという思いが強かったのではないかと思います。日本の場合は、日本にも実は小中華思想みたいなものはあるんですけど、一番有名な、山鹿素行か誰かだったと思うんですけど、孔子や孟子の軍隊が日本を攻めてきたらどうするのかという。そうしたら戦えと、そして孔子や孟子の軍隊を滅ぼせというのが、これが日本側の儒者の考え方なのでしょうけど、たぶん朝鮮の朱子学者はそうではないだろうなという気がいたします。

あと、明清交替、フェイクニュースと絡めて少しお話ししたいことがあります。日本の場合、先ほど曹先生がおっしゃられた、権威が上回ると噂が出てくるというのは、現在の日本においてはメディアの信頼性というものが非常に落ちてきていまして、原因の1つは、報道しない自由というのをマスコミが行使してしまっていることです。それで政治家の発言を切り貼りして、そういう報道をして、一方で政府が出す全編の動画みたいなのを YouTube とかに流されると、うそがばれてしまい、信頼性が落ちていくということですね。

だから結局のところ記者が、あまりにも活動家みたいな記者が多過ぎて、政局を発生させるためにそういう情報操作をしているようなことが、だいたい YouTube とかでばれてきちゃっているんで、それで流していくんですけど。もちろん YouTube を提供してる側の人間も、自分たちが気持ちのいい情報提供という偏り、偏向がですね、大きく言えばもちろんそうなんですよ。

韓国においてはマスコミを「言論（オルロン）」と言って、おそらく（朝鮮時代の「三司」すなわち司諫院・司憲府・弘文館のような存在であり、）日本以上に権威があったのではないかと思います。ところがそういったマスコミに属する人たちが発するうそにずっとだまされていた事例が日本にありまして、T.K 生『韓国からの通信』というもので、T.K 生と名乗る韓国にいる知識人が（朴正熙大統領による維新政権の非道を語るべく、極秘に）日本に情報を提供しているというもので、（雑誌『世界』に掲載された後、）岩波書店から出版されてベストセラーにもなりました。

実際には、当時（東京女子大学教授として）日本にいた池明観氏が、あたかも韓国にいるかのように書いていたものでして、のちに池明観氏自身が自ら執筆していたことを告白して、当時それを読んだ人々はだまされたというものです。でもあんまり問題になってないんですね。つまり左翼系の人のおそというのは、なぜか許容されているというですね。これおかしいだろうというですね。右翼の側から見ると、そこら辺のバランスが欠けているんじゃないかというですね。そういうような権威ある言論世界が、だましてきたということがばれるという、衝撃が大きいんじゃないかというですね。

だから韓国においても、たぶん革新と保守の対立。今日、実は、世宗路交差点の碑閣というところですか、そこで、悪魔中共を排撃せよっていう、すごい反中国の横断幕が出ていて、これはすごいやと思って写真撮ったんですけども。そこら辺の葛藤というのが、たぶん日本以上に中国に対する反感というのが割合、表に出やすい。日本の場合は忖度して絶対出さないの。激しく闘われているんじゃないかと思う次第です。

司会（鄭恵仲）：メディアに関して、保科先生からも一言お願いします。

保科：日本国内ではマスメディア、朝日新聞とか毎日新聞とかがすごく権威・権力を持っていた。それは1つには構造的に、第2次世界大戦のあとに新聞というメディアが権力を持ったと言えるわけなのです。

歴史的な経緯はいろいろありますが、第2次世界大戦後、日本がアメリカに占領されたときに、日本の民主化を進める際に新聞をどうするかという流れになったはずなんです。今のようインターネットとかない時代でしたので、情報源としてはやはり新聞がとても重要なわけだったのです。

新聞を読めば勉強になりますからということで、教育でも使われてきました。しかしふたを開けてみれば、さきほど米谷先生がおっしゃったとおり、いわゆる左寄りとかリベラル寄りと呼ばれているような紙面とかのほうは、ちょっと持ち上げられたりしてきたという、その言論界の歴史みたいなものがあるかなとは言えます。

そうした中でインターネットが台頭してきて、今度、TwitterとかSNSとかで、個人で自由に情報発信ができるようになってきたわけです。それに伴い今度は、人口減少、少子化とかによって新聞も読まれなくなり、新聞の権力とか権威というのがなくなってきたのです。その中で、それまで一部の指摘にとどまっていたが、新聞にはミスもありますし、誤報とかもたくさんありました。が、全部の新聞記事で間違いを訂正してきたわけでは決してなかった。2011年以降東日本大震災のときでも、やはりちょっと報道には問題がたくさんあるということで一部のジャーナリストや右寄りの方からも指摘がありました。ついでにフェイクニュースの話で補足をさせていただきますと、今のような日本のメディアの環境の流れがある中で、ご存じのとおりインターネット上ではフェイクニュースが盛んに叫ばれてきましたし、では新聞の権威・権力がなくなったので今後、その対策どうするかということで、特に2016年のトランプ大統領誕生以降にメディア業界では盛んに叫ばれるようになってきました。その後、どういう流れになったかと言うと、新聞社とか、あとは要するにインターネットの業界団体、具体的にはGoogleやヤフーといったいわゆるプラットフォームと呼ばれている会社がフェイク

ニュースを流しているのは利用者側であって、私たちは運営側として場所を提供しているだけなので責任がないという立場で活動をしてきたと言えます。ちょっとプラットフォームの側にも責任があるじゃないかとなった。その状況の中で、プラットフォーム側の人たちが対策として1つ打ち出してきたといえるのは、ジャーナリズム等の人たちとマッチングしたのが、いわゆる最近行われているファクトチェックと呼ばれている活動になります。

このようなことがあって、今はその流れで、最近の日本の国内ではインターネットとかで、いわゆる右寄りの方とか左の方とかが政治的な発言をしていて、情報の検証とかが問題視されております。その中において最近、ここ数年では、やはり日本国内では選挙が起こるたびに新聞記者等がファクトチェックと呼ばれていることを行ったりしています。ファクトチェック団体っていうのがありますが、そういったメディアが情報発信をします。一方でネット上では、いわゆる右寄りの方が左のほうを、おまえたちが言っていることはデマだ、実際はデマじゃなかったりもするんですけども、デマだと言って、左側の人は右のほうの対立陣営のほうを、おまえたちの言っていることはデマだと言ったりしているのが毎回というか、現状としてあります。

司会（鄭恵仲）：お話ありがとうございました。噂が作られる環境やその噂が生産、記述されるメディアの状況について、日本と韓国のケースについてお話いただきました。特に、日本だけでなく韓国でも様々なフェイクニュースが飛び交う状況で、フェイクニュースに対するファクトチェックしなければならないことが非常に重要で、これは歴史学の問題ではなく、コミュニケーションメディア学とか新聞放送学の方で取り扱わなければならない問題のように思います。

最近、韓国では学生たちにコミュニケーションメディア学の人気が非常に高いです。そして中国から留学に来る学生たちにも新コミュニケーションメディア学関連の学部の人気が高い状況です。

このような状況の背景として、文献よりも映像が中心となっている状況にも関係があると思います。フェイクニュースと噂について、どのように学生たちに教えなければならないのか。李相東先生の指摘のように、上手に教えることも重要と考えますが、これと関連して生成 AI に関する議論も行えればと思います。

生成 AI と関連して申し上げますと、私は今学期に学生たちにレポート課題を出していません。担当する学生の数が多いこともありますが、学生たちがレポート課題作成する場において、AI を使用することを私の方でコントロールすることができないため、AI を活用して書いたのか、学生本人が直接書いたものであるのか区別がつかない問題があります。

AI にはこうしたデメリットもあれば、メリットの部分もあると思います。昨日の議論では AI がアイデアを提案してくれるなどの有用性があるとの指摘もありました。果たして私たちが教育を行う時に、AI の活用について、歴史学者として学生たちにどのように教え、語るべきか、AI の活用に対する規制をかけるとか言った部分で、私たち歴史学者が担う部分もあるのではないかと思います。これらの点について議論を続けていけたらと思います。

大知：さきほどの質疑応答でもありましたけれども、AI が役に立つ場面もあるのではないかなと思う一方で、日本語のことわざで、百害あって一利なしと言いますが、AI に関してはそこまでは言いませんが、ほんの一利のために百害を生み出しているシステムだと私は思っています。AI の仕組みからすると、人間の正解パターンを非常に多く学んでいるので、先ほどお話にあったように、ある定型文を作ることは、すでにパターンが決まっているので、非常にうまく作れるわけです。自分が一生懸命直したものと同じようなレポートが生成されるという、そういう仕組みなのです。

ただ、学生への教育面から言うと、学生はやはり大学で技術を習得する、学問を習得することが一番の目的であるのに、それを全部生成 AI にさせてしまうと、自分で研鑽を積むという機会が全部奪われるわけですね。生成 AI に何か簡単に質問してそれで答えを出すなんてことは、別にわざわざ大学に行かなくてもできることじゃないですか。大学の一番の目的は、本来なら技術を獲得する、最低限の知識を習得する場所なのに、習得する気がなくなるわけですし、自分が一生懸命書いたレポートよりも、生成 AI が作成したもののほうが、一見するとうまく書けているのであれば努力しなくなるわけですね。

そのため、この生成 AI というものは本来的には、インターネットが使えるなら生成 AI もすぐに使えますというような感じで、世界的に流布させる技術ではないと考えます。2024 年に生成 AI 関連でノーベル賞 2 つ取りましたけれども、1 つがニューラルネットワークという生成 AI の核となる技術を発見したヒントン氏ですね。もう 1 つがタンパク質の構造解析で、この過程においては、人間がとても処理しきれないようなパターンの中から正解パターンを見つけるという研究で、生成 AI にとっては非常に向いている方法だと思います。このようにラボの中で限定して研究目的のために使うことが、本来の生成 AI の生かし方だと私は思っています。

ただ、現実問題として、特に OpenAI のサム・アルトマンは完全に拝金主義ですので、生成 AI がドラえもんのようになんでもできる技術というように、意図的に誇大広告をして、どんどんお金を集めて流布させようとしているわけです。昨日のセッションで説明したように生成 AI の仕組みからすると、とてもドラえもんなんて生まれえない技術なのですけれど、わざと誇

大広告を出して、どんどん世界中の人に広めようとするという、今の資本主義というか、新自由主義の悪い側面が前面に出てきてしまっている技術なのですね。

本当はラボに限定してほしいような技術ですけれども、これだけ拡散してしまい、特に今の若い人たちはもう生成 AI を使うのが前提になりました。これまでわれわれは Google 検索をしていたわけですが、Google 検索して、出てきたホームページをクリックしていき情報をたどるという検索の仕方から、直接生成 AI に聞き、その答えをうのみにしてしまうというフェーズに残念ながら移ってしまっています。

その中で、やはり歴史家は昨日申し上げたように、過程が明確なものでないと歴史学の史実として扱えないということを、聞いてくれる人は少ないかもしれないですけれども、粘り強く言い続けていくぐらいしか、道はないのかなと思います。

先ほど小野寺先生が、今はもう感情の時代になっていて、たとうそだと分かっているも感情的な部分で飛び付いてしまうというような時代になってきているとおっしゃる中で、私の提案はどれほど実効性があるのか分からないですけれども、80 億いる人類の合意を形成する場合、感情におもねるとするのは、もう完全に憎しみの連鎖になってしまうため、やはり科学者としてはそういった方法は取りたくないの、仕方なく科学にすがって、こちらの方法のほうが合理的な合意の形成ができますというのを、教育の場で粘り強く言っていくしか方法がないのかなと思っています。ほかに何かよい方法があるなら、ぜひ皆さんの意見を伺いたいです。

伊藤：大知先生の昨日のご報告と今のコメント、非常に私も賛同する次第です。今の報告を聞きながら、先ほど李相東先生と、それから小野寺先生がお話しになられた、幻想を信じることによって再生産される。事実を知っても、それでも自分の信じる、あるいは信じたいことのほうを選んでしまうという傾向によって、拡大再生産されていくという話と連結する部分が非常に多いかなと思いますのが、最近経験した話ですけれども、大学で韓国語の中級クラスの授業を担当しておりまして、人間関係に関する文章を読み、そのあとでフリートークを行ったのですが、そのときに、悩み事があったら誰に相談しますかと聞いたところ、クラスの中の少ない数の学生たちが、AI と答えたのです。これを聞いて、ぞっとしまして、AI の仕組みを理解しているとかと、学生たちに聞いたのですが、仕組みはなんとなく分かっているが、それでも自分の求めている答えを言ってくれるので、安心するというようなコメントが返ってきたのです。これは学問というレベルではなく、人間の根本に関する危機という側面があるのではと、非常に危機感を抱いております。そのため AI というものの仕組みと使い方、危険性といった部分を、腹を決めて学生に教えざるを得ない立場にいるのではないかという感情を最近強く抱いています。

先ほどの鄭恵仲先生がお話されたレポートの問題は、もちろん私も同じ経験をしておりまして、毎週毎週つらい思いをしていたりもしますけれども、それも併せて AI との向き合い方という点で、われわれができること、何があるんだろうと考えますと、もちろんそれは小野寺先生がおっしゃった、そこは歴史家の役割なんだろうかとこの疑問も持ちつつ、少しずつ試行錯誤をしていく必要があるのかなと、考える次第でございます。

米谷：伊藤先生からお話のありました、悩みがあれば AI に相談するという件ですが、日本の週刊漫画雑誌に連載された『カイジ』や『アカギ』という、賭博や麻雀を題材にした漫画で出てくる有名なセリフがありまして、「詐欺師はいつも優しい顔をしている」というもので、AI も同じように思ったほうが良いのではないかと思います。AI にも『カイジ』などを読みこませて、漫画に出てくる、うさんくさいキャラクターがいつも優しい顔して主人公をおとしめるということを学ばせるしかないのではないかと思います。

フェイクニュースに関してちょっと付け加えたいことがありまして、昔はこうした誤情報を出すにはものすごい、エネルギーや予算が必要になるわけで、国家権力とか NASA といった巨大権力がつくるものと限っておりました。

『カプリコン・1』という映画をご存じないでしょうか。1978 年にピーター・ハイアムズ監督の作品で、NASA が火星に有人着陸させるという計画が、途中で機械の故障で失敗するといっって、もう時間がないからといっって、どこかのスタジオに火星を再現して、撮影して、火星に着陸したという様子をテレビで放映してしまえば事実になるといっって、それを実際に行ってしまったんですけど。ところが、地球から無人の宇宙船を火星に飛ばして戻していく途中で、この宇宙船が地球に再突入するときに燃え尽きてしまい、搭乗員が全員死亡してしまうことになり、今度は、きのうまでは君たちに死んでもらっては困ると言っった人が、悪いけど君たち死んでもらうことになるよといっって、地の果てまで追い掛けるという、ものすごくブラックユーモアの映画です。

こういった巨大権力がつくるのがフェイクニュースの卸元だったんですけど、トランプ大統領が誕生してから、CNN のほうがフェイクニュースなのじゃないかと言ってきて、トランプ以降フェイクニュースの意味というのがなんか変わってきてしまっっているような気がしています。

CNN の報道といっえば、象徴的なのが、BLM 暴動のときに燃えさかる火災を前にレポーターが、おおむね平和的なデモ行進がなされまっしたと報道して、今も YouTube でアップされてるんですけど ([CNN Reporting on the Riots "FIERY BUT MOSTLY PEACEFUL PROTESTS"](#))、そういうので全てばれてしまっっているということなんです。だから、やはりフェイクニュースをつくるのは権力の側ではなくて、だいたい報道自体が、これ権力の側に私は立っっていると思うのですけ

れども、そういうのが明らかになってきてしまっているのではないかというのが現状ではないかと思っています。

小田中：フェイクニュースに対して歴史家がどこまで対応すべきかというところについては、今回会議に参加している小野寺さんと、それから 2023 年にソウル大学で開催された第 23 回るときにコメンテーターとして参加した田野大輔さんのお二人のナチス研究者が実際にネットや SNS 上でそれを実践しておられまして、特に今は、田野さんが中心となって、具体的には X（旧 Twitter）上で出てきた史実と違うことについては片っ端から「これは違う」、専門家の目から見ると違う、ということを指摘しています。ものすごいエネルギーが必要な活動です。

さらに、お二人は、共著で『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』という本を書かれて、学術書としては珍しくベストセラーになりました。そこでは、世間でいわれているさまざまな「ナチスは悪いこともしたけれどもいいこともした」という言説の「いいこと」の部分について、実際にしかしそれはもうすでになされていたとかいう形で修正をする本を出されました。

それについて当然ながら SNS 上では、いや、そんなことはないだろうという意見が出てくる。それについて田野さんと小野寺さんたちがなさっていたのが、毎回エゴサーチをして「これは違います」ということを、おそらくはほぼ 24 時間ネットに貼り付けて対応されていたのだと思います。できれば小野寺さんにその辺のことを披露していただくとよろしいかと思います。

小野寺：『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』では、一般に広く共有されている「物事には必ず良い面と悪い面がある」という常識的な発想を取り上げています。この前提に立つと、「研究者はナチスを一面的に悪と断じているが、別の視点から見れば評価できる側面もあったのではないか」という議論がしばしば提示されます。具体的には、アウトバーン建設、子育て政策、環境政策、動物保護、健康政策などが例として挙げられることが多いでしょう。

しかし、「民族共同体」という理念は、包摂される人々と排除される人々を同時に生み出す構造を持っていました。いわゆる「良いこと」とされる議論は、多くの場合、排除された人々がどのような境遇に置かれていたのかを意図的に視野から外し、包摂された側だけに焦点を当てて成立しています。私はこれを「トンネル視線」と呼んでいますが、要するに、自らが見たい部分のみを切り取って全体像を判断してしまう姿勢です。そこには、「ナチスにも良い面があった」という結論へ到達したいという感情的動機が先行しており、本書ではその構造を分析しました。

こうした問題意識を踏まえて、ここからは本日の議論に関わる点に触れたいと思います。私

のネット上での経験から言えば、個人のアイデンティティーに結びついた歴史認識ほど、反論が困難なものはありません。例えば、日本でしばしば見られる噂として、「ナチスが源泉徴収制度を創設し、それを日本が導入した」というものがありますが、これは事実ではなく、同制度は 1920 年にヴァイマル共和国によって整備されたものです。この点を指摘すると、多くの人は比較的容易に納得します。なぜなら、それは個人のアイデンティティーとはほとんど結びついていないからです。

一方で、「物事には必ず良い面と悪い面があるはずだ」という信念は、しばしば人々の自己認識や世界観そのものに関わっています。「ナチスにも良い面があった」と聞くことで安心感を覚えたり、自分は多面的に物事を見ているのであって一面的な研究者とは違うのだと感じたりする場合があります。こうした認識は世界理解の枠組みに深く根ざしているため、いくら事実を提示しても説得が難しい場面が少なくありません。

先ほど大知さんが言及された「敵か味方か」という構図にも強く共感しますが、歴史認識はしばしばそのレベルにまで接続されてしまいます。その意味で、歴史研究者がどこまで社会を説得できるのかは、極めて難しい問題だと考えています。

では、私たちは今後どのように向き合うべきでしょうか。率直に言えば、この課題を歴史研究者だけで担うのは困難だと思っています。歴史学と社会のあいだを媒介する、いわば「歴史コミュニケーター」とでも呼ぶべき役割が必要ではないでしょうか。研究者の第一の使命は、検証可能な知見を社会に提示することであり、社会の感情的反応まで包括的にケアすることは、本来の職務範囲を超える側面もあります。

したがって、歴史学と社会のあいだに摩擦や齟齬が生じた際、それを翻訳し、対話を促進する専門的な担い手を育成していく必要があると感じています。研究と社会的コミュニケーションの双方を同時に高い水準で担うことは、並大抵のエネルギーでは成し得ません。だからこそ、大学という場で、そのような人材を意識的に育てていくことが重要ではないかと、近年強く考えるようになりました。もっとも、現時点ではそのような職域が十分に確立しているわけではなく、容易な道ではないとも認識しています。

洪宗郁：大知先生や小野寺先生に、ナショナリズムと歴史学の関係についてお聞きしたいと思います。韓国社会の状況を紹介する意味で少し申し上げますと、韓国社会の一部では古代史を中心として似非歴史学がすごく流行しています。内容は史料に基づかず、朝鮮半島の古代国家の偉大さを主張し続ける内容で、ショービニズム、国粋主義といった内容のものになり、最近ではインターネット上で SNS などと結合し、拡散している状況です。そのため、韓国の歴史学者はこのような過度な傾向を批判することに注力しなければならない状況です。先ほどお

話いただいた歴史コミュニケーターとも関係がある問題なのですが、先月韓国で全国歴史学大会が開かれたのですが、ここに参加した 30 の学会が連名で、似非歴史学を批判する声明を発表しなければならないといった状況にあります。

もちろんこのような似非歴史学を批判しながら歴史学者自らも自身を振り返ることになります。私が行っている歴史学も結局はナショナリズムに基づいている状況で、彼らのナショナリズムを批判する資格があるのかといった自己警戒も必要であると思います。昨日、大知先生の発表の中で、歴史学は社会のインフラだという話をされており、私のように悲観的になっている歴史学者に希望を与えてくださいました。これと関連してナショナリズムと歴史学の関係、先ほどおっしゃった歴史コミュニケーターといった方々が、ナショナリズムを煽る側面もあるので、そのようなことと関連してナショナリズムと歴史学の関係について意見を伺いたいと思います。

佐々木：歴史コミュニケーターというのに関心を持ちました。そこでお伺いしたいのですが、その歴史コミュニケーターに AI を使うということはできないのでしょうか。先ほどのお話ですが、学生の多くが AI に相談すると答えるのならば、それを逆手にとって AI をそこに動員することはできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。洪先生へのお答えと併せてお聞かせください。

小野寺：一例として、ホロコースト生存者の証言データを AI に学習させ、利用者が自由に質問できるようにしたウェブサイトがあります。そこでは、本人が過去に残した証言データベースに基づいて AI が応答する仕組みになっており、比較的有望な試みだと感じました。想定外の質問に対しては「その質問には答えられません」と表示されるため、実際に語っていない内容を作り出してしまうリスクも抑えられています。こうした AI の活用には異論もあるかもしれませんが、一つの可能性としては検討に値するでしょう。

また、AI の利点として、利用者がどのような質問をしても心理的な負担を感じにくい点が挙げられます。人間相手であれば、「この質問は恥ずかしいのではないか」「愚かだと思われな
いか」「何度も尋ねると迷惑ではないか」といった遠慮が生じがちです。しかし AI であればそうした配慮が不要であり、ときに無礼あるいは素朴に見える質問も含めて、率直に投げかけることができます。そうした特徴を踏まえれば、AI を歴史コミュニケーションの補助的手段として開発する可能性は、確かに考えられるのではないかと思います。

ナショナリズムと歴史学の関係についてですが、私が最も懸念しているのは、歴史学が社会的・政治的な問題を直接批判することで、「歴史学対社会」という対立構図が生まれてしまう

ことです。このような図式は非常に不幸であり、学術的議論が単なる政治的立場の表明として受け取られてしまう危険があります。歴史学が一つの政治勢力にすぎないと見なされてしまえば、学問的な信頼性そのものが損なわれかねません。その意味で、研究者とは異なる立場の人々が橋渡し役となり、説明を担う状況は必要ではないかと感じています。

もつとも、仮に歴史コミュニケーターという役割が成立するとしても、彼らは社会の多数派の感情をある程度受け止めながら語りかける必要があるでしょう。そうでなければ、人々に届く言葉にはなりにくいはずです。そのため、ナショナリズムそのものを根底から批判する役割は、歴史コミュニケーターには担いにくいのではないかと考えています。むしろ、一定の感情的前提を社会と共有したうえで、「古代帝国に関するこの理解は史実とは異なります」といった具体的な修正を行うことが主な役割になるのかもしれない。

一方で、私たち研究者は、より根本的な前提から批判を行うことが多く、その時点で感情的な拒絶反応を招いてしまう場合があります。それが社会的合意形成を難しくしている側面もあるのではないかと感じています。だからこそ、研究者と社会が直接的に衝突する状況をどのように回避し、建設的な対話の回路を設計できるのか——その点が今後きわめて重要な課題になるのではないのでしょうか。

大知：引き続き AI の話ですけれども、私はデジタル・ヒューマニティーズというコミュニティーに参加しているのですが、そこでは西洋史で AI ソクラテスというソクラテスに直接質問できるというものを今、開発しています。一般的な生成 AI はネット上の本当に雑多な情報から集めているんですけど、この場合は集めるソースを西洋古典原典だけに限定している技術ですので、ネット上のヘイトとかデマとかを学んでないような限られたデータベースから答えを出すことによって、正確性を担保しようというような試みもされています。

そのため、学生さんがあえて ChatGPT でなく AI ソクラテスに相談するというほうを選ぶのであれば多少、普通の AI よりはまともな回答が出てくるのかなという気がします。ただ、結局はどれだけやるかっていうことです。今、やはり資本主義のもとで行われているので、どれだけ人気が出るのかが重要ということ。歴史学分野の AI に相談というのはないわけではないというのがお答えです。

あと、ナショナリズムについてですけれども、歴史学をやっていると、すごく悩みます。きのうもレオポルト・フォン・ランケを紹介しましたがけれども、あの時代にあのような実証史学というのがそもそも確立されるのは、やはり国民国家の形成とすごく関わりがあって、国家が国民という、まさにベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』をつくるための仕掛けの1つとして、われわれはなんとか人だ、日本人だとか韓国人だとか、そういった意識を高める

ためのツールとして歴史学が利用されてしまっている側面があるので、今のランケスタイルの歴史学を進めていくことによって、やはりナショナリズムを高めることへ加担してしまっているという、そのもともとの原因というのを私も強く感じております。

ただ、現実的にアイデンティティーを持ってしまっている人が多いわけですね。われわれは、私はなんとか人ですとか。そのような中で、偽の物語ですね、先ほどおっしゃったような、完全に根拠に基づかないのに自分が気持ち良くなれるうその物語、うその歴史というのが進んでしまうと、やはり対立をあおるようになります。

これを言うと、少しまた話が混乱すると思うんですけど、私、皆さんにぜひ伺いたいこととして、20世紀のポストモダンの衝撃というのがあったわけじゃないですか。歴史学の中では言語論的転回ってというのがすごく大きな衝撃で、結局、私はランケのような実証史学、つまり科学的な歴史ということを強調していますけれども、その科学っていうものが、ただのイデオロギーにすぎないっていうことがもう暴かれた今、なぜ科学というのにすがらないといけないのかっていうのをすごく悩んでいます。

つまり科学の根本というのは実験・観察ということで、観察、見たものは存在するという信念に基づいて行われていて、それがあある側面、すごくうまくいったので飛行機も発明され、スマホも発明されという、応用の部分では大変うまくいきました。しかしポストモダンにおいて、見たものは存在する、つまり、言葉と実在を対応させる方法は存在しないことが指摘され、科学はコアの部分が完全に死んでいる理論になっているわけです。そうすると、やはり歴史学で一番問題なのは、ホロコースト否定論とか、南京大虐殺否定論になります。もし歴史学が科学を捨て去ってしまうと、否定論もじゃあ物語の1つとして価値があるじゃないかということで、否定論を否定する材料がなくなってしまうわけです。そこで構築主義というのが失敗した扱いになってしまって、やはり先祖返りみたいな感じでランケの実証史学に戻ってるっていう部分があるんですけども、理論として科学というのは成り立たないのに、なぜ科学というものを採用しないといけないのかというのが私のすごく悩んでいるところです。

生成 AI の仕組みが何も分かってないのに結果だけをうのみにするのはプラグマティズム（実用主義）で、役に立てばいいじゃないかという、無責任な立場であると批判したのですが、私がこの科学的な立場にすぎるともやっぱり結局はプラグマティズムです。なぜなら今の世間の多くの人々が、やはり見たものは存在すると信じています。例えば男女という区別、男女二元論というのは相変わらず信じている人がすごく多くいる世の中で、じゃあどうやって人々の合意を形成するのかというと、やはり科学的な、歴史の場合だと、きのう紹介したような経験的証拠によって説得する以外、説得の道がないと思って私は選んでいるわけです。そのため、科学は絶対正しいとか客観的だからということを選んでいるわけではなく、今の社

会を構成している多くの人が信じている信念の下、ではいかに憎み合わずに合意を形成するかということで、科学という手法を採っているということです。ただ、今のトランプ政権下でアメリカは科学を捨て去りました。こういう感情に任せて科学的なことを言ってももう聞いてもらえないような時代で、いったいどういう手を打つべきなのかというのが、やはり私の悩みです。

コミュニケーターというのは大変有効的な、実用性のあるご提案だと思うんですけども、ほかにも何かご提案があれば、ぜひ研究者の意見を聞きたいと思っています。

司会（鄭恵仲）：曹永憲先生お願いします。

曹永憲：さきほどの歴史コミュニケーターの件で補足させてください。韓国では歴史コミュニケーターという名前で、ネット上で非常に大きな影響力を持っている人たちがいます。話の内容自体は水準が低く、どうしたものかというサイトもあります。しかし、コミュニケーション力はとても重要だと今日も改めて感じています。一体どんな方式で歴史家や歴史学者たちが、世の中とコミュニケーションを図るのかということについて検討すべき文明史的な転換期を迎えているのではないかという気がしています。

読書教育に取り組んでいるある方から聞いた話ですが、人類が読み書きを通して力を発揮していた時代は、今年がもう最後かもしれない。今後はますます読み書きの能力が落ちる人類が生産され続けるのではないか。15世紀以来、いわゆるグーテンベルクや直指心体要節以来、文字を書くことは人類の本能に反する行為なので、文字を書くことを無理をしつつ学んだ人々が19世紀に増加し、20世紀の最後に最高潮に達している時代を生きることについてただ感謝し、今後は大学の新生たちがChatGPTを使用しても、識字力が落ちても、それは人類文明の流れであるため認めなければならない、という悲観論も語っていました。

このような状況の下で、歴史学者たちが古い方式、非常に古いものではありませんが、10年、20年あるいは30年、40年前の方式を、今も有効な方式として信じているのではないかということも感じました。先ほど洪宗郁先生が指摘されていましたが、韓国では歴史学者たちが世の中とコミュニケーションをとる際の重要な方法として、60年代、70年代によく行われた方法ですが、最後の手段として連名で「声明」を発表するということがありますが、この方法があまりにも頻繁に使われているのではないかと感じています。もちろん、そうすることでマスコミにも注目され、記者たちが取材のために集まりはしますが、最近はあまり反応がないのも事実です。

世の中に対して何ら影響力のない方法でコミュニケーションを図ろうとしています、これ

を諦めようというのではなく、デジタルネイティブが登場しているこの時代に、既存の読み書きのリテラシーを重視しながらも、新しい世代とコミュニケーションが可能な方法を考えることが必要でしょう。今回の会議での議論がここにいる 40~50 人で記憶がとどまるのではないかと心配でもあります。今はオンラインでもつながることができ、誰でも参加することはできるわけですが、若い学者やマスコミとのつながりが少ない点が残念です。

歴史コミュニケーターの話私たちが聞くことができれば、とにかく聞いてみれば何か活用できる方法があるのではないのでしょうか。インターネットや SNS を活用して、誰かが検索して、日韓の歴史家たちによってこのような議論が 2025 年 11 月韓国ソウルで行われていたんだということを人々に知ってもらえればと思いました。

司会（鄭恵仲）：都珍淳先生お願いいたします。

都珍淳：蘇先生に質問ですが、「黄嗣永帛書」が記憶と忘却というフレームを通じてどのように登場するのか、とても緻密に明らかにしてくださいました。

黄嗣永帛書の主張について、権力者側から見ると反逆者のようにとらえることができますが、蘇真瑩教授はどのようにお考えでしょうか。また、朝鮮後期の平民の立場、さらにはカトリック教徒たちはどのようにとらえていたのでしょうか。国家というフレームから離れた記憶と忘却という観点からお伺いしたいと思います。

蘇真瑩：ご質問についてお話したいと思います。まず、昨日の米谷先生の討論文でも示されている日韓のカトリック教徒の違いについてですが、日本のカトリック教徒も非常に厳しい弾圧を受けて、殉教者も出ているにもかかわらず、黄嗣永帛書のような要求は出されなかった、したがって 1930~1940 年代に帛書を読んだ日本人研究者たちの目にはとても特異に見えたであろうというのが、先生のお話でした。

この点についてお答えするためには、日本の歴史をよく理解していなければならないのですが、私自身そうではないため、単純な基礎的な日本史知識に基づいてお話したいと思います。当時の徳川幕府は物理的にも非常に力を持っていた。一方で 18 世紀末から 19 世紀初頭にかけて、朝鮮は物理的な力が比較的弱い状況にあり、国が社会に及ぼす物理的な力の差が、実は非常に大きかったと思います。

また、日本の場合は、イエズス会や外国人宣教師の影響を受けて文書を残した一方で、朝鮮の場合はそうではなく、朝鮮の教徒たちが直接書いた文書しかないといった違いがあると思います。そのほかに国家をどのように考えるのかといったことも文書におけるニュアンスの違い

として出てくるのではないかと思いました。次に米谷先生がおっしゃった洋船請来と関連してですが、実は私はカトリック教徒ですが、そこまで考える必要はないと思います。

18 世紀末に朝鮮が直面した危機とはどういったものだったのかという前提が必要になります。カトリック教徒弾圧事件が起こる前に朝鮮では「鄭鑑録」という本が流行しました。「鄭鑑録」とは、南方の海から鄭氏の姓を持った人が大船団とともに現れて朝鮮を転覆させようとするという噂が記されたもので、大流行しました。当時の朝鮮ではこれを非常に深刻な問題として、鄭鑑録を流布させた者たちを取り締まりました。これがカトリック教徒弾圧事件の直前に起こった事件です。

また、18 世紀末に西洋の軍艦が本格的に朝鮮の海岸近くにも姿を現し始めるようになり、カトリック教徒たちも軍艦を目にして大きな問題として報告されるようになりました。

カトリック教徒は自分たちが弾圧を受けた場合に、外国から派遣された軍艦に宗教の自由を認めてほしいと訴えれば、宗教の自由が認められるのではないかと考えたのは事実だと思います。国の立場からすると、これはまさに鄭鑑録事件と重なって非常に深刻な事態であったでしょう。カトリック教徒の立場からすれば、これが宗教の自由につながるものだと見ていたことでしょう。洋船請来という問題について朝鮮時代においてどのように見ていたか、ということについては答えるのが難しいのですが、カトリックの司教たちがどのように見ていたのか、というのは少し興味深いことです。

例えば、1859 年に黄嗣永帛書を初めて読んだダヴェルイ司教は、話にならないとして、黄嗣永帛書に対して非常に批判的な立場をとっていました。黄嗣永帛書に関して、昨日の発表で申し上げたように、ダヴェルイ司教やカトリックの側では殉教者の部分だけを引用し、その他の外国から派遣された軍艦に対して朝鮮における宗教の自由を求め、中国の属国にといった話は出てきません。ダヴェルイ司教だけでなく、ムーテル司教も同様に黄嗣永帛書について問題視していました。

カトリックに対する弾圧により多くの殉教者が発生すると、これについては傍観できないわけですから。できればカトリック教会側もその国でうまくやっっていこうと考えます。ムーテル司教の場合、例えば日本による植民地統治期に、総督府側と親しくしていたことで多くの批判を受けます。こうした姿勢は、ある意味ではカトリック教徒を保護するために可能な最善の策だったかもしれません。いずれにしましても、その地域を治める統治者たちと良い関係を保つ方法を探ることが確かにあったと思います。そして、洋船請来については、カトリックについて研究している方々から話を聞いてみると、理解が難しい部分があります。当時、ヨーロッパから果たしてそのような大規模な軍艦を朝鮮に送ることができたのか、軍事史的にもはっきりしない問題です。例えば外国の海軍と朝鮮の陸軍とが戦っても、朝鮮国内の内部事情がよく

わからないため、勝てるはずがありません。

ただ、黄嗣永について研究しながら、黄嗣永自身の立場から申し上げますと、同じ信仰を持つカトリック教徒の多くが弾圧により殉教した事実直面しつつ、洞窟の中で鬱憤を募らせながら書き記したのではないかと思います。

噂について申し上げますと、噂によって人はどのように行動するのか、人々が噂を信じるのが問題ではなく、噂によってどのように行動が促されるのかという点は非常に興味深い部分であり、私たちが分析しなければならない点だと思います。噂自体が行動を呼び起こすものではないのですが、噂によって人々が集団的行動を起こすのは、噂と行動を結び付ける道徳的に正当化可能な論理と真実が存在し、その真実と道徳的正当性が周りの人々の中で承認され、共有されるためだと思います。そのため、その道徳的な正当性を支える土台は何なのかということを理解する必要があると思います。それは国かもしれませんし、宗教かもしれませんし、あるいは他のものと結びついたら何かであるかもしれません。また彼らが作り上げ、構成した論理はとても興味深いものです。内面的に自分たちに非常に完結性があると考えているわけですが、おもしろいのは完結性があるというよりは、噂を信じる人たちが行動に移すのは、複合的であるという特徴があります。つじつまが合わないことを複合的に操作して構成する。ただの直感で形成されているので、非論理的なのに内部的には論理的だと理解している、そのようなロジックを持っているということです。そのため論理的に批判するのが非常に難しいわけですが、そういったところがあるのだと思います。そして、彼らが自らの正当性、妥当性を支えるために使うレトリックを把握しない場合には、噂というのが偽物のように見えるという問題が生じるようです。人々が噂を信じるのは蓋然性があるためですが、その蓋然性を構成するものが何か、ということ进行分析することが研究者の役割ではないかと考えるようになりました。

飯島：今回の3つのセッションで出された問題の分析の仕方とか、議論されている内容に私はとても関心を持っています。かつ、こういうことをやるのが歴史学だと思うので、強い感銘を受けました。

その点を踏まえて2つ、私も感想というか意見を言いたいです。1つは、ちょっと今日の話題からずれてしまうのですが、「新型コロナのパンデミックをどう歴史化するか」が私の課題で、いろいろなことに取り組んでいます。30年後にそれを分析する歴史学者がいたとしたら、何を史料として使うかということを意識して残そうと思っています。ただ、私の周りには、噂とフェイクニュースだらけなので、何が事実かということを確認するときには何を扱うかは極めて困難な問題です。そうした問題はより広がっているので、ますます難しい時代になると思います。

今あえて30年後と言ったのは、30年後にはここにいらっしゃる方はだいたいお元気だと思うので、いくらなんでもパンデミックはなかったというふうに言う人はあまりいないような気がします。しかし100年たつと分かりません。たいしたことなかったというふうに言う人がたくさん出てきて、なかったことになるという可能性は捨てきれないと思っています。事実、20世紀初めのインフルエンザのパンデミックはみんな忘れていました。コロナのパンデミックが来たときに、20世紀初頭にもありましたね、とみんな確認したわけです。

そういうわけで、どういう問題が起きるかを考えるとき、先ほどの実証的な研究に話を戻すと、史料の残り方によって、いろいろな形の実証的な分析ができるのですが、非常に限定的な史料でそれが行われざるを得ないといえますか、それは分析する側の問題ではなくて、史料とはそういうものなので、結局、歴史学者が使うために史料を残してはくれないから、つまり、残ったものでしか分析できないわけです。

ですからコロナに関しても同じようなことが起こるだろうと思います。また、私はなるべくいろいろなものを残そうとしているんですけど、それは歴史学が社会に介入することなので、それをどうやるか、介入してもいいのかということについて、私は毎日、いろいろな疑問を抱きながら進めているということです。

もう1つ、先ほどからの議論で、大知さんがポストモダンの話をされました。歴史学はどういう責任があるか、どうしたらいいかということをおっしゃっていました。その点に関して、私の経験をちょっとだけ申し上げると、現在、長崎大学の熱帯医学研究所におりまして、熱帯医学研究所は私以外は全員理科系です。理科系の人に私の言っていることを説得するか説明するときの方法、こつをお教えします。私は実験をやっていますって言うことにしています。それはなぜかと言うと、史料を探してそれを分析して残す作業をしているので、それは私にとっての実験なので、理科系の皆さんがやっている実験と同じことをやっていますというように説明します。そうすると結構な人が納得しますから、そこからスタートして文理融合とか言ったほうがいいたらと思います。

文理融合が失敗している最大の原因は、おそらくこういったことをお互いに言わないということだと思います。やっていることの方法はあまり変わらないのです。結果が出てくると、あまりめちゃくちゃなことが言えない、めちゃくちゃなことが言えないと、ある種のフェイクニュース的な要素とか誤情報の要素というのは狭まると思います。そういう努力を積み重ねていくことが、今日の話はコロナを想定して言っているんですけど、もっとあっていいかなと思っています。

だから歴史学はもうちょっと自信を持って、人々にこうですと言ったほうがいいたらと思います。ああでもない、こうでもないって言わないというのが分かったことです。全てに通じるわけで

はないんですけど、私が心掛けていることです。少し離れたことも申し上げましたけれど、おそらく通底するところがあると思うので、印象を申し上げました。

司会（鄭恵仲）：ありがとうございました。本日の総合討論では、噂に対する様々な対応、歴史学者たちの技術等についてどのように話を進めていけばよいか悩んだのですが、噂が生産される環境やその結果から始まって、噂が現れた場合の様々な国家における危機、その中での噂の変容といった形でお話を進めさせていただきました。そしてまた、噂が記述されるメディアの多様な状況、その中で私たち歴史家がどのように対処しなければならないのか、という話についても、議論頂きました。そして、歴史学においてAIを活用する上での問題点についても触れました。この点に関連して歴史コミュニケーターや現在開発中のAIソクラテス、現代のデジタルネイティブ世代に合わせた研究の還流方策など、ご参加の先生方から様々な話を聞かせて頂きました。

また、黄嗣永帛書の話を通して、歴史学者が噂やフェイクニュースに接した際の姿勢や重視して研究すべきポイントについて気づかされた気がいたします。

さらに、歴史学者の役割として、史料をそのまま研究するだけでなく、後世の研究者のために史料を収集、分析する作業も必要であるという大変重要なご指摘もいただきました。非常に意味深い総合討論だったのではないかと思います。

今回の会議では、日本と韓国の歴史研究者が「噂とフェイクニュースの歴史」というテーマでそれぞれの研究領域から、歴史的な流れについて議論することができました。特に噂とフェイクニュース、誤情報の問題は、ある一つの地域や特定の時代に限らず、今日のデジタル環境にも依然として有効かつ普遍的な問いであるという点で、私たちが今後進むべき方向性を提示してくれたと思います。

お忙しい中にもかかわらず、貴重な研究成果を発表くださった先生方、さらに多様な批判と深い問題意識を提示してくださった討論者の皆様、会議をご清聴くださいましたすべての参加者の皆さんに深く感謝を申し上げます。今回の議論が日韓両国の学問的交流をさらに豊かなものにし、今後の研究と交流に新地平を開くものとなることを願っております。ありがとうございました。

(了)